

粕川村誌

題字  
金  
子  
裕



皇太子殿下、同妃殿下をお迎えして



美智子妃殿下を迎える



ねむの木の子守歌碑



粕川の源赤城小沼



赤城神社旧地と推定される 宇通建築遺構状況

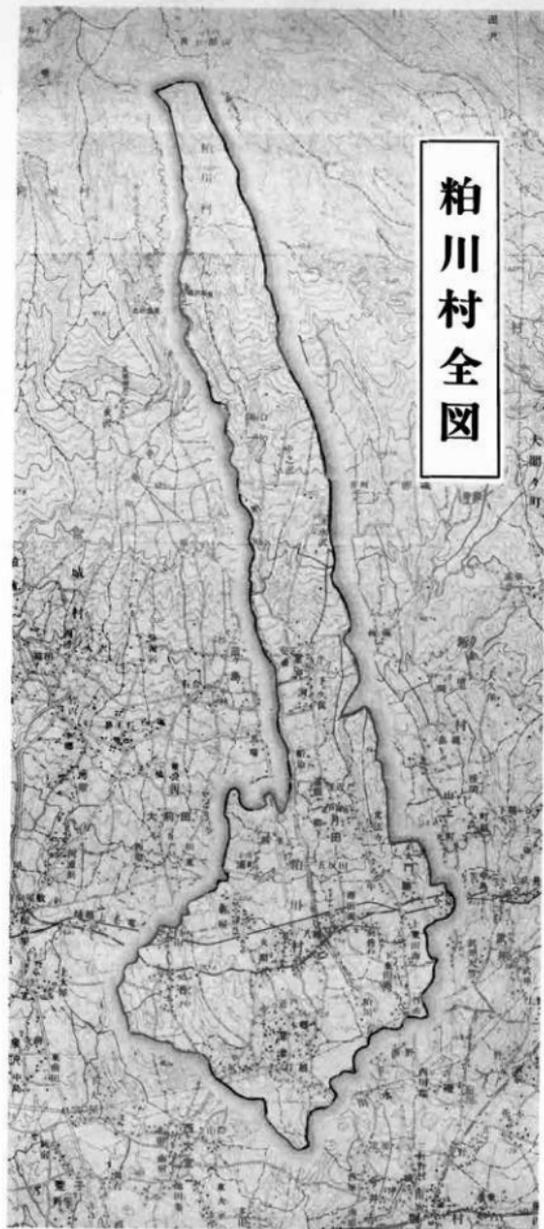


柏川村役場



柏川村福祉センター

柏川村全図



## 序



時の流れのあまりにも早く、世の移りかわりのめまぐるしさにおどろきます。

さらには人の為す偉大な業に目をみはっております。

人は月面におりたち、また生命の細胞まで創り出そうとしております。

数年前まで米の生産拡大に莫大な投資をし、現在ではその抑制に大量であります。

住民の願った工場誘致運動は公害を招いて排斥運動に変わりました。

消費経済の進展は、我々の生活も人情も道徳も、すべてのものをかえつつあります。

勤儉の徳など昔話となり、辞書からも消えそうであります。

「一九七〇年代」という呼声と共に、時代は急速な転換をはじめた感があります。

一九六〇年代の幕開け間もなく、私は村長に就任しましたが、その職をひく今、ふりかえて今更ながらに今昔の感一入であり、歴史の流れを思います。

昭和三十八年春、村長就任間もなく私は村誌編纂の計画を発表し、村の各界の賛同を得て、予算化もして議会の了承を得ました。

当時の社会状況の中で、町村合併の勢はかなりに強く、数年にして「粕川村」の名前は消えていくのではないかと

考えられておりました。

柏川村の灯が消えない中に、柏川村の人々の手によって柏川村を書き残したからであります。

いい村誌を編纂するということは至難の事業であります。自分の村の歴史は是非とも自分の村の人々の手によって書き綴られなければならないというのが私の念願でありました。

やがて村誌編纂委員会を組織し、時の群馬大学教授尾崎喜左雄先生や、県議会図書室長萩原進先生の御指導をいただきました。

豊富な資料をあつめる為には村民の意志を結集しなければなりません。その雰囲気づくりをする為には、村民全体に呼びかけて埋れた史実の発掘に心掛け、広く原稿を求めて「柏川村文化財」の出版に着手しました。

村内の同好の士からの原稿は続々に提出されて、間もなく十一集までの刊行に及び更に特集までいたしました。

一方、文化財保護条例をつくり、文化財保護委員会、専門委員会を組織して村の歴史に対する認識を高めていきました。

しかし村誌としてまとめるということはむづかしく、完成予定の四年が過ぎた時には編纂は序についたばかりで殆ど目に見えないという状況でありました。

幸い私は村長に再任されましたので計画はそのまま続行することが出来ました。

それからまた四年の才月を経ました。昨年から友人の群馬県議会図書長丸山知良先生に編纂の主幹をおねがいして仕事をすすめ、ようやくしてここに完成のはこびとなりました。

ここに至るまでの丸山先生のお骨折、斎藤良太郎先生をはじめとする多勢の執筆者のなみなならぬ涙ぐましい御努力には只々感謝して頭をさげる次第であります。

現今の社会の進歩は人情をかえ更に世代の断絶というおそろしい現象さえ招きつつあります。先人の歴史は我々をはぐくみ、吾々のきづく歴史が新しい世代をつくる筈であります。

柏川村民の歴史、この一隅のはたらきは人間社会の限りない発展につながります。

「柏川村誌」が広く読まれ、人々の魂の糧となつてこれからの世界にすばらしい光明をひらくであらうと信じて序とします。

昭和四十六年四月

柏川村誌編纂委員長 金子裕



## 序に寄せて



悠久の大古より饗える赤城山はわれわれの心のよりどころとして磐石であります。わが粕川村はこの赤城山の真南に位置する純農村でありますから、朝夕に赤城山を望み生活しているのであります。古代からのわれわれの祖先が耕作しつづけてきた大地は、いまここに拡がり、耕やされつづけている大地なのであります。そして、ここに成長した文化はわれわれが継承し発展させてゆくのであります。營々として耕作された農村の文化は時と共に発展してゆかねば

ならないのであります。

赤城の神を拝する信仰は宇通遺跡の発見と共にわが粕川村の重要な歴史の原点となりました。この作業はつづかれ研究を積み重ねていただくように配慮いたし度いと存じております。古代における東国の一つの文化圏の中心地を形成してきた粕川村なのであります。

明るい文化と生活はいつも望むべき村政の姿勢であります。国においても地方自治体においても福祉優先がさけられております。粕川村はこの点でも先導者たるべく努めてきたのであります。

ここに『粕川村誌』が発刊のはこびに至りましたことは、われわれの祖先の足跡をしのび、先輩の業績を思うと共に伝統を生かし得て将来の展望への資にいたしたいと念願した村民の意志が結集されたのであります。明治百年を期したこの事業が、新しい世紀への第一歩を踏み出す刻に顕現されたことは誠に意義深いものがあります。

前村長金子裕氏の発意によりすべての柏川村民の協力によって、村内有志の奔走となり、編さん委員各位の献身的努力が実ったことに謝意を表すると共に、執筆にあたられた斉藤良太郎先生、編集を担当された丸山知良先生をはじめとする諸先生方にお礼を申しあげます。

昭和四十七年晩秋吉祥日

柏川村長 真 下 文 雄

目

次

序	.....	柏川村誌編纂委員長 金子 裕
---	-------	----------------

序に寄せて	.....	柏川村長 真下文 雄
-------	-------	------------

□ 絵

皇太子殿下・同妃殿下をお迎えして／美智子妃殿下を迎える／ねむの木の子守歌碑／柏川の源・赤城小沼／赤城神社旧地と推定される宇通建築遺構  
状況／柏川村役場／柏川村福祉センター／

赤城のすその

位 置	.....	二
村の地名	.....	五
地名の由来	.....	八

村の歴史

一、古 代	.....	三
(一) 無土器時代	.....	三
(二) 縄文時代	.....	四
(三) 弥生時代	.....	二
(四) 古墳時代	.....	三
(1) 柏川村の古墳	.....	三

二、中 世

(一) 膳 城	.....	五
(二) 女 淵 城	.....	五
(三) 深津村の系図	.....	六
(四) 近戸大明神	.....	六
(五) 北爪家文書	.....	六
(六) 中世の石造美術品	.....	六
(七) 古 城 跡	.....	八
(2) 柏川村の土器	.....	六
(三) 仏教文化時代	.....	五
(1) 火 葬 墓	.....	五
(2) 元三夜沢の御殿と赤城	.....	五
信仰	.....	五

三、江戸時代

(一) 明 細 帳	.....	二七
(二) 牧野氏の時代	.....	三六
(三) 前橋風土記より	.....	三三
(四) 赤城山の山境論	.....	二四
(五) 赤城神社と村の神職	.....	四六
(六) 正徳の検地	.....	四七
(七) 五人組のこと	.....	四八
(八) 年貢の割付と拵済目録	.....	五九
(九) 渡世向取調	.....	六三
(十) 柏川用水	.....	六四
(十一) 用水奨新築	.....	七三
(十二) 幕末の村方	.....	七五
(十三) 村 三 役	.....	七六
わが柏川村	.....	七九
一、柏川村のすがた	.....	八二
(一) 土地面積	.....	八二
(二) 人口統計	.....	八二
(三) 柏川村の苗字	.....	八二
(四) 村誌(明治十年)	.....	八〇
二、地 質	.....	三三
一、仔内酒造店二百メートル深井調査	.....	三三

村の行政……………二五

一、名主区戸長時代……………二五

二、戸長時代……………二七

三、粕川村の成立……………二九

(一) 歴代村長……………二九

(二) 歴代助役……………三〇

(三) 歴代収入役……………三〇

(四) 役場職員一覧……………三〇

(五) 現在の粕川村役場の機構……………三〇

四、主なる村の動き……………三三

明治三十六年以降……………三三

五、村政の主な委員名簿……………三三

粕川の歌……………三六

村の議会……………三九

一、村議会議員……………三九

二、村議会議決……………三九

(一) 決議録より(南勢多郡群馬場村……………三九

外二ヶ村村会……………三九

(二) 粕川村の議会……………三九

(三) 現今の村議会……………三九

三、選挙……………三七

(一) 衆議院議員選挙制度の移り……………三七

かわり……………三七

(二) 地方公共団体の議会の議員および長の選挙制度の移りかわり……………三七

(三) 選挙管理委員会……………三七

(四) 選挙投票の状況……………三〇

四、勢多郡会……………三〇

五、群馬県会議員……………三三

六、国会議員……………三六

村の財政……………三五

粕川村一般会計歳入歳出決算……………三五

粕川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算……………三五

三役・議員の報酬額……………三六

米の値段……………三三

一、農業……………三五

(一) 明治大正時代の米麦の調整……………三六

(二) 農産品評会……………三六

(三) 農業用水……………三五

(一) 赤城式甘藷栽培……………四〇

(二) 粕川村椎茸栽培……………四〇

(三) 明治二十年ごろの中村……………四七

二、養蚕業……………四九

三、農業団体……………四三

(一) 粕川村農会……………四三

(二) 勢多進農会粕川村支部……………四三

(三) 産業組合……………四一

(四) 月田共話会……………四五

(五) 農業協同組合……………四六

四、林業……………四六

五、商工業……………四六

交通・通信……………四七

一、昔の交通……………四七

あちまし……………四七

(一) 道路……………四九

(二) 宿場……………四八

(三) 並木道……………四八

(四) 助郷……………四八

(五) 道しるべ……………四九

(六) 明治の里程道路……………五三

(七) ここに旅した人たち……………五五

- 四 橋供養塔…………… 五〇  
 二、今の交通…………… 五二  
 (一) 道路・橋梁…………… 五三  
 (二) 交通機関…………… 五〇  
 三、通信機関…………… 五二  
 (一) 柏川郵便局…………… 五一  
 (二) 有線放送…………… 五九  
 (三) テレビ・ラジオ…………… 五九  
 四、柏川水電株式会社…………… 五〇  
 保健・福祉…………… 五二
- 一、柏川村母子健康センター…………… 五三  
 (一) 設立の経過とその概要…………… 五三  
 (二) 事業の実績…………… 五九  
 母子健康の画期的な前進…………… 五九  
 (一) 迷信ひのえうま解消運動と母子健康センターの活動…………… 六二  
 (二) 明るい社会賞…………… 六三  
 (三) 柏川村明るい社会賞…………… 六四  
 (四) 母子保健態勢をつくる、医師会との協定…………… 六六  
 (五) 皇太子同妃殿下のご視察…………… 六七
- (四) 入所者選定基準と妊婦検診基準…………… 五三  
 二、国民健康保険…………… 五三  
 (一) 国民健康保険組合のこと…………… 五三  
 (二) 国民健康保険の創立…………… 五三  
 (三) 国民健康保険創立三周年…………… 五三  
 (四) 国民健康保険創立十周年…………… 五三  
 (五) 国民の立場にたつ健康保険…………… 五三
- 三、社会福祉…………… 五七  
 (一) 柏川村社会福祉協議会…………… 五七  
 (二) 民生委員…………… 五九  
 四、更生保護事業…………… 五九  
 (一) 柏川村奨善会…………… 五九  
 (二) 保護司…………… 五九  
 (三) 世帯更生資金…………… 五九  
 (四) 赤十字奉仕団…………… 五九  
 (五) 柏川村老人クラブ…………… 五九  
 (六) 柏川村敬老年金…………… 五九  
 (七) 罹災救助…………… 六一  
 (八) 柏川村心配ごと相談所…………… 六一  
 五、衛生…………… 六一  
 (一) 伝染病予防…………… 六一
- (一) 明治大正の衛生組合…………… 六九  
 (二) 現今の衛生組織活動…………… 六九  
 (三) 結核予防活動…………… 六九  
 (四) 白藤雲團…………… 六九  
 災害と警備…………… 六一  
 一、災害…………… 六一  
 (一) 明治以前…………… 六三  
 (二) 明治以後…………… 六八  
 二、昭和二十二年の水害…………… 六九  
 (一) カスリーン台風…………… 六九  
 (二) 柏川村の水害状況…………… 六九  
 (三) 各種被害状況…………… 六九  
 (四) 災害復旧…………… 六九  
 (五) 区長の水害記録…………… 七一  
 (六) 新聞記事より…………… 七二  
 三、警備・消防…………… 七六  
 (一) 駐在所…………… 七六  
 (二) 消防団…………… 七八
- 戦争と村…………… 七九  
 一、明治時代…………… 七九  
 (一) 日清戦争…………… 七九

(一) 北清事変……………	七〇
(二) 日露戦争……………	七二
(三) 大正時代……………	七九
(四) 昭和時代……………	五二
(五) 英霊録……………	七〇
(六) 手向草……………	七七
学校教育……………	六九

一、村の寺子屋……………	六二
(一) 学制以前の教育……………	六二
(二) 寺子屋の分布……………	六三
(三) 筆子塚……………	六四
二、小学校開設……………	六四
三、開設当初の小学校教育……………	六六
四、町村制施行までの学区変遷……………	六五
五、明治期の学校教育……………	六五
六、大正期の学校教育……………	六六
七、昭和期の学校教育……………	六六
(一) 昭和前期……………	六六
(二) 戦時体制下……………	六六
(三) 戦後の教育……………	六七

## 社会教育…………… 七五

一、青年会を中心として……………	七五
二、婦人会……………	八八
三、県立移動図書館の利用状況……………	八九
四、粕川村文化財目録……………	八九

## 信 仰…………… 七五

一、神社……………	七五
(一) 神社の歴史……………	七五
(二) 明治時代後期の変遷……………	七八
(三) 神社誌……………	九六
(四) 現在の神社……………	九七
二、寺院……………	九六
(一) 寺院の歴史……………	九七
(二) 寺院誌……………	九八
(三) 堂宇誌……………	九八

## 文 学…………… 九八

一、短 歌……………	一〇二
(一) 順藤泰一郎……………	一〇二
(二) 藤岡 林城……………	一〇三

(一) 鈴木 葦舟……………	一〇三
(二) 赤木 馬彦……………	一〇六
(三) 志らかし(同人雜誌)……………	一〇三
(四) 新井 省三……………	一〇七
(五) 野沢 幸子……………	一〇九
(六) 粕川村歌人クラブなど……………	一〇一
(七) 粕川村を詠った人びと……………	一〇六
(八) 狂歌(江戸時代後期)……………	一〇五
二、俳 句……………	一〇五
(一) 江戸時代の俳諧……………	一〇五
(二) 現代俳人……………	一〇七
三、詩・童謡……………	一〇八
(一) 青柳 花明……………	一〇八
(二) 萩原期太郎と奈良字太次……………	一〇九

## 民謡と童謡…………… 一〇七

一、民 謡……………	一〇九
(一) 田 植 唄……………	一〇九
(二) 棒打唄(麦打唄)……………	一〇九
(三) 糸挽唄……………	一〇九
二、童謡(わらべ唄)……………	一〇七
(一) 穂つき唄……………	一〇七
(二) 手毬唄……………	一〇八

## 民

## 俗

(白) お手玉唄……………	二〇二
(四) 手合せ唄……………	二〇三
(四) そうりかんじょかんじょ……………	二〇五
(四) 子守唄……………	二〇六
(白) 羽子つき唄……………	二〇七
一、衣食住……………	二〇一
(一) 衣 服……………	二〇一
(四) 食 事……………	二〇六
(白) 住 居……………	二〇五
二、生産生業……………	二〇三
(一) 農 耕……………	二〇三
(四) 山 林……………	二〇六
(白) 糸ひき・機おり……………	二〇四
(四) 勞 働……………	二〇四
三、交通交易……………	二〇四
(一) 交 通……………	二〇五
(一) 交 易……………	二〇六
四、社会生活……………	二〇七
(一) 村の生活……………	二〇七
(一) 家 族……………	二〇八

(白) 信 仰……………	二二二
五、民俗知識……………	二二二
(一) 俗 信……………	二二二
(一) 数 理……………	二二三
六、人の一生……………	二二四
(一) 出 産……………	二二四
(一) 生児儀礼……………	二二九
(白) 育 児……………	二二七
(四) 七 五 三……………	二二五
(四) 婚 礼……………	二二九
(四) 婚 姻……………	二二九
(白) 厄年・年祝い……………	二三〇
(四) 死 ・ 喪……………	二三一
(四) 葬 送……………	二三三
(白) 忌明け年祭……………	二三六
七、年中行事……………	二三六
八、伝 説……………	二三六
あとがき……………	二二九

## 柏川村全図

塚原孝……………	二〇
体育の柏川村(1)……………	二四二
体育の柏川村(2)……………	二六三
体育の柏川村(3)……………	二七四
明治維新の女淵村文書……………	四四四
会津戦役帰郷者の願書……………	六六六
原敬日記・志賀直哉の赤城滞在……………	八二五
靖国神社献詠歌……………	二六六

# 赤城のすその

- 一、位 置
- 二、村 の 地 名
- 三、地 名 の 由 来



## 位 置

わが粕川村は赤城山の南面に位置し、赤城山火口湖小沼より南流する粕川が村の中央を流れる。

標高は北端の高地で一四八〇メートル、南にゆるい傾斜を持ち、低い所で一五九メートル。赤城山の中腹を南北に長く一五・八キロ、東西は四・八キロ。南の陽光をうけて住みよい郷土である。



山 頂 の 湖 (赤城小沼)

古くからわれわれの先祖はこの地に住み、生々発展してきた。その歴史的遺産も多く、農村としてすぐれた知識をとり入れ、発展する未来がある。

面積 二五・七六平方キロ

北緯 三六度三一分二五秒  
三六・二二・五八

東経 一三九度十四分五一秒  
一三九・一〇・四〇

行政から 上野国勢多郡に属していた現粕川村の旧村

(現大字)は明治四年十月二十八日に第一次群馬県、明治五年六月十五日に熊谷県、明治九年八月二十一日に第二次群馬県(現在の群馬県の範囲にもどった)となつて現在に至っている。明治十三年勢多郡が南北に分部され、南勢多郡となつたが、明治二十九年に南勢多・東群馬が合併し



柏川溪谷から南を望む

て勢多郡となった。

柏川村は明治二十二年四月一日発足の町村制施行により  
室沢、月田、稲里、新屋、込皆戸、深津、女瀬、西田面、前  
皆戸、上東田面、下東田面、一日市、中、膳。

の十四箇村を合併した。村名は村の中央を流れる柏川の名をと  
った。昭和三十六年八月十五日に村の北部通称「赤城山」を大  
字中之沢とし十五大字の区域を設定して現在に至っている。

四囲は東に勢多郡新里村、西に宮城村、大胡町、北に富士見  
村、南は佐波郡赤堀村、前橋市（城南地区）に接している。

#### 村役場

所在地 群馬県勢多郡柏川村大字西田面二一六番地の

一

位置 東経 一三九度一三分

北緯 三六度二四分

標高 一七五・五八メートル

## 村の地名

土地の名は古くからよび伝えられてきたものである。地形にもとずいたものや、位置の特色を示すもの、特に知られる事物、行政上、植物、動物、歴史的・人文地理的な名前などそれぞれの理由に分けることができる。しかし古くからの地名であるから何とも理由のわからないものも多い。

しかしそれぞれ由緒があるので、現在の都市地名のように軽々に変更すべきものではない。われわれの先祖から心のふるさとのよび名としてよびつがれてきたものである。

小字名以下まで示す。明治十四年の群馬県調査「地理雑件」の粕川村分である。当時は中之沢は室沢村の一部であった。

### 明治十四年「地理雑件」 (小字名調査)

中之沢・室沢・月田・稲里・新屋・込皆戸・深津・女瀬・西田面・前皆戸・

上東田面・下東田面・一日市・中・膳。

室沢村―大<sup>マ</sup>林<sup>リン</sup>、矢<sup>ヤ</sup>沢<sup>ザ</sup> (矢<sup>ヤ</sup>次<sup>ジ</sup>、羽<sup>ハ</sup>場<sup>バ</sup>)、神<sup>シ</sup>田<sup>デン</sup>沢<sup>ザ</sup> (鳥<sup>トリ</sup>作<sup>サク</sup>)、

竹<sup>タケ</sup>ノ花<sup>ハナ</sup>、安<sup>ア</sup>通<sup>ツウ</sup> (坂<sup>サカ</sup>詰<sup>ジメ</sup>、柿<sup>カキ</sup>ノ替<sup>カ</sup>戸<sup>コ</sup>)、下<sup>シタ</sup>ノ久<sup>ク</sup>保<sup>ホ</sup>、

洞<sup>ツツミ</sup> (滝<sup>タキ</sup>ノ上<sup>ノ上</sup>、観<sup>カン</sup>音<sup>オン</sup>山<sup>ヤマ</sup>)、石<sup>イシ</sup>原<sup>ハラ</sup> (前<sup>マエ</sup>原<sup>ハラ</sup>、兵<sup>ヒヨウ</sup>道<sup>ダウ</sup>替<sup>カ</sup>戸<sup>コ</sup>)

茂<sup>モ</sup>呂<sup>ロ</sup>木<sup>キ</sup> (下<sup>シタ</sup>茂<sup>モ</sup>呂<sup>ロ</sup>木<sup>キ</sup>)、永<sup>エイ</sup>田<sup>デン</sup>、上<sup>ウヘ</sup>永<sup>エイ</sup>田<sup>デン</sup>、大<sup>オホ</sup>平<sup>ヘイ</sup>、

向<sup>ムカ</sup>山<sup>ヤマ</sup>、拾<sup>シウ</sup>二<sup>ニ</sup>木<sup>キ</sup> (峯<sup>ミネ</sup>ノ屋<sup>ヤ</sup>敷<sup>シキ</sup>、シ<sup>シ</sup>ン<sup>ン</sup>ナ<sup>ナ</sup>シ<sup>シ</sup>子<sup>コ</sup>)

二<sup>ニ</sup>本<sup>ホン</sup>松<sup>マツ</sup>、清<sup>セイ</sup>水<sup>スイ</sup>沢<sup>ザク</sup> (ミ<sup>ミ</sup>ノ<sup>ノ</sup>ワ)、砂<sup>スナ</sup>押<sup>オシ</sup>、峯<sup>ミネ</sup>大<sup>ダイ</sup>平<sup>ヘイ</sup>

(シラミダチ) 仲ノ沢 (上シラミダチ) 滝沢  
大猿

月田村—船原 (障子原、三分、棒替戸)、富士之宮 (塚原)

高田、三角、遠頭 (藏之木、戸井、水口、

杉原)、大光寺 (後別当) 下原 (間之田、

鶴ヶ谷、曲田) 五反田 (寺之替戸)、柳下

(熊守、新道寺、中替戸) 常法寺 (鍛冶屋、

高畑、衆師)、近戸 (笛吹、丸山、大門、吉野)、

湯窪 (碓之塚、五輪島、衛仏)、芝坂、長峯

(日向石、地藏塚、童ヶ沢、堤下)

桶里村—上張磨、下張磨、西原、田屋、取切、矢次、

馬場前、赤城、宅廻、鎌田、道下、石田原

新屋村—京塚、百々貫、大足、西宿、稲荷田、下宿

宿、八幡、山取、山街道、浦町、桜塚、前田

西川、西原、大沢、雲雀田、矢次、込

込皆戸村—北原、新山、入田、白山、道下林、

熊之穴、梅之木窪、横俵、丸山、大峯

西屋敷、七ツ石、東屋敷、東白山、東田、  
三反田、石田川、東原

深津村—本郷、大口、本郷前、本郷東、藤田、島

稲荷山、小野丸、前原、打越、天王、打越前

丸山、三騎堂、五反田、繩引、三ヶ尻郷、

三ヶ尻西、三ヶ尻、馬場田、後田、西、迫

友成、近戸、聖天、切通、荒田、庚塚、

松原田、後原、西原、長岡、鎌倉沢、七ツ

石

女淵村—百々貫、石田原、赤城 (御明神、石堂)、

石橋 (梅ノ木)、上八幡 (肥後屋敷、小粕川)、

下八幡 (膳替戸)、前載場 (二年替戸)、天神、

上池替戸、下池替戸、新屋敷、新宿、木ノ

下 (寺ノ間)、上、沢沢 (洪沢)、下、沢沢、

老本松、横手、上堀又木、下堀又木 (遠田島)

西粕川、北粕川 (粕川)、中粕川、東粕川、

南粕川、種荷木、根橋（遠北）、近江堂、膳棚  
宿（西木戸）、殿原、中宿、下経塚（経塚）、

上経塚、西宿（茶ノ木）、東矢次、中矢次

（矢次）、北矢次、西矢次、吹上（切道シ）、

大塚、早道場、庚塚、小林、間ノ谷、北ノ

原、大峯、長岡

西田面村―荒神前、前田、下原、粕川、西原、

布後皆戸、荒神東、大之久保

前皆戸村―前久保（駄賃馬）後、畑、道西

上東田面村―東田、切差、権現、天神（米皆戸）、

伊勢森（自音寺）、八幡皆戸（二丁田）、拾二會、

石切、舛皆戸

下東田面村―東田、切差、天神（中ノ面）、権現

（五反田、六反田）、八幡皆戸（自音寺、後田）

十二會（西原）、石切

一日市村―種荷山（天神山）、百々目木、種荷前、

関後、久保皆戸、前原、宿後、西久保、  
堤頭、下久保皆戸

中村―浄坊寺、恵恩田、屋敷前（屋敷際）中町

（潮戸原）、寺後、寺皆戸（上中村）、寺前、

前廻（鍛冶皆戸）、仙沢、福面、中村前

（田中）、間屋敷

膳村―白蔵、新宿、大門（寺前）、城内、八幡、

深町（向山）、橋場（道元淵）、大尺（星野）

今泉（小林境）、石原、杉下（常恩寺）、

前廻、町西（西光寺）熊野、丹蔵

（五反田）

（原本は群馬県議会図書館蔵）

## 地名の由来

## ○大字名

室沢 室（むろ）というのは神さまのいるところという意味であろう。京都の室生や御室山の例があり、近くは前橋市東西大室町の例にみるように神域であった。室沢が赤城の神のしずまります沢であったことは最近の調査（宇通遺跡）により、すばらしい神社地が発掘されたことでもわかる。

月田 近戸神社のある地域である。この神社の畜田（いつきだ）であったと考えられる。神社への奉仕のための田であるいつきだからいがとれて、つきだとなったのであろう。

驥 この地はなだらかの南傾斜の田が開けているところで、古い文化をもつ奈良県にあすかを思わせるといった人がいる。驥だなのように平らな土地が段になってつらなっているところから命名されたのであろう。

中 月田と田面の中央の村だから中村とよばれた。

田面 たなぼと呼んでいるが田圃（たんぼ）であろう。古くからの田として好適の地で開けたものと思われる。

赤城山南面に農業が入ってすぐに開発されたのであろうか。村主（すぐろ）神社も古社である。条理制に近い地割が古くからの田畑を思わせるのである。

西田面、上東田面、下東田面がこの田面であり、前皆戸の呼び名も前南の皆戸である。皆戸は集落といった意味であろう。

一日市 ひといち市場があったところで、江戸時代には六畜市といって月に六回で大胡宿では三・八のつく日

が市であった。一日市は一日、十一日、二十一日の月に三回の市を示すもの。月三回の市は中世に行なわれていたので、この地も中世までの市場町であったと考えられる。

稲里 新しい地名。稲のみのる里という意味である。

新屋 新しい屋敷のことであらやといったのであろう。中世末の新村だったと考えられる。

込皆戸 皆戸は村落という意味で家が集まっていること。込は古く吠の字を使った。意味はよくわからないが、

山野を支配し狩猟の時に先取権といって得物があると毛皮などを取る権利をカマスといったという。その山野支配の権利を示す地名であらうか。

深津 古代からの深栗郷から深津の名がでたのであろう。

女淵 よくわからない。中世文書にも女淵郷として名がある。人名から地名ができたという説は大部分が間違っている。御子代とか御名代とか古代の豪族の自作地とする考え方もある。御名淵で上毛野氏との関連を思っている。

昔からの塚原の呼称はこの台地一内に無数の古墳がありその墳丘が重なり続いてこの全丘を埋めていたので自然とその地名を招来したものである。私の子供の頃古老の話によるとこの塚原の塚の数は五十いくつかあったという。その頃は全体に深い林に覆われていて、よく草が出ていて、秋頃には栗の実などを私達は拾いに行つたものであった。私達は学校の休み時間などよくこの塚原の林に遊びに行き、友人と塚の数をかぞえてみたことがあり、私の記憶では四十八塚あった。

大正の初期開墾熱が旺盛で各地で盛に開拓が行なわれた時代があった。この塚原の林地も高田組の部落に近接していた関係かでどんどん切り倒され、塚も次々に破壊され、掘り返されて或は金堀が出たとか、刀が出たとか、曲玉とか埴輪とかが数知れない掘出土したという。その出土品を今でもひそかに所蔵している人もあるとか聞いている。私がかつて大間々普通学校へ通う頃（明治四十四年から大正二年）その学校に博物を教えていた岩沢正作先生がいて、その頃から考古学の研究者で造詣が深く人に知られていたが、私も或人に頼まれてこの塚原から出土した刀剣を持つ

て行って先生に鑑定をお願いしたのを覚えている。既に故人となられた。

塚原台地の南端は富士ノ宮神社跡があつて今でも参道の杉並木が残っている。この富士ノ宮神社は明治四十年十一月、月田存在の各地の神社と共に近戸神社に合祀されたが、石造物のいくつかが残っていて、杉並木は今尚南北二列に並んで鬱蒼と茂っている。この辺りは巨岩大石が果々として残り旧境内のあちこちに散在している。その南方は畑地や水田となり低地が展けて、ミカド地区となつていてミカド地区の東は台地で古い墓地在いくつかが散在している。そしてその辺りの段丘がいくつかがあつて古墳かと思われるものがありそれ等の小丘陵起は塚原に連繋している古墳群の一部ではないかと思われる。そのミカド東方の丘陵地帯は現在は畑地になつているが私が子供の頃は全くの林地であつて、その辺の地名をゲンダと呼んでいる。

（関口茂男）

村  
の  
歴  
史



## 一、古 代

文献のなかった大昔の粕川村はどのような状態であつたらうか。それを探るには当時の人々の用いていた生産用具、生活用具、武器等の遺物とそれを出土する遺跡等の考古学的資料によらなければならない。

粕川村も多くの遺跡遺物に恵まれている。こうした中で數千年もの昔から營々として築かれてきたわれわれの祖先の生活の跡が完全ではないが解明されてきている。この時代を考古学では無土器時代、縄文文化の時代、弥生文化の時代、古墳文化の時代、仏教文化の時代に分けて考えている。これらの呼称は、それぞれの時代における文化を代表する遺跡、遺物等の名称をとつたものであるが、それだけに対象とする時代を呼ぶ名として一貫性を欠く。しかし、現在ではこの呼称が一般的であるのでそれによって記述する。

### (一) 無土器時代

岩宿遺跡の発見は日本にも旧石器時代が存在したことを証明するものであつた。その発見者、相沢忠洋氏は特に赤城南麓地帯を精力的にめぐり、多くの遺跡を発見した。その数は百數十ヶ所に上るといわれ貴重な資料を重ねあげている。文化の様相として特筆されることは石器を伴わない石器のみの文化ということである。この石器が従来人工の遺物を含まないとされていた赤土（関東ローム層）の中から出土することをつきとめたのが岩宿遺跡の発見であつた。特にこの赤土層が群馬県では赤城・榛名・浅間山に近いので各火山の軽石層で区切られて地質学的に年代を知る

のに好都合でこの面からもめくまれた地域といえる。相沢氏の研究では新里村藤生沢遺跡のように十万年以前の前期旧石器時代の範囲に入るべきものまで指摘してきている。しかし、石器が始源的なものになればなるほど、その人工の判別に問題があり、今後の研究成果がまたれる。また生活の内容について多くのことが未解決である。こうした問題が究明され、より明確な文化の様相が解明できることを期待したい。次に柏川村におけるこの時代の遺跡を表示する。

## (二) 縄文時代

およそ一万年前から二千年前程の永い間にわたる時代で、この期の遺跡から出土する土器の表面に縄目の文様が付されていることからこの呼称が生まれた。しかし、そのほか、櫛目を付したもので、突帯を付したもので、無文のものもあり、それらが複雑に表現され、その表出する特徴を主にして、早・前・中・後・晩期の五期に分類するのが一般的である。しかも、この遺跡が非常に多く、広範なひろがりをもって見出されることから従来幾多の愛好家や研究者によって収集されてきている。

しかし、遺物が各地から発見される割には学術的発掘調査されたものは少ない。幸い柏川村においては縄文遺跡の発掘調査が過去三度実施されている。ここでは従来発表されている文献から遺跡の分布を概観し、さらに発掘調査した遺跡を中心に当時の生活を記す。

遺跡名	所在	出土石器
沼西	室沢沼田	尖頭器、刃器、剝牛石器
長峯	月田	削器、刃器、石核剝牛石器
室沢	室沢	尖頭器、刃器、剝牛石器

番号	遺跡所在地	時期	備考
1	室沢字湯ノ口	中期 加曾利E	標高五四〇米、湯ノ口部落の南、桑畑中、加曾利期の単純遺跡か。ここは元三夜沢ともいい、土師器も出土している。
2	室沢清水沢	中期 加曾利E	標高四六〇米、柏川東岸、宮城との村界の西面傾斜台地上、石環、織織土器を出土する。
3	室沢峯屋敷	前期 黒浜諸磯	柏川東岸、八雲神社の北西台地及、傾斜地、すぐ北に沼がある。
4	室沢大林遺跡	前期 黒浜式 諸磯式	標高三八〇米大林の五〇米北にあり、南面傾斜地にあり、陽丸方形の関山黒浜期の住居跡発掘調査
5	室沢大林遺跡	前期 諸磯式	標高四二〇米、両側を小谷にはさまれた巾二〇〇米程の舌状台地 昭和四十四・二・七調査（群大史学研究室）
6	室沢茂呂木	中後期 加曾利E 堀之内	標高二七〇米 わらび沢川の西岸台地上及び斜面に遺物散見付近に古墳あり

13	12	11	10	9	8	7
膳 新 宿	中 長 岡	月 田 近 戸	月 田 丸 山	室 沢 大 平 遺 跡	月 田 塚 原	室 沢 長 峯
前、中期 諸磯、加曾利E	中 期 加曾利E	中後期 加曾利E 堀之内	前 期 茅止、黒浜 諸 磯	前 期 関山、黒浜	中後期 加曾利E 堀之内	前中期 諸磯加曾利E
標高一九〇米、膳駅より北へ六〇〇米部落の北側、膳城跡の北から東へかけての台地上	標高二一〇米、膳城跡の北西二〇〇米すぐ南を小川が流れる両面緩傾斜地	標高二一〇米、近戸神社の北から学校の周辺にかけての一段高い台地広大な遺跡	わらび沢川の西岸台地、学校の東側にあり付近には古墳群がある	室沢より板橋へぬける道の北側にある芋穴を穿る際発見、壑穴住居跡 昭和三五年 群大史学研究室調査	標高二五〇米、鏡手塚などの古墳群の北東、東面する台地	標高二七〇米わらび沢川と粕川にはさまれた台地上、室沢部落の南桑畑中にあり

中後期  
加曾利E  
堀之内

標高一五〇米、西大室から北原へぬける道路のわき、東を神沢川が流れる

分布状態をみると標高五五〇米から一五〇米にわたる変化ある地形である。これはいうまでもなく当時の人々の生活の舞台に大きく影響している。赤城山南麓全般に縄文文化の遺跡遺物のうち、山裾部から五〇〇米内外のところには主として前期のものが目だっている。中後期のものになると次第に標高の低いところへ移行していく。この事実は何を意味しているのだろうか。当時の地形、気候、食料採集、海進海退等いろいろな条件が考えられるがより広い範囲で研究すべきことである。

本村において発掘調査を経た遺跡は前記表中の遺跡番号4・5・9の三ヶ所であり、多くの成果が認められている。これらは標高が比較的高いところにある前期の一群に属するものであり、大きくは傾向を同じくするものであるが、住居跡の形状、施設、出土遺物がやや異なった要素も認められるので、簡単に説明することとする。

### 大林遺跡

大字室沢字大林所在。昭和三十七年四月七日十一日、尾崎喜左雄先生指導で群馬大学史学研究室で調査した。

赤城山の南麓・標高三八〇メートル付近にあり、赤城山の裾野が傾斜を変え、いくつかの舌状台地を形成している。その舌地の基部にあたる部分にある南傾斜地に本遺跡は発見された。遺跡の東二十メートルには比高十七メートルで小川が流れている。遺構は、長辺五・一メートル、短辺三・七メートルの隅丸方形の竪穴住居である。その中央北よりに石が一つ据えられ、付近が一带に焼けて凹んでおり、炉跡と認められた。炉の南、住居跡のほぼ中央に深さ、大きさともほぼ同じくらしいの穴が三個と、八〇センチメートル東に二個認められ、支柱穴と考えられる。住居内

には南側を除き、側溝がめぐっており、側溝内には、ほぼ等間隔の小穴がうがたれていた。南側は地形が傾斜しているため、側溝も明らかでないが、穴は他の側溝内と同様に認められ、さらにその穴の列が二重にめぐらされていた。この穴は支柱穴と考えられ、二重の部分については住居の拡張によるものと推定される。北側側壁には横に四〇センチメートルの深さに穴がある。

出土遺物は土器と石器破片があるが、土器は南関東編年による縄文前期関山式黒浜式にほぼ比定されるという。

(昭和三十七年度日本考古学年報)

### 大林遺跡の調査

遺跡の位置は香状台地上の東端付近にあり、開墾されずに現在も雑木林が繁茂している一帯である。この地域に水資源開発公団が群馬用水敷設工事のために配管溝を掘さく中、地層断面に半蔵された埋設土器が工事担当者により発見された。それを契機として、昭和四十四年二月一日から七日にかけて調査を実施したものである。

調査の結果、四ヶの竪穴住居跡が発見されたが、そのうち、二ヶについて発掘調査を実施した。

一号住居跡 工事に付随した調査であったために全ぼうを確かめることはできなかつたが、推定壁長で南壁三・八メートル、北壁三・〇メートル、西壁三・八メートル、東壁三・七メートルを算し、隅丸台形を呈し、主軸の方位はN—30—Wである。床面を積は十二、二一平方メートルである。深さは



大林遺跡 第一号住居跡 (東国古文化研究所提供)

当時の地表面から四五センチメートルである。

柱穴とみられるものほとんどは配管溝で切断されており、わずかに主柱穴とみられるものは、東北隅より対角線上一メートルの位置に認められた二ケのみである。他に十三ケの小ピットを認めたが他は補助柱穴であろう。

床面はほぼ中央からやや北壁寄りのところに土器を埋設した炉が設置されていた。この土器は口縁部と底部を欠く深鉢形の縄文式土器で径十六センチ、器高十八センチである。

住居の周囲には幅五〜四十センチ、深さ五センチ程の溝がめぐりされていた。なお南壁はほぼ中央、西南壁角から二メートルのところに立石が認められた。

出土遺物 遺物は土器片四十片、石器片五片と極めて少量であり、このうち土器では炉に利用された埋設土器が形状を知ることができるものである。石片は石斧が一ケ、他は石片である。出土土器は縄文文様が主体をなし、他に無文、並行沈線文、連続爪形文が混在している。特に炉に使用された土器は、縄文前期のもので黒浜式的様相を残した諸磯式に比定さるべきものである。

二号住居跡 一号と同様台形状を呈するものの如くであるが、各辺の推定長を表示すれば、次表のようである。

長	長さ m
東 壁 長	3.50
西 壁 長	6.60
北 壁 長	3.70
南 壁 長	4.60

主柱穴は四コ確認されたが他に十三コの小ピットが認められたがこれらは補助柱穴である。住居周囲には周溝がめぐらされており、さらに住居中央の炉に埋設土器を設置していることも一号住居とほぼ同様である。

この住居で特徴的なのは配管溝寄りの主柱穴の間に底部を欠いた三個の土器が八・九センチ間隔で埋設されていた。このうち北端のものに火気使用の痕跡が認められてその性格をうかがわせるがその使用痕は顕著ではない。

出土遺物 約六〇〇片の土器と石器が十数片認められた。土器型式からみてもほぼ一号と同様であるがただ埋設

土器の内、真中のものは黒浜式である。石器は磨製石斧片打製石斧片が認められる他、黒燧石、緑泥片岩が見出されている。

以上みてきたようにこの遺跡は集落を形成しているようであり、その時期も縄文前期に属する黒浜諸磯期で時的にも集中している。住居の上屋は一号では不明であるが二号住居跡では寄棟構造を有していたように考えられる。炉は土器を埋設しているものと地床炉とよばれる性格をもつものとの二つがある、兩者の間には食生活に関連する煮たり、焼いたり用の用に供する埋設土器炉と、暖をとるための地床炉という分化があることも二号住居跡の例から推察できよう。周溝は壁のかたい部分では欠いていることから考えて壁の補強のための施設と考えられ、壁高の調節、土砂の住居内への流入を防ぐためのもので周溝内の小ピットは杭のあとと考えられる。さらに一号住居跡の立石は宗教的意味をもつもの（精神生活を物語る資料）か周溝状遺構に付帯するものか判然としないが、今後預例の収集によって証明されるべきものであろう。



大林Ⅱ遺跡 第2号住居跡（東国古文化研究所提供）

本遺跡は、台地先端の傾斜地の高い方を四十五センチ程掘りこみ北壁とし、南壁はほとんど認められない様相を呈するが、縄文人の赤城雨籠の冬の季節風、太陽光線の摂取等の条件をみこんでの果結がこの地を選ばせたものであろう。

なお、本遺跡の他に室沢大平八六九所在の遺跡が、昭和三十五年十一月、群馬大学史学研究室により調査されているが、結果からみると方形を呈し、六本の柱穴をもち、黒浜式の土器を伴出するもので、時的的には大林遺跡に先行

するもので、むしろ大林―遺跡と併行する時期に比定できるものである。

### (三) 弥生時代

縄文時代の生活が狩猟を中心とした生活であり、石器（斧、ヤジリ、皮はぎ、石皿等）の使用や縄文土器の盛行にその文化を特徴づけることが出来るのに対し、農耕文化の発生（現在は縄文時代にまでさかのぼらせようとする考えがあるが）、金属器の出現に代表される弥生文化の発生は従来の生活を一変させたと考えるのが一般的である。

まず稲作文化は河川の流増に生活の場を移したし、金属器の採用は当然石器に影響を与えたにちがいない。しかし、これらはそう段階的に飛躍発展したものではないことは文化の発展から考えて当然である。

特に縄文土器から弥生式土器への移行は明確に把握できない場合が多い。群馬県における初期弥生式土器は所謂接触土器といわれるものであるため縄文土器の範囲に入るものであるか弥生式土器に入れべきか迷うものが多い。粕川村におけるこれらの土器に対し、熊の穴式、赤井戸式なる型式名でよばれる一群のものがある。それは深津三ヶ尻、近戸等、前橋寄りの地域に出土している。

また、後期弥生式土器の典型として樽式土器がある。これらは文様として壺形土器の頸部に幾波状文を有するものであるが、これらも三ヶ尻、及び深津近戸に散布している。しかし、これらは発掘調査ではなく表面散布を知るに止まるが、一応弥生式文化期の遺跡として挙げておきたい。

### 四 古墳時代

古墳を作った時代であるが、一方この時代における庶民の生活の跡たる住居跡や、そこからの出土品も併せて検討

する必要がある。そこで既に調査された六つの古墳の紹介と、古墳時代の土器、(土師器と須恵器)について述べる。

(1) 粕川村の古墳

古墳は外形による区別で墳丘の形から、円墳、方墳、前方後円墳等がある。これらについて、昭和十年、県下一斉に分布調査が行なわれ県から上毛古墳綜覧が発刊された。これによると、粕川村には八十基の古墳があると報告されている。そこで、これを字別、形状別に表示する。

粕川村古墳綜覧

古墳番号	形状	現状	発掘ノ		所在地		地目	面積		規模		所有者	出土品
			有	無	大字、字、番地	番地		畝	歩	大サ	高サ		
第一号	不詳	松林	無	無	室沢 井ノ口三五〇	山林	六九・一二	全長 二五〇尺	〇	二〇尺	栗原 六郎 外二名	土器破片(石器時代) 豊城入彦命御住居跡 ト云フ亦赤城神社ノ 故地トイフ	
第二号	円型	山林	無	無	室沢 井ノ口三一四	山林	五六・二四	約 七〇尺	〇	三〇尺	小林 林平 外四名		
第三号	円型	墓地	有	有	室沢 安通三四三	墓地	一・一〇	〇	不詳	三〇尺	松島 近		

第一〇号	第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号
円型	円型	円型	円型	円型	円型	円型
畑	畑及 道路	道路敷	草地	雑木林	雑木林	宅地
有	有	有	有	無	無	有
室沢 茂呂木六八七	室沢 茂呂木六〇五ノ二	室沢 茂呂木六五九ノ三	室沢 石原甲五七二	室沢 石原甲七五	室沢 石原 五七六	室沢 茂呂木六〇六ノ一
畑	畑	道路敷	山林	山林	山林	宅地
二・〇九	一・〇八	三・二二	五二・一三	二六・〇一	一九・一四	六・一四
□ 不詳	○ 一〇尺	□ 不詳	○ 一〇尺	○ 一〇尺	○ 一〇尺	○ 一〇尺
鎌塚 花吉	石川 多造	因	宮城村 東宮六一郎	宮城村 東宮六一郎	北爪和太郎	河原 福司
	□直刀 出上品ハ滝沢不動堂 へ奉納	□直刀一 大胡警察署蔵				

第一七号	第一六号	第一五号	第一四号	第一三号	第一二号	第一号
円型	円型	円型	円型	円型	円型	円型
畑	畑	畑	畑	山林	畑	畑
有	有	有	有	一部有	有	有
月田 富士ノ宮一六二	月田 富士ノ宮一六二	月田 富士ノ宮一五九	月田 富士ノ宮一五九	月田 富士ノ宮一六〇ノ一	室沢 茂呂木六八八	室沢 茂呂木乙六八六
畑	畑	畑	畑	山林	畑	畑
七一・一〇	七一・一〇	一三・一四	一三・一四	二・〇九	一七・一三	六・〇四
□ 不詳	□ 一六尺	□ 不詳	□ 不詳	○ 一五尺 □ 三六尺	□ 不詳	□ 不詳
田村与次郎	田村与次郎	鎌塚 善太	鎌塚 善太	鎌塚 善太	田村 庄作	鎌塚 花吉

第二四号	第二三号	第二二号	第二一号	第二〇号	第一九号	第一八号
円型	円型	円型	円型	円型	円型	円型
芝地	畑	畑	畑	畑	畑	畑
無	有	有	有	有	有	有
月田 富士ノ宮一六七	月田 富士ノ宮一六七	月田 富士ノ宮 一六四ノ一	月田 富士ノ宮一六一	月田 富士ノ宮 一六四ノ一	月田 富士ノ宮一六二	月田 富士ノ宮一六二
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
二一・一六	二一・〇六	二三・二三	二〇・二〇	三三・〇五	七一・一〇	七一・一〇
○ 九〇尺 一〇尺	□ 不詳	□ 不詳	□ 不詳	□ 不詳	□ 不詳	□ 不詳
田村清十郎	田村清十郎	金井清太郎	東 寿寺	金井清太郎	田村与次郎	田村与次郎
	埴輪数種 出土品現存セズ	□ 武人埴輪 出土品現在セズ				

第三一號	第三〇號	第二九號	第二八號	第二七號	第二六號	第二五號 崇夕塚
円型	円型	円型	円型	円型	円型	円型
山林	山林	山林	山林	山林	畑	畑地
有	有	有	有	有	有	昭和 有和
月田 富士ノ宮一九四	月田 富士ノ宮一九四	月田 富士ノ宮一七一	月田 富士ノ宮一七一	月田 富士ノ宮一九四	月田 富士ノ宮甲一六九	月田 富士ノ宮一七〇
山林	山林	山林	山林	山林	畑	畑
四・〇二	四・〇二	八・一〇	八・一〇	四・〇四	六・〇二	五・二三
□ 三〇坪	□ 一〇坪	□ 六〇坪	□ 三〇坪	〇 六〇坪	□ 不詳	□ 二〇尺 〇 一〇尺
石橋 久吉	石橋 久吉	石橋 正平	石橋 正平	石橋 久吉	田村清十郎	石橋 久吉
		□金銅太刀・金環 直刀六・馬具 直刀六・大間々町岩沢正 作氏保管				□曲玉 一二 鉄管 一一 出土品ハ博物館へ寄贈

第三八号	第三七号	第三六号	第三五号 栗師塚	第三四号	第三三号	第三二号
円型	円型	円型	円型	円型	円型	円型
畑	藪	雑木林	畑	山林	山林	山林
有	有	無	無	有	有	無
月田 富士ノ宮 乙ノ一四三	月田 富士ノ宮一九〇	月田 富士ノ宮二〇七	月田 富士ノ宮一八八	月田 富士ノ宮一六六	月田 富士ノ宮一八四	月田 富士ノ宮一八四
畑	畑	山林	畑	山林	山林	山林
一・〇三	八・〇二	二・一六	二・一〇	三一・一五	一〇・〇九	一〇・〇九
□ 不詳	□ 一〇坪	○ □ 九五尺 一五尺	○ □ 一〇尺 二五尺	□ 六〇坪	□ 四〇坪	□ 六坪
高橋辰五郎	石橋龜久治	手島 孝作	石橋龜久治	金井 彦寿	鎌塚 良助	鎌塚 良助
□ 轡 鏡	□ 銅製管玉	□ 円筒列 墳丘二段アリ			□ 埴輪 出土品現在セズ	□ 土器 出土品現在セズ

第四五号	鏡手塚 第四四号	第四三号	第四二号	第四一号	第四〇号	第三九号
円型	前方 後円	円型	方型	円型	円型	円型
畑	藪	芝生	山林	畑	畑	畑
有	無	無	無	有	有	有
月田 富士ノ宮二五九	月田 富士ノ宮甲二二三	月田 富士ノ宮甲二二三	月田 富士ノ宮甲二二三	月田 富士ノ宮二一八	月田 富士ノ宮二〇九	月田 富士ノ宮二一八
畑	山林	山林	山林	畑	畑	畑
二二・二四	一八・二二	一八・二二	一八・二二	三一・二二	一六・〇八	三一・二二
□ 不詳	□一〇五尺 ○前方六尺 後方一五尺	□二〇尺 ○八尺	□三〇尺 ○一〇尺	□一五坪	□三〇坪	□四〇坪
東寿寺	石橋喜代松	石橋喜代松	石橋善代松	手島孝作	鎌塚善太	手島孝作
□金環 鉄 出土品現在セズ						

第五二号	第五一号 塚	第五〇号 杓子塚	第四九号	第四八号 地藏塚	第四七号	第四六号
円型	円型	円型	後前方 円	後前方 円	円型	円型
松林	芝地	畑	草地	山林	草地	竹藪
有	無	有	有 前方部 ノミ	有 前方部 ノミ	半畑	有
女 上 塚 二二七七	西田面 西原 二六ノ四	月田 長峯 一九一八ノ二	月田 長峯 一九一八ノ一	月田 長峯 一九一九	月田 長峯 一九一八ノ二	月田 富士ノ宮二五八
山林	山林	畑	山林	山林	畑	畑
二三・二七	二・一五	八三・一八	七・〇四	一・二〇	八三・一八	一七・一四
○ □ 四尺 三三 尺	○ □ 八尺 四二 尺	□ 不詳	○ □ 前方一五尺 三三 尺 二尺	○ □ 後方一五尺 四二 尺 二尺	○ □ 一〇尺 三五 尺	○ □ 一五尺 四〇 尺
阿久沢龜寿	松村七郎治	松村 竜顯	松村 竜顯	新井喜代松	松村 竜顯	松村 てつ
	○石祠有り		□ 瓦輪 出土品所 在不明	□ 瓦輪 土偶 (武) 内筒 前方部より出土		□ 金環 出土品所在不明

第五九号	第五八号	第五七号	第五六号	第五五号	第五四号 大塚	第五号 経塚
円型	円型	円型	円型	円型	円型	円型
楢林	楢林	楢林	楢林	楢林	楢林	桑園
不詳	有	有	有	有	有	無
深津 聖天、 甲一、五四〇	深津 聖天一、 五五四	深津 近戸一、 五三〇	深津 聖天一、 五七九	深津 聖天一、 五七九	深津 新屋二、 四九	女淵 上経塚、 二八一
山林	山林	山林	山林	山林	山林	山林
三三・〇〇	六・〇三	二〇・一七	一六・〇五	一六・〇五	一三・一五 二二・〇四	一・二三
○ □ 八尺 五四尺	○ □ 四尺 四二尺	○ □ 六尺 四二尺	○ □ 四尺 三六尺	○ □ 五尺 四二尺	○ □ 八尺 六〇尺	○ □ 八尺 五〇尺
真藤 多市	猪熊 泰象	真藤 喜代吉	猪熊 泰象	猪熊 泰象	新井 瀬戸太郎 真 一鍋	多福 寺 遺

第六六号	第六五号 ワ	第六四号	第六三号 丸山	第六二号 庚申塚	第六一号 庚申塚	第六〇号 山おとうか
円型	円型	円型	不詳	円型	円型	円型
雜草地	楢林	楢林	桑園	楢林	楢林	楢林
明治 三八年 有	有	有	不詳	無	不詳	不詳
深津 近戸一、四四二	深津 聖天一、五五三	深津 セツ石一、九七七	深津 丸山六六四	深津 打越五〇七	深津 打越五〇四	深津 西迫一、二八〇
墓地	墓地	山林	畑	墓地	墓地	山林
三・二八	四・〇一	五九・〇六	四・〇一	不詳	不詳	二八・一二
○ □ 三尺 九尺	○ □ 五尺 二一尺	○ □ 七尺 五二尺	○ □ 一三尺 二〇尺	○ □ 一三尺 九〇尺	○ □ 五尺 二〇尺	○ □ 五尺 四二尺
真藤由之助	山田森太郎	阿部篤次郎	望月次平	共有地	共有地	荻野伝次郎
出土品、近戸神 社藏	出土品、近戸神 社藏					

第七三号	第七二号	第七一号	第七〇号	第六九号	第六八号	第六七号
円型	円型	不詳	帆立 貝式	円型	円型	円型
桑畑	椎木林	梨畑	境内 神社	芝地	桑園	墓地
無	無	有	不詳	不詳	無	有
白藤二〇ノ一 膳	白藤二〇ノ一 膳	白藤二〇ノ二 膳	上東田面 伊勢森一二七	下東田面 外折戸三八三	深津 馬場田一、一六九	深津 前原四三二
畑	山林	畑	官地	墓地	畑	墓地
八〇・〇〇	二・二六	五六・〇二	九・三三	四・一八	二六・一〇	一・〇七
○ □ 五尺 三〇尺	○ □ 七尺 三〇尺	□ 不詳	○ □ 幅七二尺 長一〇二尺 八尺	○ □ 六尺 二四尺	□ □ 〇五尺 三〇尺	○ □ 三尺 二四尺
船戸 忠寿	角田仲之助	須藤唯次郎	神明宮	天田なを 外四名	立川 延雄	渋沢 近藏
		□ 鐙付直刀(装具付) 出土品土地所有者蔵				

第八〇号	第七九号	第七八号	第七七号	第七六号	第七五号	第七四号
円型	円型	円型	円型	不詳	円型	円型
竹藪	荒地	畑	畑	桑畑	桑畑	桑畑
有	有	大正四年 有	有	有	不詳	無
大尺三五五 膳	大尺三三五 膳	大尺二九一ノ一 膳	月田 近戸甲一、二、三、二	膳 藤一四	白藤 七二 膳	白藤 一 膳
宅地	雑地	宅地	畑	山林	畑	畑
一三・一七	二七	一〇・〇五	五八・一一	八・一二	四六・一三	八六・〇二
○ □ 六尺 五四尺	○ □ 一〇尺 四八尺	□ 不詳	□ 不詳	□ 不詳	○ □ 七尺 五四尺	○ □ 三尺 二四尺
宮崎 正 五郎	坂木波三郎	佐崎国太郎	長沢与四郎	竜源寺	船戸 忠寿	竜滝寺
	石刺アリ	□直刀 足利期蓬萊 鏡一		□直刀 一		

計	鑄 東田 深津 新屋 女淵 西田 月田 室沢	大字名	
		円墳	方墳
七五	九一十四一二一三十五十二	古	墳
一	〇〇〇〇〇〇一〇	方	墳
四	〇一〇〇〇〇三〇	前	方
八〇	九二四一二一三十九十二	後	方
		計	數
	前方後円墳は神明宮境内帆立貝式	備考	
	内 薬師塚、壇塚、富士宮、鏡手塚西塚、九塚古墳は調査済		

調査担当者	
村書長	村 長
粕川小学校長	粕川 長
調導	調導
母富科調導	母富科調導
月田小学校長	月田 長
調導	調導
町田保真	町田 真
石原真佐	石原 真
長岡拓	長岡 拓
真下卓司	真下 卓
金子一三	金子 一
渡辺一助	渡辺 一
高橋照之助	高橋 照
高橋栄吉	高橋 栄
登山武夫	登山 武
田整之丞	田整 之
根岸橋栄	根岸 橋
町田保真	町田 保
石原真佐	石原 真
長岡拓	長岡 拓
真下卓司	真下 卓
金子一三	金子 一
渡辺一助	渡辺 一

この表でみると、月田及び深津、室沢に集中しており、古墳を作り得た階層の人々が多数存在していたことが考えられる。こうした地域は一般には古墳群として扱われ、月田古墳群、深津古墳群、室沢古墳群等の名称が冠せられている。この内、月田、深津古墳群は粕川流域古墳群地帯に含まれ、赤堀の古墳群に連続して、より広範な群を構成している。当時八〇基あった古墳も今は開墾されたり、平夷されたりしてほとんど残存していない。例えば月田、古墳群では三十九基の内現存するものは十基に過ぎないという状態である。しかもこれらの内三十一基は既に不用意に発掘されており出土品の明らかかなものは二基のみ、他は破壊されたものである。

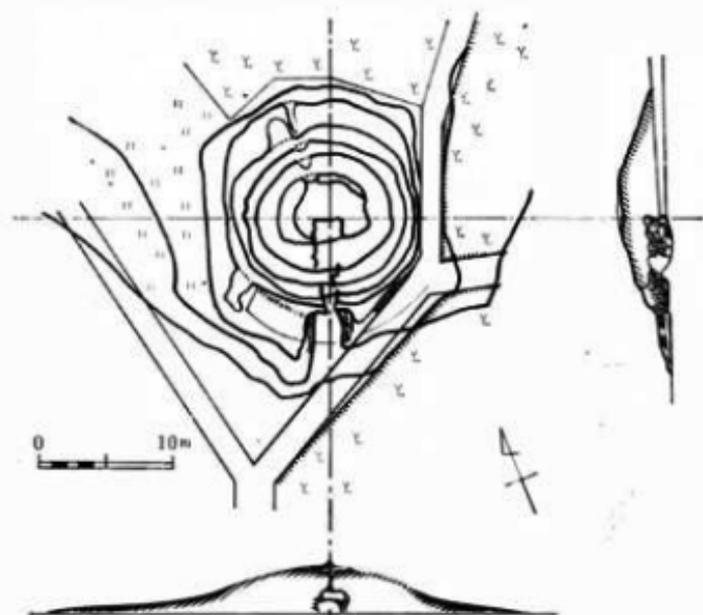
次に、月田古墳群の内調査した六基の古墳の概略を次に記す。(調査責任者尾崎喜左衛門博士の論考から)

#### 壇塚古墳(上毛古墳総覧粕川村五号墳)

昭和二十五年三月十九日より二三日迄の五日間、群馬大学史学研究室に於て発掘調査を実施したものである。本古墳は円墳ながら二段に築成されていた。土地は傾斜地であり、前方からみると高さ四メートル、後方からでは二メートル七〇で、この傾斜地に寄せかけている。径は何れの部分も崩されているので正確には測り得ないが、南北に於て二二メートル、復原すれば二五メートルにも及び、東西は三〇メートル位のひろがりをも推測できた。

基部は径約二五メートル、高さ一メートルの基壇の上に径十五メートル、高さ三メートルの截頭半円球をのせた形になる。墳丘の一部に葦石を敷き、上面は径七メートルの円形で平坦にならされている。

墳輪は中段の上円部裾根石から一メートル離れて一列と、上円平坦部に一列、形象墳輪が一乃至二メートルおきに配列されていた。円筒墳輪は見当らなかつた。更にも上円部中央に須恵器の大甕(径四〇センチ)がおかれ、その前後に三個の巨大な家型墳輪が配されていた。その他形象墳輪としては玉纏太刀、靱、桶等器材墳輪が多かつた。人形墳輪は石室入口部に配されていた。



墳塚古墳実測圖(発掘後)

特に外形の中で注目すべきは、石室入口部の特殊構造である。即ち、円基部裾より五〇センチ上った位置に間口二メートル、奥行二・八メートルの矩形状に中壇を設けている。南側からみるとあたかも箕状に切りとり、奥・左右壁を石積みとしている。この中壇の奥中央に幅一メートルの石室入口が開口している。

内部構造 石室は玄室、羨道と分れる横穴式石室で自然石を小口に積んでいる。奥壁は大きな二枚の石を平の面を出して積んでいる。各部の寺法を表示すれば次表のようである。

石室の規模

部 分	長(m)	
長石室全	7.40	
玄室	長巾	4.10
	奥巾	2.05
	前巾	1.70
	高さ	1.90
羨道	長巾	3.30
	高さ	1.00
		1.60

玄室と羨道の境は天井石が二〇センチさがって区切られている。平面プランは、玄室が羨道より右方へひろがった所謂片袖型である。羨道は入口より一メートル二〇前後の間に径約八センチ程の河原石がしきつめられている。この

石室奥壁実測図

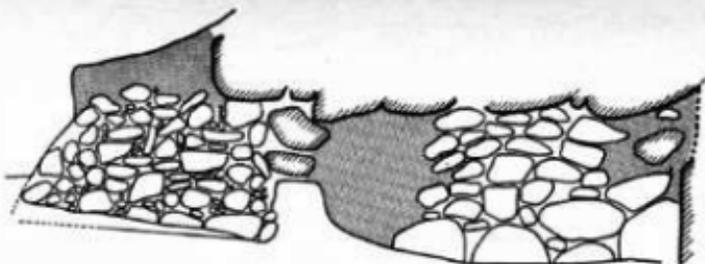
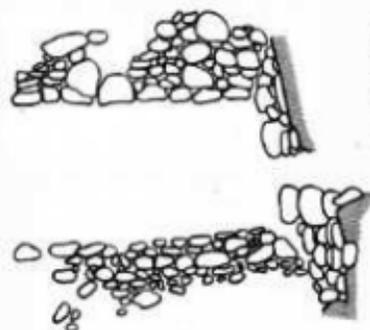


石室内面葬品出土状態実測図



0 100cm

前庭石積実測図

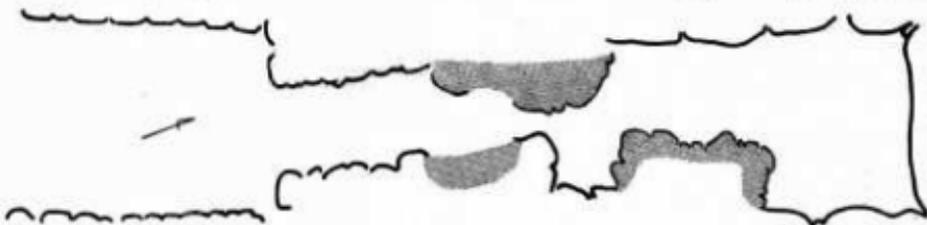


石室左壁積石実測図(右図)

註 羨道部は調査未完成

石室及中壇平面図(中図)

註 羨道部中壇床面と同高時の実測

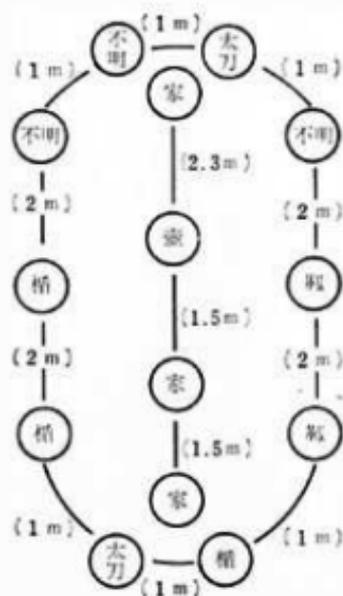


敷石の面と南側の中壇床面との差が五〇センチあり中壇の方が高い。恐らく後から改修されたためのものと考えられる。このことは、玄室（死体を収納する室）の企画が東魏尺で測れるのに対し、他の各部分は唐尺があてはまることから裏づけられる。東魏尺とは一尺が三五センチ唐尺は同三〇センチで、今までの研究で前者の使用は唐尺に先行するという考え方が一般的で両者の尺度のちがいは、時代の差に通ずるものであろうと考えられる。壁は左側で一・七メートル、右で同じく一・七メートルくずれており特に左壁が著しい。このことは壁と直交する方角からの強い衝撃が与えられたためと考えられ尾崎博士は榛名山の一峯二ツ岳の爆列によるものと推定しており（西暦六百年頃と推定）この古墳がそれ以前の所産であることから時期判定の一基準としておられる。床面は十センチ位の厚みに砂利を敷き、その下は粘土を叩きかためてあった。

遺物 遺骨、頭骨と認められるものは奥壁より一・一メートル、左壁より五〇センチの位置にあったが、全く破損しており、原状のままとり上げることはできなかった。しかし、付近から小玉及び歯が見出せたので原位置と推察される。鉄製品、直刀が三振出土しているが内二振は左壁と頭骨の間に認められ、他は右壁下にあった。長さ九六センチ、五九センチ、五七・五センチを算しているが、細部のつくりは錆で不明である。

その他、三角鋒鎗（長二六センチ）小刀二、刀子三、鉄鍔四が出土しているが、多くは左壁下である。その他、びじょう用具の銅製品三、耳環一、玉類一四個が出土している。

埴輪、上門部における埴輪の配列は上図のようであつ



た。

この他、中段部から人型埴輪・太刀・鞆が発見された。

土器類 殆んど中壇より出土した土師器及び須恵器である、土師器は中壇の右石組の中央下、及び奥壁下及び左右組のはしに見出された。しかし復原できるものはない。

須恵器は右石組基部中央に最も多かったがその主なものは次のようである。

甕、高さ四〇センチ、胴部最大径四二センチ、口径二三センチ、丸底広口、青灰色

壺、所謂骨壺、蓋は上面径一四センチ、高さ三センチ、つまみは中央かくぼみ、色は灰白色、身の部分は径十二センチ、高台の高さ二五センチ、瓶長類の瓶と推定される。破片のみ

合子、高さ七センチ、胴一四・三センチ、口径一一・三センチ、扁平に近い丸底、被せ蓋を付す。

(参照、群馬大学紀要第一集)

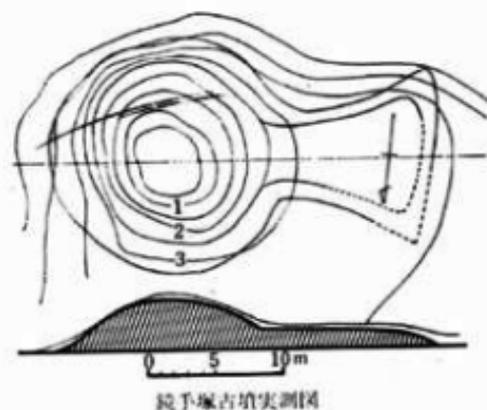
#### 鏡手塚古墳(上毛古墳総覧粕川村四四号墳)

鏡手塚古墳は大字月田字富士宮甲二一三番地にあり、昭和二十三年七月二十七日〜八月六日の十一日間、群馬大学史学研究室で調査した。古墳群のある台地の東南端に位置する前方後円墳である。前方部は後円部に比べて著しく低く、両部共上面は平らであり、その面だけ葦石はない。埴輪はこの面に後円部では円形に、前方部では縁に沿って左右対称の位置に形象埴輪だけがならべられていた。

墳丘の全長二十八メートル、後円部径十七・五メートル、後円部高三メートル七〇、前方部長さ十二メートル、前部下幅十三メートル、上幅九・三メートル、高さ一・三メートル、くびれ部の下幅七メートル、上幅四メートルである。



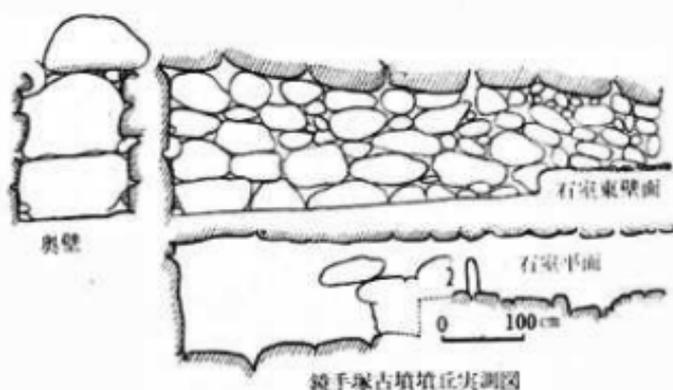
月田富士の宮(後方は鏡手塚古墳)



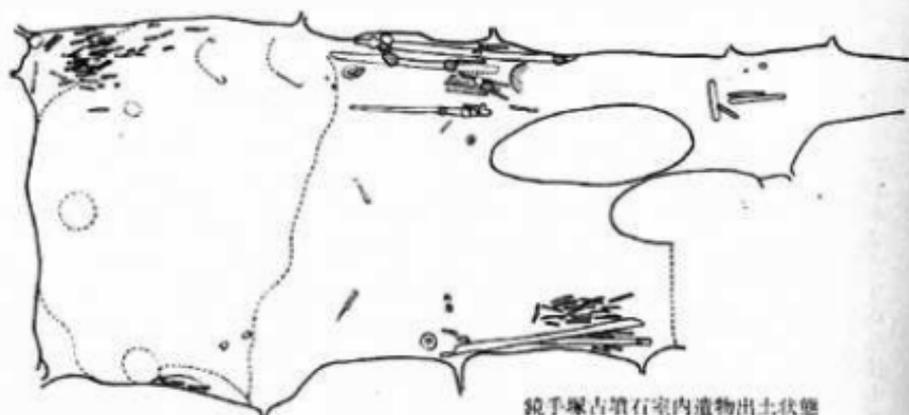
石室は片袖型横穴式で、壇塚と類している。石材は河原石の転石及び壊石を用いた安山岩の自然石乱石積である。片袖型は左に開いており、この側の壁はくずれが著しい、このことは壇塚同様、二ツ岳による影響とみられる

規 模

各 部 名		長(m)
長 全		7.0
玄 室	長 さ	3.0
	巾	1.36
道	高 さ	1.75
	長 さ	3.15
道 巾		0.66



鏡手塚古墳墳丘実測図



鏡手塚古墳石室内遺物出土状態

羨道は入口より径三〇〜四〇センチの河原石で三重積上げの墳塞があり入口より二五〇メートルで榎石（かまち）がおかれ、玄室との境をなして床が二五センチ高くなっている。その奥へ九〇センチのところに柵石（しきみ）があり、死体埋納部と羨道を分けて中央に位置する。床面には小砂利をしき、その下は黒色土を叩きかためていた。

出土品は直刀五振、刀子五本、鉄鍔有柄約六十本、無柄四本、耳環六個である。特に直刀中には金銅装のもの、刀子には鹿角柄のものも含まれている。遺体数は耳環の数からみると三人であるが骨粉の量、及び歯数、種類からみるとより多くの人々がほうむられているとみられる。勿論このことは一時に埋納したものでなく、一族中のものが死ぬ度毎に追葬

したものと考えられる。(参照勢多郡誌、横穴式古墳の研究)

#### 西塚古墳(上毛古墳総覧柏川村第四五号)

鏡手塚古墳の西に隣接して辛うじて前方後円墳とみとめられるもので、総覧には円墳としてある。前方部が東側についているので鏡手塚古墳と相対して存在している。はたして前方後円墳であるか否かなお疑問のあるもので鏡手塚古墳とちがい葺石は認められない。墳輪も発見されない。したがって前方部を認定するのには実測図以外にはない。実測図においては、本古墳の南及び西は傾斜地であるのでその面を利用して墳丘が築かれており、後円部の高さ二・五メートル、前方部の高さ一・三メートルであるが、後円部の北はやや低めであるために二メートルであるに拘らず、前方部の北及び東は既に一度開墾されてならされていたために、多少削りとられた形跡があり高さも僅かに三〇〜四〇センチである。東はそのまま鏡手塚古墳のある西となるのであるが鏡手塚古墳の前方部の前端はかなり埋まっていた。この方は葺石があったのではっきりしたが、本古墳の前方部の前端がどの位埋まっているかわからない。墳丘の全長約二〇メートル、後円部径約一三メートル、前方部長さ約八メートル、幅は削られているのでくびれ部で七・五メートルである。

石室は後円部中央より西南に向って造られていたが、左壁がくずれており、天井石が全部落ちていた、そのため、天井石を除き、くずれた石をのぞいて平面図を実測しただけである。石室は、自然石乱石積両袖型で、壁には比較的大きな石を用い、墳丘の割には石室も大きい。

床面から墳丘頂上までは二メートル五〇センチである。

出土品は耳環二、刀子一だけで他は見られない。最初から入れなかったものか、盗掘によるものか即断しかねるが石室のくずれのようなようすから推して盗掘とも思えず、更にくずれた後から盗掘

各部名称	長(m)
室長	2.40
室巾	1.20
室高	1.30

することなど不可能であるから恐らく最初から入れなかつたものであろう。なお石室には埋葬者も一人のようであり、このことから考えると埋葬後、まもなくずれたものであろう。昭和二十三年八月五六日調査

(参照、すざく会誌二巻六号)

月田遺跡塚古墳(上毛古墳総覧柏川村第三五号)

鏡手塚古墳の北約五〇メートル、壇塚古墳に隣接して存在している。既に墳丘は低められて畑となり、畑の中央に天井石が僅かに露出して、そこに薬師の石像が祀られていた。地主が石を除く目的で掘り始めたところ、古墳の石室であることがわかり、群馬大学史学研究室が柏川中学校と協同して発掘調査したものである。

墳丘は既に原形を失っており、相当巨大な円墳であったことが、推察されるが図上で復原することすら不可能である。葺石及埴輪の有無も不明であり、ただ石室の調査のみを為し得ただけで、それすらも既に羨道の天井石は大半とりに去られていた。しかし、羨門部附近は攪乱された形跡は認められず、羨門外より釉薬を施した菊皿のような磁器の破片を得た。

玄室内からは須恵器の長頸の瓶が出土しただけで、室の中央には大石が落下しており、その下から小釘が散布して見出しそれれに小木片が附着していた。

石室には礎石の門柱をもった羨門及玄室が備わっていた。しかし楣(まぐさ)石の加工もなければ楣(しきみ)石の特別な設置もない。左右壁は削り石と削り石が混ぜられて乱石積となっており、その削り石も一面削りで敷はごく少ない。奥壁は一石で、天井石と共に自然石の巨石を用い壁も奥よりには大石が使用されている。天井は二段に構築されており、羨道のに比較しても玄室のは著しく高い。床は羨道、玄室共に一平面で整えられ、玄室床面には削って形を整えた矩形の敷石が見事にぎっしりとしきつめてあった。石室各部の寸法は次表のようである。

各 部 名 称		長(m)
全 長		7.42
玄 室	長 さ	3.72
	巾 幅	2.03
	奥 高	1.88
玄 門	巾 幅	2.15
	奥 高	1.10
羨 道	口 行 高	0.55
	口 行 長	1.05
	長 巾 高	3.15
		1.39
		1.10
		~8.85

幅を保つかのように、そこだけせり出させてある。大体、玄室の四隅をおさえると幅一九〇センチメートル、長さ三七〇センチメートルの矩形となる。(参照和川村の古墳すさく会誌第二巻六号)

長峯古墳(上毛古墳総覧和川村第四三号)

鏡手塚古墳の東南約一五〇メートルに位置する本古墳は、昭和二十五年七月八日、道路修理のため採土されたとの報で調査することになった。現存墳丘の西側四分通りが削りとられ、石室も片側の壁が殆んどとり去られて内部が露出していた。本古墳はかつてその墳丘の土を大半とられていた。周囲も畑地に削りとられて現存墳丘の径は一メートル、高さ二・五メートルの小墳丘となっていた。石室は自然石乱石積横穴式で、全長約五

八〇センチメートルの片袖型と考えられる。石室の規模を表示すれば次のようである。

入口の方向に幅が狭まっていく傾向がみられ、玄室入口部は埋没し天井石落下の恐れがあるので調査未了であるが、左壁の状態と合せて、片袖型と推察したのである。

副葬品は既に抜きとられおり、この調査ではとり残された鉄鏃七片、太刀飾金具二片を左右奥両壁下で見出したにすぎない。(月田小蔵)

本古墳においては特に築造の模様を詳細に知ることができた。先ず堅い赤色粘土層とその上の黒色土を掘り開き、赤色粘土層上に壁の根石を置いている。この根石の下底は玄室床面（礎上面）から三二センチの下にあつて根石の外側に裏込めの礎がその近くまでいれてある赤色粘土層はもとも南へ向けてゆるい傾斜があつたようであるが、その上面が一〇数センチ掘りこまれ、その面もゆるい勾配をつけてあり、羨道入口附近で急に南に傾斜が強くなっている。築造当時の地表はこの赤色粘土層に黒色土が堆積していたもので、その表面も、この部分で急傾斜にかわつていたものであらう。

石室の壁の石の外側にはぐるりと裏込めの礎石が約七〇センチの厚みで廻らされている。天井石の上にものせられており、この礎の数は実に夥しい数にのぼるであらう。その裏込めの礎の外側に羨道部から玄室部にかけて、更に石組みがめぐらされていた。概して大きめの石を縦におきならべ、その上に小ぶりの石を葺きあげたようである。この端は羨道入口部の石組みに連なっており、反対の奥壁裏は裏込めの礎のみで、これを欠いている。玄室両壁のいずれの辺まで存在しているのか不明であるが、その断面から推して、玄室左右壁裏には存在していたものようである。このような構造は多く知られていないもので小旦那古墳（前橋市朝倉町）にみることができる。

次に、その構造の外側には、普通にみられる盛土が寄せられており、赤色粘土と交互に積状に積みあげられていた。ところが奥壁裏は裏込めの礎に接して直に盛土になっているし、天井石の上は礎の上に更に赤土を二五センチはりわたし、その上に盛土が置かれた。墳丘の外周は石室奥壁から九・六メートルあるので、この地方の他の横穴式石室と墳丘との関係からみて、径二〇メートル内外のものとは推定できる。

石室の壁の石は大石が使用されており奥壁は二石で構成されている。その高さは一・七メートル、天井は入口に向つてやや傾斜しており、床には一五センチ内外の厚さに礎がしかれていたが、これも傾斜して、その下に赤色粘土が

あった。この床の礎、裏込めはその下の堅い粘土層の構造と合せて排水に充分注意されたものと考えられ、天井石の粘土は防水用とみられる。(参照すく會誌二巻四号)

#### 丸塚古墳(上毛古墳総覧粕川村第四六号)

鏡手塚古墳の西北、西塚古墳の北にこの二古墳と鼎立している。前二古墳の位置とは一メートル位の一段高い畑の中にある円墳で、その北には更にやや高めの位置に壇塚古墳と薬師塚古墳とが並んでいる。南からみると三・五メートルと高く、北及東の桑畑からは三メートルで傾斜地の上の形がわかる。西は墓地の森に続いている。

本古墳には鏡手塚、壇塚の両古墳と同じく大礎の葺石が施され、その根は自然石のやや大きめの石が用いられている。頂部は右の二古墳と同じく葺石をもっておらず、そこには形象埴輪が配列されていた。石室は西南に向けて開口するように造られており、その羨道は自然石乱石積であった。石室も同様の積み方であろうと推定しているが、鏡手塚、西塚、壇塚等の古墳の石室と同様、左壁がくずれており、短時日内では調査を終了したので墳丘の実測と羨道入口の一部の調査をしたのみで、発掘は中止した。因に本古墳は壇塚古墳の発掘の際実測調査したものである。

(すく會誌二巻四号)

以上、粕川村において調査された古墳について、その概略をのべてきたが、尾崎博士は玄室における幅と長さの比を問題として、横穴式石室の編年を試みられている。

その操作としてメートル尺をとり、その公約数を各部分の寸法から求め、使用尺を推量し、更に石室及び墳丘の企画にまで及ぼしている。

たとえば、薬師塚古墳の場合だと、次のようになる。

玄室幅一・九〇メートル

玄室長三・七〇メートル

これを他の古墳から割出した公約数三〇・三五センチで割ると次のようになる。

メートル尺	三〇基準尺(唐尺)	三五基準尺(東魏尺)
玄室巾 一・九〇	六・三九七三〇	五・四二四五〇
長 三・七〇	一二・四五七九〇	一〇・五六三五〇
羨道長 三・一五	一〇・六〇六〇五	八・九九三二五
奥巾 一・三九	四・六八〇一三	三・九六八四五
前巾 一・二三	四・一四一四一	三・五一一六五

この結果、数値がびつたり値により近いのは三五センチの場合である。これを東魏尺といっているが、それがつかわれたとすれば、この石室を築くにあたり、羨道は

長さ九尺、幅四尺の企画でつくられ、玄室も玄門の奥行まで加えると三五基準数に近似すること

から東魏尺の使用が推察される。そこで改めて石室全体をその東魏尺にあてはめ、その企画を図示したとすれば、およそ次のようになるであろう。

左図のようになっていゝが実際は用石の都合等で多少企画にズレを生じることと考えられる。同様に鏡手塚の玄室が幅四尺長さ八尺、壇塚が幅六尺、長さ十二尺による企画と考えられる。この寸法も共に三五が基準数になっているので東魏尺によるものと考えられる。

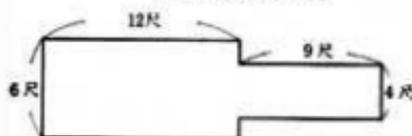
このようにみてきて、更に玄室における幅と長さの関係をみると、

鏡手塚 二・二二 壇塚 二・〇四 薬師塚 一・八九

となる。尾崎博士はこうした比を調査した古墳全てから導き、それを集約する中で比の大きいものから小さいものへの時間的推移を論じていられる。これでいけば鏡手—壇塚—薬師塚の順に

古いといえるわけであるが、これのみでは断言できない。それは前述のように尺による換算では共に幅の二倍が長さ

月田薬師塚の平面企画



になり、その意味では比は全て二になるからである。更に尾崎博士は、比二に該当する古墳がつくられたころに二ツ岳の爆烈があつたと推論されているので、この古墳はその頃の所産であるといえる。しかも、左壁のくずれが、この爆烈による振動によるものとしている博士の考え方にたてば、当然その時点ではこれら古墳は完成していたはずである。しかも、その爆烈の時期が西暦六〇〇年前後と考えられていから、これらの諸点を集約して月田の調査しえた古墳に「時」を与えるとすれば六世紀末に比定することが妥当であり、しかもそうはなれない時期に相ついで築造されたとみてよいのではないだろうか。

しかし、これとても調査しえたものについての推論である。古墳群としてすべてが同一時間に出現したものと考えられない。結局それを断言するためには古墳群全体の古墳をくまなく調査しなければならぬ。本稿では、前記五古墳について主にみてきたが未発掘のもの合せて、六世紀末から七世紀後葉の古墳であると結論づけおきたい。

## (2) 粕川村の土師器

土師器とは弥生式土器の次に使用された赤色の素焼土器である。更にこの土器と併行して須恵器も出現してくる。そして時代が降ってくるのと両者の技法が融合し合つて相互に変化を与えている場合もある。その使用期間は古墳時代から平安時代まで六百年に及ぶ。

土師器には文様がないものが多く、しかも小形で器種も変化に富んでいる。即ち、生活が多様化してくるにしたいそれに使用される器も用途に応じて分化してくると考えられる。しかも、一般に日常生活に使用された雑器であるものが多い。このことから古墳がその時代における上層階級の生活を具現するものであるとすれば、土師器及び須恵器の研究をすすめることは庶民の生活を明らかにするために不可欠の要素となる。

土師器及び須恵器の出土は多くの場合、住居跡から出土する場合と古墳の副葬品として見出される場合があるが、稀に古代祭祀遺跡から発見される場合もある。幸いにも本村においてはこのすべての場合の出土例がみられるので以下それぞれについて述べてみる。

土師器出土分布

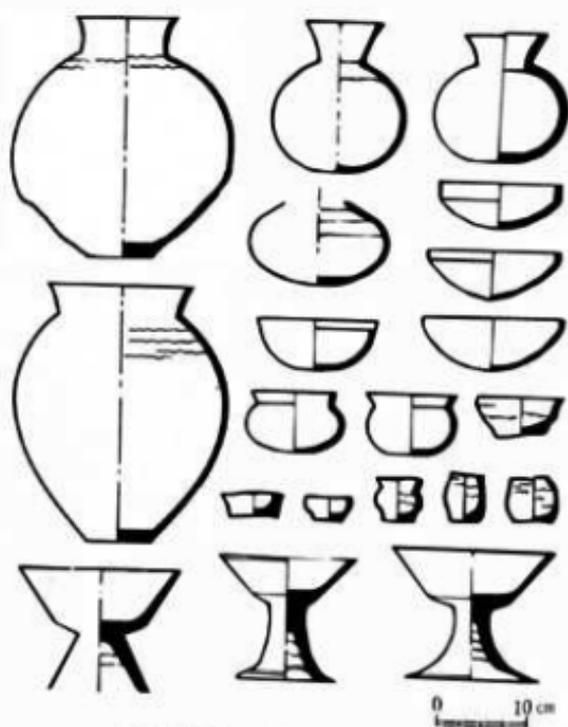
所 在	立 地	備 考
柏川村深津字原	畑緩傾斜地	高坏 埴などの土師器配列されており
柏川村隣字新居	同	勾玉剣出土 角田頼彦氏蔵、標高一九〇
柏川村室沢字湯ノ口	同	標高五四〇、雲・血白玉管玉出土
柏川村中字中町	同	山上市太郎氏桑畑中、土師器石製竈造品
柏川村月田字近戸	宅 地	子持勾玉出土、登山武夫氏宅、土師器周辺より多数出土
柏川村込皆戸	不 明	白山神社蔵破片
柏川村深津打越	不 明	望月次平氏蔵、周辺より出土
柏川村隣字八幡	不 明	周辺一帯須藤義雄竹内文蔵氏蔵
柏川村女瀬役場裏	不 明	土師器壺等出土

他に平安初期と推定される祭祀用土器二点が吉田鶴喜氏所蔵。

このようにみると、土師器は各大字くまなく分布している。その意味においては各地に当時の人々の居住していたことが裏づけられる。しかし、土師器の使用が長期間にわたっているため同一時期のもののみではない。特に、この地域で注目されるのは柏川流域における祭祀遺跡の分布である。

## 中祭祀遺跡（粕川村大字中町一五九番地の一）

昭和三十三年四月、土地所有者山上市太郎氏が桑園耕耘中発見したもので、発掘後群大史学研究室で知り、土器の



中祭祀遺跡出土土器

みを借受け、整理調査したものである。発掘土器は完形品のみだけでも埴八、広口埴四、鉢三、坏四、高坏脚部三〇、同坏部五、祭祀用小形土器十八、石製模造品の小玉十二、有孔円盤三点、剣破片があり、他に破片が多量に出土した。これらは特定の配列をしていたらしいが、詳細については不明である。しかし、極く限られた範囲からの出土であり、しかも、祭祀用と考えられる「天のたくじり」、あるいは手づくねの粗造土器、および石製模造品類が多いこと等からみて住居跡とは認めがたい。特に石製模造品の玉、剣、有孔円盤（鏡）は神器としてその性格が問題とされることから祭祀遺跡として

とらえることが妥当である。

この地は、赤城山頂小沼から発して南下する粕川の旧河岸に位置し、赤城山頂を真北に仰ぐ場所である。この流れは南流して勢多東部、佐波郡東部、及び新田郡をうるおしている。それ故当地では赤城を水の神として信仰していた。

このように山と山に関する赤城神への信仰はすでに上代に発生したものと考えられ、その意味において重要な遺跡である。この遺跡の年代を考えてみると、土器の組合せ、形態の特徴、石製模造品等からみて六世紀中葉頃のものと考えられ、本村における古墳の普及等とも時期を同じくしている。おそらく自然のきょういに対する畏敬の念はより強く、それが信仰に結びついたりと考えられる。

更に、遺物の出土の状態はあたかも一ヶ所に埋納されたものの如くである。特に高坏の脚部が多く、坏部の数と合致しない点等から、この附近で祭祀を実施し、その後、ここに埋納したものと考えることができる。

こうした例を本村で他に求めると深津字原の高坏、増の配列をみたもの、室沢湯ノ口の出土遺物、膳字新居、月田字近戸等の子持勾玉及びそのまわりからの土師器の出土例があり、これら一連のものの分布をみると柏川流域におけるこの種遺跡の分布をあとづけることができる。特に後述の字通遺跡、吉田鶴喜氏蔵の平安期のものと考えられる土師器等を合せ考えてみて古代の柏川の信仰の流れを追跡する手がかりを与えてくれそうである。

役場裏出土土師器 学術調査を経たものではないので、その性格や出土状態を論ずることはできないので主としてその組合せと土師器の形態的特徴を述べ考察を加えることにする。

先ず組合せをみると甕、こしき、碗、盤、坏である。

甕は比較的球形の胴部からやや外反する口縁部をつけたもので、胴下半部は煤や二次的に焼けていてこの土器が火にかけられたことを物語っている。

こしきはずん胴形の胴部にややくびれをもった口縁が外反してたち、底は全体が孔になっている。これは焼く前に意識的に底をぬいたものであり、意図的である。これは前述の甕と組み合わせられて使用されたものであり、甕中から湧出する蒸気をこの穴から上げて、米をむしたもので当時の食生活を物語る遺物である。

碗Ⅱ深い丸底の器で口縁部は小さく外反する。盛器であるが、つくりは丁ねいである。

鉢Ⅱ胴部が丸味をもち丸底を呈し、肩部がややくびれて大きく外反する口縁部をもつ、これもつくりは丁ねいのみがいている。

杯Ⅱ丸味をもった底部から肩部に明りょうな、段を有して、そこから大きく直に立つ口縁部をもつ、大きさ、深さはともに此の手のものとしては比較的大型でつくりは良好である。

以上各種の遺物について形態的な特徴を述べたが、これらは日常生活に使用されるものであり、おそらく住居跡があったものと推察される。特に土器附近の焼け土の状態はおそらくかまどであろう。煮沸用としての甕、むし器としてのこしき、盛器としての碗・鉢・杯の組み合せは縄文時代に比し、その生活様式がより複雑化し分化してきていることを物語っており、生活の進歩を認めることができる。特にこの時期には米食が一般化したことをうかがうことができる。

**古墳出土の土師器**　古墳から出土する土師器は死体と一緒に埋納したものと他の施設（中壇石室前施設等）から出土するのが一般的である。これは墓前祭的な意味をもつものとも考えられるが、壇塚古墳の場合は玄室奥壁下、中壇石組み下に認められたが完形品はなかった。

土師器の他に須恵器とよばれる灰色の堅い焼きのものが古墳の墳丘上及び玄室、玄室前施設から出土するがこれらは古墳時代中期以降盛行するものであり、特に当初の時期には住居跡から発見される例は稀である。壇塚古墳、鏡手塚、薬師塚古墳等から認められたが性格は土師器と同様である。特にこれもその形態から時期的な推察をさせる。

以上、古墳時代の土器について土師器を中心に述べてきたが、これらからもその生活を推察をすることが可能であ

る。

### Ⅱ 仏教文化時代

#### (1) 火葬墓

仏教の伝来による死葬観の変化は葬制に大きな変化をもたらした。即ち、従来の古墳の築造は死体をそのまま埋葬するのに対して、死体を火葬にする方法である。日本の国においては文武天皇四年（七〇〇年）僧道昭の火葬が最初といわれこれについて持統、文武、元明、元正の各天皇が火葬されたという。したがって僧侶のみでなく次第に貴族の間に広まり、奈良時代以降には、一般化していったものと考えられる。

群馬県においてもこうした火葬墓が相当数発見されている。それによると二つの類型に分けられる。一つは陶製容器（須恵器）に火葬骨を収めたもの、他は石製櫃に火葬骨をおさめたものである。

粕川村における例は次の三例が報告されている（勢多郡誌）がいずれも石製威骨器であり、陶製のものも発見されていない。

#### 粕川村火葬墓出土地

出土地	立地	標高(米)	個数	備考
大字室沢字東開墾	山の斜面	三五〇	一	
大字月田長峯	山の斜面	二五〇	一八	
込皆戸	丘陵斜面	一七〇	三	他にも数個あったらしい

他に稲里矢次の水源地北方参道南より骨壺骨殖出土という。

これらは斜面に掘りこみをつくり、その底面に練を敷きつめその中央に蔵骨器を安置するものである。しかし、古墳と異なり、土盛りを高くすることもなかったのですぐに目につくことはなく、多くの場合、開墾などで偶然発見されるのが普通である。そのため精細な調査をなされていない。

石櫃は印籠造りで、軟質の転石中央に径二五センチ内外、深さ二〇センチ内外の方または円型の穴をうがち、その上に蓋を被せるものが一般的である。底は多くの場合丸底であるから、最初から埋めることを意識した造作である。古墳が八世紀初頭まで続き、その被葬階層も次第に拡大されていき、そのつくりも簡略化、縮小化されていったが、火葬墓は被葬階層をより拡大していったものであろう。特にその占地は傾斜地にあり生活の舞台を見おろすような位置でしかも、室沢、月田等古墳が群在する地域にあることは、古墳文化の継承として時期的にも、系譜的にも継続するもので奈良—平安時代にとられた葬制である。

更に、地名から考察すると大字御門が注目される。この地には近くに赤城信仰の中心小沼より流れ出る粕川が流れ、その信仰の里宮の一つにあたる近戸神社が祀られ且つ延暦二十年銘の石造層塔、奈良初期の史跡武井庵寺（新里村）等が存在している。背後に四十八塚なる月田古墳群をひかえて特色ある文化圏を形成している。

「みかど」はおそらく律令制国家における郡司の政庁所在地であると考えられる。従って、勢多郡の郡司はこの月田にあって政事を司ったものであろう。更に、隣接する「大屋」は「おおやけ」であり「公」の字をあてうるのかもしれない。そして「みやけ」が天皇領の支配をさすのに対し、「おおやけ」は支配者のいた附近を郷とし「大家郷」  
Ⅱ「大屋」を考えると粕川を中心とした上代における郡政の中心としての粕川村を想定することも可能であらう。

## (2) 元三夜沢の御殿と赤城信仰

大猿川の旭の滝附近の左岸一帯は「元三夜沢の御殿」といわれていた。いつごろからのことかは当然不明である

が、江戸時代、天明六年五月、赤城に登り頂上から湯之沢を経て三夜沢へ降り、増田家に宿泊した江戸の学者奈佐勝  
卓が書いた『山吹日記』に「後の碧余ひろあまの若桜宮の即位の歳で、唐子の年にはじめて御社を建て、崇め奉りて赤城の社  
と申す」と記されている古文書をみつけた。この文書は増田加賀守藤原成有が示したものであるということであるか  
ら、西宮に伝わっていたものであろう。その真偽については従来諸説がありよるべきものはないが、明治十一年一月  
三十一日付、室沢戸長、小池藤造が県令榎取素彦に出した報告書には次のように記されている。

「赤城山神社跡本村の北方字御殿と言所にあり、東西四十五間、南北三十五間、面積五反二畝十五歩、本村より一  
里十八町にあり、但し赤城山神社の三夜沢へ御遷座は桓武天皇御代の頃と言ひ伝えあり、年号支干詳かならず」  
と可成り詳細に記している。しかし、従来これは伝説として残っているに過ぎないものであった。

それが偶々、昭和四十年四月二十七日、字通地区の山火事により山肌を出した山中から今泉長治氏により礎石群が  
発見されることになった。金子裕村長は村の文化財保護委員会および有志の人々と共にこの地域を調査し、丸山知良  
氏（現群馬県議会図書室長）にこの処置と価値判断を依頼した。この結果、貴重な遺跡として学問的調査を必要とす  
ることがわかり、群馬大学教授、群馬県文化財専門委員尾崎喜左雄博士に学術調査を依頼し同年六月九日より十二日  
まで第一次調査、次いで翌年三月四月にかけて第二次調査を実施した。

古来からの伝説であった「元三夜沢」という地名と結びつけようと考えられるこの字通遺跡の発見は柏川村のみで  
なく、隣村宮城村、それを通しての赤城神の成立、発展、更に関連しての上毛野君の消長等、問題は広く全県下に関  
連し、県下における従来の盲点であった中世史を埋める手がかりとして重視される（以下、尾崎喜左雄先生の論考か  
ら）。

昭和四十年の春に、赤城山に山火事が起こり、山林二町歩ほどが焼けた。この地は柏川村大字室沢字字通に属する



最初の遺跡地調査

地で、詳しく言えば粕川の支流大猿川の谷に面する標高六五〇メートル前後の高原である。焼け跡を整理しているうちに、その地は山を削り、段々に整地してあって、その各段毎に建造物があったのではないかと注意された。そこで翌四十一年六月に礎石の有無を調査し、間口五間、奥行四間の大堂と思われるもの、方三間に四天柱をもった塔もしくは堂のごときもの、八角円堂とみられるもの、方三間南向きで中央間が西側に比してやや大である割拝殿風のもの、四間三間で中央二間が広い神殿と推定されるものなど数十棟に及んでいる。昭和四十二年九月には、このうち方三間で、四天柱が外方に少しずった建築遺構を発掘した。平安中期の宇丸、宇平の両瓦が出土し、瓦葺きの塔かまたは堂であ



古瓦の出土状況

ることが明らかになりつつある。

この建物跡の中央に立つと、南ははるかに関東平野を一望に納め得られ、北はその背後の尾根の上に僅かながら、小沼の東の山々、すなわち長七郎山、虚空藏嶽、黒槍嶽等の頂きが重なり合つてのぞいているのが見える。この建物はちようどこの山頂を礼拝するために造営されたかのようである。この山頂の虚空藏嶽には、もと銅製虚空藏坐像が安置されていた。明治期の廃仏棄釈によつて、勢多郡黒保根村大字湧丸の医光寺に移され、客仏として安置されているその背面の銘に「上州赤城山小沼本地虚空藏并」とあり、永禄元年の紀年がある。

そこで山頂の小沼の虚空藏その虚空藏像を拝し得るような字通の建物跡、月田近戸神社の虚空藏像とは粕川の流れによつて相関連せしめることができそうであり、同時に三夜沢の西宮も、もとこの系列に関係していたものと言えよう。この意味で、字通の大遺跡はもとの赤城神社の鎮坐地であつたと推定されるのである。

それは単なる伝説あつた「元三夜沢」が、どここというのでもなく伝えられ、赤城神社を調査するにつれて、その現狀に不審をいだき、数十年來の疑問として「赤城神社」を追究してきた。ようやくその緒口が得られるような気がする。これが平安中期の赤城神社であつたとすれば、長元元年と推定されている上野国交替実録帳中の記事があてはめられるかも知れない。すなわち、

勢多郡

正一位赤城明神社

御玉殿一・字御美豆垣一廻板 玉垣一廻、御向殿一字・

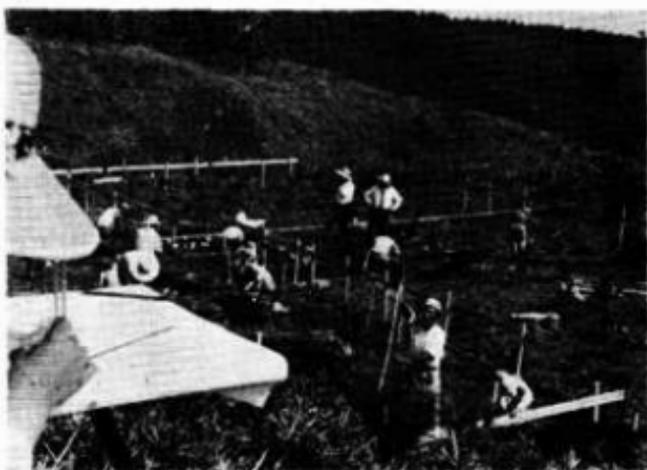
御吊殿二字、大門一字、鳥居一本、荒垣一前、東館屋一

とある。だが、御玉殿は御宝殿であろうか、それとも御霊殿であろうか。御宝殿ならば御向殿は諏訪神社の左右宝

字、陪從屋一字、厨屋一字

件社七年一度有造作之例、当任去万寿四年相当□大修

造六年、仍皆新所修造也



発掘調査



磐座といわれた大石（室沢北部）現在は流失して不明  
（登山武夫氏所蔵写真）

殿に似て、それが相対していたものであろうか。それとも御向殿とは割拝殿のごときものを指すのであろうか。ただし、これらの建造特遺構は火災によって廃棄されたかのようなのである。今度の発掘調査で掘り出された礎石は、どれも焼けてひび割れており、多くの瓦片は焼きもどされて赤または白っぽくなっている。

吾妻鏡第四十一の建長三年四年二十六日の条に「去十九日、上野国赤木嶽焼、為先例兵革兆之由、令在庁等申之

由云」とあって、この「赤木燄燒」とは噴火であるとか、山火事であるとか説かれていたが、「為三先例兵革之由」とあるので、単なる山火事ではなく、また噴火でもあるまい。信仰の対象である赤城神社に火災があつたものではあるまいか。発掘調査の結果からみると、この地方には弘安四年（一二八一）の浅間山噴火の浮石層があつて、その上下から時代を判定することができるこの調査の建造物の地覆石内には、その浮石層が認められないが、周囲をめぐる雨垂落ちの溝内には木炭片、鉄釘瓦片等が浮石層下に堆積していた。このことはさらに詳細な追求を必要とするので、目下調査中であるが、確認を得られれば、吾妻鏡の記事もほぼ証明することができようし、これを出発点として、群馬県の中世史を割り出すこともさらに可能となる。（月刊文化財、文化財保護委員会、昭四十二、十二）

## 二、中世

### (一) 膳城

#### 膳城跡が村に贈与される迄の経過

膳桂之助氏がチユネーブで開催された国際労働会議に、資本家代表として出席するために出発する直前、昭和十二年三月二十一日、前橋市嬉野旅館で、膳氏と地元側から八幡神社々掌箱田勝次郎、区長箱田森太郎、同代理竹内文太郎、地主側船戸岩司（地主船戸品八欠）氏子總代宮崎桂次郎、同須藤与三郎、有志須藤義雄等会談して、膳氏遠祖の居城跡の保存について意見が一致し、別添の通り土地売買契約を結び、大間々町飯塚安一郎氏がその代理人となり、昭和拾叁年四月拾四日膳氏名義に売買の登記を完了して、膳氏の城跡保存についての第一手段を終了した。



勝氏は、その本丸跡に何等かの施設をしてこれを驛に贈与して保存の責を負わしめ、永世に残したい、といつて居たのに、いまだ着手に到らざるに、昭和六年九月突発した満州事変に続いて、昭和十二年七月山東省に端を発した北支事変は更に発展して、昭和十六年十二月太平洋戦争となり、第二次世界大戦と拡大され、昭和二十年八月十五日ポツダム宣言受諾に終戦にいたるまで、全国力を

挙げて戦争遂行に余念を許さず、まして終戦後の虚脱、混乱の状態にあつては、なお更他の何物をもかへりみる余猶はなかつた。

勝氏はその戦争遂行と、有史以来民族的にかつて経験のない終戦後の処理、日本再建のために國務大臣、経済安定本部長官等政府要人として、或は民間有力財界人として寧日なく尽瘁、遂に初志の城跡に施設建築の挙はなし得ず、洵に遺憾この上もない事だった。

昭和二十四年三月十一日、群馬県は群馬県教育委員会告示第十一号（別添写の通り）を以って、城跡を史跡名勝記念物として指定した。

昭和二十四年四月二十日、勝桂之助氏、群馬県副知事山崎丹照氏、勢多地方事務所長坂本泰一氏、県会議員内金市氏、前県議鎌塚西次郎氏、上毛新聞社々長藤原秀吉氏、小松晋助氏、上毛電気鉄道株式会社々長宮永住吉氏、同専務取締役八染亀吉氏、群馬県事務官（史蹟指定担当）丸山清康氏、粕川村々長田島錦三氏来賓多数及び村内有志参列し、八幡神社々掌箱田勝次郎氏の司会により、本丸跡中央に史蹟勝城跡の標柱樹立の式を挙行し、勝氏は切なる菩提心を以て、遠い祖先の御霊に対して多年の宿願を達した歎びを述べ、本丸を「御屋敷」の愛称を以てこの機会に御屋敷を購の村に贈与する、依つて村人は挙つて、今後、その保存に完璧を期されたいと要望し、上毛新聞社々長藤原秀吉氏の祝詞挨拶ありて式をとり、鬼山藤次郎家を会場とする披露の宴会に臨み、一同歎をつくして懐旧談に時の経つのをしらず、勝氏外来賓は別添の通り史蹟指定を奉賛して署名揮毫をなして散会した。

勝氏多年の宿願、勝城跡の史蹟指定は茲に達成したので、かねてから史蹟指定、並びに贈与について推進これ努めて居た鎌塚西次郎、須賀政助、岩田孝助三氏の斡旋により、粕川村々長田島錦三を経て別添贈与証書を送付されたので、昭和二十四年四月二十日宮崎福太郎、後関詮郎、船戸正三、酒井繁市、須藤静太郎、橋本景、宮崎貴光、坂木利三郎、須藤与三郎、須藤義雄等（区長同代理各組長、村議）の名義を以て、贈与による名義変更の登記を完了した。此の史蹟指定地のうち、勝氏所有分の贈与は、史蹟保存のために勝の村に贈与されたもので、勝の村内居住者全体の共有のものである。

登記した名義人は勝の区長、同代理、隣組長、村議等役員なので、村の共有代表名義人であつて、その個人または名義人だけの共有のものでもないので、贈与を受けた土地（立木共）は、区長其の他の当業者は村を代表して村人と共に、代々相継いで勝氏の贈与の趣旨、及び史蹟指定の要件に従つて、善意を以てこれを監理、保存の責任を持たなければならぬ。

昭和二十六年十一月二十六日巨星撃ち、計報一度伝はるや世人みな愕然たり。同月二十九日東京四谷見付内聖公会堂で、盛大に葬儀が行なわれたので、区長後関哲男、村議竹内文蔵、同後関詮郎有志須藤義雄等村を代表して、参列して護んで弔意を表したり。

茲に関係者は経過を略記し後日のために記録する。

史蹟指定書の写

群馬県教育委員会告示第十一号

群馬県宝物史蹟名勝天然記念物保存願影規程第一条により次の通り指定する。

昭和二十四年三月十一日

群馬県教育委員会

史蹟 贗 贗城跡

所在地 勢多郡柏川村大字贗

指定地籍及地目

字名	番地	地目	地積	備考
大門	△	原野	九・一	所有者 船戸高次郎
"	△ノ甲	山林	二・六・三	"
"	△二	畑	二・六・七	橋本 倉吉
"	△三	原野	五・〇	船戸高次郎
"	△五ノ二	山林	一・七・二	贗 村
"	△六	原野	二・六・六	船戸 岩司
"	△六	原野	五・三	"

説明

この城跡は、中世末期の所謂丘陵城の形式に属し赤城山南麓の丘陵地上に構築されたもので西は小流に臨み、南に沼沢地を控えた天然の地形を利用したもので中央にはほぼ方形の本丸を置き周囲を空堀で画し、更にその周囲に不規則形に堀、土塁を以て敷路を画してある。

古書によると贗城はもと善と書き、三善氏がここに住んだと伝え戦国時代には上杉、武田、北条三氏の関東攻城戦にしばしばその名見られる。

この城の来歴上興味のあるのは武田勝頼の贗城素肌攻めである。

現在は城跡の一部を既に破壊されたが、本丸並び物見台、その周囲の空堀、土塁等はよく原型を保ち郷土文化史上の貴重な

城内	山林	船戸 岩司
"	"	"
二六ノ二	六・六	贗 村
一六	五・三	船戸高次郎
計	一・一・六・七	"

な史料である。

保存の要件

公益上やむを得ない場合のほか、現状の変更は許さない。

(群馬県報第二五四四号、昭和二十四年三月十一日)

土地売買契約書(武通)

土地売買契約書

一 売買ノ目的物

一 群馬県勢多郡柏川村大字膳字大門八拾参番

山林 武反九略四步

一 同所 八拾四番地

山林 武反六畝八步

但右武筆ノ内約卷反畝武拾步開墾シタル土地ヲ除ク

一 売買ノ価格

卷反步金参百五拾円也ノ割

但昭和拾貳年三月廿一日現在立木共

一 売渡人

柏川村大字膳 船戸岩司

一 買受人

東京市淀橋区戸塚町 膳 桂之助

一 登記ノ予定日

昭和拾貳年拾月末日迄

一 残金ノ受渡

登記終了ト同時ニ大胡登記所ニ於テ受渡ス買受人海外出張

中ニテ不在為メ代理人ニ於テ内金参百円也ヲ支払ヒ昭和拾貳年参月廿一日前橋市堅町岩田孝助宅ニ於テ土地売買ノ契約ヲナシタリ

後日ノ為メ売渡人、買受人並ニ立会人連署ニテ本契約書武通ヲ作製シ各売通ヲ所持スルモノトス

昭和拾貳年参月吉日

柏川村大字膳

売渡人 船戸岩司

東京市淀橋区戸塚町

買受人 膳 桂之助

同上代理人

前橋市堅町 岩田孝助

伊勢崎町新町 膳 政之助

大間々町五丁目 飯塚 安一郎

立会人

柏川村大字膳 箱田 勝次郎

同 箱田 森太郎

同 竹内 文太郎

同 後閑 啓藏

同 宮崎 孫三郎

同 宮崎 桂次郎

同 須藤 与三郎

同 須藤 義雄

以下余白

土地売買契約書

一 売買ノ目的物

群馬縣勢多郡柏川村大字膳字城内売百九拾番ノ武

山林 六畝 武拾六步

一 売買ノ価格

老反少金參百五拾円ノ割

但昭和拾貳年三月貳拾壹日現在立木共

一 売渡人

柏川村大字膳 船戸品八

一 買受人

東京市淀橋区戸塚町 膳 桂之助

一 登記ノ予定日

昭和拾貳年拾壹月末日迄

一 残金ノ受渡

登記終了ト同時ニ大胡登記所ニ於テ受渡ス買受人海外出張

中ニテ不在ノ為メ代理人ニ於テ内金五拾円也ヲ支払ヒ昭和拾

貳年參月貳拾壹日前橋市堅町岩田孝助宅ニ於テ土地売買ノ契

約ヲナシタリ

後日ノ為メ売渡人買受人並ニ立会人連署ニテ本契約書式通ヲ

作製シ各卷通ヲ所持スルモノトス

昭和拾貳年參月貳拾壹日

柏川村大字膳

売渡人 船戸品八

東京市淀橋区戸塚町

買受人 膳 桂之助

同上代理人

前橋市堅町 岩田孝助

同

伊勢崎町新町 膳 政之助

同

大間々町五丁目 飯塚 安一郎

立会人

柏川村大字膳 箱田 勝次郎

同 箱田 森太郎

同 竹内 文太郎

同 船戸 岩司

同 後閑 啓蔵

同 宮崎 孫三郎

同 宮崎 桂次郎

同 須藤 与三郎

同 須藤 義雄

以下余白

通牒文書(区长宮崎福太郎氏宛)

拝啓 爰邊の廻り益々御健勝實し上奉ります。

併て貴村所在、小生所有の膳城趾の土地は是れを地元部落字

名語の所有として寄附する事とし之れが願書（田島粕川村長殿宛）を鎌塚西二郎氏に差出し其の手續方依頼致しました就ては乍恐縮貴台にも村会にて是れが受人れられる様御斡旋方御願ひ申上げます。右御通知少々御願ひ迄

敬具

昭和二十四年七月二十日

膳 桂之助

宮崎福太郎様

昭和二十四年二月

善城の沿革と其史実

膳 桂之助述

其一概 説

善城跡は群馬県勢多郡赤城山南麓に在って、現在は同郡粕川村大字膳に編入せられて居り、本丸、二の丸、三の丸等の地割、空堀等略旧体を存し、在りし日の規模を窺ふに足りる。膳の地名は元善に作つた。膳城は三善氏世々の居城であつて、鎌倉頼朝の時代に其起源を溯ることの出来る古城であつた。三善康信は頼朝が鎌倉に幕府を開いた時、京師から之れに附随して来て仕へた儒家である。康信の鎌倉に於ける地位は、門注所の執事であつて、現在の法務厅长官兼最高法院長に該当する。康信の子孫は、関東の各地に分封せられた様であるが、其一派が善の封地を受けた。善の名は東鑑の隨所に

散見する（善康長、善康有、善康家善倫長等）。善城の記録が文献に現はれたのは、応仁武鑑を以て嚆矢とする。応仁中には民部少輔倫榮が其城主であつて、其封禄は

上野勢多郡田四百三十町<sup>〆</sup>種<sup>〆</sup>廿一万五千束

此直錢一万二千九百貫文、此米一万七百五十石

今量一万四百廿五石二升七合五勺なり

米 四千八百五十六石四斗四升五合

四斗入一万二千四百一十一俵余 膳家額

米 五百二十一石二斗五升一合余 上野守護職料であ

り、幕府に於ける地位は関東評定家（最高立法府）八家の一つであつた（応仁武鑑）。

次で善城の記事が文献に現はれたのは、後、北条、武田、上杉等の諸勇の活躍した天文、永禄、元龜、天正時代の軍記戦記であつて、膳因幡守（桐生老談記）膳弥四郎康道、膳備中守宗次（新田老談記、関八州古戦録）等が大きく伝説されて居る。

膳備中守宗次は、三善氏直系の城主の最後であつて、元龜三年上杉景虎の手先となつて、野州小俣城に攻懸けて戦死、其残党は遺城を守る事が出来ずに、元龜三年六月小俣、桐生、金山三城聯合勢に攻められて落城し、宗次の一子春松丸が老家老に護られて既橋城に落ち、惣に膳氏が滅んだ。

天正年中武田勝頼が膳城を落した事は、勝頼の素肌攻と云つて、物語に有名な話であるが、当時は城主がなく、金山の新

田氏の下臣が城代として其城を医つて居たものと思はれる。斯くして、天正以後膳城は廢城となつて終つた。此城跡が、織田、豊臣、徳川の長い時勢を経過して、明治、大正、昭和の今日迄開墾し尽されずに、今尚往古の姿を残して居る事は寧ろ異とすべきであらう。

上述の膳春松丸は成長の後一度仏僧となり、更に修驗道に入り、其子孫代々佐位郡上植木村に往し農民となつた。本編の編者蘭桂之助は其直系の後裔である。尚以上の史実を考証すべき文書の中著名なるもの數種を招致して之れを添付する。

其二

鎌倉管領 応仁 武藏

所領役考

概査栗原信充編集 続篇二

(前略)

鎌倉評定衆

鎌倉先代刀時評定衆十五人上首五人を五番

とし引付頭と云次に引付衆十五人あり政所執事と越訴奉行八人に依て是を兼去ハ評定衆引付衆を論せず問注所執事ハ三善氏にて是を兼等持院將軍家公氏の時ハ評定衆八人と定め執権の上に列せしむると貞和五年の記に見えたり関東には武藤那波善二階堂宇都宮佐々木等五六人に過す是に上杉を加て八人を評定衆と定め海老名本間等を御荷用となされしなるべし武藤は出羽に住して大名に列し宇都宮は八大將の班たり然と云とも評定の座に出頭して機務を參加することは異あるにあら

す。

(中略)

善 三善氏

三善清行八代孫

倫重 対馬守

問注所執事

倫長 対馬守

文永二十五卒六十四

倫経 老岐守

弘安七十四卒

倫有 玄藩允

元徳二十七十八卒

康家 民部少輔

延元二六十四卒

康長 老岐守

応安年卒

康持 民部少輔

応永七十廿三卒

持康 治部少輔

倫君 大沢左衛門佐

繁里 横堀左衛門尉

倫氏 民部少輔

成親 大川三郎左衛門尉

兼親 水沼小四郎

倫采 民部少輔

倫善 阿久沢右馬允

倫隣 又四郎

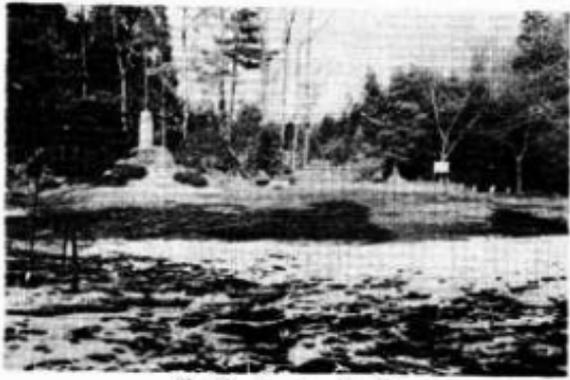
其三

史籍 新田老談記

被群書類従合戦部上中下(集者 故人 塙保己一)ノ内

史籍 關八州古戦録卷第九 駒谷亮人楨郁撰野州小段 陣附善備中守宗次討死並善城没落事

野州足利ノ西郡小段ノ城主泷川相模守善勝ハ昔時建武二年ノ秋北条次郎時行関東ニ蜂起ノ時武州女影原ノ合戦ニ將軍方ノ味方トシテ勇戦ヲ勵ミ討死セシ刑部大輔義季ノ後胤ニテ累代当所ヲ領知シ岩井山ノ長尾修理亮政長カ妹婿ト成テ上杉輝虎ノ一味ナリシカ近年由良長尾綱生ニ合体シ古河ノ義氏ノ幕下



跡道丸木城

トナリ今既ニ氏政ノ指揮ニ応セリ是歳壬申ノ夏義勝小田原ニ参勤シテ藩留スルノ隙ヲ伺ヒ善備中守宗次伊勢崎ノ萩田備後守人数ヲ合セテ彼城ヲ乗捕ント欲シ四月廿日境野三ツ堀筋ニ出勢二隊ニ分ツテ下妻山中島両所ヨリ攻寄タリ千時小段ノ家長榎山出羽守申ケルハ宗徒ノ者共ハ悉ク府君

ヲ供奈シテ南方ニ相越スナレハ留後ノ催ナル士卒ヲ以テ恐ニ防戦スル共果々シキ事仕出スヘシ共覚ヘス只一向ニ城ヲ渡シ後日ニ府君御旗ヲ警ラレントスル折柄手跡克ク奮撃シテ会稽ノ恥辱ヲ雪クニ如シト申ケレハ多分ハ此議ニ同シケル也ニ城代石井入道尊空気色替テ限ヲ苛ケ假令府君ハ留守タリト云トモ御先祖足利氏部大輔義国以来数百年ノ間持伝ヘラレシ城地ヲ何容阿容ト一戦ニモ及ハス敵ノ手ニ亘サン事勢以テ有ヘカ

ラス且夫日本無双ノ郎將上杉輝虎ノ人数ニ圍マレ討死セシハ  
弓矢執ル身ノ面自死出三途ノ思出何事カ是ニ如シヤ他人ハ知  
ス尊空カ一家ハ城ヲ枕トスルノ外別ノ義ナシト申シケルニソ  
兼皆最モト啐啄シテ在合フ侍百五六十人サテハ手分ヲセヨト  
テ笛吹坂ノ前後ハ初山出羽守窪沢豊前守桑子内匠助泉備前守  
別府阿戸等相固メタリ石井尊空嫡子安芸守次男丹波守大川土  
佐守山本雅実助加藤隼人正石渡弥五郎松本小太郎片岡金五郎  
窪田金八郎神内平六郎ハ鶴足寺ノ嶺ニ登テ石弓坎撃ヲ架ヘ攻  
登ル寄手ヲ微嗽ニナサント設ヲナセリ尊空諸卒ニ下知シケル  
ハ大将ノ留守ト云ヒ寡ニシテ衆ヲ引受ルナレハ逆モ勝ヘキ軍  
ニハアラス各死ヲ善道ニ守リ誓ヲ万代ニ残スヘシ但仏神三寶  
ノ加護ヲモ相頼ムハ弓矢ノ莫加ヲ思フカ故ナリ斯ル時節コサ  
ンナレトテ鶴足寺ノ住持法身俊國ヲ招テ当山ノ五大尊ハ平親  
王將門調伏ヨリ以來天下ニ知レタル靈尊貴僧ノ修驗又近國ニ  
英名高シ一加持アラレト申ケレハ法印打嶺テ本坊ニ帰リ俄  
ニ護摩ヲ壇ニ飭リ鎖結ヲ握リ金鐸ヲ揮ヒ魔軍降伏惡敵退散ノ  
秘法ヲ珠ノ汗ヲ流シ一心不乱ニ丹誠ヲ抽シケル斯テ寄手ノ人  
數中島エ攻入左右ノ在家ヲ焼払フヲ見テ初山出羽守鹿塚ヲ山  
上ヨリ矢炮ヲ飛セ巖石ヲ投懸々々防キ戦シカハ善備中守攻陣  
テ此表ヲ引退キ秋田備後守ト一所ニ成テ黑暗沢ヨリ責登レリ  
爰ヲハ石井カ一党七十余人ニテ固メタルカ大石巨木ヲ落シ懸  
大水ニナレト相戦フ寄手モ流石ノ剛ノ者共ナレハ勇ヲ傾ケ必  
死ニ成テ一足モ引シト曳声拳ヲ鼓ヒ進ム未ノ刻ニ過ル北条兵

既ニ獲果テアハヤ此口破ルルソト見ヘシ所ニ暴ニ猛風甚雨シ  
テ寄手ノ向フサマ一面ニ吹懸半時許リカ間四方暗夜ノ如ク成  
テ草木ノ色モ見分サリシ程ニ善備中守ヲ始手ノ者五六十人山  
上ヨリ落シ懸シ磐石ニ打ヒシカレ忽ニ命ヲ亡ヒケルコソ不  
思議ナレハ備ニ五大門王ノ威力ナラメト後ニソ思ヒ合ケル  
田モ二百余兵討シテ漸ク攻ロク引退キ米沢山ノ腰ニテ敗卒ヲ  
馳驅メ伊勢崎ニ退去シタリケリ此時石井尊空カ方ヨリシ三浦  
久助ト云騎馬武者ヲ早打トシテ急フ金山ニ告テ助援ノ事ヲ云  
送りケルニ折節由良刑部入道宗得重病ニテ荻野頑意ト云ル医  
師ヲ招キ療養ノ最中タリシカ館林ノ長尾頭長カ許エモ通達シ  
テ人数ヲ召寄スヘシトテ兼テ約シ置タル相國ノ早鐘ヲ推セケ  
レ共風雨烈シキニ碍ラレテ聞ヘサリシカハ加勢ノ人数モ見ヘ  
来ラス左アレハトテ猶予スヘキモアラストテ矢島弥五郎小林  
虎之助ニ在合フ士卒二百余人差顯テ向ハセタリ両士モ駒ヲ集  
メテ渡瀬川マテ馳行ケルニ折シモアレ水カサ増リテ瀾瀬ヤ  
タカニ知サリシママ衆皆渡リ兼テ見ヘシニ弥五郎川端ニ乗寄  
セテ越セヤ覚覺トテ真先ニ馬ヲ打入ントセシ旭ニ小股ヨリノ  
早打向ノ岸マテ馳末テ味方勝利ヲ得善備中守以下數輩討捕一  
敬落居シテ城堅固ニ持固メタリト高ラカニ呼ハリケレハ然ラ  
ハ是ヨリ引返セントテ兩人諸卒ヲ打連テ金山ニ掃リケルカ刑  
部入道小林虎之助ヲ押戻シテ小股ニ遺シ事ノ次第ヲ聞届石井  
父子大川土佐守以下カ軍忠ヲ褒美セラレシカハ尊空モ謝礼ト  
シテ金山ニ相越タリ由良ノ道病床ニ在テ会面シ引出物ナト授

ラレ此度ノ一撃ハ善備中守壯年ニテ血氣ノ武勇ニ妨ラレ軍ノ衝ヲ弁ヘス却テ此方ノ勝利トハ成レルナリ渠而已ニモ限ラズ總テ得タル者ノ強過タルハ必人数ヲ無用ニ損ナヘ後レヲ取ル基ナリト打笑ヒ申サレシトソ斯テ此事小田原ニ聞ヘシママ洩川相模守早速ニ馳帰テ留後ノ者共ヲ集メ上下残りナク対面シテ夫々ニ賞ヲ行ヒ三日ノ間酒宴シテ是非ニ於テ此遺恨果サスハ有ヘカラストテ金山館林エ見次ノ兵ヲ乞同年六月廿八日善ノ城エ取懸タリ小股勢ハ石井安雲守先才先隊トシテ百七十五騎金山ヨリハ藤生紀伊守金谷因幡守今井大藏少輔島田伯耆守木戸伊豆入道以下二百余騎足利ヨリハ白石豊前守久米伊賀守大沼田淡路守、宮崎五太夫、小管碓殿助、矢野九郎兵衛江川海老助、窪田金十郎、小花弥五郎、市川主米助、杉本半七郎五十騎ニテ攻寄タリ城ニハ櫓ノ戦ニ然ルヘキ者共討死シテ活残レル族ハ老人若輩計ナレハ敵寄スルヤ否落失テ一支モ支フヘキ様ナカリシ故奇藤右近尉鶴生田文善允野村弾正左衛門長島甚兵衛ナト云譜代ノ家人齊議シテ備中守カ家督春松九龍四歳ナリシヲ介輔シテ既橋エ立退シカハ城ハ其陨落ニケリ寄手ハ骨折ル態モナク軍のニ逐落シ小股衆ニ金山ノ人数少キ差調城中ノ番手ニナシ置三家ノ勢鹿四山マテ引取若亦既橋ヨリ後詰モアラハ一戦スヘシト陣ヲ張テ其夜ヲ明ケタレ共何ノ沙汰モナカリシ故三方ニ兵ヲ収タリ此時備中守カ一族善又四郎奇藤友之助其外十余輩打連テ城ヲ立出アタリ近キ竜文寺ノ林ニ分入落居ノ体ヲ見合居タリシ所ヲ金山ノ今井大藏少輔カ

手ノ者共見出シテ落人ヲ漏スナトテ取囲シテ攻懸レリ善奇藤是ヲ見テ今ハ免レヌ所ナリ活ルヘシト知マシカハ城中ニ猶籠テ深ク討死スヘカリシニ無念ノ至リナリトテ切先ヲ雙ヘ向フ敵三四人忽ニ切テ落シ残兵ヲ逐散シテ兩人亦タ手モ負スイヤサラハ落行シト林ノ中ヲ馳出テ行方知スノ成ニケル

#### 關八州古戦録卷第十一

關八州古戦録卷第十一 (享保丙午季春昨旦) 駒谷免人頼

郁獨

武田勝頼米ニ補上州善城ニ事

同年九月下旬武田勝頼亦既橋ニ出張東上野ノ先方衆ニ川西ノ兵ヲ加ヘテ大胡山伊勢崎等ノ城々ヲ攻落サセ勝頼モ打廻テ運見ヲ速ラレ其翌日善ノ城ノ模様ヲ伺フヘシトテ一条右衛門太夫信達原隼人佐昌勝真田安房守昌幸土屋家藏昌恒以下ヲ召連持小旗許ヲ持セ總勢素肌ニテ出馬ナリ当城ハ先年金山ノ由良信濃守國繁ノ持ト成テ新參ノ士ナレ共地形ノ案内者タリトテ大胡民部左衛門ニ洩川主膳正ヲ差副武主トシテ人置タリ此城ニテハ時節ノ景色ヲ興シ且ハ舞散ノ為トテ酒盛シテ遊ヒケルカ玉村五郎兵衛ト云ル侍洩川主膳正ト口論ヲ仕出シ横紙破リニ謂募リ刺那波伊勢崎片岡ヨリ落籠レル若者儕荷担シテ雙方ノ下人打交リ立分テ既ニ喧嘩ニ及シ故大胡民部左衛門甚タ怒テ此間強敵ノ武田勝頼驕端ニ在馬シ当城モ防戦一途ノ用意専ラナル処ニ酒狂ノ忽刺言語道断ナリ如此ノ体タラクニテハ今ニモ甲兵押寄ナハ誰有テ恥アル矢ノ一筋ヲモ射出ス

ヘキ沙汰ノ限ナル振廻ナリトテ大音声ニ成テ制止ヲ加フルト云ヘ共過半ハ耳ニモ聞入ス打合セ獲合ヒ聞争最中ナリシ処ニ武田衆乗回シ巡見シテ引返シケルヲ其似ニテ遣リ過サハ後日ノ譚議モ有ヌヘキニ騒動ノ紛レニテ下知スル者モナカリシニヤ外張ヲ固メ居タル雜兵等納道具提ケ走り出テ倉賀野淡路守秀景カ引下テ打ケルニ咬著タリ是ヲ見テ西上野衆取テ返シ脱スナト云程コソアレ雄勢大返シニ一同ニ嚙ト返ス城兵等狼狽シテ逃ヲモ見スシテ逃入ケルヲ逸サス逐カケ盡ニセヨトテ甲兵掘際マテ没々ト押詰タリ勝頼団扇ヲ執リ先考法性院殿以來ケ様ニ不慮ノ城攻ハ堅ク制止ノ事ナルママ引取ヘシト下知セラレケルニハヤ土屋宗藏カ手ヨリ脇又市ト云ル若侍揚城戸ヲ押立テ廊下門ニ駆入ケレハ同シ手ノ一宮佐太夫統テ押入城共六人ニ互シ合ヒ突戦シテ叶ヒ難ク見ヘシ程ニ引退ントシタリケルヲ脇又市郎何衆安ヲ引ヘキソ討死セヨヤト詞ヲカケ蹈コトヘヲ挑合フ其間ニ一條信達ノ組ヨリ淺見清大夫堀無手右衛門中根七右衛門杯云徑廷ノ者共走來リ味方兩人ノ助鎗シテ敵ヲ城内ニ逐入タリ寄手ハ元來素肌ト云ヒ敵ハ同土討ノ折柄ト云ヒ雙方不意ナル戦ナレ共城中ニ覺ノ者多ク居合セ克ク防ケルママ遠州高天神ノ小笠原氏助カ内ニテ警ヲ取リシ林平六郎モ命ヲ損シ勝頼殊ニ惜マレタリ原軍人佐昌勝組ヲ引連乗入シカ敵七八人ニ取籠シ挑戦フト見ヘシカ小溝ノ中ニ足ヲ踏込メ立直サントセシ旭ヲ真甲ヨリ眉間エカケシタタカニ切付ラレ目靨レ神嗜ミテ倒レケルヲ曲淵勝左衛門扇ニ引カケ城

外ニ驅出原ケ所從ニ互シケルカ甲府ニ飯テ後勇ニ死ケルコソ無慙ナレ脇又市郎モ勝レタル働シテ克キ首捕テ引返ス業ハ甲陽ノ足輕大將本郷八郎左衛門カ甥ナリシカ駿州ノ先方脇善兵衛カ養子ト成テ過ニシ乙亥ノ歲天正三年三州長篠合戦ニモ高名シテニケ所ノ劍ヲ蒙リ今年廿五オトソ聞ヘシ斯テ大胡民部左衛門モ淺見清太郎ニ討捕レ殘兵悉ク退散シテ城陥リケレハ勝頼大ニ喜ヒ亡父法性院殿在世ノ間烈シキ城責多カリシカ共素肌ニテ一城ヲ攻捕レタル例ハナシ勝頼カ如クニ先隊ヲ深フスル者アラハ恐ラクハ敵ノ三重櫓ハ假置十重結タリ共討破テ戦ニハ負マシキ者ヲ残念ノ至ナリ然レハ太郎信勝ヲ少モ早ク成長サセ業幣ヲ渡シナハ吾儕ハ剃髮シテ介嗣トナリ先隊ヲセンスルト申サレケレハ武田家ニテノ批判ニ勝頼主ハ勝レテ勇猛ノ大將ナリ往古ヨリ今ニ至ル素中肌ノ城責ト云先隊意ニ聞モ伝ヘスト裏ル族モアリシ中ニ否トヨ橋正成如キ者良將有テ偽テ同志討セシニ寄手素肌ニテ攻入ナハ片端ヨリ生捕レテ活テ飯丸蒙一人モ有ヘカラス府君ハ血氣盛ナル諸武者荒働多キカ故五年以前長篠表ノ大敗無休ニ敵ノ三重櫓ヲ破リ先君以來天下二名ヲ知レタル究竟ノ諸士枕ヲ雙ヘテ大死セリ夫ニモ手及セザレサルハ苦々數事ナリト尉ヲ雙テ喘ク者モ多カリシトソ原軍人佐モ怨ニ長篠ノ軍ニ活殘リシカ共逆部長坂カ倭奸ニ庄シテ家法ノ左任ニ成リ行キ且暮ニ思ヘ悔ケレハ兼テ討死ヲセハヤト志テ居タリシママ死生ヲ顧ス此一舉ニモ乗入テ是非ナキ戦死シタリトソ(或ハ此一戰天正八年ト云ルハ

譯レリ)

上野国志善ノ故城 毛呂義卿著

今蹟ニ作ル竜源寺(曹洞宗)ノ前ノ岡ナリ

代々三善氏カ所居ナリ

天文ノ頃善弥四郎康道金山ノ成業カ旗トナル(古戦録ニ天

文廿四年五月謙信東上野働ノ時ニ善ノ城ヲ攻落スト云ハ城主

康道カ時ニヤ未詳)

永祿三年善ノ城主善備中守宗次謙信ノ命ヲ請テ伊勢崎ノ砦ヲ

攻取ル元龜三年宗次伊勢崎ノ砦ヲ備後守ト相謀テ小役ノ渋川

相模守義勝カ小田原參勤ノ隙ヲ窺ヒテ小役ヲ襲フ風雨ニ遭テ

戦死ス同六月廿八日渋川横瀬ト力ヲ盡セテ善ヲ討テ怨ニ報

ス善ノ家臣守ル事不能シテ斎藤右近ト云モノ幼主春松丸四歳

ナリシヲ輔ケ携脱橋ニ走ル善氏ココニ至テ滅タル城ハ成繁カ

午ニ入大胡民部左衛門主膳ト玉村五郎兵衛ト口論シテ開争

ニ及フ最中ユヘ容易攻落サレ大胡ハ浅見清大夫ニ討レ城亡ヒ

タリコレヲ善城素肌攻ト云(古市剛日善城在村東北相伝木戸

玄斎カ古城ナリ此説未詳按木戸伊豆守人道元斎ハ邑末郡木戸

村ノ人持氏ノ臣駿河守持秀ノ後ナリ金山ノ幕下在武名ノ後

仕ニ謙信ニ為ニ庄内藤島城代)

上野名跡志 三編卷上

上毛 富田永世輯録

(前略)

○ 蹟 村

後上野志名跡考等ニ蹟ハモト善三善氏愛ニ住スト云

甲陽軍鑑北条五代記等ニ継水峠合戦上杉方ニ蹟岡東葉戦録ニ

景虎柯生大炊介直綱カ旗下タル蹟ノ城ヲ隄ル太田三葉小田原

ヲ攻ントス其催促ニ応スル人々ノ中ニ蹟備中守

名跡考ニ天文中善弥四郎康道周備中守居スト云前上野志ニ永

祿十一戊辰六月廿八日野州小侯ノ渋川相模守攻落ト云

名跡考ニハ元龜三年六月渋川横瀬ノ為ニ落ル後上野志ニハ元

龜三年六月廿八日開城家臣斎藤右近幼主ヲ輔テ前橋ニ去ル跡

ニハ大胡民部左衛門渋川主膳住ト云(永祿モ元龜モ同六月廿

八日ナレハ同度ニテ同事ナルヘシ新田老談記ニ元龜三年四月

廿日蹟備中守小侯ノ渋川相模守ヲ攻不利討死ト云サレシハ

六月廿八日又小侯ヨリ攻ラレ開城セシナルヘシ)

甲陽軍鑑ニ勝頼前橋ニ在城東上州大碓山上ナト順見ノ所蹟ヨ

リ足輕ヲ出シ安中ノ足輕トセリ合ヲ初終ニ軍ニ成云々

武田三代記ニ云勝頼素肌ニテ城ヲ攻ス例ナシヨシ勝利ヲウル

トモ兵家ノ古実ヲ犯ヘカラスト制シテ引上ントスルニ城中ヨ

リ數百人突出シ安中ノ備ニ突掛ル土屋惣政敵味方ノ間ニ馬ヲ

乗人押ヘテ引ントスレト北条勢六具ヲ差堅敵ハ素肌ナルソ其

所引スナト云ニ武田勢サラハトテ一同ニ引返シカ戦スレハ城

兵防兼引入鷲又市一ノ宮左近大夫兼込土屋惣藏二ノ門一番栗

ス真田考テ水ノ手ヲ切清見清太夫城將ヲ討取義兵七十餘人枕

ヲ雙テ討死ス残ハ落去城竟ニ潰勝頼請城素肌攻ト云ハ是也

ト云

藤城考ニ主城失其姓名ト云

後上野志ニ天正八年ノ時ハ、洪川主膳玉村五郎兵衛及口論開争  
 最中故容易ニ落大胡ハ為浅見討死ト云（此時小田原持ニテ城  
 將ハ大胡民部左衛門ト聞ユ討取シハ清見清太夫トイワレ是カ  
 伝説雜記ニハ騎村ハ木戸文斎ト云）

（後略）

日本史籍

保存会

上野志料集成（式）

樋口千代松

今村勝一

共編

上州古城壘記（第一八五頁）

（前略）

善城（第二〇〇頁）

善城、或作膳。在三勢多部。（竜源寺の前の岡、其跡なり）

城主三善氏代々之に生ず。善弥四郎康通。善備中守宗次等な  
 り（天文廿四年五月、謙信東上野の時の善の城を攻落すとい  
 ふは、城主誰なるか未だ詳かならず）宗次は謙信に属して、  
 久しく志を変ぜず（永禄二年謙信の命を奉けて伊勢崎の砦を  
 攻取る）元龜三年小役の洪川相模守義勝が小田原に参勤の

頃を窺ひ伊勢崎の荻田備中守と謀りて、小役を優うて風雨に

遭うて戦死す。同六月廿八日、洪川、横瀬と力を合せて、善

の家臣守る事能はず斎藤右近という者、宗次が幼子春松丸四

歳なりしを輔けて既橋に通る。城は由良成繁が手に入り、大  
 胡民部左衛門（もと大胡の城主なり。天文廿四年、謙信山上  
 を攻取る後、城を預る者なり）と洪川主膳を入置く。天正  
 七年九月、武田勝頼滯見の次、素肌にて攻む。此時洪川主膳  
 と玉村五郎兵衛といふ者口論して、鬭争に及ぶ最中に、大胡  
 は浅見清太夫に討たれ落城せり（一説に、越後の家臣木戸伊  
 豆入道源齋居すと、其時代未だ詳かならず）

善世祖 「膳家伝古文書中ヨリ」

三慶院権大僧都覺賢法印

寛永十五戊寅三月十五日

幼名 善春松丸

春松丸ナル者ハ善備中守ノ嫡子ナリ元龜三年壬申六月廿八日  
 ノ役ニ既橋ノ城ニ落ル初メ善氏世々新田家ニ属ス故アリ上杉  
 謙信ニ属ヒ元龜三年四月念日小殿ノ城ハ撃テ懸ケ討死セリ是  
 ヲ以ツテ新田成繁其無敵ヲ怒リ善ノ遺城ヲ賣ム善ノ城遂ニ落  
 減ニ及ブ此時家臣齋藤右近尉及ヒ鶴生田文善允相讓シテ先君  
 ノ嗣子春松丸僅カニ四歳ナリシヲ介輔シ既橋ノ城ハ避退ス是  
 レ先君ノ好故アルヲ以ツテナリ既橋ハ則謙信之レヲ領ス其後  
 春松丸既橋ヨリ行程ハツカニ六里ナル佐位郡上植木村ト云フ  
 処ニ至ル其村ニ川端某ナル者アリ此人未タ出逸ヲ詳カニセス  
 素ヨリ春松丸ノ幼ニシテ孤ナルヲ憐レミ万端身ニ取り費用ニ  
 給ラス時ニ春松丸剃髮シ僧ト成ント欲ツ川端某乃數日僧之  
 道ハ魚肉ヲ絶チ婦妻ヲ娶ラズ是正統ヲ滅スルナリ僧ト為リテ

統ヲ滅スルヨリ寧口山伏ト為リテ統ヲ子孫ニ傳ルルニ如カス  
ト是以春松丸和州大峯山ニ登リ山伏ノ方官ヲ受ケテ帰リ卒ニ  
山伏ト為ル時ニ村ノ大姓植木主之助ナル者アリ嫡息ナシ乃ハ  
チ川端某ニ頼リ春松丸ヲ取ツテ之ヲ養ハント欲ス春松丸ノ曰  
ク我レ世々善氏ヲ習ス而フシテ又今植木氏ヲ習カサバ善ノ氏  
号理滅スルナリ善氏ヲ以ツテ継ガハ則可ナリ植木氏ヲ以ツテ

継ク我レ為サザルナリト是以ツテ遂ニ其氏ヲ習カシ植木某ニ  
養ハル其時春松丸三慶院ト号シ大峯ニ登ル凡ソ三十三度身老  
ヒテ山伏ノ方官ヲ其弟子川端三藏者ニ譲リ其身ノ子孫ハ世々  
農家ヲ以ツテ善氏ヲ継クナリ是ヲ以テ川端氏山伏ト為リ三藏  
院ト号シ子孫今ニ上植木村ニ孫ノスト云フ。

(箱川村文化財第四集)

## (二) 女 淵 城

### ① 「女淵」の地名伝説

女淵或は尾奈淵・小奈淵・御南淵等に作る。名称の起原に付いて二説がある。

一説には、往昔当地に南淵の大塚ウツという豪族がいた。土地の者は尊称して御南淵様といった。後移りて地名となり、女淵となったという。上野名跡誌には、天慶二年(九三九)六月廿六日乙酉、上野権大塚從七位上南淵朝臣秋郷云々とあり「上野名跡考」には、秋郷、居能勢多郡女淵乎と有る。

一説には、往昔高野辺家成という者が当地に住居した。女子有り、継母これを憎み、郎等と謀って、摩能多マノタの淵に沈めたので後の人がその淵を女の淵と呼んだことから地名となったという。高野辺家成は、赤城神社祭神なりと世人一般に称されし由にて、赤城山大洞の赤城神社祠畔に、高野辺左大将十三回忌の塔として、延元十三年と銘記する由。本村西方の方、古城趾の北に淵があり、古来より摩能多の淵と称して今もその面影がわずかにある。

上記二説の伝説をそのまま記したのは神道集の伝える伝説が背景となつていよう、古くからの物語の地であることを知るのである。



女 淵 城 の 濠

② 沿革

南淵の大塚高野辺家成がここに居を占めたという。その後、観応年中に足利直義は兄尊氏に叛き、上杉憲顕に攻められ、女淵に敗れて、足利に退くと云う（二宮系図記）また、これを「女淵の大合戦」というとあり（伝説雑記）その後しばらくは上杉管領の配下たる将士居城したのである。

当城は、何時の時代に誰の構えたのかは判らないがその規模は決して小さいとはいえない。二重の濠をめぐらし周囲は城下の形成があり、宿、新宿、西宿、前栽場、中宿等と称している。

また、今の新屋村も、西宿の筋より、中宿・下宿・裏町が引つづき、当城の城下として、家櫛比して繁昌したものであろう。故に新屋村も今に表町・裏町等と称しているのであろう。同村南方に当りて、「桜の馬場」と称し、古昔当城の馬場と考えられる形跡がある。

諸書を見ると戦国時代に居城した人名が散見する。二次的資料が多いが並記してみよう。

○上毛古城記（高崎市岡田伊勢松氏蔵）

女淵城

長尾新五郎景茂

永祿十二年 上杉謙信攻落ス

新井図書

○上州故城摺記

女淵

在勢多郡。謙信女淵の城を攻取りて鯉林の毛呂宗忠に身ふと雖も、城主を記さず。前橋風土記に沼田平八が城なりといふ。この人か、いぶかし。金山より新井図書尤を置くと老談記に見えたり。

国志。女淵故城。村の西北隅にあり。初の城主を詳にせ

ず。天文中謙信これを攻落して、長尾顯長に与ふ。顯長家臣荒井因書をしてこれに居らしむ。古布氏日、沼田平八所居と不審。又古戦録に謙信女瀧城を毛呂宗忠に与ふと非なり。新井は長尾が家臣なり。

○その他に――

水禄二年、上杉謙信、小奈瀬因書尤を攻め落すと云う（新田正伝成問）

足利の土荒井因書之に居る（前上野誌）

関東古戦録には、景虎、女瀧の小城を抜き毛呂因幡守に与えて、館林の加増とす云々

上州沼田の嫡子にして、沼田平八郎と申す人、世に零落して卒々たりけるを、謙信公御介抱有つて、尾奈瀬の城主に仰

これらの記述をそのまま信ずることはできないが、越後の上杉氏の時代に長尾顯長の支配するところとなり、その後、金山城の勢力が強くなり赤城山南面を支配下におさめて、新井氏をここに置いた。新井氏は後に幕府の重要な位置に立たれた学者新井白石を出したことで知られる名家である。白石の著書『折たく柴の記』に簡単にそのことについて、

新井といふはもと上野國の源氏にて――

いかなる故によりてか所領の地うしなひてとある。儒職家系卷四に白石の曾祖父新井因書尤は勢多郡小栗瀬（あるいは女瀧）城を守るとある。その子三人あり、長子は「子孫有上州鹿橋」とあり、次子は助ヶ由といひ「上州之産也」、天正十八年庚寅小田原北条亡後蟄居常州」とあり、三子は刑部といひ「真田安房守昌幸遷干上州沼田莊、遂為

せられ、謙信公御他界（天正六年―一五七八）の後、上野表不穩の様子見合わせ、家老後藤新六郎入道逆心を起して、平八郎殿を迫出し、尾奈瀬を踏まえたり。然れども、上野衆大方（上杉方を離れて）北条（小田原）に従う故、是非無く城を開けて越後へ帰参す。又曰く天正六年、応期（大胡）尾奈瀬等大方三郎景虎方に仕う。天正七年よく同九年までに、応期・山神の城々武田の手に入れらる。天正十八年（一五八〇）小田原陣の時、応期つく井・倉賀野・南目（南牧か）の諸城を始め、或は明け渡し或は逐電す。

天正十八年小田原陣の時、松枝（松井田）降参につき、勝

・尾奈瀬の城々悉く渡し、詫び事仕り又は退散なり。（菅窺武鑑）



三古の寺光光

其臣」とある。

新井という苗字のおこりは現太田市の新井であると考えられるが、女淵城に居ること数代におよんだと思われる。

女淵の龍光寺墓地の西南隅に新井刑部右衛門夫妻と家族と伝える三基の墓碑がある。天正十二年（一五八四）に卒すと。墓石の年代は新旧とりまぜているがかく伝えられる墓碑である。

さらに、宮城村大字三夜沢の赤城神社の文書より。

新井長重書状

赤城山大明神へ

御致免大足之田

三段、任根本永

代寄進仕候

處也。此上猶以御

祈念願入候。仍如件。

新井興一

永祿四年拾月二日

奈良原紀伊守殿

長重（花押）

文書の新井興一長重は系図は不詳であるが、女淵城主新井氏の一人であろう。赤城神社の神饌のための免税地として大足の地三反歩を永代寄進するという文書である。宮城村大前田と粕川村新屋に大足という地があり隣接しているのでその地三反歩が神田とされたのであろう。

### （三） 深津村の系図

深津村に伝わる二連の系図書。写し伝えられたものであり、繰り返し書写される度に幾分の誤りも考えられ意識的

な加筆も行なわれたと見なければならぬ。

そこで、現在、伝えられている此の二つの系図を判読し、その流れを辿りながら郷土の「中世」を探る一つの手だてとしよう。

### ① 大胡氏系図

天児原根命から藤原鎌足まで、更に下って田原藤太藤原秀郷。系図では、秀郷六世の孫の頃から足利・佐貫・長沢（那波郡）等が見え、次の代に、園田・大胡が出てくる。即ち、秀郷七世の孫、大胡太郎重俊になる。重俊の子成家が大胡太郎と称し、これが仏門に入って小倉入道で上野国小倉に住すとあり、その弟が大胡次郎友成で、勢多郡深栗に住すとあり、今日も深津村に小字友成の名を残している。

友成の後は伝わらず成家の子孫が連綿として大胡氏を称した。孫の代は太郎の後伝わらず次男大胡彦次郎俊光となり、その子光兼が、大胡宮内少輔と言ひ、源頼朝（或は鎌倉将軍）から、「下文」をもらっている。その子が、太郎光俊、彦次郎光重、左馬允光房、十郎兵衛光久等で、彦次郎光重の子に、光成・盛宗・光長・光秀等があり、この光成が、大胡孫太郎を称し、新田義貞の鎌倉攻めに軍功を抽んでたという。なお、光重の弟、光房の子の兵庫助光能は常陸に住んだとある。その後大胡氏の主流は、ずっと新田氏に属し不遇な一門と共に苦闘をつづける事となり、光成の子太郎光澄は武蔵国に住し、新田義宗に従って、四国で戦死している。南北朝の悲劇は大胡氏にも斯うして投影している。この光澄の弟範順も武蔵に居た模様であるので、光澄の子、大胡彦太郎が左馬頭に仕え、氏満（足利尊氏の孫、関東公方）から本領安堵を受けたという。光之の子が、太郎重清、結城合戦に寄手に加わったとすると、憲実に属したものと考えられる。重清の子が彦太郎重高、重高の子が彦太郎重治、この重治が武州豊島郡、牛込に移り住んで、牛込姓となり、大胡氏の系図はここで終っている。

正治元年（一一九九）頃、大胡次郎友成が深津に居住という伝えと系図は時代が適合するが、同じ頃、大胡実秀、蘭田成家が、御然上人に帰依して出家したという所伝と、系図は、一部符合しない点がある。系図書では、成家の従兄成澄が蘭田となっている。

## ② 深巢氏の系図

奈与万呂（これが応神天皇十一世の孫）延暦十八年長門守、同廿二年従五位上、宿禰姓を贈られ、更に弘仁四年に改めて朝臣の姓を賜わる。弟豊成が従五位下で坂田朝臣の祖となる。奈与万呂の子弘真正五位下、その弟永河は正四位下、因幡守で太宰大貳となっている。この弘貞、永河の兄弟二人、弘仕十四年（八二三）に坂田姓を改めて、南瀬朝臣の姓を賜わっている——ここで女瀬の伝承につながる。弘貞の子、弥継が斉衡三年（八五六）七月大監物に任ぜられ、その年八月転じて、大歳少輔に任ぜられ、この弥継の子、永郷は正六位上とあるだけだが、その弟、秋郷には特に注意しなければならない、系図書の記すところによれば、上野権大掾従七位上で上野押領使にもなっている。元慶二年（八七八）出羽国の賊に対し、上野国の兵団をひきいて、秋田辺まで遠征した模様で、その七月卒したとすれば、陣没とも考えられる。永河は、天安元年（八五七）八十一歳で没したが、その子、右京大夫というのが、存宮亮となり式部大輔となっており、その弟年名が参議左大弁、勘解由長官となり、大納言正三位に至っている。年名は元慶元年四月、七十四歳で没している。年名の子、良臣が阿波介となり、五位下内蔵助とある。斯うして、永河の流れは、その肩書から見て、中央で活躍したものと推定され、弘貞の流れは、秋郷以下、ずっと、上野ゆかりと考えられ、地方色がはっきりして来る。

秋郷の子、良郷、郡司判官代で同じく上野権大掾となり、昌泰三年（九〇〇）群盗追捕の功を挙げている。良郷の子、清実・清郷。清郷は利根権太夫とあり、その子、良朝が利根太郎とあって、この二代に、利根とのかかわりが見

られる。更に、良朝の弟、良光とその子為光の親子は共に「牧長」となっている。延喜式の上野九牧の何れの御牧かはとも角その長となっているらしい。

良朝の子、良清。ここでまた、南瀬の姓が出てくる。南瀬二郎良清、右兵衛尉となり、源頼義に属して軍功ありと言えば、前九年の役に従軍して奥羽出陣は明らかであるが、同じ人が、千葉合戦に於て戦死という頃は年代的に一考を要すると思う。前九年の役は、永承六年（一〇五一）に始まり、庚平五年（一〇六二）に終わった。前後十二年に及ぶ長期戦で、義家の後三年の役より、その規模も、影響も大きいものであったと考えられる。良清の子、清信が「小女瀬又太郎」を称し弟、清綱が「深巢五郎」を称し、ここで、小女瀬、深巢が、並んでくる。

深巢五郎清綱の子、深巢弥太郎清弘。この清弘の子、諸子の中、五人だけ記載されている。深巢孫太郎清衡、同孫二郎長衡、同五郎保衡。同七郎清国、同八郎清茂。この深巢七郎清国が、保元の乱に、源義朝に属し、八郎為朝の矢に当って討死——これは戦記に華やかに叙述されていることでもある。

清国の子、清長、深巢小太郎と号して、建久年間、頼朝に仕え、富士の狩猟に従って、北口警備の兵の中に名を留めておるといふ。

深巢・女瀬共にその後は判然しない。中央の諸氏が、地方へ下って努力を張り、地方豪族となり、地方豪族が時を得て、中央に進出、或は他地方に、転じて力を扶植して行く過程もあり、更に近世に至って地域から離れて行ったものであろう。

## 四 近戸大明神

月田、石橋藤三郎氏所蔵の古文獻二通。「月田近戸神社由緒記」「獅子舞につき氏子より別当への一札」。何れも貴重なものであるが、原本は先年、石橋氏宅の火災で焼失したので、現在は関口茂男氏の写本によって記す。

## ○近戸神社由緒記

上野國勢多郡月田村者、人皇第十二代景行天皇御宇、当國太守八綱田の王子、彦狭鳥王の男、御室別命の家人等此地に來住仕り農夫民と成り耕田林園開墾、当地に居住候に附、田村郷、上野風土記に田村郷と号し候此地初の事也

抑、千鹿戸大明神者、高彦根命、大己貴命、御室別命、少彦名命を祭神とし前記御室別命の官人等の子孫、天田・関口・田村・岡田・建仁三癸亥（一一〇三）年、長峯に前の神々を祭り奉幣仕候、其後、承元二年（一一〇八）老社を勧請し赤城磐筒離神、会幣奉り是に赤城山千鹿戸大明神と称し奉る。其後、宝治元丁未（一二四七）年七月朔日、千鹿戸林内に本社を移す依て此所を千鹿戸の里と称す、社内に御室別命の石碑あり。天田・関口氏、御供米を奉進田を御手洗とす、其後天田子孫、修驗、毎月三度奉幣致候。

当國二宮赤城明大神赤城山御殿に毎年、御願米を奉るに事

り、当社千鹿戸大明神に御興休み致候を古例と稱す。其後建治二丙子年、祭礼行事に此赤城川辺に於て身曾氣致神事此時氏子者一同供致し濁酒を此川に流し候此後此川を柏川と唱え候。文和三甲午年月田村惣氏神と相成候也。

永享五癸丑年天田左京外一家の者関口氏獅子舞奉仕候獅子頭三頭者当國群馬郡高崎安井又八の作也

依之 為三後來 驗置者也

文安四丁卯年七月朔日

月田村惣氏子中

名主 松村宗左衛門  
別当 宝学院

入置中一札之事

抑上野國勢多郡月田村千鹿戸大明神獅子舞之儀ハ御先祖結城弥平次殿御所持之豫物ニ而、子孫天田・関口氏之氏神之処

当家の者貴殿ヨリ拝借仕氏神千鹿戸大明神、於御宝前に獅子舞、仕来候処、其節より為ニ持借料、年々金百疋、可ニ相納候、今般村内一同相談之上、貴院御所持獅子ヲ改、借用仕り、千鹿戸大明神ニ而、獅子舞を拜度候間、依て貴院江相願候処、早速、御免除ニ相成、村方一同難有仕合、奉存、若此後ニ至リ貴院へ対し、獅子舞之儀ニ付、混雜の儀、仕候得ば、獅子三頭を返納仕候、為念、入置中一札依而如件

天正四丙子年（一五七六）六月七日

月田村惣氏子中

組頭 石橋平左衛門 印  
 名主 松村宗右衛門 印

別当

宝学院様



お川降参道



お川降石宮

○近戸神社についての伝説（関口茂次郎記）

赤城神社は、元三夜沢、即ち赤城山の南中腹、御殿と称する所に在り、伝うる所に依れば、往古、豊城入彦命、東国を鎮定し、永々居住し給いし所なりと云う。命のこの地に居住せらるるや、毎年七月一日を以て、天神地祇を奉斎し、祭事の終りに濁酒を川に流し、祭事の完了の信号とせり。命の長女、某姫宮、月田京丸山に邸宅を築きて居ませしが、同日此地にても亦祭事を営み、然る後川流に至り、酒粕の流れ来るを見て、御殿の祭事終了せしことを知るを常例とせしと、依って此川を名付けて「粕川」と謂う。現今粕川村を貫流する川即ち是なり。

近戸神社は県社赤城神社と同一祭神にして某姫宮の創祀せる社なるべく、又近戸と称するは赤城神社に近きが故なるべ

し。

以上の古事に依り近戸神社の例祭(旧七月一日なりしも今は九月一日に改めたり)には必ず神輿を曳ぎ、神職、氏子其他信徒数百人、之に供奉して、粕川の対岸に、方一間四尺斗りの石垣の上に近戸神社の石祠あり。神輿を此処に安置し、且つ祠前にて古雅なる獅子舞を奏し、神酒を供奉者に饗し、再び神輿に供奉して帰る。此神事を御川陸(おかおろ)と云う。



月田近戸神社本地仏  
虚空蔵菩薩

上野神明法所蔵の正五位上霜川明神と称するもの即ち近戸

#### (四) 北爪家文書(宮城村鼻毛石)

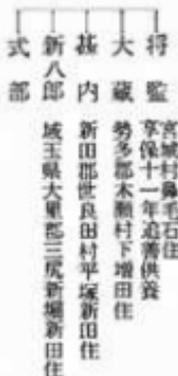
赤城山南面の中世文書のなかで粕川に關係深い文書は北爪守夫氏所蔵の文書である。埼玉県大里郡新堀新田の北爪重一氏の所蔵する古文書と合せると基礎的な女酒郷資料である。以下、群馬大学名誉教授尾崎喜左雄先生の解説紹介による。

神社なり。前記御殿の近傍より、赤城神社は現地に移転せしなりと伝え、霜川と称せしは下川の意にて、元三夜沢の辺より流れ来る粕川の下流にある社なるが故に斯く名づけたるものなるべし。元三夜沢に赤城神社の在りし頃は、二の宮村赤城神社の神輿毎年一回渡御し、此の近戸神社を休息所とせられしが、今の三夜沢に移転後は、河原浜村近戸神社を休息所と改めたりと云う。

近戸神社内には、往古より虚空蔵菩薩の尊像安置しありしも、神仏混同禁止の際之を分離したり。現今宝物神鏡一なり。

一説に云う、近戸神社は元、地勝明神と称し、覺行天皇の御仕、豊城入彦命の孫、御室別命の家人来りて此地を開き、豊城入彦命の祠を丸山に建立せしに始まると、而して大字月田は耕田を築きしにより築田と称せしが、転じて月田となりしと云う。又、赤城神社の斎田(いつきだ)の転訛なりとも伝う。

兩北爪家の關係を私の手もとにある資料で簡単に説明しておこう。宮城村の北爪家は即ち勢多郡宮城村大字鼻毛石の住。紋所は表が「丸の中に矢ちがい十六弁の菊」、裏は「三つ巴」で、菩提寺は同所の真言宗赤城寺である。埼玉県の北爪家は大里郡三尻村大字新堀新田の住。紋所は「太丸に三つ鱗」、菩提寺は熊谷市玉井の言宗大正寺の由である。宮城村の北爪家には系図はあるが、先年調査された結果によると、次のように考えて居られる。即ち、



つまり、宮城村鼻毛石の北爪家が長兄將監の後裔で、その弟大藏、其内、新八郎はそれぞれ他所に出し分家した。大藏は木瀬村へ、其内は世良田村へ、そして新八郎は埼玉縣大里郡へ赴いて、三尻村の北爪家の先祖となったと云うのである。勿論、詳細な調査を必要とするが、両家の伝えが略々この所に落着くので、木瀬村及世良田村の北爪家を調査した上でなければ断言はできかねるが、大体信じて好いのではなからうか。尚、太田亮氏の姓氏家系大辭典に拠ると、埼玉縣の北爪氏のみが、かかげられていて、次のように記してある。

武藏國幡羅郡の名族にして、新編武藏風土記所載、頭長花

押の文書に、「北爪主計助殿」永祿六年十月廿四日、景長花押文書に「北爪助八殿」等見え、中國系図に藤氏とす。姫路酒井藩の重臣に此の氏あり。

右によると、埼玉縣の北爪氏は新編武藏風土記にその古文書がのっていたので取りあげられたものである。宮城村の北爪氏は古文書が公表されていなかったものであり、今回、二つをならべて記すことができるのは極めて意義深いことであつて、特に両家の御好意に謝意を表するものである。

次に、両家の文書を一表にしてみよう。

年月日	宛名人	差出人	所藏者
水祿 六、二〇、四 (推定)	北爪助八	景長	三尻北爪家
水祿 六、六、五 (推定)	北爪主計助	頭長	同右
水祿 二、二、四 ?	女瀬地表大小者	氏邦	宮城北爪家
天正 八、二、三 (推定)	北爪將監	氏邦	同右
天正 八、二、三 (推定)	同右	富永	同右
天正 二、六、九、二	北爪新八郎	氏邦	三尻北爪家
天正 二、七、八、五	同右	同和	同右
天正 二、七、三、四	同右	笠原	同右
天正 二、八、三、三	同右	笠原	同右
	笠原越前守	氏直	宮城北爪家

右の表に更に前出の赤城神社文書中の北爪出羽守長秀の寄連状を加えて頂きたい。

長尾景長感状 三尻村北爪家藏

今度其地石打ニ差

置候付而狸塚郷之内

拾貫文之所獲塚郷

之内拾貫文之地石打郷

之内拾貫文之所為給

思出置之候此上猶以

昼夜於何事も無々

沙汰可走廻儀尤候仍如

件

永禄六年

十月廿四日

北爪助八殿

景長(花押)

註①石 打 今邑栗郷高島村に大字名として残っている。

②其地石打ハ差置候 其地とは給與の地の意であらう。女瀬より

移ったものであらうか。

③狸塚郷 邑栗郷長柄村の大字に狸塚がある。むじなづかとい

む。

④狸塚郷 邑栗郷長柄村の大字に狸塚がある。

⑤石打郷 石打の項参照

⑥給 恩 御恩を与へること。即ち之により主従の關係が成立

する。

⑦無々沙汰 おこたることなくの意

⑧走 廻 奔走の意

⑨景 長 足利城主長尾景長、白井城主長尾景仲の次子景茂の

子、始め修理亮、後但馬守を称した。

兵尾(白井)

景仲(足利) 景茂(足利) 景長(館林) 景長(館林)

景茂(足利) 景長(館林) 景長(館林) 景長(館林)

なる。

④ 北爪主計助 前書と比較すると助八の子に当るものであろうか

⑤ 折 紙 堅一尺三分、横一尺五寸七分、楮紙

⑥ 前書の地に加へられたとすれば北爪氏が女瀬に関係をもつ始めてものと解することも出来よう。尚、再考を要する。次の文書と比較すると北爪氏は以前より女瀬地方に居ったようにも思へる。

北条氏邦書状 宮城村北爪家藏

昨十三夜中長吏共相競外曲輪

敵引夜旭ニ各走廻候由富永下總守申

越候一段無比類候先日御書もて如被仰出

其地之義新田左七様へ被相渡共面々進

退之義被仰出可被引立由被調可被下候

其上も新田左七様より不被引立者為先此

書状当地へ可參候何も大途加へ扶助

知行可出候以前山方へ罷移者共山方

下知を以不引移衆等早山方へ致留守ニ

越付者其身共も来候如何候慳非引移候

委細下總守可為申聞候 謹言

十月十四日 氏邦(花押)

女瀬地表

大小者中

注①長史共 長史とは元來支配者る意味しているのであって、一

寺一山の事務を総括しているものを指したが、後に

は寺から離れても職業に従事していたものの支配者

を指すようになり、その者達の総称ともなったよう

である。職業とは皮革を取扱うため、その同業者

が一坊を為していたのではなからうか。仏教の不殺

生犯に反する業なので嘆しめられていた。新田郡や

邑栗郡に長史の古文書がのこっている。

② 外曲輪

曲輪とは城の地割の中防禦の一地点となる地域を指して、外曲輪とはその外方のものを指す。

③ 富永下總守

宮城村北爪家文書の中に富永能登守の奉書があり

赤城神社文書の氏邦の書状中には富永の名が見えて

いる。同人であるか、同族であるか不明であるが、

何れにしても北条氏邦に風從した北条氏の重臣であ

らう。太田亮の姓氏家系大辞典には武蔵の富永氏が

あげてあるが、富永下總守についての詳細はわから

ない。

④ 新田左七

新田氏の後裔と称する岩松氏か、それともその臣下

で実権を握り、遂に金山城にあってこの地方を従へ

ていた横瀬氏(由良氏)からはつきりしないが、横瀬

氏と考へた方が好ろしかろう。但左七とは誰を指し

ているかわからない。成繁であろうか。成繁の通称

は六郎或は新六郎と云っていたようである。

⑤ 大

途

北条氏の家臣が主君を指した敬語

⑥ 山

方

女瀬地方は赤城山南麓で、新田郡や邑栗郡の地方か

⑦ 終りから三行目及二行目の意味はわからない。

⑧ 女酒地表 女酒郷地方の意、女酒の名は現在勢多郡粕川村の大字にのこっている。

⑨ 楮紙、横紙 縦九寸五分、横一尺四寸。巻子本であるから上下を多少つめたようである。

⑩ 北爪氏一統の安堵について相当心をくばっているようである。

北条氏邦感状 宮城村北爪家藏

於山上戸帳際敵

討擄之由高名之至

無比類候御可抽

戦功者也仍如件

辰

二月廿七日

北爪村監殿

(氏邦)  
(花押)

註①山 上 勢多郡新里村大字山上、今山上城跡がある。

② 戸張際 不明であるが、恐らく山上城の木戸の附近を意味しているであろう。

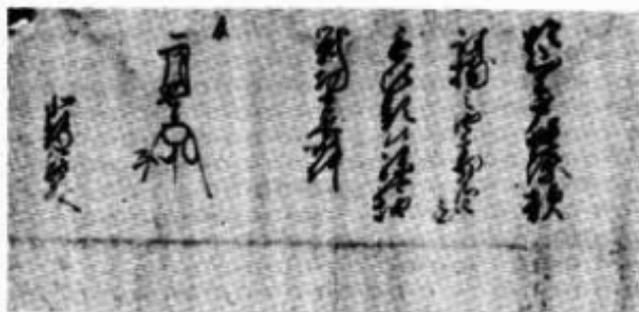
③ 辰 唐辰即ち天正八年と推定。

④ 本書には北条氏邦の花押のみがのっている。

⑤ 折紙、楮紙、縦九寸五分、横一尺四寸二分

⑥ 北条氏の山上城攻めに参戦して功を立てたので感状を呈へられたのであろう。赤城神社文書の天正七年一月廿四日に能登守助

成の書状と併せ見ると天正八年頃に上野を席巻したようである



北爪村監殿宛の北条氏邦の感状（宮城村北爪家文書）

富水能登守奉書 宮城村北爪家藏

春己米致忠信

走廻付而縁喜之郷

代官式被仰付候

備至相抄者可被引

立旨被 仰出者

仍如件

(朱印)

奉之

十二月

八日富水能登守

北爪將監殿

註① 緑巻之紙 ゆかりの紙

② 代官式 式は職とかいて「しき」とよむのが本来の形。

③ 相 押 「あいかせぐ」とよむ。かせぐとは精を出して事に

あたること。

④ 富水能登守 北条氏の下臣。

⑤ 朱 印 北条氏の虎の印、即ち印の上方廓外に虎の模様があ

り、印文は「保寿延嗣」とある。

⑥ 春己采とあるので、前掲感状と併せて、天正八年と推定。

⑦ 折紙、楮紙、堅九寸五分、横一尺四寸。

北条氏邦感状 三尻村北爪家藏

去四日於沼田殿

一人討捕候誠感

悦候彌可助戦功

者也仍如件

天正十六年戊子

九月十一日

氏邦(花押)

北爪新八郎殿

註① 沼 田 利根郡沼田町

② 天正十六年 日本紀元一五八八

③ 切 紙 堅一尺五寸、横一尺三寸楮紙(白色)

④ 天正十六年に於ける沼田附近の戦ははっきりしない。

堀和伯耆守笠原越前守奉書 三尻村北爪家藏

女淵五郷検地

之上給田可被

下旨被仰出

者也仍如件

己丑

(朱印)

奉之

堀和伯耆守

笠原越前守

北爪新八郎殿

註① 女淵五郷 五郷の名は不明。それとも、女淵、深津、友成、苗

ヶ島、鼻毛石を指しているのであらうか。

② 検 地 田地、段別を調査すること。

③ 朱 印 前出、虎の朱印である。

④ 己 丑 天正十七年、日本紀元一五八九

⑤ 折 紙 堅一尺一寸六分、横一尺四寸三分、雁皮紙

⑥ 堀和伯耆守 笠原越前守前出

⑦ 女淵五郷の田地を検べて、田を給しようとする予約的なもので

宮城村北爪家所藏の天正十八年の給田目録と相応する文書である。但目録には新八郎の名は見えず、一人特別に扱われている

笠原越前守奉書 三尻村北爪家藏

女酒之郷之内

拾貫文 友成之内

五貫文 深津之内

五貫文 苗ヶ嶋之内

以上貳拾貫文

此内老貫五百文此度之増

右為給田出置候陣役廉密ニ可

勤之猶隨走可被重恩賞旨

被仰出者也仍如件

己丑(朱印)

十二月十四日

笠原越前守

奉之

北爪新八郎殿

註①給 田 御恩として田地を分与すること。

②横 紙 縦一尺六分、横一尺四寸二分、雁皮紙

③陣 役 御恩に対する反対給付として戦争の隠家費の負担を

なす。

④北爪新八郎は他の北爪家のものとはちがったあつかいを受けて

いる。所領も多い。

女酒給田目録 宮城村北爪家藏

(欠損)

女酒  
貫文 此内二百文鼻毛石  
四貫文苗ヶ嶋  
以上

北爪大藏

拾貫文 此内貳貫文鼻毛石  
四貫文苗ヶ嶋  
四貫文友成  
以上

吉川又左衛門

拾貫文 此内貳貫文鼻毛石  
四貫文深津  
四貫文友成  
以上

磯角右衛門

拾貫文 此内貳貫文苗ヶ嶋  
四貫文深津  
四貫文友成  
己上

吉沢源太左衛門丞

拾貫文 此内老貫文鼻毛石  
四貫文深津  
五貫文苗ヶ嶋  
以上

岡田官途左衛門

拾貫文 此内老貫文鼻毛石  
五貫文苗ヶ嶋  
四貫文友成  
以上

大塚與兵衛

拾貫文 此内四貫文深津  
五貫文鼻毛石  
老貫文苗ヶ嶋  
己上

北爪将監

六貫文 此内三貫文鼻毛石  
三貫文深津  
己上

北爪基内

六貫文 此内三貫文鼻毛石

三貫文深津

北爪與兵衛

六貫文 此内三百文友成

三百文鼻毛石

清水吉人

五貫文 苗ヶ嶋

以上

北爪大膳

五貫文 苗ヶ嶋

以上

同 織部

五貫文 苗ヶ嶋

以上

茂木新左衛門丞

三貫文 此内貳貫文友成

老貫文鼻毛石

下田彌八郎

三貫文 此内貳貫文苗ヶ嶋

老貫文友成

石川久助

三貫文 此内貳貫文苗ヶ嶋

老貫暗友成

武原之丞

三貫文 此内貳貫文深津

老貫文鼻毛石

黒沢一之助

三貫文 此内貳貫文深津

老貫文友成

洪沢甚十郎

三貫文 此内七百九文深津

貳貫二百八十八文苗ヶ嶋

河田外記

三貫文 此内八百六十七文鼻毛石

貳貫百卅文友成

田沼助之

三貫文 此内貳貫文苗ヶ嶋

老貫文友成

須藤六左衛門丞

三貫文 此内貳貫文苗ヶ嶋

老貫文友成

津久井因歌

三貫文 此内貳貫百卅五文苗ヶ嶋

八百六十二文友成

長岡彌一郎

三貫文 此内貳貫文深津

老貫文苗ヶ嶋

木村甚之丞

三貫文 此内貳貫文友成

老貫文苗ヶ嶋

宮下與次郎

三貫文 此内貳貫二百卅文深津

七百六十七文友成

樋口喜左衛門丞

以上百四拾貳貫文

此内

貳拾四貫八百六十七文 鼻毛石

五拾貫四百廿三文 苗ヶ嶋

參拾五貫七百六十七文 友成

參拾貫九百卅九文 深津

以上百四拾貳貫文

右為給田出置候間何ニモ可相渡候  
陣役嚴密ニ可走廻旨能々可申

付候仍如件

庚寅

一月廿一日

(朱印)

綱和伯耆守殿

笠原越前守殿

註①女 淵 勢多郡粕川村大字女淵。

②苗ヶ島 勢多郡宮城村大字苗ヶ島。

③友 成 勢多郡粕川村大字深津字友成。

④深 津 勢多郡粕川村大字深津。

## (六) 中世の石造美術品

### ① 赤城小沼信仰と赤城塔

赤城山は関東平野の北端にそびえる標高一八二八米のカルデラ式火山である。その山容の雄大崇高なことに、古代から神格化され、神として祀られた。当初は自然信仰から出発したもののように入れられ、その後信仰した氏族、思想的な問題から赤神神が形成されていったとみられる。

特に、粕川村に関連する赤神の神の信仰は粕川の水源としての小沼信仰と密接なつながりが考えられる。

小沼は赤城山頂の一噴火口にできた火口湖であり、その水が落ちて粕川の流れとなっている。この水は稲作の時代に入って灌漑用水として下流民の生活に密接な関連をもっていた。そこでこの小沼の神を祀ることは当然であり、赤城神社の分布をみると勢多・佐波・新田三郡に多く、中でも粕川流域の町村に特に密な傾向を指摘できる。

⑤ 給 田 論功行賞として田地を手へたのであるが、之により

北条氏との関係が結ばれたのである。

⑥ 陣 役 軍役と同じで、戦争の為の軍兵、兵糧、軍役等に関する賦課。

⑦ 庚 寅 天正十八年日本紀元一五九〇

⑧ 朱 印 前出

⑨ 綱和伯耆守 北条氏の臣、綱和は「はが」とよむ。

⑩ 笠原越前守 北条氏の臣。

⑪ 楮紙、四枚つづ、楮紙、縦九寸五分、横五尺六寸三分。

⑫ 現時之等の苗字がその地方にあるので残念に調査出来たらば興味あることと思う。

赤城神の名がはじめて出てくるのは平安初期である。この時期までは自然神としての赤城の神であり於神明神（雷神）小沼・大沼（水源神）の神等があり、それをひっくり返して赤城神となったものであろう。

平安時代以降、本地垂迹説によって、神仏が習合され、赤城神は大沼を神格化して本地仏として千手観音菩薩をあて、小沼には同じく虚空藏菩薩をあてた。鎌倉時代末に地藏信仰が盛んになり地藏岳を神格化して地藏菩薩をあてた。

このうち、千手観音と虚空藏は粕川の系統でまつられ、この系統が江戸時代には三夜沢の赤城神社の西宮となつてせり、地藏は同じ東宮に伝えられたと考えられる。



室沢吉田家宝塔

この粕川の沿岸において注目されるのは赤城塔の分布である。多宝塔の一種で、天台宗の法華経信仰にもつづいたものであるが、赤城山信仰と関連するものとして赤城塔と命名された。用石は赤城山の輝石安山岩である。

この宝塔の古く銘文のあるのは平安時代後期から出現するが、本県では新田郡尾島町世良田の長楽寺院豪塔で鎌倉時代である。本村所在目録を示す。

△所在▽

室沢吉田賢雄氏

総高五尺 相輪上欠南北朝時代

△備考（推定時代）▽

室沢

塔身のみ室町時代

月田近戸神社

南北朝時代

々 神社参道 室町時代

上東田面 室町時代

一日市薬師堂 室町時代初期

深津字みやじり 鎌倉時代

深津西福寺東 二基室町時代猪熊家墓地

三ヶ尻赤城塔は深津小字三ヶ尻九九四番地にある墓地中央にある宝塔である。規模は

塔全高八尺一寸五分位

基台 高さ 二尺一寸 四面に半開蓮華

幅 南面 三尺一寸 陰刻あり

西面 二尺六寸二分

塔身 高さ 二尺九寸

周開(中央) 六尺七寸

直 径 二尺二寸四分

屋蓋 高さ 一尺三寸五分

露盤 高さ 四寸五分

幅 一尺二寸強

赤城塔の分布は粕川流域と赤城西南麓の白川流域の二つの系統をみる事ができるが、粕川流域がほとんどである。造立の趣旨については銘文のあるいくつかをみると、法華経に関連しているものが全てである。「恐らく鎌倉時



三カ風宝塔



屋蓋部分

代における新興仏教の勢は天台宗僧侶に大なる畏畏となつたことは争えない。それに対抗して何らかの手を打たなければならぬのであり、法華経読誦、或は書写の奨励となり更に宝塔の造立になつたのではなからうか」(勢多郡誌)

「然則三所明神五衰三熱夢覚合成

八相化儀矣」(伊勢崎市赤城神社宝塔銘文)とあり、これらの宝塔群が赤城神(三所明神、即千手観音、虚空藏菩薩、地藏菩薩に各々赤城の大沼・小沼・地蔵岳をあてている)に関連あることは明らかである。

月田の近戸神社では、その奥殿に高さ一尺程の木彫仏像一軀を蔵している。像形・江戸時代の修理科受領書等から虚空藏菩薩像であることがわかる。小沼の本地仏と同じものであり、近戸神社が小沼の系統に属する神社であることがわかる。この像の時代は室町時代末頃と推定されるが水源の小沼と川下の神社は同一であり、川の上・下流における同一系統の神社の分布を考えることができる。

更にこの近戸神社には特殊神事と珍しい伝承を有している。神事は御輿渡御に際して、氏子の行列は社殿を六回半めぐり出発し、旧社地といわれる約二キロ西方の粕川の河原にいき、みそぎ神事を行ない、神前の甘酒を川に流して帰るが、往く時にぎやかに村の間をぬっていくのに、帰りは後もみないでまっすぐ走り帰るといふ。粕川の上流に親神がおり、祭事の執行とその無事終了を川下の子神につたえるための風習という。ここにも川上と下での同一神の

系統をうかがうことができる。更に旧社地に渡御をするとして、粕川河原に行くことは、本来近戸神社が粕川と特殊な関係を有していたことを意味している。

更に近戸神社は、山の宮への入口の神社という意味に解される。では近戸神社の山の宮とはどこであるか、その対象は元三夜沢に求めることが妥当と考えられる。それは近戸神社にある石造物からもその古さが推定されるからである。それを挙げると次のようである。

- 1 六地藏石殿（国指定重要文化財）「暦応五年二月十五日幽阿弥陀仏」（南北朝時代）
- 2 赤城塔 南北朝
- 3 石造層塔（暦応三年）

これに対し、大胡の近戸神社は赤城神社が三夜沢に移ってからの創建と考えられる。またその他に粕川村には深津に一社近戸神社があるが、これは他の町村にある近戸神社と起原を一つにするものと考えられる。

このように、赤城神社は、小沼・大沼の二つの水源神としての二所明神が古い形であり、それは粕川の流域を中心に発展してきたが鎌倉中期以降地藏信仰が加わり三所明神となり、荒砥川流域（前橋市二之宮町赤城神社）白川流域にまで及んでいったものと考えられる。そして、その中心は元三夜沢であり、それに対して近戸神社が里宮として尊崇を受けた時代があったと推定されるのである。

## ② 六地藏石殿

塔身の三面の各面に二体づつの地藏像を一体づつの長方形わく掘の中に半肉彫にしている。合せて六地藏。北面の一面は銘文が刻まれている。安山岩製。屋蓋は四注造でわら屋根を思わせる作りで、軒の切り口は垂直で中央と左右の端とはほぼ同じ高さである。塔身と基台は一石で、ふくらみを持ち、あたたかい感じを与える。総高一・二メートル

南北朝時代の代表的石造美術品である。



六地藏石殿



近戸神社宝塔

中央に幽阿弥陀仏とあり、左右に書き割った暦応五年壬午二月十八日の紀年銘は群馬県の石造物の尺度となるものである。

昭和十八年十月一日に国の重要美術品に指定されている。

なお、同所に安置されている宝塔（赤城塔）は現在の南面に「南無阿弥陀仏」と刻まれ、左側に「暦応」の文字がわずかに判読される。何度も拓本を取ってみたがそれ以外の文字は読み得なかった。粕川村地内の宝塔についての紀年銘はこれのみであるが、これを南北朝時代と推定してきたのは正しいことが証明された。

また、層塔の部分と思われる石造群があり、半肉彫の座像仏とキリーク（阿弥陀如来の種子）などの梵字のほか「暦応庚辰三年」と刻まれた紀年銘があり、六地藏石殿と宝塔と共に南北朝暦応の石造群であることが確認された。

③ 凝灰岩半肉彫石仏と板碑



月田近戸神社塔（部分）

この石仏の分布に関心を持ったのは粕川村月田の薬岩塚古墳調査のときであるが、その後の調査が進んでいない。

石仏は凝灰岩製であること。舟型後背状にした前面に半肉彫に仏像が彫られていることが特色であり、鎌倉時代から南北朝時代にかけて造られたと推定している。この石造仏はお堂があり、本尊としてまつられたものが多いようで、いわゆる庵とかりようとかいわれたものではないか。さらには寺院が江戸時代のように安定する以前に仏教信仰が修されていたのがこれらの仏像を中心とするところではないかと思われる。本村内の該当分布は左の通りである。

月田 薬師塚 薬師 一尊立像

〃 地藏塚 地藏 〃 座像

室沢 観音山 観音 〃 立像

稲里首切薬師 薬師 〃 座像

一口市薬師堂 薬師 〃 座像 二体

その他、膳の竜源寺に鎌倉時代と推定される宝篋印塔の部分がある。豪壮な感じをもち、鎌倉時代のすばらしさを示している。

板碑は中世に流行した石製の板状の塔婆である。造塔の功徳は仏教の世界では古くからもっとも重視されていた。その思想は、中世に民衆の中に広がってきた新しい仏教の中にも生きていた。多くの人々は比較的容易にできる板塔

婆で造塔の心を表した。



凝灰岩石仏(寛沢)



兼光寺板碑

板碑の頭部は普通三角形に尖り、頸部に二条の線の切り込みがある。大きさは縦七〇〜八〇センチ、幅二〇センチ内外の小形のものが多い。現在粕川村に出土しているものは完形品は少ないがほぼこの数値に近い。なかには、高さが何メートルもあるような大型のものや二〇センチぐらいの小型のものもある。

板面は多くの場合、上部に蓮座を刻みその上に主尊の種子(梵字)を刻んでいる。種子は、キリク(弥陀)が大部分である。ときには、バ



磨の宝瓶印塔



板碑（嘉曆三年十月日）（福城跡）

主尊の下方には造立年月日が刻まれ、史料的な価値を高めている。中には造立者名、造立趣旨を刻んでいる場合もある。その趣旨は死者への追善あるいは生存者の逆修のためのものが多い。

室沢	女 龜 光 寺	為父母現当二弟子 弘安六年癸未□月十日 册悉地門満也 敬白	元亨二年七月日	1322	1283
蓮 台	弥 陀	弥陀三尊蓮台			
高 四寸六分	上部欠 一尺七寸八分	高 八寸八分	上部欠		

深津 岡田 昭作氏	元亨三年八月	1323	蓮 弥 台 陀	高五尺五寸
室沢字湯ノ口 大谷 茂氏	元亨〇年 二月		蓮 弥 台 陀	中央で割れている 巾高六十五センチ 二十一センチ
膳城跡 (粕川小)	嘉暦三年 十月〇日	1328	蓮 弥 台 陀	巾高五十三センチ 一八センチ
月田 字 丸 山	延元元年	1336		
月田 字富士宮	歴三年十月日	1342	蓮 弥 台 陀	巾高 一尺七寸二分 七寸
〃	延文三年十月日	1358	蓮 弥 台 陀	巾高 二尺一寸七分 六寸一分
女淵	延文四年十月			
女淵 龜 光 寺	永和五年〇月	1379	蓮 弥 台 陀	
室沢	至徳二年八月	1385	蓮 弥 台 陀	巾高 一尺七寸五分 八寸
室沢字洞 (三西)				
室沢 須藤 万治氏				
女淵 松村 四万氏				

(以上)

(乙) 古城跡 (山崎 一)

① 女淵城



女淵城址は粕川村大字女淵にある。上

野国志には「女淵故城。村の西北隅にあり。初の城主を詳にせず。天文中謙信これを攻落して、長尾顕長に与ふ。顕長家臣荒井図書をしてこれに居らしむ。古市氏曰、沼田平八所居と、不審。また古戦録に謙信女淵城を毛呂宗忠に与ふと非なり。荒井は長尾が家臣なり。」とあるが、謙信は勿論上杉謙信、長尾顕長は金山城主由良国繁の弟で足利城主。後に館林城主も兼ねた。古市氏というのは前橋風土記の著者古市剛で、この書は貞享元年（一六八四年）、藩主酒井忠孝のために奉ったのである。沼田平八は沼田城主沼田顯泰の平八郎景義。毛呂宗忠は季忠が正

しく、館林城主赤井氏の長臣で後謙信に誅された。

永祿二年、上杉謙信は女淵城を略取して館林城代毛呂因幡守季忠に与えた。(季忠は一時館林の実権を壟断していた。) 永祿四年、季忠は謙信に叛して亡ぼされ、長尾頭長が館林城主となると、荒井図書が女淵城代として五十五貫文を給した。その後、城は金山の由良氏の手に移り、由良の一族矢場氏が城主となり、女婿沼田景義が城代をつとめていたようである。景義は沼田の動



## 膳城址

乱に、父顯泰と共に会津に通れ芦名盛氏に身を寄せたが、後、女淵に来たのである。天正九年景義はその祖地を奪還しようと、由良氏、矢場氏の援けを得て沼田に迫ったが、謀られて憤死し、兵は敗走してしまった。上野志には女淵の家老後藤新六入道が逆心を起して景義を追って城主になったとある。上野国志には西北隅にあると記されているが、西北隅だけでなく、聚落の半ばが城域である。

ここで特に目立つのは南北三百二

十メートル最大幅九十メートルの貯水池で、城の主要部は池の東側にあるが、西曲輪だけが西側北部に置かれている。この郭は東を貯水池に抱き、東西五十メートル、南北百メートルで、三方に堀と土居をめぐらし、西南隅には角欠きの雁木折がある。西南と東北隅とに虎口が構えられ、東北のものは堀が南に曲り込んで横矢を形成し、土橋は暖状で堅固である。

主郭部は貯水池の東に、北から北曲輪、本丸、二の丸、五霊神社の郭（五霊曲輪と仮称）と並置されているが、北曲輪とその東の帯曲輪を第一団とし、五霊曲輪を中心とし、それを囲む二の丸、三の丸を第二団とする二ブロックに分けられる。更に南に南曲輪と亀光寺曲輪とが付き東側全面を岸高三メートルの小流が限って自然の囲濠を形成している。全域は東西二百メートル、南北四五十メートルに及ぶ。

第二団は第一団より広く、囲郭の形も整っているが、位置と囲濠の大きさから考えて、北第二郭を本丸と推定した。

北曲輪は方四十メートル。四方に濠があり、本丸との間の濠は幅三十メートルに近い。東、北、西に土居がある。東南虎口は帯曲輪に通じ、西南虎口は本丸に向う。

本丸は東西四十メートル、南北三十メートルで比較的小さく、周囲の濠は広く深い。東北虎口は土橋で帯曲輪に開き、南面西寄りの虎口は土橋で二の丸に通ずる。西北角虎口は北曲輪と連絡するほか、暖状の長さ八十メートルの土橋によって直接北城外に開いていた。この暖道からは西曲輪にも架橋してあったのであろう。かくの如く本丸は作戦指導を主眼として築かれているので、北曲輪が詰め郭となっている。帯曲輪は南北一二十メートル、幅三十メートル、本丸、北曲輪の東を守り東向きに虎口が開く。

二の丸は方六十メートル、北、東及び西北に低土居があり、西虎口は暖状土橋で西城外に通じ、東虎口は三の丸、

南虎口は五雲曲輪に向う。五雲曲輪には現在五雲神社があり、方七十メートルで大きく、東北、西南の隅が角欠きとなり周囲に土居がある。東と南の虎口から三の丸に出られる。三の丸は二の丸東側から五雲曲輪南側までを鍵形に囲み、西南面に土居が遺る。南は長さ百十メートルの堀となり、東寄りの虎口からは南曲輪に出る。東虎口南側の台は槽台であろうか。

南端の竜光寺のある郭は東西百十メートル、南北八十メートルの直角三角形で、捨て郭である。貯水池は当時のままではなく、大いに変改があったのであろう。この城の土居は全般に高さ一・五メートル以下の低土居になっている。

## ② 膳 城

粕川村大字膳の、大胡大間々泉道の北側三十メートル程入った所に免川が泉道と並行して流れているが、この川を南限として膳城が築かれている。南北五百メートル、東西二百五十メートルの紡錘形をなし、北西部だけは平垣地に続き、他の部分は免川とその支流に依拠し、西北が高く東南が低い。本丸はやや西北に偏し一辺四十五メートルの正方形に近い形で、東北部が僅かに突出、西南部には折があり、そこから壕底に下って二の丸に通ずる虎口が設けられていた。正面虎口は東の中央にあつて、斜坡の土橋で東曲輪に出られる。周囲に深さ七メートル程の壕をめぐらし、この壕は西北と西とに支壕を派出し、西北のものは五十メートル進んで外壕に連る。

東曲輪は一種の郭馬出しである。本丸虎口から出て北と南に出撃路をわかっ形は基本的なものであるが、東面中央に追手及搦手から腰曲輪を伝う要路を受ける坂虎口があるのは異例である。更にこの郭は東西五十メートル、南北七十メートル本丸より広い。

本丸と東曲輪との北に並ぶ北曲輪は、平垣で広く、東西、南北共百二十メートル、北から西に土居をめぐらす。西

面中央に虎口があり、虎口南側の壕と土居とは大きく折れて大横曲輪となる。西南端に槽台跡がある。東面には腰曲輪が付き、北には幅三十メートルの一郭があつて武者屯が認められる。

二の丸は東西一五十メートル、南北二十メートルの三角形で、やや複雑な構造を示し、北の中央に本丸壕からこの郭に登る壕内道がある。壕内道の東側に槽台が構えられ、槽台を起点に東へ百メートル、南へ二十メートルの土居がのびる。東に向う土居の中央の切れ目に、郭馬出し南側の土橋がついている。二の丸北側の壕は城域を南北に分断する大堀切りで、この土橋が两部分を連絡づける最も重要な通路である。

二の丸北縁に土居のあることから、この城は一城別郭の構造をもつことが知られる。二の丸は北から南へ下る四段に分れている。西南には四・五メートル低く西曲輪が付く。

西曲輪は兎川に添って二十六メートルのび、幅四十メートルあつて、西北端に枳形虎口様の虎口を開き、上城橋の辺には架け橋があつたと思われる。

三の丸は二の丸の東に並び（膳家所蔵の図では槽台のある所を三の丸としているが、その図は膳家在城当時のものでなく、江戸時代か或は明治になってから作った見取図で大手の位置さえ疑問である。）東西七十メートル、南北百メートルの長方形で中央の壕で南北二郭に分けられている。南面壕は現存しない。東面の壕は南に四十メートルのびて帯曲輪と南曲輪とを分ける。

南曲輪は南北八十メートル、東西七十メートル程であるが、西曲輪との境界が明らかでなく、高さ二メートルの段が中ほどにある。

帯曲輪は三の丸の東にあつて、南北二百メートル、幅は最大五十メートル、北端は西に折れて、長さ五十メートル、幅三十メートル程の部分が、東曲輪と三の丸との間に楔入する。中央に壕があつて、南北に二分されているが、

この壕は三の丸を兩断する壕の延長線上にあり、三の丸東壕と十字字に交わっている。城壕は十字に交わることのないのが定法であるべきを、これと、女淵城帯曲輪南側の壕とが異常型であるのはこの地区の特徴であらうか。騎城の帯曲輪と女淵城帯曲輪—三の丸とは性格上相似である点も注意を要する。

帯曲輪の南には五メートル程低く郭馬出しがある。この一郭は西は南曲輪と接し、南は兎川、東はその支流の河崖で、南北七十メートル、東西は五十メートル、北に腰曲輪に通ずる堀虎口、西に追手の堀虎口が開き、南は下城橋の架橋、東ははたの支流の架け橋（現存せず）があつて、双馬出しの形式であつた。両虎口の前に水堀があり土橋が遺つている。

追手虎口は壕内を三十メートル西に進んで北に折れ、四十メートル入つて三の丸東側に達するもので、同じ形式の虎口が、田島、嶺、大胡の諸城に見られ赤城南麓の特徴を示す。

この城の西虎口は本丸の西百メートルに開き、北曲輪から屏風折に折れてここに達する壕が城の西辺を形成し、外に帯曲輪状の部分がある。これは坂虎口であつて直進すれば二の丸西北口に入り、南すれば西曲輪北虎口に入る。

西虎口内の北側に、三方を壕に囲まれた長さ八十メートル、幅二十メートル程の袋曲輪がある。これが所謂「逆心郭」で生殺与奪の郭とも言われ、城外からは薄弱に見える西虎口を突破した寄せ手が、二の丸、または西曲輪の虎口にいどむ時、この郭に伏せた強兵が背後を襲つて撃滅するものであり、またこの袋曲輪に寄せ手が入り込んだ場合は内側の虎口から出撃して袋の口を抑え、内のものを強滅するのである。

東側腰曲輪の東外側数メートル低く壕が堀られているが、その壕は中央大堀切の所まで南半だけに付いている点、構造上重要な意義がある。この大堀切りの南北は築城の様相を異にしているのである。

善氏は三善康信の末と伝えられる。善因幡守は妹婿細川内膳夫妻が桐生祐嗣に亡ぼされた報復のため、天文十三年七月、桐生に兵を進めたがかえって間原の戦に敗北して桐生氏の幕下に降り、上杉謙信の東毛経略以来善備中守宗次は謙信に従って忠節をつくした。永禄十一年十月には謙信の部将荻田備後守と共に伊勢崎城を攻略し、元龜元年四月にはこれの嚮導として下野の小俣城を急襲したが、豪雨にさまたげられて惨敗し討死してしまった。小俣、足利、金山勢はたちまち反撃して六月二十八日、膳城に迫り、留守の寡兵は宗次の家族を奉じて厩橋に避け、城は陥った。その後は由良氏旗下の大胡民部左衛門が城代として膳城を守ったが、民部左衛門は山上城の城代をも兼ねていたようである。

もともと、膳、山上の両城は五百メートルを距てて構えられた別城一郭の城で、首尾相扶けて戦う一つの組織なのである。孫子に、「その首をうてば尾到り、その尾をうてば首いたり、その中をうてば首尾ともに到る。」とある「常山兩頭の蛇」を城制に示したものであった。しかし、山上城の形は膳城よりも古い型式で、後から膳城が出来て別城一郭の編成が出来上ったと考えなければならぬ。次の記に記されたところを見ればこのことをうかがい知ることが出来る。

上州故城壘記「膳備中守は、元龜三年、小俣の洗川相模守義勝が小田原に参勤の際を窺ひ、伊勢崎の荻田備後守と謀りて小俣を襲うて風雨に遭うて戦死す。同六月二十八日、洗川、横瀬と力を合せて善を討ちて怨を報ず。善の家臣守る事能わず奇藤右近という者、宗次が幼子春松丸四歳なりしを輔けて厩橋に通る。城は由良成繁が手に入り、大胡民部左衛門（もと大胡の城主なり。天文廿四年、謙信山上を攻取る後、城を預る者なり。）と洗川主膳を入置く。」

天正七年九月下旬、武田勝頼は厩橋に出張し、東上野の先方衆に川西の兵を加えて、大胡、山上、伊勢崎等の諸城

を攻略させ、勝頼も東毛を巡見した。勝頼等が平服で膳城附近にさしかかった頃、城中ではあたかも酒盛りの最中で、玉村五郎兵衛と言う侍が澁川主膳正と口論をはじめ、那波、伊勢崎、片岡の落武者等と地元侍とが喧嘩をしていた頃だった。外張りを固めていた雑兵が武田衆を見て走り出し、倉賀野秀景に打ってかかったので、西上州衆がとつて返し、平服のまま攻め入って、浅見清太夫が民部左衛門を討取り城を落してしまった。これを「膳城素肌攻め」と言う。この戦いに長篠生き残りの原半人佐昌勝が傷いて後斃れ、人々は勝頼の無謀を嘲ったと伝えられる。

上毛国風土記に「善城は木戸玄斎の古城」とあるが、玄斎は伊豆守とも大炊頭とも号し、邑楽郡木戸村の人で、舞木駿河守持秀の家臣の木戸伊豆とは別人であろう。玄斎は上杉謙信に仕え、羽生の城代もつとめ、小田原の役には北国勢の嚮導として、西毛及武州の各地に転戦している。後庄内の藤島城代となった。

桐生地方史には膳城主大沢下総守政光とあって、由良氏は天正末年政光に膳城を与えたものと思われる。

### 三、江戸時代

#### (一) 明細帳

江戸時代の村勢要覧といったもので、村の概況を知る最も便利なものが明細帳である。この明細帳は幕府の巡見使、領主または代官の廻村、領主代替りなどの時に領主役人に提出したものである。従って支配者側はその村の租税の負担能力などを知る資料であったから村としては租税の過重にかかることを避けている点を考慮してみなければならぬ。以下本村の大字で明細帳を所蔵しているものを提示する。

深津村

(表紙)

寛政三年 勢多郡

銘 細書 上帳

村控

辛

亥

五月

深津村

(表紙裏書) 文久二年亥七月改書直し候

(本文)

一 高九百六拾四石四斗八升式合

勢多郡

深津村

此反別 百四拾六町三反式畝廿九步

田方四拾八町式反三畝廿三步

畑方九拾八町九畝六步

但シ年々御検見様請申候。

一 土地ハ赤土砂地石地ニ御座候

一 米ハ赤更リ青更リニ御座候

赤土四分  
砂土三分  
石土三分

外 新田

一 高三拾四石式斗四升

此反別 拾壹町七反八畝壹步

内山畑六町壹反七畝拾三步

一 高壹升七合

此反別下々畑拾歩

田畑年々 川欠 引

一 見取場無御座候

(見取場新田開発してもまだ耕地劣悪の場合反別だけばかり石高を付せず年貢は適当に輕量を見取った)

一 御水帳四冊

酒井雅菜頭様御代

御検地御奉行

古水帳式冊

大島 与右衛門

新水帳式冊

近藤市郎左衛門

竹室 藏右衛門

深津 藤右衛門

一 正徳六丙申年

一 村絵図兼上申候

一 用水赤城山滝沢谷粕川湯沢谷荒口川水元出水下村故水不

一 足之村ニ面田方旱損地ニ御座候

一 村々 東西八百三拾間程

一 分御無御座候 南北七百五拾間程

一 牧市次郎様御知行之内

一 越石田畑壹町九畝步

一 当村之百姓三人ニ而取持仕候

一 他村々当村江出作御座候

— 当村の他村江出作御座候

— 当村ニ市場無御座候

— 当村の大胡市江西当り春里平大間々市江寅ニ当り春里桐生市江東当り三里半舟渡し御座候伊勢崎市江南ニ当り式里平南橋市江西当り四里、高崎江中ニ当り六里余舟渡し御座候日光山江寅ニ当り拾九里館林江辰当り拾里余江戸江巳ニ当り廿六里、中島川岸し江五里余平塚川岸シ六里余廻負五科川岸江三里余

— 御誠米御料所之節中島川岸へ津出仕候当御地頭様廻負川岸へ津出仕候

— 御林無御座候

— 字七ツ石通り並木御道松延長百六拾間 下草永無御座候

— 字長峯通り並木御道松延長七百六拾間 下草永無御座候

— 芝地地付入会之馬草場入会付女淵村込皆戸村西大室村東大室村株水三町八反六畝歩反ニ永三分当村ニ面御地頭様

— 江御納仕候

— 他領西大室東大室村松平大和守様御領分

— 同込皆戸村本多郊正様御領分

— 同女淵村西井石見守様御領分

— 同西野村御代官様佐藤友五郎御支配所

— 同今井村牧市次郎様御行所 田畑入会ニ御座候

— 萱野無御座候

— 薪馬等赤城山ニ面取中候

— 御藏御座候

— 長六間横式間半屋敷五畝拾式歩高之内ニ面御年貢御除キニ御座候

— 陣字屋敷無御座候

— 牢屋敷無御座候

— 油紋り夏加水金式分己年赤井豊前守様江差上申候取次人

— 枳屋善久郎方之積取手形世兵衛方江取置中候尤其以後差

— 上ケ申候

— 用水堰數式拾式ケ所御座候

— 女淵村地内泉堰三間杵式通り

— 字泉川通り 弥からみ堰四間杵式通り

— 川通り 大日堰五間杵三通り

— 川通り 山王堰五間杵三通り

— 川通り 川原田堰六間杵三通り

— 川通り 市郎右衛門堰四間杵三通り

— 川通り 寄居堰五間杵三通り

— 字牛川通り 新屋村地内かのへ塚

— 瀬井人口堰三間杵老通り

— 頭なし瀬井人口堰三間半杵老通り

— 川通り 松原田堰三間杵式通り

— 川通り 六左衛門堰三間半杵式通り

— 川通り 十石堰三間杵式通り

— 川通り 長左衛門堰四間杵式通り

川通り 加兵衛堰四百杵式通り

川通り 仁左衛門堰三間杵老通り

字たら川通り 込替戸村地内

瀬井入口岡堰四間杵老通り

川岡堰 瀬左衛門堰三間杵老通り

川通り 新左衛門堰三間杵老通り

川通り 九左衛門堰三間杵老通り

川通り たた川堰三間杵老通り

字老町田 藤右衛門堰式間杵老通り

字とう田島 庄左衛門堰式間杵老通り

右之ヶ所酒井雅英頭様御代御料所之節茂御人用年々被

下置御普請仕来り申候

小堰八ヶ所用水長堀八ヶ所

是ハ前々御秋領之節ハ御人用下置候得共御料所々自普

請ニ被仰付候

泉川通り女淵村地内

水門泉堰用水人口

流老間  
山老間  
高六尺

一 隻 長五間  
巾老老尺五寸

此二ヶ所酒井雅英頭様御代御料所之節茂当地御地頭

頭様御人用被下置所普請仕候

他村々用水引取申候場所水元赤城山滝川出水粕川苗ヶ島

村大堰粕川引上苗ヶ島村々馬場月田村込替戸村女淵村  
段々泉川へ引下ヶ当村田場江引入申候

込替戸村大光寺堰粕川水元新屋女淵村当村四ヶ村組合泉  
川に引取申候普請四ヶ村ニ而入用相懸り申候田場三拾六

町余

一 用水三ヶ尻分之二次第

赤城山湯沢出水荒口川水元鼻ヶ石村々湯沢堰大前田村へ

引下ヶたら川江引取申候組合村樋崎村西大室村東大室

村当村右四ヶ村寄合普請仕候人用相懸り申候右御地頭様

御人用被下置候田場拾町余

一 早稲老割中稲三割晚稲六割程横付申候

一 插田無御座候

一 天水場所無御座候

一 粕川通り川除ヶ

一 長拾五間杭志からみ石籠長式間三勺 老ヶ所本文右衛門

一 同川通り

一 長三間杭志からみ 老ヶ所本弥平次

一 泉川通り

一 長拾五間志からみ石籠長式間七勺 老ヶ所本十左衛門

一 是ハ拵からみ用水堀下欠所

一 同川通り大日堰下

一 長八間杭志からみ石籠式間三勺 老ヶ所浜右衛門

一 同川通り

老ヶ所同人

- 長八間杭志がらみ  
同川通り 浜右衛門坂之上下所老ヶ所  
長拾間杭志がらみ 弥平次買物  
同川通り 同人田場下モ方老ヶ所  
長八間杭志がらみ 弥平次買物  
同川通り 老ヶ所  
長拾間源四郎屋敷派へ道欠所 源四郎  
右之ヶ所名前へ御上へ書上不申候  
泉川通り 老ヶ所 友七田場  
長拾武間杭志がらみ 老ヶ所 与平次  
同川通り  
長五間杭志がらみ 老ヶ所 七郎右衛門山王田場  
同川通り 老ヶ所 林八 山王  
同川通り 老ヶ所 三郎 川東分  
長七間杭志がらみ 老ヶ所 弥三郎 川東分  
同川通り  
長拾武間杭志がらみ 石籠長武間物三勺  
同川通り 老ヶ所 八右衛門川西方  
長八間杭志がらみ 老ヶ所 西邊 かのへ塚  
牛川通り川除ヶ 老ヶ所 源左衛門 山欠所  
長七間杭志がらみ
- 同川通り  
長六間杭志がらみ 老ヶ所 甚兵衛 畑欠所  
同川通り 老ヶ所 弥五郎 者田場  
長八間杭志がらみ 石籠武百物式勺  
同川通り 老ヶ所 太郎左衛門 畑場  
長八間杭志がらみ  
牛川通り 老ヶ所 弥五郎 山欠所  
長六間杭志がらみ  
同川通り 老ヶ所 源太郎 山下  
長六間杭志がらみ 用水堀道通り  
たたら川除ヶ 老ヶ所 青竜寺分  
長八間杭志がらみ石籠長武間物式勺 老ヶ所 孫七  
同川通り  
長拾五間石籠式勺杭志がらみ 老ヶ所 庄七  
同川通り 長八間杭志がらみ  
同川通り 老ヶ所 十兵衛  
長八百杭志がらみ 老ヶ所 同人  
同川通り  
長拾間杭志がらみ  
川除ヶ会廿五ヶ所  
惣会式百拾九間  
石籠会式拾式本

右川除ヶ場所前々御地頭様御入用被下置候  
土橋拾貳ヶ所

字泉川通り伊勢崎大々間川岸通り

同川通り平塚五料伊勢崎通り

△近戸橋 巾老間 長三間

同所

山王橋 巾老間 長五間  
同川通り前橋大間々桐生通り

△大日橋 巾老百 長五間

字粕川大間々桐生前橋通り

粕川橋 巾老間 長三間

字牛川通り

大胡大間々川通り

十石橋 巾老間 長三間

同川通り大胡境町中瀬通り

△半ノ木橋 巾老間 長三間

寄居川通り女瀬村当村野橋

寄居橋 巾老間 長三間

右ヶ所前御林ニ而材木諸入用被下置候

△此三角ハ御普請所ニ相定中候村方江寛御上へ御書上  
ヶ中間敷候

同所

一 小橋拾ヶ所大間々前橋通り  
一 用水堀女瀬村地内泉堰々堀長七百間余  
一 新屋村地内々牛川田場迄堀長八百間余外引分ヶ堀五ヶ所  
五百間程ツツ前々諸入用被下置堀渡普請仕候御料所分自  
普請ニ被仰付候

一 堀井七ヶ所

一 女瀬村地内上  
一 西宿瀬井内法

同所下  
同所瀬井内法

同所  
同所瀬井入口水門

同所  
水除り土手堅六拾五間横式間半

同所  
かのへ塚瀬井内法

同所  
込皆戸村地内上ノ

同所  
岡山瀬井内法

同所  
同村地下ノ

同所  
岡山瀬井内法

同所  
当村地内

同所  
頭なし瀬井内法

同所  
女瀬村地内

同所

同所

同所

同所

堅 六拾五間  
横 武拾五間

堅 百五拾間  
横 武拾五間

堅 六拾五間  
横 拾八間

横 拾八間  
埋懸堅式間半  
巾老尺五寸

同所

堅 六拾五間  
横 武拾五間

堅 百五拾間  
横 武拾五間

堅 六拾五間  
横 拾八間

横 拾八間  
埋懸堅式間半  
巾老尺五寸

同所

近に堂沼溜井内法

歴七拾間  
横拾八間

右他村の地所六ヶ所前々買地ニ而当村は御年出し不申候

右御普請之節ハ御地頭様より前ニ御入用被下置候

村東ニ川巻ヶ所和川西野村境川口拾五間程

百姓四壁之小竹杉少々御座候

割付外小物成無御座候

外物之内高入候物無御座候

御年貢外諸役懸り春夏秋風祭り湯花等其外諸入用掛り申

候

魚為運上無御座候

紙糞桑畑酒口橋添炭焼無御座候

当所御鷹場伝馬宿無御座候

助馬大助加助無御座候

山川献上物船無御座候

水車式ヶ所御座候宴加水百五文相納申候

持主 喜右衛門  
主 藤左衛門

田方種入之事老反ニ付七升程苗代半夏より五十日程前ニ仕

候

御候見様之義ハ稲毛出来方ニ而年々相恵被下置候

畑方種入之事大畝老反ニ付麦九升程畑作仕麦小麦粟稗大

小豆いも大根

田畑年季質地ハ三年季五年季ニ御座候

上田老反ニ付

中田老反ニ付

下田老反ニ付

下々田老反ニ付

下下田老反ニ付

上田老反ニ付

中田老反ニ付

下田老反ニ付

下田老反ニ付

下下田老反ニ付

御城米運賃被下置候

同敷賃被下置候

田糞シハ馬草物から入申候糠テ餅少々入申候但シ仕付之

義ハ半夏前後ニ仕付申候

畑糞ハ馬草物から入申候

男稼ハ耕作之間ニハ株薪取申候

兼仕候女稼ハ糸はた木綿布仕候

是ハ当国佐位郡伊勢崎市大間々市ニ而買申候

名主 老 人

名主 老 人

組頭 四 人

名主 老 人ニ付為給分米依七升五合

御私領之内御地頭様より被下置候

米七俵米諸役武町分村の割合来り申候

定使為給分村の米四俵つつ割合申候

切支丹類族無御座候

御朱印地無御座候

御除地御座候

三反四畝貳拾五步

五反六畝拾步

六畝步

三反三畝廿三步

三反三畝廿武步

是ハ御除ク地ニ御座候

寺貳ヶ寺

真言宗 西福寺

同宗同寺門從 青竜寺

稲荷宮

同所

薬師堂

惣村持

午頭天王惣鎮守

社地御除ク地八畝廿八步

近戸明神惣鎮守

御除地老反四畝步

右寺社修履之義ハ村中ニ而仕候

稲荷明神

社地御□廿四步

熊野権現

社地御除ク地貳畝老步

阿弥陀石仏

御地頭女瀬村 正法院持

大神宮

当村地内御除ク地八畝步

稲荷宮

社地山畑貳畝步御年貢地ニ御座候

山王権現

社地下々畑五步御年貢地ニ御座候

稲荷石宮

社地山畑貳畝步御年貢地ニ御座候

羽黒権現

社地下々畑五步御年貢地之内ニ御座候

聖伝宮

社地下々畑老畝步御座候御年貢地

薬師堂

社地下々畑老畝拾步御年貢地ニ御座候

業師石仏

堂地下々畑三步御年貢地ニ御座候

市郎左衛門持

徳兵衛持

正法院持

喜左衛門持

御座候

伝吉持

御座候

伝兵衛持

太右衛門持

源左衛門持

吉持

— 地藏石仏

仁左衛門持

— 堂地下畑三畝拾五步御年貢地ニ御座候

— 大日石仏

九左衛門持

— 堂地下下畑拾步御年地ニ御座候

— 白山権現石宮

— 社地拾步御年貢地ニ御座候

— びんづる

— 下田淵御年貢ニ御座候

— 若宮

伝吉持

— 社地下々畑三步御年貢地ニ御座候

— 字あみだ堂

— 阿弥陀念仏寮

村僧俗 西福寺持

— 廟所之内ニ御座候

— 近戸

— 廿二夜観音念仏堂

村僧俗 西福寺持

— 近戸明神社地之内

— 鉄砲無御座候

— 狐師無御座候

— 小百姓家数百六拾老軒

— 屋敷 同断

— 四ヶ所之内

— 卷ヶ所家数四拾五軒

— 卷ヶ所家数三拾九軒

— 卷ヶ所家数三拾七軒

村之東

村之西

村之北

— 卷ヶ所家数四拾軒

村之南

— 田畑最寄ニ而所持仕候 東西南北

— 当村宿並無御座候

— 本百姓百六拾老軒

— 内山伏 貳軒

— 水呑 無御座候

— 人数 六百三拾老人内

男三百廿八人  
内山伏 貳人  
下男 三人  
女貳百人拾六人

— 牛無御座候

— 馬数 四拾疋

— 馬医 老人御座候

— 馬喰 老人御座候

— 牢人并医師 無御座候

— 大工 老人御座候

— 屋根ふき船師 無御座候

— 袖とり 無御座候

— 商人無御座候

— 木挽并瓦師 無御座候

— 石きり并左官 無御座候

— 船屋 無御座候

— 山伏貳人御座候

— 百姓山伏 東正院

— 同断 正門

一人并鉦打 無御座候

一 □□ 猿まわしをびすおろし無

右は今度 郷村御改被遊依て銘

候通り相違無御座候為後日依

勢多郡深津村

名 □□□□

組頭 □□□□

文久二年

亥七月改 百姓代十左衛門

一 館林領深津村堀越

一 荒子村磯村田面村

一 右六ヶ村之惣高

ノ三千貳百七拾三石三

(表裏紙)

勢多郡 □□

深津 □□

女淵村

銘 細 板 勢多郡女淵村

上野國勢多郡大胡東領女淵村

江戸江貳拾四里程

一 高千百貳拾貳石八斗四升八合

此反別百七町五反九畝廿貳步

内田方四拾五町七反五畝拾步 御検見にて御座候

内貳反八畝拾四步 年々川欠永砂入

同四町老反五畝拾老步

享保十七子年水押にて永畑ニ成ル

同畑方六拾老町八反四畝拾貳部

内永畑貳拾老町八反七畝廿貳部

同六反九畝拾九步 年々川欠、永川原、永砂入

土地野土 砂土石土にて御座候

見取場 無御座候

新御水帳四冊

正徳三巳ノ年三月御検地

御奉行 須田常右衛門様

井田 弥太夫様

後閑弥市左衛門様

亀井才右衛門様

下田武右衛門様

太田 彦兵衛様

村越岡 差上申候

当村日損場 拾老町四反五畝程

同 水損場 無御座候

同東西江拾八九町程 南北江老里程御座候

分郷 無御座候

越石 無御座候

当村江他村ノ出作 無御座候

他村江当村の出作 無御座候

当村ニ市場 無御座候

当所近郷の市場 大胡江屯里程

大間々江式里程 前橋江四里程

隣村御料私領 無御座候

御林

藪七反式畝式拾歩 御座候

寛野 無御座候

芝野、中原并長岡原 入会にて御座候

薪取場、赤城山、入会にて御座候

道法屯里半程の三里半程

馬草場 右阿斯

百姓林 無御座候

郷御蔵 長五間横式間半にて御座候

御蔵屋敷 老反五畝拾式歩

高之内御除地ニ御座候

御藏番之儀、定番并夜番者、替り番ニ相助申候

陣屋屋敷 無御座候

牢屋敷

用水、柏川水取申候并上村の番水取来申候

溜井 無御座候

堤 五ヶ所

内老ヶ所込皆戸地内ニ御座候

(長) 廿二間

大ヤ 老反五六畝歩程

同四ヶ所 村地内

内老ヶ所老反五畝歩程 (長) 武拾七間

同三ヶ所五六畝歩程宛 (長) 拾四間

(横) 十間

(横) 十三間

(横) 九間

(附箋) せんかいどう 廿七間十九間

池皆戸 拾八間拾參間

十文字 拾五間拾貳間

茶木 拾八間拾五間

沼地 無御座候

堰 武拾三ヶ所

人足三百五拾人程

伝馬武百匹程

竹木枝木置 年々被下置候

他村の用水取不申候

以種 無御座候

堤川除御普請之節人足伝馬竹木枝木置

從御地頭様 被下置候

江戸往来之川無御座候

百姓四疊松杉無御座候

割付外小物成無御座候

外之物無御座候

御年貢之外高役等

高役之儀、卷ケ年ニ高拾石ニ付、永五百八十文程

掛り申候

橋、六ヶ所

内五ヶ所 四間ニ御座候

同卷ケ所 式間ニ御座候

右之橋、從御地頭様、御入用被下置、百姓普請に仕候

(魚鳥運上、紙漚、精漆茶、…無御座候)

桑、御年貢地 御座候。

菘 御座候。

菘の物之儀あたりはつれにて限不被申上候。村中にて三

拾兩程。

糸まい之儀は、大胡大間々伊勢崎にて売買仕候。

(炭燒、当所御鷹場、当村御伝馬宿、助馬出し候儀、山

川獻上物、…舟無御座候)

田方種入之儀 卷反ニ付、榎八升程ニ御座候。

煙方種入之儀、卷反ニ付麦一斗程ニ御座候。

年季質物田畑之儀、売買三年忌ニ御座候

上田卷反歩ニ付 金三分ノ三分式朱程ニ御座候

中田 〃 右同断

下田 〃 右同断

下々田 〃 金三分ニ御座候

上畑 〃 金老兩程ニ御座候

中畑 〃 〃

下畑 〃 金三分程ニ御座候

下々畑 〃 金式分式朱程ニ御座候

田畑小作入上之儀者

上田卷反歩ニ付 米式斗五升ノ三斗迄ニ御座候

中田 〃 右同断

下田 〃 右同断

下々田 〃 米三斗ノ三斗五升程ニ御座候。

上畑 〃 一金老分程ニ御座候。

中畑 〃 右同断

下畑 〃 〃

下々畑 〃 代八百文程ニ御座候。

御検見之儀者、毛中より卷反歩ニ付何程引と被極置候。

御種貸米、本文、石程、御座候。

御拝借金致候儀も 御座候。

稲毛之儀者、ほっこく、ひあず、べにくら、めぐらにて

御座候。

青米赤米死米 御座候

一 畑毛之儀者、大妻小麦大豆粟稗いも等ニ御座候。

一 御城米運賃 無御座候

一 同 駄 賃 〃

一 田畑作毛仕附時節之儀者

一 田作五月、はんげ前後十四五日之間仕附中候

一 畑作之儀者……

一 田こやし之儀者

一 あを豆ほしかり草麦わら等ニ御座候

一 畑こやしの儀者、粉糠油粕かり草等ニ御座候

一 男かせぎ、耕作之間、新馬草等ニ御座候

一 女稼、糸はたもめん布仕候

一 名主、老人、組頭、五人、御座候

一 名主給米之儀者、米九俵并武拾五石程之諸役相除申候

一 組頭給米之儀者、村中ノ老年ニ米四俵錢貳貫五百文宛ニ御座候

一 定使給米之儀者、村中ノ老年に米四俵錢貳貫五百文宛ニ御座候

一 名主、江戸用、無御座候

一 組頭 右同断

一 小百姓 右同断

一 樹木、粟かき 少々御座候

一 切支丹類族 無御座候

一 (御朱印地、寺社御朱印地、庵室、…無御座候)

一 寺社修葺之儀御公儀様ノ御修葺被成候儀無御座候。村中にての修葺に御座候。

一 寺社御除地 大悲山真言宗千手院

一 畑 五反九畝廿六歩

一 同御除地 赤城山禪宗 竜光寺

一 畑 四反貳畝拾五歩

一 同御除地 赤城山天台宗多福寺

一 田 五畝三歩

一 畑 四反拾參歩 同 寺

一 同御除地 真言宗 正宝院

一 畑 三反老畝廿貳歩

一 右四ニ寺御除地之儀者正徳三巳ノ年

一 御檢地の節御水帳の外書相取申候

一 御奉行 須田常右衛門様 (以下四人前出に同じ)

一 右御奉行様御除被下候

一 (鉄砲、狐籠、酒屋、……無御座候。)

一 百姓家数屋屋舖百貳拾軒 御座候

一 当所百姓屋所三ニ所

一 内拾貳軒 南ニ罷在候

一 同拾軒 村南ニ罷在候

一 同百八軒 本村罷有候

一 家並之儀者北南長三百六拾間

東西幅百貳拾間

田畑東 北  
南 所持仕候

本百姓 百拾五軒 御座候

水呑百姓 貳軒 御座候

人数 同五百七拾貳人

内男三百拾四人

同女貳百五拾八人

牛 無御座候

馬數廿叁匹 御座候

馬医 無御座候

馬喰 無御座候

当村居住牢人 関野又藏

右者父友元ト中医者御座候、御先代御扶持人医者高雄友

忍と申弟子ニ罷成当六拾年以前元禄貳年先雅楽頭江御目

見江仕、浪人ニ被仰付帯刀御免ニ而友惣跡目友信請合、

享保元年跡目牢人関野又藏改り友広請合ニ而延享元丑年

塚原庄藏請合御座候 寛延三己年

同村居住牢人 松村弥市太夫

右者父松村藤九良ト申、松平八十之丞様之小性奉公相勤

罷有候処、当三拾九年卯当村御暇被下置当村ニ引越、其

節從古主送り証文御地頭様江差上候処ニ雅楽御目見江之

上、浪人ニ被仰付、帯刀御免候而村会ニ被差置、松村弥

市太夫と改め事享保拾五年戌年跡村請合申

医者 無御座候

大工 無座候

右者百姓ニて御国役相勤申候

鍛、老人 御座候

右同断

屋根ふき 無御座候

船師屋根ふき。船師。木挽。桶屋。瓦師。根取。作間高

人。石切。左官……無御座候

紺屋、老軒 御座候

瓶役之儀者老ッを永武拾四文差上申候

山伏、老人 御座候

錠打 無御座候

無縁之者 無御座候

猿まわし糸ひすおろし無御座候

名主印

組頭印

右者此度郷村御改被遊候依之委細書上候処少茂相違無御

座候、此外小物成等者不及申上、何ニ而茂所之様子申上

義無御座候、若し隠置候得者拙者共越度可被仰付為後日

仍如件

寛延二己年二月

月 田村

勢多郡月田村書上帳(月田 松村龜頭氏所藏)

上野國勢多郡大胡東領月田村

高千三百七石老斗老升 江戸式拾五里程此反別百拾老町

三反五畝五步

武反五畝老步 子少砂入  
永川原引

老町五反七畝十四步

堤水袋ニ引

老反老畝拾步 西少畑ニ成

老畝武步 子少畑ニ成

残而四拾九町三反四畝廿三歩

残而四拾九町四反三畝廿前歩

附箋 内下々田砂入之内

四畝拾五歩 申ニ起掃り代下げ去亥迄

反ニ三斗八升代 丑ニ起掃り代下げ去亥迄

四畝拾五歩 辰ニ武斗八升代

畑方六拾町四畝廿五歩

六畝廿四歩 丸山堤ニ引

内 五反七畝武歩 子少砂入ニ引

六畝武歩 御藏屋敷引

残而五拾九町三反四畝廿七歩

但御検見ニ御座候

外寅少戌迄 新田

高式拾石六斗三升

三 江戸時代

此反別畑七町三反武畝拾老歩

内四畝拾六歩 子少川欠永川原引

残而七町二反七畝廿五歩

土地ニ野土砂土ニ御座候

見取場 無御座候

水帳三冊

正徳六年申三月 福島孫左衛門様

右水帳無御座候 奥村与右衛門様

鈴木 寛之丞様

熊沢彦右衛門様

御 検 地

当所年ニ依而早損場拾町程水損場拾町程御座候

村絵図指上申候

当村東西九町半南北拾七町程

当所近郷之市場 大胡市江老里半

大問々市江式里 前橋江四里

藪、老町武反三畝四歩、御年貢出不申候

薪取場 赤城山ニ而入会场ニ而取不申候

附箋(人会ニ而取申候御年貢出不申候)

馬草場同所ニ而取申候御年貢出不申候

郷御藏御座候

組長六間横三間 屋敷六畝武歩

一一一

藏番代リニ相勤申候、高之内御年貢除ニ御座候  
用水溜井御座候

一 溜井 五ヶ所

磯木沼 東西七間東北拾五間

障子原沼 東西拾四間南北三拾間

三分ヶ沼 東西拾八間南北三十二間

ぬかり溜 東西四拾軒南北六拾間

是ハ当村斗ノ用水ニ御座候

但水代として米永出不申候

丸山溜 東西四拾八間南北七拾五間

是ハ当御領分之内 中村、善村、田面村、当村、右

四ヶ村之用水ニ御座候

水代として米永出不申候

一 雇貳拾老ヶ所

年々人足三百六拾人程伝馬貳百疋程ツツ入申候、竹木枝

木など従、御地頭様を被下置候、当村斗之用水ニ御座候

三拾町程之田ニ用申候

用水当御領分之内室沢村を取申候、老里程之所を取申候

水代として何も出不申候

附箋（赤城山を入室沢村を取束束候、一里程之場所を取

申候水代として）

一 溜井立種四ヶ所以四ヶ所外ニ飛種三ヶ所

但シ立種長四間程 以拾貳間程

一 飛種老ヶ所三間半程

一 同式ヶ所 貳間

一 是ハ従 御公儀 様を被下置候

一 堤川除此入用諸色従 御公儀 様を被下置候

一 川老ヶ所

一 当村西方此川幅三拾間程 粕川と申候

一 常水水少々宛流 度々満出申候舟往来無御座候

一 百姓四隻、御座候

一 割付之外小物成、糠糞置御座候

一 御年貢之外村役等、拾石ニ付永六百文程宛村掛り御座候

一 橋三ヶ所、内四間老ヶ所、貳間半式ヶ所是ハ御地頭様御

一 入用ニ而掛り来り申候

一 桑、御座候、御年貢出入申候

一 かいこ御座候、大体当村中ニ而絹糸ニ而老ヶ年ニ金五拾

一 兩程つつ近辺之市場大胡町大間々町ニ而売買仕候、尤先

一 規を網錢烟年貢永々次□ニ不仕候

一 田方種大体老反歩程八升程入申候、仕付之儀ははんげを

一 五拾日程以前ニ苗代仕はんげ前後ニ植付申候

一 畑方種大体老反ニ大麦老斗程入申候

一 年季質物田畑五六年季

一 上田老反歩ニ付 金貳兩種

一 中田 金老兩式分程

下田 〃 老兩程  
下々田 〃 老分程

場ニ依直段無御座候

上畑 〃 老兩式分程

中畑 〃 老兩程

下畑 〃 式分程

下々畑 〃 老分程

田畑小作入上之事

上田老反歩ニ付、入上永三百文程

中田 〃 式百文

下田 〃 百五十文

下々田 〃 百文

上畑 〃 式百文

中畑 〃 百五十文

下畑 〃 百文

下々畑 〃 四拾八文

御検見被成出来候

御検見銘々懸引石被付候

種貸米貳拾貳石七斗六升御座候

附箋(無御座候)

種毛、わせほっこく、おくほっこく、漏にくろ、やろく

もち稻

畑毛、いも、大豆、小豆、な、阿王、大根、ひえ、大麦

小麦

御城米、運賃不被下候

駄賃、不被下候

田作、はんげ前後二十五程之内ニ仕付申候

畑作ハ夏毛ハ四月中旬、麦ハ秋之ひがん過ハ仕付申候

畑ニ相応之物はわせ、大豆、小豆、阿王、ひえ、いも、

大根、相応御座候

畑こやしニハ馬草、こぬか仕候

田之こやしニハ麦わら、かろしき、ほしか相応ニ御座候

男かせぎ耕作之外、たき木馬草取申候

女かせぎ糸木綿布仕候

名主、老人、組頭、五人

名主給分御公儀(附箋老反六畝老歩)米老儀七升、村方

ハ六儀、諸役三町歩引来り申候

組頭給分村方ハ米老儀、諸役老町四反歩引来申候

定使為給分村中ハ老ケ年ニ米四俵三石出申候

名主御用ニ而江戸へ籠越候儀無御座候

組頭、小百姓同断

樹木類、柿木少々御座候、但売買不仕候

御朱印無御座候

除地

一 境内式反八畝歩、天台宗東寿寺

一 明神社地三反歩 山伏 光善寺 別当

一 社地堂地老反六畝六歩十三ヶ所

是ハ水帳外ニ御座候三十四年以前

一 寺社ハ神人無御座候、福島孫左衛門様

御朱印地 (以下三人前に同じ)

御検地御座候

一 寺自分修復、明神宮ハ村中修復仕候

一 鉄砲老擬御座候(附箋三擬御座候)

一 同 鼠師三人御座候

一 百姓家数居屋敷村方角書出之事

一 百姓家数百八拾四軒

老ヶ所家数六拾軒 村之東

老ヶ所家数四拾軒 村之西

四ヶ所之 内老ヶ所家数四拾四軒 村之南

老ヶ所家数貳拾八間村之北

最寄田畑所持仕候

一 当所百姓屋敷家数百七拾貳軒唐所東

宿並無御座候

一 本組百七拾九人、尻付五人

(附箋人数七百七拾七人内 男 三百七拾八人 女 三百三拾九人)

一 馬七拾三疋(附箋七拾貳匹)

一 医者 老人御座候

一 紺屋 老人御座候(附箋無御座候)

一 販老ツニ付永廿四文納申候

一 山伏三人 内貳人 本山

老人 当山

(無御座の頃)

見取場、分郷、越石、他村ヨ当村江出作、他村江当村ヨ

出作、当字市場、隣御料私領、御林、萱野、芝野、百姓

林、陣屋敷、牢屋敷、習地、魚鳥運上、紙漉、精添茶、

鷹場、伝馬宿、助馬、山川献上、船、渡船、庵室、酒屋

水呑、牛、馬医、牢人並医者、鍛冶、木挽、絵師、瓦師

袖取、作問商人、石切、左官、右之外諸職人、鉦打、無

縁者、猿まわし、あびすおろし

右者此度郷村御改被遊候依而之委細書上之通少茂相違無

御座候此外物成等不及申何ニ而茂所之様子申上儀無御

座候若隠置候ハ六拙者共越度可被、仰付候為後日仍如件

月田村 組頭五名 連印

寛延二巳年 名主一名 印

二月廿四日

中 村

(中村路細帳)(角田頼彦家所藏)

一 高五六二石九斗一合

一 此反別 三二町六反二畝二五歩

一 内田方 一九町八反一七歩

畑 一二町八反二畝八歩

田之こやし、むきわら、ほしか、かりしき、赤城野場ニ  
て取来候

畑之こやし、こぬか、ほしか、馬草

右場所ニて刈取候

当所近郷市場、大胡へ老里半

大間々へ老里半

御林無御座候

芝野無御座候

新取場 赤城山ニ面入会ニ取来申候

馬草場 右同断

百姓林無御座候

用水溜三ヶ所

内 式ヶ所 村用水暨廿四間程横四間程

老ヶ所 膳村用水、水代無御座候

堅三拾間横拾五間

沼池無御座候

赤城山出水流室沢村月田村引来申候

何ニ面茂水代出不申候

以通無御座候

堤御普請三ヶ所

右ハ竹木被下置百姓普請ニ仕候

三 江戸時代

川五ヶ所

諸色被下置百姓普請ニ仕候

かいこ之儀、当村中ニて老ヶ年ニ金拾八九兩程

大胡大間々ニ面承まゆニて売買仕候先規ニ御年貢之次合

ニハ不仕候

人数合二五七人(男 一三八人 女 一一九人)

牛馬 拾六疋

大工、二人、本百姓ニて御国役相勤申候

屋亦働き一人 本百姓ニて御座候

山伏一人 行人錠打無御座候

書上之通り少も相違無御座候此外少物成等ハ不及申向ニ

ても所之様子申上儀無御座候若隠置候ハハ拙者共越度被

仰付候為後日仍如件

寛延二巳年二月

右直之通明和五戊子年二月初橋へ御書上申候

○松平大和守様

御朱目 東領 田面村

(月田 松村竜頭家所藏)

条々

公儀御法度之趣堅可相守事。

切支丹宗門之事至而嚴重ニ御制法也。彼門從者不及言、

常々致吟味權方不審成旗有之ハ、早速可申出。若隠置脇

よりあらわるるにおいては可為越度事。

新規之寺社造立之事御停止たり、有来寺院住持代替之節ハ奉行所江相達、可愛差因事附、符有之者寺社方江欠込申共、四置中間候。若隠置候者科鞭といふとも、可被処重罪、尤訴訟々間敷儀不可申出惣而諸事取持無用之事。

諸事結徒党、致荷但儀堅制禁あたり、若相背ハ道理たりといふとも相立間鋪事。

神事祭礼之儀、奉行所へ相達輕可執行。社堂修造之儀同前之事。

火事ハ雖不意之儀油断より出来ず。然上ハ其品により沙汰可有之条、寺内並門前之者迄堅可申付事。

博奕御停止たり尤宿いたす輩は別而可為重。科其外悪党不仕様に堅寺内門前之者江可申付事。

附、門前ニ自然遊女等隠置候儀禁之事。

行前不知もの、寺内門前に一夜之宿をも不可借自然不審成者、来候者早々奉行所江可致注進。勿論手負たる者隠置間敷事。

一人召抱候儀、其者之在別並宗旨を聞届、請人を極召仕へし請人無之下一人召置間鋪事。

附、門前之者請人無之質物ニ不可取立、別而下直成物

ハ送金儀、其所之名主江相断可取之、具又田畑質物之儀名主加判於無之ハ証文ニ立間鋪事。

一人他類召置候奉公人並僧俗令逗留候者、奉行所江可申出。事

一人寺内門前に借屋之者、於差置者其者之在所宗旨致請人を取、奉行江相達可任差因雖然渡世之縁営もなし、徒に日を殊に及夜人を集る於有之者逐吟味、悪党之諸行有之者、早く奉行所江相達、若令油断協よりあらわるるにおひてハ越度可為事。

一人寺内門前ニ浪人差置へからず。雖然無縁仔細於有之者、奉行所へ相達可愛差因。且又先代々住来浪人ハ各別たる之間、出所宗旨承届、愷成者におひては奉行所へ相断可差置事。

附、寺院境内竹木叢ニ不可伐採之然共子細於有之ハ奉行所へ相断可任差因事。

右之趣可相守之旨可被申渡者也

寛延二己巳年 早川主膳 判

根村伊織 判

好田主水

堀田主給

早川茂右衛門判

小河原盛物 判

多賀谷治郎右衛門殿

安井 与五右衛門殿

右被 仰出候御条目之趣、急度可被相守者也

寛延三庚午年二月

安井与五右衛門

多賀谷治郎右衛門

(東嶺田面村とあるが、月山、松村竜頭氏所蔵のものである)

御山方

御条目 宗右衛門

一 御郡中村々之者共幼少たりと言とも、雲ニ御林江不可入、自今急度辻守候様ニ名主祖頭林守常々無油断可申付事。

一 御風呂林者不及言、御林御敷常々大切可相守候。年々於御林御用木伐取候者多キ事ニ候間、向後苗木等随分仕立候様、名主祖頭林守心掛ケ可申候。万一老木たりとも致盗伐候者有之候者、吟味之上曲事可申付候事。

一 御林江諸木植継之儀先規之通植継可申候、成木いたし候ハハ出精次第により、御褒美可被下置候事。

一 附 御風呂林並御林下草代錢上納之節者、下草勝手次第為可取可申候。但松苗木枯候節ハ山横目之者共差出為可申候。

旭而左様相心得可申候。

一 御敷之儀当地弘敷之事ニ候間、別面大切ニ可相守候。兼致出候者名主祖頭林守相改相違無之様ニいたし可差置候。尤山横目之者共差出吟味申付候事。

一 御林下草代金並諸連上金如先規可致上納候、万一於及遲滞者、其等不及言名主祖頭迄急度越度可申付候事。

一 飛松道松前々通御薪ニ取入候間、株等刈取候節、飛松之障りに不相成様ニ可致候、且又御用木伐取□末木枝等御薪ニ取入候間、願置御薪無油断可心付候事。

一 井堰橋本等入用之竹木之儀者、普請方見分之上可申付候事。

一 槻杉檜栗随分仕立可申候。出精次第褒美可被下置候事。

一 御林者不及言百姓林たりとも、他之村江打越し、笹木たりとも費に伐取候者於有之者、たとへ後日相知候といふとも吟味之上曲事可申付候事。

一 槻檜杉朴桐栗柘梅堅、右木替り諸木之儀ハ先達而部代役所為申聞候通、村之居久根並年貢林に有之伐取候ハハ、役所江相臨差図之上伐取可申候。右名替り之木御用之節ハ御買取被成候事も可有之候。尤其節ハ相応之代錢可被下置候事。

一 信州石切共領御分村々江罷越候者、早速役所江申出、運上札請取候上ニ而相様可申候。右運上錢之儀者前々之通可致上納候事。

附、札無之石切者村々ニ一切差置申聞敷候

一 右之条々堅相守可申候。若違背之輩於有之者曲事可申付者也。

寛延三庚午年二月

右之通今度被 仰出候堅可相守者也

午三月

小倉左一兵衛

名主右之通被渡候

村々名主

御印形

宗右衛門 写

東領

## (二) 牧野氏の時代

大胡藩主として天正十八年八月に大胡城へ入城した牧野氏は徳川家康の譜代の臣として康成、忠成の二代居城している。この頃の粕川村は、全域が大胡領であったと推定出来る。

慶長十五年（一六一〇）三夜沢赤城神社西宮上葺の棟札に御本領牧野駿河守忠成とあるが、その次に稲垣・武・深津・山本の四人の名がある。この深津三郎兵衛が、村に関係あるかどうか。赤城神社東宮は翌十六年瓦葺となったがその寄進は牧野駿河守康成となっているが、それより数年さかのぼる慶長十一年（一六〇六）の両宮槍皮葺の寄進が牧野駿河守忠成とある。（赤城神社年代記）

牧野忠成書状（赤城神社文書）

赤城山三夜沢宮中之儀

如先規、不入不可有相違候。

殊武運長久、子孫為繁栄

五拾貫文之神領付置候上者

毎日於神前祈念不可有油断者也  
仍如件

慶長十八年 癸丑

牧野駿河守

二月廿四日

忠成（花押）

奈良原出雲守殿

牧野氏は大胡入城以来、既に十年余を経ているのに、あらためて此の神領安堵の書状を出したのは、領主の代替りの故であらうか。

## ○柏川組

女淵村の中、柏川組について 元和年間（一六一五～二三）三河から移った鈴木大守義信が、従属加藤六郎、佐藤図書等と、女淵村の柏川西丘を開墾し、そこに定住して以来、柏川の氾濫の害を受け易かった荒蕪の地に一部落を形成するに至ったと伝えている。それ以来、鈴木氏を中心に繁栄をつづけて徳川末期にも、女淵村の柏川組と称しながらも、本村と別に村方三役を置き、継ぎ送りの公文書も女淵とは別に「柏川組」として順達の村名に挙げられていた。

明治に入ってこの一族の「鈴木二郎」は女淵連合の戸長から、明治二十二年町村制実施による十四ヶ村連合の「柏川村」成立に際して初代村長となった。柏川組には鈴木氏と共に旧字とされている小保方氏の他に、三河より移ったという加藤氏も現在し、佐藤氏も近年まで所在していた。

## ○牧野氏転封

元和二年（一六一六）牧野駿河守忠成は越後国頸城郡長嶺に移され、五万石に加封され大胡は廢城となった。忠成は元和四年には更に一万石が封されて計六万石となり、同年越後長岡に移って長嶺は廢藩となった。忠成の増封は大坂陣戦後の論功行賞によるものであろう。ここで従来大胡領であった柏川諸村は前橋藩酒井氏領となる。いわゆる「大胡東領」である。時に酒井氏は重忠の次代忠世の代であった。忠世は那波より伊勢崎に入って五万二千石を領していたが、前橋藩を継いで、旧領と合せて一躍八万五千石となった上に同年中更に一万石を加封された。酒井家は徳川譜代の重鎮として後には十七万二千石にまで達するのである。

## ○女淵分村と石高

寛永元年（一六二四）女淵村から新屋村込皆戸村を分けた。

「上野彦部村記」(今井善一郎校訂)これは「酒井河内守鑑入」というので江戸初期のもの

室 沢 三三五・〇〇〇

月 田 九四〇・一〇〇

中 膳 三九四・二〇〇

田 面 五六一・九〇〇

前 皆 戸 五三二・〇〇〇

一 口 市 八二・九〇〇

女 淵 六一・三〇〇

深 津 一四六六・四〇〇

合 計 七三一・〇七〇

五二〇五石八斗七升

このように特別に石高の多い女淵を現大字女淵の区域と新屋、込皆戸に分村したわけである。

各村の石高は、検地の強化や、新田の開墾等で逐次に増石される。次に「元禄郷帳」(元禄十五年)の石高表を記す。

室 沢 三三五・五〇〇

月 田 九四〇・一〇〇

中 膳 三九四・二〇〇

五六一・九〇〇

東田面	四三九・三〇〇
西田面	九二・七〇〇
前皆戸	八二・九〇〇
一日市	六二・三〇〇
込皆戸	二七二・九六〇
新屋	二六〇・〇〇〇
女洲	九三三・四四〇
深津	七三一・〇七一
合計	五一〇六石三斗七升一合

以上のように田面が東西になっても合計は変わらず、女洲分も分村した三者を加えると旧石高と一致するし、総石高五千百石余も殆んど變つていない。(柏川村全部で、石高は徳川中期までは約五千一百石、幕末までに、それが約六千四百石となったことになる)

○戸井組由来書

この頃の村の情勢を具体的に伝えるもの少ない中で、次の文書は、小地域のものであるが、注目してよい記録である。

先祖より

戸井組由来書

勢多郡月田村戸井

田村与重衛門

寛永三寅年仲春吉日

月田戸井組由緒書

そもそも上野因勢多郡月田村戸井組の儀は、大胡郷深津庄、慶長十五年庚戌正月十五日、時の城主大胡領牧野駿河守忠成公御領地、大胡東領月田村と唱え、高九百四十五石一斗、鎮守近戸大明神、宮沢赤城大神第二の分社也。

月田村の儀は、往古より、近戸組、戸井組、新導寺組、殿治屋組、曲田組、五組に分け、其頃、戸井組長百姓鎌塚源八、鎌塚久右衛門、石橋平左衛門、田村市右衛門、金井太兵衛、右五人にて、其前に赤城山原野切開き百姓始め、其後は□苗にも拘らず追々分家等も多数出来これ有り、戸井組の儀□□一御上様は勿論、役場用向、其外、婚姻葬式等迄、百事右五人にて万端子々孫々に至る迄、數代過去□共親族同様、疎遠に御座無く候様、付合仕るべく候、万一人之内卷人たり共、家断絶に及び候節は右四人より相談の上、償金を以て

これによって、鎌塚、石橋、田村、金井等各苗字や、現月田小学校校辺の小字名「富士の宮」のこと、戸井の「四歩稲荷」の由緒等を示している。

### ○ 膳春松丸とつる姫の伝説

元和十五年（一六三八）三月十五日、三慶院権大僧都誓賢法印没、これは、膳備中守宗次の子で、元龜三年備中守小侯城攻めで討死の後、泷川・横瀬に攻められて騎城陥落の際当時四歳の幼主春松丸が老臣に守られて前橋へ逃れたが、上杉謙信の庇護取り立ては得られなかつたらしく、植木村方面で、修験道に入り、落城より六十六年生き延びて、伊勢崎地方の伝説にも名を残して、推定七十歳の数奇な運命の生涯を終つたものである。伊勢崎市に「膳氏」が

相統致す可き約定取究め議定仕る可く候也。

但し戸井組四名草沢苗字其□□□

- 一 神明大神、社地 鎌塚 源八
- 一 神明大神、社地 老獻拾歩 鎌塚友右衛門
- 一 富士浅間大神、社地 武獻六歩 石橋平左衛門
- 一 稲荷大名神、社地 四歩 田村市右衛門
- 一 鎮守大神、社地 金井太兵衛

慶長十五年庚戌八月十五日

但し本書の儀、石橋平左衛門にて預り置申候也

前書之通り相改め相違御座候に付依て奥書仕候、以上

勢多郡月田村

名主 松村惣左衛門（花押）

（明治三十六年四月三十日に登山信三郎氏が書写）

今日に残る所以である。

慶安三年（一六五〇）四月、込皆戸村で、「つる姫」が没した。大胡城主となった牧野駿河守康成の娘で、業病の身を城に入れることを憚って、込皆戸村へ置かれることになった。侍女老臣の介抱を受けながらも、人目を避けるような「つる姫御殿」での療養生活は、二十五年の長きに及んだわけで、住居跡地、墓碑・能三番叟かしら等文化財方面の事や、附人とされた老臣の子孫と言われる家もあり、更に、殿様と悲運の姫君が、お忍びで対面された処と伝えられた「かったい並木」の跡など、村人が永く語り伝えてきた物語である。

### （三）前橋風土記より

貞享元年の編集になる『前橋風土記』は前橋藩主酒井忠挙の命により藩儒古市剛が当って完成した。この書は江戸時代中期のすぐれた地理書で前橋藩領の当時を知る基本的著作である。

現柏川村地域は八室沢村・月田村・中村・膳村・前皆戸村・田面村・女瀬村・一日市村・深津村の九ヶの村名があげられているが、その他の柏川村に関する記事は少い。

「小沼」については、赤城山大沼の東南にあり、一つの小山を隔つ。南北六町、東山四町余。と記すだけで「柏川」の事は記していない。

わづかに「堡」の部に「深津堡」として勢多郡深津村にあり、と記してある。

古蹟の部に

女瀬壘、勢多郡女瀬村の東北隅に在り。沼田平八なる者有り、是に城く。

膳壘、勢多郡膳村の東北隅に在り。相伝う木戸玄斎なる者之に居ると。

木戸氏については

山上墾の所に、勢多郡山上村に在り。昔山上入道宗久なる者の居所なり。後、木戸大炊頭なる者は是に城く。とある。

#### (四) 赤城山の山境論

元禄三年(一六九〇)に三夜沢の赤城神社と南面の百三十六ヶ村が対立して山境論があった。これは、元禄七年(一六九四)にまたがるものであった。この争いについて、赤城神社年代記は左記の通り簡単に書きとめている。

元禄三庚午年

当山、苗ヶ島村柏倉鼻ヶ石と野論公事始まる。山内惣代は

左京亮也

元禄七甲戌年

今年、山論公事終る

山境検使立つ五月也。杉山彦兵衛、堀内七郎右衛門

元禄六癸酉年

三夜沢村赤城神社々人よりの訴訟に端を發した此の問題の論点は――

(1) 万治二年より赤城神社々領の中丸峯など三ヶ所に鼻毛石村の百姓が秣場として利用したこと。

(2) 湯之沢、湯泉明神を前々より支配し、湯の権利も社人持であるのを、元禄元年から苗ヶ島百姓が管理しはじめたこと。

(3) 元禄三年、鼻毛石の百姓が、神領風除松を伐採したこと。

右に対して三ヶ村は――

(1) 万治二年(一六五九)の秣場の論地は神領外である。

(2) 湯之沢は元々苗ヶ島村分であり、湯泉明神は存在していない。

(3) 元禄三年の神領地伐採の問題は、社人により新林を秣場に作り出したものである。と反駁している。

元禄五年五月八日に「從殿様被仰渡候御口書写三夜沢社人共ニ申渡覚」が下って、鼻毛石等三ヶ村の主張が認められた。

その年六月、社人はこれを不満として、直接幕府に訴訟状を提出し、村方は反駁をくりかえした。

この紛争中であつて、論地即ち赤城山荒山並にその麓の原を「先規に従い秣取来り候人会の秣場」にしている。

大胡領 四十九ヶ村

前橋領 六十九ヶ村

善養寺領 十八ヶ村

合計百三十六ヶ村は、

「秣場入会、先規の如く相違御座無く候様に仰付けられ下され候よう——」訴訟状を提出した。

元禄五年四月より五月にかけて、検使が派遣され、実地踏査を行ない、資料を整え、翌元禄六年十二月裁許が下つた。

上野國勢田郡三夜沢村赤城大明神社人と同郡

鼻毛石村柏倉村苗島村百姓野論裁之許条々

一 社人訴應社領境ハ權切沢鶴也兩所之橋蓋妨糞藉停止之制

札立道橋修理等從社家致之候

此内ニ田畑有之三拾八年以前地頭檢地之節被除之由申之

三ヶ村百姓申候ハ東ハ湯之沢切南ハとうとうめ起

道松留切西ハ中丸之峯より精選川北ハ森限之候兩所之橋

ハ柏倉村苗島村地内ニ而兩村掛之来旨

答之候分之上社人所訴之境証憑不相見制札之面右兩所ニ

可相立文書無之上ハ柏倉苗島兩村之橋無紛

相見候然則三ヶ村百姓申所之境尤ニ相聞糸繪國之面墨筋

引之各加印判境相極畢墨筋之外ハ

太胡領既橋領善養寺領都合百三拾六ヶ村不殘人會秣可刈

取之但人會場之社人開免之田畑無年貢之所ハ

向後可為地頭心次第事

一 墨筋之外五十間六十間之林ハ候分之上四五年以來之新林

ニ相見彙可荒之立木ハ社人可伐採之事

一 湯泉明神社人支配之由雖申之社頭茂無之粟師之石像武秣

有之剩鴻坪七軒苗島百姓令支配聞

社人不可綺之并荒山淺間下淺間祭礼社人動来双方不及異

論上ハ如先規社人可動之武本木之林ニ

腰掛松与名付神木老本有之社人支配之由雖申之候分之上

此松地頭林之候ニ有之其上柏倉村

百姓兵左衛門致支配同村東昌寺祭礼動来間社人申所不謂

事

右論所為候使池田利兵衛手代杉山彦助成瀬五左衛門手代堀内

七郎右衛門指遣之逐候分如此令裁許畢

自今以後守此旨不可違犯者也

元禄六年癸酉十二月廿二日

稲伊賀 印

松美濃 印

川摂津 印

熊出雲 印

本紀伊 印

戸能登 印

松老岐 印

裁許の内容は三ヶ村の百姓が申しところの境がもつとも相聞えるので、絵図の面に筋を引いて印判を押した。墨筋の外は大胡領、既橋領、善養寺領の都合百三十六ヶ村の入会地で秣を刈取る地域である。と決定し、入会権は確認されたのである。

署名をしているのは左の六人で、絵図面の大きさは縦七尺、横五尺七分である。

稲伊賀 勘定奉行 稲生 正照

松美濃 〃 松平 重良

川拱津 町奉行 川口宗恒

能出雲 〃 能勢頼相

本紀伊 寺社奉行 本多正永

戸能登 〃 戸田忠真

松巻岐 〃 松浦 任

この殿許状と絵図面は百三十六ヶ村の重要視すべきもので、「図面送り」と称して一年交替に各村々で保管するこ  
とが行なわれ、入会権が子々孫々まで確實に続けられることを計り、一は鼻ヶ石村三ヶ村、一は入会様を持つ各村々  
の代表によって行なわれた。

一 札之事

一 三夜沢村出入、御領分理運に罷成、株下百三十六ヶ村之  
内、進判十五人之方江御絵図老枚致頂載候ニ付、仲間ニ  
テ圖取ニ致願々圖取趣別紙ニ書付、御絵図箱ニ入置候通  
り老ヶ年替り、ニ毎年二月廿二日ニ次番江先番ニ致持參  
相渡し申可候、其節次番之者江後番之者共ニ都合三人宛  
ニ立合相改請取渡可致候、請取之者先番請取手形相渡可  
申、擬仲間相果候共、其子々孫々迄無相違、右願之通請  
取渡可致候

但御絵図箱三人宛ニ而封印致置可申為後日仍如件

十五 女瀬村 理左衛門

五 山上村 作左衛門

元禄六年 十二月 十四 一ノ圖村 平右衛門

十二月 十二 大胡村 喜左衛門

六 江木村 与市右衛門

四 東善養寺村 十兵衛

三 岡家村 権兵衛

武 野中村 喜左衛門

十一 東片貝村 善左衛門

十三 五代村 作之丞

十 峯村 久右衛門

九 上小出 三郎右衛門

七 田口村 五郎兵衛

八 後関村 弥左衛門

老 前代田村 又八郎

右之歴互ニ違乱中間敷者也

右之通順々ニ相廻シ可申候、其内奉公人ニ罷出御百姓不

元禄六年西十二月廿二日

相勤者有之ニ於而者、相残人数ニ而請取渡可致候

(月田、松村龜顯氏所蔵文書)

秣場と新田開発と用水

元禄六年に入会権が確認された赤城山中腹の入会地は三夜沢村を中心にして、東は現在の勢多郡新里村と同郡黒保根村および山田郡大間々町の境界線までで既橋領と大胡領の村々、西は既橋領と善養寺領の村々の入会と決められていた。この地域決定が多くくの文書に書かれている『先規の如く』とか『前々の通り』とかの入会の定めであった。元禄九年の二月に赤城山小沼より南流する粕川を田用水とする村々十一ヶ村より訴訟状が提出されている。

赤城山中腹の三本木の原に苗ヶ島村より新田を開いた。これは粕川ぞいの地であり、入会地のなかであるから用水や秣の障害になるので下村の惣百姓が難儀をするという訴えである。

乍恐以書付御訴訟申上候御事

一 赤城山三本木の原ニ苗ヶ島村より新田開発

三月十五日切ニ水口津きとめ度水入させ不申候手形室沢村ニ取置申候其後室沢村より

仕ニ付用水秣之押ニ罷成申候村之惣百姓(ママ)共

各水を入志らに取可申と申候得共新編

難儀ニ奉存候事

ほらせ不申候事

一 粕川通早損ニ付小沼ニ樋ヲ立井ノ口ニ堤被

一 粕川流之末別而早損場ニ御座候ニ付女瀧村

仰付難有奉存候右之水引下シ申候而茂爾今

深津村新屋村込皆戸村之儀ハ丑ノ刻より

水不足ニ而早損仕候故ニ村々ニ而田之御年

午ノ刻迄番水引米申候水不足ニ御座候ニ付

貢御上納仕畑ニ仕候場所茂御座候先年苗ヶ島村

かの先規之例茂御座候御事

口なし沢之堤を津き粕川水入申候節茂

一 秣之儀者昔より人多ク罷成田畑之除慶斗

ハ無御座候ニ付株を以作法□除斗を守るニ  
仕候故赤城山ニ茂林不足ニ御座候事

一 沢沼と山焼之儀勿論諸々ハ口論なし仕候

ヘ共只今境立申候場所迄罷刈未申候

三夜沢境目之儀境塚相極り不申候以前ハ

神領に茂入会林刈米申候今度開免

之場ハ村之もより殊ニ大切之所ニ而御座候

ニ付御年貢御上納仕候而茂原間ニ而指戴

申上度奉願候事

右之通用水株之押ニ罷成候ニ付原間ニ而

指置申様ニ被仰付被下置候ハ、難有

奉存候以上

元禄九年子ノ二月十二日

野村	名主	十左衛門
磯村	名主	四郎兵衛
深津村	名主	六右衛門
女淵村	名主	利右衛門
新屋村	名主	七郎衛門
込管戸村	名主	源左衛門

中村	名主	伝兵衛
田面村	名主	五左衛門
善村	名主	与右衛門
小林村	名主	羊兵衛
武井村	名主	九右衛門

如斯以書付去年中三浦善十郎様御訴訟申上候  
得共開免仕候様ニとも相止候様ニとも干今被  
仰付茂無御座処ニ又当春茂所々ニ開免仕候  
苗ヶ嶋村一ヶ村之勝手ニ面村々難儀ニ罷出候  
段々奉願候願之通株場ニ而指置申候得と被  
仰付被下置候ハ、難有奉存候以上

元禄十年丑ノ三月五日

野村	名主	十左衛門
磯村	名主	四郎兵衛
深津村	(以下前記と同様)	

中島文左衛門様

(勢多郡粕川村大字月田  
松村重顯氏所藏文書)

この訴訟は元禄九年に提出され、更に翌十年にも重ねて提出されているのである。この頃は新田開発の盛んな時期で、幕府も諸藩も奨励し、赤城山南面でも極めて多く進捗していた。これがたまたま粕川という用水路ぞいに起ったので問題になったのである。

粕川は赤城山頂の小沼に免し南流するが、火山麓地帯に一般にぜい弱な岩層によって形成されているので、浸透性が大きく、水量が少なくなってしまう。用水の確保のためには山頂の小沼の流出口に樋を立てて貯水量を増し、井の口（粕川村の現在の湯の口）に堤を作った。これは許可を得て実施したのであるが、まだ水不足であり、苗ヶ島村の新田のために作った口なし沢の堤を廃止し、元禄九年三月十五日限りで分水を止め、その他の新堀も作らないことにした。粕川用水は水不足であることは粕川右岸の女淵、深津、新屋、込皆戸の四ヶ村が番水していることでもわかる通りであり、また林は昔から比べると村々で人数も多くなり、利用も増加してきたので当然不足になってきたその他、幾分でも用水や秣を涵養するであろうことについては討議を重ねてきた。たとえば沢や沼や山焼について検討した。しかし不足を補うことはできないし、以前は三夜沢村神領にまで入会っていたのであるが元禄六年十二月の裁許から三夜沢村内は禁止になっている。

以上のことから三本木原は原のままにして置いていただき度いと願っているのである。

この訴訟の結果の資料は見当らないが、いまだ新田開発に意を注ぐことに急であったと考えられるので何らの結論もみないでしまったのであろう。しかし、この林場と新田開発と用水とは相互に関係深く、それぞれの利用を伸ばしながらそれぞれを制約してゆくのである。この元禄年間では結論をみないが、次の時点でまた問題になるのである。

### 御園立木の地決定のこと

明和四年に粕川用水と入会地との関連について問題が起きた。赤城山入会は次第に入会用益を逸脱して薪を刈り、また粕川上流の滝沢や大猿や梨木沢においては炭を焼き現金収入を計るなどのことから御園上炭を出すまでになつて

きたのである。

差上ヶ申一札之事

一 赤城山之内滝沢大猿梨子

木沢之辺孫兵衛炭ニ焼燵儀

之段御尋

此儀其前ハ如何様ニ御伐り之候候哉

程も相知レ不申候故御願も差上

不申候得共其節々已未段々近年ハ

湯水之場多ク御座候ニ付夫故と存

御願差上申候

一 十七年已来下村々入込薪木取

候もの道具なたよき難儀之段

御尋

此儀ハ先年々下村々入込薪取

候義御構も無御座取来候得共

此度御尋之中村百姓共道具

被取揚其節御願差上度奉存候

得共其節之村役人共当御役所ニ

請不申如何之御法茂御座候哉と

奉忠差扣罷有候先年雅乘

頭様御代ニハ一向構も無御座

取来り申候只今迄御頼之沢ハ西領之

村々々滝沢大猿梨子木沢之義ハ

西領江ハ障り無之旨奉願上候と伝へ

承り候へ者左候へ者東領之木上格別

御伐り之候候而ハ至極難儀仕候

此度御願たてまつり候

只今迄之通り谷々切払候ハ、

御用水之障り

右之儀ハ村々ニ而新ニ伐候分ニ原山

谷之入口等斗ニ御座候谷々馬留メテ

奥江ハ参り不申候殊ニ薪取之儀ハ

其日切ニ老日駄宛之義ニ御座候へ者

谷之奥へハ及不申候左様ニ御座候ハ、

自然と谷逢共奥山ハ不込ニ罷成

候ハ、御用水も只今々段々

潤も増宜敷可有御座候奉存候

ニ付右之通り御願差上申候

御用水之障り相成難儀ニ

有之候ハ、前書ニ有之候御尋

右之御尋之儀ハ其節ハ御用

水之障り相成候義迄も相知

不申候故御訴訟茂差上ヶ不申

候得共御伐り私之候候以後ハ

年々水不足ニ御座候人々申候ニ茂

山ニ草木無御座候へ者自然と

露の潤も無御座と申惣百姓

一統難炭仕候ニ付御願差上ケ

申候

明和四年三月

苗ヶ嶋村 馬場村 月田村

あらや村 女淵村 田面村

西野村 磯村 小林村

武井村 善村 中村

込皆戸村 〆十三ヶ村

大前田村 市ノ関村 深津

阿柏倉村 鼻ヶ石

西領十六ヶ村

百三拾六ヶ村

寄村

中村 田面村 月田村

勢多郡柏川村大字月田

松村重頼氏所蔵文書

——明和五年二月十七日

月田村銘細帳 巻末

明和四年三月に提出した文書であるが、これ以前に訴状が出され、質問されたことに対する返事である。

赤城山中の流沢、大猿、梨子木沢で室沢村の孫兵衛が炭焼きをしている。近年の湯水の原因もここにあるのではなからうか。十七年以前に中村(現柏川村)の者が薪木とりに行き道具のなたとよきを取り上げられた。道具の制限は西領に掟がないので東領でも掟を決めないのが当然であろう。この様に道具の制限がなく今までの様に谷を切払えば用水の障害になるので以下のように制限してもよいのではないか。その定めとして薪切りは原山谷の入口にある馬留めから奥へは入らない。またその日切に一駄とする。これで用水も潤いを増してよくなるであろう。山に草木なければ露の潤もなしという。前書の通り炭焼きを停止し、なお不足なら入山制限を作ろうというのである。

この結果を示す直接文書がみあたらないが、すでに酒井氏時代に薪を上納し炭を提供していたので簡単に片付く問題ではなく、翌明和五年二月の勢多郡月田村銘細帳の巻末にも記されているようにすぐには結論が出ていなかったの

三本木の原開発  
停止訴訟の村  
(元禄9・10年)



である。

年代がわからないが、

一、江戸廻米薪炭等船積之儀相勸申候事と

酒井家史料(日本林制史料前橋藩篇)にある。また元禄七年正月十一日の酒井家史料(同前)に

一、毎年御薪江戸江老駄宛相廻し候処、郷中御百姓共掛り多、至而致迷惑候由ニ候付当年ヨリ御免被遊候

とあり、この年に江戸への薪送りを止めている。炭焼きもこの元禄年間すでに相当実施されていたのであろう。

或いは御開地として一定地域の入山禁止区域の決定がなされた。時代は下るがわかり易いので慶応三年の議定書之事をみよう。

### 議定書之事

一 当因赤城山南表之儀者性古谷水洞行之

三 江戸時代

村方田方為用水大切成御開立木之地ニ而御座候処中興元禄度三夜沢社人

御朱印地林統与申外沢谷蜂横領ニ致候ニ付  
組村百三拾余ヶ村相談之上御公訴奉願上則  
御裁許御絵図面頂載仕現在野付三ヶ村ニ而  
年番ニ預リ申候事

一 其後勢多郡室沢村係兵衛南表山守累年

被仰付罷在候兎字梨木沢ニおいて御運上  
炭焼出し伐木いたし候ニ付自然出水不足ニ  
相成里村々難渋ニ及去明和度訴訟奉申上  
駕炭焼出し候義者御差留被成下夫々市ノ関村  
東野付拾ヶ村山守被仰付

御運上炭百俵者願村々江代水御上納被仰付

至今ニ相納南

(注) 右の二行本書になく日本林制史資料にて補う。

漢者如先之御圃地ニ相成居り候事

文化度湯之沢新伐取候ニ付炭役水上納之

村々より又々用水江障難渋之由ヲ以公訴ニ相成

御見分之上御裁許薪伐場境相定り外山

沢者先年之通御圃ニ相成候事

一 嘉永二酉年又々三夜沢注人

御朱印之内蜂統与申荒山木立亮弘候ニ

付前組村百三拾余ヶ村田談之上相断一免

而動出訴欲致与候駕前橋御役所より

伐木御差留ニ相成組付一同出訴之義者

相譲り右亮弘候場所者御圃地且入会  
株場与無紛相分り候事

一 勢多郡柏倉村重兵衛赤城山前廣横野ニ

おゐて去ル文久度小馬刺立度段

御公辺江願立候駕野付村々江故障有無

御尋ニ付申上候者昔より百三拾余之組村入会

株場ニ而右場所ニ而刺立候而者一同難渋至

極之趣御返答申上御裁断ニ茂可相成之気

訴答出府仕初免開始ノ候柏倉村地内字

堀久保限ニ土手成行馬なり補理候様ニ談行

属承知罷在候事

右之条々村々馬与相心得不志却様罷在之気

近頃忽相成御圃地江罷ニ出入伐木致候者

有之ニ付百三拾余ヶ村談許之上整議定いたし

以来伐取候もの有之者見付次第ニ差押

相断時宜ニより組村一統相談之上急度

相計其礎請入用之義者伐木人村方ヨ

無違差出可事

附り野火付候もの同様多る過ぎ事

右之件々相定候上者村々小前末々まで

心得違無之様論置可申候為後日議定

一札依而如件

慶応三年

三月

稲葉美濃守領分

上州勢多郡柏倉村

名主 赤右衛門

絵図面預り主 重郎兵衛

小笠原六五郎知行所

同州同郡 鼻毛石村

名主 治兵衛

絵図面預り主 源兵衛

(以下三十一カ村)

(宮城村絵図面送り文書)  
日本林制史資料・前橋藩

文書は最初に田方用水のための大切な御開立木の地にて御座候と規定している。そして明和年間の訴訟は炭焼きを差留められ、市ノ関村など十ヶ村が山守をし、運上炭百俵の代金を上納することにより御開地が決定になったとしている。また、文化十四年の『一札之事』によれば

赤城山南表開立木入一件ニ付 云々

とあり、既に開立木の地、御開地の決定から数年をへて、この事実の安定が感じられる。

文化九年八月の『赤城山立木被伐候出入一件下書』(深津区有文書)によれば、室沢村の孫兵衛が領主に願ひ出て、御運上炭百俵を納めることにより現在の新里村東部の梨子木沢で炭焼きを始めた。炭釜は数ヶ所作り谷々の立木を伐払って炭焼きをするので、山ははだかになり水不足になって来た。そこで訴訟をおこしたところ

孫兵衛炭焼出し候儀者御差留に罷成候

と炭焼きを停止したが運上炭については、

右願村々江代永ニ被 仰付一同引請御不益ニ不相成候様仕、去ル明和七寅年巳来御上納仕、谷々立木開置候様ニ相成難有仕合ニ奉存候

と出願の村々が代永(金錢)で上納することになり明和七年から上納している。この明和七年が御開立木の地の決定

された年と考えられるのである。その地域は字小俣から東西大穴入りまでの範囲である。即ち、明和七年に伐木禁止地区を設けて用水の涵養地とする画期的な決定になったのである。

東京大学教授島田錦蔵著『森林組合論』は用水入会ということを長野県小県郡の四阿山入会を例にして説明している。これは一定の山谷から流出する河川を用水源とする村々がその距離の関係から利用困難であるにもかかわらず入会権を持っている場合を云っている。その最長距離四里半を距てているので入会地での採収利益が到底可能でなかったことは想像に難くないというのである。この四阿山入会は採草採薪を制限するのではなく実際上入会うことが不可能であろうと考えたことから、用水源確保のために入会権を保持しているとみたのである。

赤城山入会の場合は同距離に匹敵する範囲の村々が実際に利用していたのであるが、粕川流域の用水源涵養林を定めて入山禁止区域を決定したのである。四阿山入会の例の如く曖昧なものでなく、地域決定をみた用水入会であり、非常な意義を認めなければならないのである。

#### (四) 赤城神社と村の神職

正徳二年（一七一二）に「九月十一日、膳村八幡宮神主箱田肥後継目」（赤城神社年代記）とある。同書に二之宮赤城神社神主の記録が散見すると並んで、この辺の神社・神職に対しても、赤城神社が一応の支配をしていた事を察することができよう。膳村八幡神社神職としての箱田家は、家伝では、遠祖は木曾義仲の遺臣、四天王の一人である根井行親で、寿永三年（元暦元年——一八四）木曾氏滅亡と共に当地へ来りしもの——とある。その姓が、木曾三社神社鎮座の地名である点も伝承の裏づけとなると言えるが、同家系図は、それより四百数十年を経た承応年間の神主を第一代として記録している。その第一代の字は伝わらないで、第二代の箱田丹波忠久が寛文七年（一六六七）か

ら、元禄二年（一六八九）まで、第三代が、年代記に出ている箱田肥後忠政で、元禄三年から、宝水・正徳を経て、享保十年（一七二五）までの凡そ三十六年間八幡宮神職であったが、職を継いで二十年余を経て、「継目」とあるのを見ると、郷村の神主が「継目御判」をいただく事は容易でなかったものと思われる。

### （六）正徳の検地

寛延二年（一七四九）作製の、月田村書上帳の中に左記の記事がある。

「水帳三冊 正徳六年申三月

福島孫左衛門様

奥村与右衛門様

鈴木 寛之丞様

熊沢彦右衛門様

御検地

右水帳無御座候」

「一寺社は神人無御座候

御朱印地

福島孫左衛門様

奥村与一左衛門様

鈴木 寛之丞様

熊沢彦右衛門様

御検地御座候」

同一記録の中で、氏名の細部不一致はあるが、検地役人四名で正徳年間の検地が行なわれ、それが長く基本となった事を物語っている。同じ寛延二年の女淵文書にも、

「新御水帳 四冊

正徳三巳年三月御検地

御奉行 須田常右衛門様

井田 弥太夫様

後閑弥市左衛門様

亀井才右衛門様

下田武右衛門様

太田彦兵衛門様

とあり、同書中の四ヶ寺の除地を記した所にも、右六人の奉行の名を挙げています。

以上を見て、正徳の検地は、同一年に一斉に行なわれたものでなく、月田は六年、女淵は三年―各村によって幾分の先後はあったが大規模な行事で、藩より派遣の検地奉行も、多勢を要したらしく、月田と女淵は三年のちがいが有るが、奉行は全く別の氏名が並んでいる。

(七) 五人組のこと

関東一帯に五人組制度が施行されたのは、寛永十五年頃であり、五人組帳や五人組帳前書の形式が大体完成するのは、享保年間と言われている。

寛永四年(一七〇七)女淵の松村浪吉家文書より。

五人組御終任元  
 一人組比仍付小寺右内務  
 有之山一遠高弟任内  
 一御行者宿借しつる中一

石上権三右内務  
 大寺三右内務  
 寛永四年八月  
 女淵  
 松村浪吉

(女淵 松村浪吉家蔵)

五人組御改ニ付一札之事

五人組被仰付候上者、村当郷ニ徒者有之候ハ、遠慮不仕御内々ニ而可申上候事

一 修行者ニ宿借シ申間敷事、第一願札

一 山伏勇主軀ひらき行人等也

附諸勸進一切申間敷事

一 召使之者出所不知者并請人無之者控置申間敷事

一 屋敷之内地子借申者并店借之者有之候ハ、成程吟味可仕候、請人丈夫ニ無之者借置申間敷候事

一 軍人者何時茂控置申間敷候事

一 苦兄弟伯父甥者名主五人組江断仕其上ニ而御公儀江申上可任御指図候事

一 当村人数上下共ニ老人茂隠置申間敷事

一 附他所江奉公ニ出シ申間敷事

一 不道客人一宿并売買人有之時者 名主五人組江相届可任指図ニ候事

一 牢人居住之者等有之者 当所御寺請証文備成請狀取置可

前書十七ヶ条、後年のものに比べて甚だ簡單なものである。次に五人組の本文になる。

年三十六父母有

一 助左衛門 女房 下山上村 弟式人 五郎 とし三十四 權之丞娘 左五郎 とし廿九

申候事

一 盜賊有之時者出合可申事、並火事等出来之時出合可申事

一 他所江參候ハ、名主組頭五人組江相届可申事

一 附隣村江參候共五人組江断可申事

一 諸博突打申間敷事

一 附 宿かたく仕間敷候事

一 大酒給用□□て他処江節々參 田畑あらし置ともから等有之者早速可申上候事

一 田畑売買仕候ハ、名主組頭五人組立会加判可仕事

一 お当所ニ評論出来之節代官之指図不用加類、可相濟儀、脇におもくす成非儀成公事作立類者有之不寄何者ニ急度可申上候事

一 他処江罷越、相撲等之見物之類一切無用ニ可仕候事

一 竹木袋に伐取申間敷事

一 親に不孝仕間敷事

一 此ヶ条之外者跡々被仰付候五人組之ヶ条書可相守者也

同五十八

一 惣左衛門 女房 田面村 男子式人 八太郎 とし三十八 市次郎娘 男子式人 五郎 とし十四 娘老人他領中龜村五兵衛 天台宗

※ 五十八

安右衛門 女房当村 矢吉娘 女子老人 とし十七

年四十父母有

与四右衛門 女房 三夜沢村 男子老人伊之助とし五ツ  
平次娘 女子老人とし十下男老人

※ 三十七

徳兵衛 女房当村 市郎兵衛娘 女子武人とし十一ツ  
とし七ツ

(以上が一つの組であり、つづいて四つの組を列記して)

右五組之内御制禁之宗門并博突打其外

怪者等有之者可中上候苦隠置脇々相願は同罪ニ可被仰付候

助左衛門 印

(家主五人連印)

(以上のように五戸づつ五組を引記しては末尾に「右五組之内」と記して戸主五人が連印する。最後は三戸。末尾に集計と言葉書きがある)

九拾老人

本組

九拾武人

内五人後家

女房

拾老人

父

四拾人

内武人祖母

母

九拾七人

男子

六拾七人

女子

武拾老人

弟

武 八 八 四 老 拾 武 三 三 五 武 拾 老 八 八 四 老 五 武  
人 人 人 人 人 九 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人

内三人  
六人  
伯父  
兄弟  
親

内老人後家

姉 妹 伯父 伯母 甥 姪 又従弟男子 兼 聲 孫男子 孫女子 尻付 尻付女房 尻付母 尻付男子 尻付女子 尻付伯父 尻付従弟男子 尻付従弟女子 尻付又従弟男子 尻付又従弟聲 尻付又従弟兼

老人

老人

老人

老人

三拾貳人

七人

人數合五百五拾老人男女上下共ニ

外ニ

医者

真言宗

千手院 弟子

下男老人 佐平年六十五

尻付兼聲

尻付又從弟道心

尻付兼

尻付又從弟兼

尻付孫男子

下男

下女

寺尼友信様請合

関野 官元

所生下田島村  
有伝年廿三

所生当村

### ○ 五人組帳の御条目

安永六年

御仕置御条目五人組帳

西三月

(笠原弥惣治家所藏)

五人組御仕置候々

一 前々從 公儀被仰出御法度書之趣亦以堅相守御制法之儀

不相背様ニ村中小百姓下々迄可申付事

禪宗

電光寺

所生小夜戸村

弟子老人 坂融 年 十七  
所生月田村  
下男老人 つつみ年五十

真言宗

正宝院

天台宗

多福寺

右之条々相背候儘有之者急度禁ニ可被付候為後日仍如件

女瀧村

宝永四年亥ノ八月

名主理左衛門 印  
惣百姓 印

岡田茂兵衛様

一 五人組之義町場は家並在郷ハ嚴寄次第家五軒宛組合子と

も并下人店借地之者至迄惡事不仕様組中無油断可合詮

義苦楚者有之名主之申付を不用候ハ可訴之事

一 毎年宗門改帳三月迄之内可差出若御法度之宗門と中者有

之候ハ早速可申出候切支丹宗門之義御高札之旨相守宗

門帳之通人別人念可相改宗門帳濟候以後召抱候下人等寺

請狀別紙可取置事

一 五人組宗門帳押候外別之印形拵置申間數候若子細候而印

形替候ハ、名主組頭は役所迄可相断其外之百姓名主組頭江可断名ヲ改候ハ、早速致断五人組宗門帳茂改候名ヲ可記事

一 切支丹コ路び乃者并類族有之分者別帳記之切支丹奉行所江差出事候間他所縁組等ニ而當村江右之類族未候ハ、早速可注進事

一 田畑并山林等水代売買御停止ニ候若買物に書人候ハ、拾ヶ年限買手形ニ名主組頭加判可為仕候田畑質ニ入金銀借置田地ヲ金主ニ為作候而御年貢ハ地主ノ出候儀不可仕候事ニ惣而証文程數文言於有之ニ者出入ニ成候時訴出候共不取上候且又請人并名主印形取可申候事

一 附名主組頭ヘ加判頼候ハ、様子承届加判可違事

一 名主加判無之買地証文之事

一 名主とり置候買地ハ相名主亦ハ組頭等之役人加判無之証文之事

一 拾ヶ年季を越候買地証文之事

一 右三ヶ条之儀并田畑水代売買亦ハ地主より年貢諸役を勤金主ハ年貢諸役を不勤買地之類は前々御停止ニ而村方五人組帳ニ書記有之所右之通不埒之証文ヲ以訴出候も有之候自今五人組帳名主庄屋等ノ大小之百姓度々為読聞不致忘却様ニ可仕候事

一 享保元申年以來年季明候買地ハ自今年季明拾ヶ年過訴出候ハ、取上無之事

一 金子有合次第可請返旨証文有之買地ハ買入之年より拾ヶ年過訴出候ハ、取上無之事

一 右二ヶ条自今拾ヶ年之内訴出候ハ、取上裁判有之候右年數過候分ハ取揚無之事

一 衣類道具亦ハ門橋等之はつし金物類出所不知売物一切買取間舖候右之品々買取亦ハ不可預置請人無之候ハ、質ニも取間數候事

一 惣而家業第一ニ可相勤百姓不似会遊芸を好或ハ悪心を以公事致數寄□公事ヲすすめ偽巧害成者亦ハ不孝之輩有は不隠置可申出不依何事ニ神水ヲ吞嚥紙ヲ書候而中合一味同心徒輩ケ間數義不可仕事

一 盜賊悪党人有之ハ訴人可仕褒美可為取其上あたをなさざる様ニ可申付事

一 百姓衣類之義結構成物ヲ不可着名主ハ妻子ともニ絹袖木綿可着之平百姓ハ木綿之外不可着輪子紗綾縮緬之類襦帯等ニも致間數候然ハ平百姓ニ而身軀宜者ハ手代方迄断ヲ立差図請明袖可着事

一 附男女共ニ乗物ニ不可乗惣而家作等自立候普請者ケ間數義仕間舖事

一 御取嫁取祝儀者ケ間數儀無之様ニ隨分程可仕候人大勢集大酒不可吞所により紋屋之祝儀新宅之弘ノ初産之祝不相応之祝仕候儀可為停止此分限ニ内証程可仕候并葬禮之野酒一切停止之事

一 捨子不可仕他所之者拾置候ハ、村中ニ而養育いたし早速可致註進事

一 生類憐之儀心懸不実ニ無之様ニ可仕候不仁之儀一切不可仕候事

一 氣師之外鳥獸不可取若氣師共竊白鳥取候儀御停止候若村中ニ而竊白鳥商売いたし候者ハ可訴之事

一 捨牛馬之儀致すへからず候苦捨牛馬并ニ放牛馬当村江來候ハ、見出次第名主組頭江告之村中立合致設儀持知候ハ、其村之名主并ニ牛馬主より手形取相返早々可註進事

一 馬之筋ヲ延候ノ儀御停止ニ候牛馬売買仕候ハ、出所聞届ケ請人を取五人組へ相断可売買出所不愼成牛馬不可買取事

一 新地之神社建立之儀整御停止ニ候惣面はこら念仏題目石塔供養塔庚申塔石地藏之類田畑野山林又は道路之端新規ニ一切立へからず候仏事神事祭礼等輕ク可執行之新規祭礼不可取立候事

一 神社之儀住寺社人替候ハハ可註進事

一 神仏開帳候ハ、可註進当村神仏他因へ当分相移開帳仕候儀有之ハ前方ニ可註進亦ハ他所より神輿送來候様成儀有之ハ不可請取之村中少之間茂差置申問敷事

一 当村ニ有之候出家山人山伏行人道心者又ハ、□人等其外□□之類常々致吟味候而胡乱成者仕居爲仕間敷候名主組頭へ不相違候ハ、他所より來候者一夜之宿も不仕候様ニ右

之ものともへ可申付事

一 村中之内或ハ立退或ハ迷電或は身上潰候而仕居難成者有之ハ可註進又者他所より子細有之立退來候ハ、爲親類云とも当村ニ一切差置申問備候事

一 他所之者当村有付住宅仕度与願候ハ、其者之出所家職之様子聞届出所之村方名主江届之いたし断協成請人手形取之宗門相改違註進候而可差置店借地借等之者差置候儀右

一 同前ニ可相心得事

一 百姓田畑子孫ニ爲分取候共老人前之高五石ノ内不可分小高之百姓は子孫ニ爲分取間敷候若子細有之分ケ候儀有之は可得差因惣而新規百姓有付候ハ、可註進跡式之儀は存生之内新規并名主組頭爲立合書付印形いたしおき後日ニ出入無之様ニ可致事

一 当村之内ニ而能換相撲亦は狂言其外見世物之類仕居爲致間敷候私領ニ而も分郷或は村隣ニ而當村境目粉敷地ニ而いたし候ハ、芝居始候以前ニ早速可註進事

一 惣而遊女野郎類当村一切不可置一夜之宿ヲも致間敷候若隠置いたし露頭傾ハ、家主は不及申ニ名主組頭五人組迄可爲曲事

一 行情不知者ニ一夜之宿をも不可借旅人其外何者ニ而も堂宮山林道路死人有之は其者之持來候雜物改名主組頭立合様子委細以書付ヲ可註進堂宮山林隠忍胡乱成者有之者合證儀て品ニより摘捕可訴之其外手負又は不審成者他所

一 米候ハ、出所尋付届いたし註進之上請差図可申事

一 往來之輩若煩候ハ、早速医師ニ見せ随分致候養能々いたわり食物等ニ入念ヲあたへ看病仕置可註進不叶行歩先江參候儀難成候ハ、其者在所ヲ承届迎呼手形取相渡遣可申候若致病死候ハ、道具等改名主立会致封印置可請差図候事

一 殺害人成へいたし自害候者成へ倒もの有之ハ番人を付早速可訴之大事盗人喧嘩手負之者惣而不意成儀出來候ハ、右同前無油断早速可註進事

一 村中ニ而若喧嘩口論為之者名主組頭立会可裁判他村ニ而喧嘩口論等有之節は不可走集人数立退候者有之は隣郷之者迄立会早速可註進揃插候儀難成候ハ、跡ヲしたひ落付所急度可申届事

一 田畑不可荒置水荒場起掃ヲ切添有之候ハ、早速可申出候隠置脇ノ訴之候ハ、当人は不及申名主組頭迄可為曲事候

一 附たはこ本田ニ多作候儀停止之事  
掘を埋又は道ヲせはめ秣場林際切添田畑不可仕出前々より無之所へ道付不可致馬入若シ道付替不致新堀いたし候而不叶処有之は可得差図事

一 用水掛引常々申合置論無之様可仕候水論境論等之場へ刀脇指鉾長刀等持出シ令荷担者有之は其科本人より重かるへき事

一 御伝馬宿江定助大助御人馬寄候ハ、阿歴名主致吟味銀ニ人馬触問敷其宿之馬四置而々勝手ニ能荷物候様成儀一切不可仕候事

一 御朱印は勿論駄賃伝馬人足之儀常々いたし吟味置無様可仕候事

一 附助郷江人馬触來候ハ、制限を不違可出之若人馬之謂難心得候共先無滞出シ後日可申出事

一 御用之人馬は不及申東海道ニ而無之候共往來之者駄賃人馬之儀不限昼夜無滞可出候事

一 駄賃不出通候者有之は押置名主組頭立会詮議之上怪敷申候ハ、可註進事

一 村中申合番屋作番人を付置火用心随分可申付若出火有之者唱を立村中立会請出消へし勿論御年貢米入置候蔵大切ニ四可申事

一 附風烈時分は不限昼夜節々相題シ用心可仕候近在出火有之候ハ、早速欠付防可申候事

一 堤川除不切様ニ常々申合洪水之時は村中之者出合随分可圍之道橋損候而往還之障ニ成候歟田畑損毛可成所は惣而小破の節早速可修覆自普請難成所は先例ニ随イ御入用ニ而可申付候触無之候共請場之道橋は常々無油断作可申候事

一 洪水之時堤川除圍候節亦是盗人狼藉者並火事有之は唱ヲ立候節村中之者拾五以上六十以下之男は不殘可罷出候若

一 洪

一 水

一 之

一 者

一 拾

一 五

一 十

一 以

其場不出合者有は名主組頭送詮儀可申出事

一 鉄砲之義運上出候御師亦は諸鹿防候願候而鉄砲渡候外村

中に不可隠置尤御定月之外鉄砲不可打証文可相心得事

一 御林御立山之竹木ハ勿論技葉落葉下草等迄公用之外伐取

間數候疑下草踐出し候而取候所たり共苗木を植立候様

ニ可仕候百姓持山并屋敷四壁之木ニ而も日立候木を遺候

ハハ先書付差出可伐之堤ニ有之草度取中間數事

一 附堤ハ栽植木不可致事

一 入会之野山面々之持山ニ而も草木之根掘取間數候蕪之喇

ヲ入候儀可為停止田畑江崩砂入等無之様ニ山林苗木植立

可申事

一 附山中ニ而焼畑致米候所は格別野火付候儀停止之事

一 諸作第一能種ヲ選ひ候而時耕作可人急荒作之様ニいたし

候者有は急度可令詮儀独身之者相煩耕作成兼候ハハ名主

組頭立会村中ニ而助合不荒様ニ可仕事

一 附地所不相応田畑耕作地ニ替作ヲとり耕作不濟成者吟

味可仕大損毛節も引方為取問舖事

一 味其趣可訴之事

一 博奕三笠付惣而賭之諸勝負或は百人講林と名付いたし候

聚有之歟亦ハ右之致宿等候者は早速可訴之隠置協ハ相知

於候ニ者名主組頭可為越度事

一 百姓ニ不似合致風俗長脇差ヲ帶喧嘩口論ヲ好或ハ酒ヲ呑

酔狂行跡悪敷者有之は可訴出事

一 他所江參三夜泊り罷有候歟又は用事候而相越候とも其子

細名主組頭五人組へ以書付可相断公事公儀へ出候共其趣

名主組頭五人へ可相届尤其訳名主組頭より役所江可相届

事

一 御年貢皆済以前穀物他所江不可出之為金納米売候ハハ先

米納之員數ヲ權納米程上米拵置次之余米を売可申事

一 附御用之置米急用ニ候共名主老人ニ而封切取出中間數

候相役之名主歟組頭老兩人ニ而も立合可申事

一 御城米之儀名主組頭立会青米死米くたけ米粉種等無之様

ニ随分致吟味升目不切様ニ依持之義二重ニメ小口かかり

摺繩ニ而仕名主組頭米主升取印形之中札ヲ入可候外札は

木ニ而も国郡村米主名斗可記候尤船廻し仕候節賣目人念

船頭上乗手形申付可相廻事

一 御藏米横出候節名主組頭立会敷相改船積可致於船中米差

取不申様ニ船頭共堅可申付船掛之場ニ而別而不可致油断

且又御藏内海之節悪米ふけ米有之歟亦是升目不足之表於

有之ハ米主ハ勿論名主組頭並上乗之者速吟味急度可申付

衆随分入念可申付候且御藏前之人用並ニ船中雜用等多不

入様可仕候尤委細帳而ニ記させ入用可度之事

一 御城米納ニ罷越候者とも逗留之内愚所惣而遊山ヶ間敷所

江一切罷越中間舖事

一 附納ニ罷越候手代方へ音物亦は手人ヶ間敷事堅不可仕

事

- 一 御年貢金名主方へ収集帳面ニ納之候度ニ金錢納主之名書付印判可為致之名主方より金錢請取手形通帳銘渡シ置控帳与致押切印形遺之置後日出入無之様ニ可仕候控帳小通帳不埒致置及出入候ニおひてハ名主組頭可為越度候事
- 一 御年貢金米皆済ミ納私致勘定右目録村中百姓共に為致被見惣百姓致承知候旨印形取之名主方ニ差置可申事
- 一 御年貢米納所之節名主方ハ米主江銘々手形無之候日ニ訴候ハ取上無之事
- 一 惣面従公儀与下藏人足扶持賃錢等當〇銘々割渡シ帳面え請取候趣為書付致尤小前請取帳可差出物而〇合勘定不可致候ヌ
- 一 人売買之儀一切停止之事
- 一 附男女奉公人年季之儀 公儀御定之通り拾ヶ年限ト差置可申候若相背水年季差置申候ハ可為曲事
- 一 不孝不義之輩在之者早速可訴出事
- 一 毒薬売買御停止之旨毎度被 仰出候通り急度相守可申事
- 一 人請之儀數ニ立間數候然共近キ親類又は出所能存儀成者候ハ名主組頭へ相断請立可申候自然人請之義出入有之候ハ名主五人組立会急度可埒明若滞義有之は可訴出事
- 一 不限男女ニ欠落者当村江參候ハ押置早速註進可申出勿

論先々江構有之由申来り候ハ如何様成程キ者ニ而も押留置早速名主組頭惣百姓立会遂詮義其品以書付註進仕請御下知埒明可申候事

一 地所之者及出入候義は不及申当村之内ニ而百姓出入来候ハ名主組頭并ニ双方とも五人組立会詮儀仕内々ニ而可埒明候若し不相済候ハ其段委細書付ニ記可申出事

附親類縁者亦ハ中能者たり共依怙愚負堅仕間敷事

一 前々御帳面ニ付東候酒屋之外親規之酒株立間敷事

一 小百姓退転いたし候跡之田畑致持添ニ候事停止候百姓老

軒分之跡立申可候村中之了簡ニ不罷成候ハ家屋籬田地

共ニ書付訴出差因請可申候無其儀家ヲ崩取或ハ四壁之竹

木伐荒或は其者之田地持添ニ致老軒分之百姓潰候ハ可

為曲事候勿論之者候ハ五人組之内より訴人可仕候事

一 諸牢人抱置申義親類縁者者又は不道者ニ候ハ其品名主

組頭へ為申開合点之上証人立手形取早速註進仕帳面ニ付

差置可申候無其儀宿仕候ハ可為曲事候

附御拳場之分差置不申以前御訴可申事

一 毎年御年貢免状相渡候ハ名主組頭方ハ村中大小百姓出

作之者迄不残相触寄合候而惣百姓へ為致披見致免割小物

成浮役臨時もの米金老人前宛書付小百姓へ茂疑數不存之

様ニ其訳申聞右書付為写其上免状具ニ別紙遺候而立会披

見仕候旨書付銘々大小百姓印形可致置御年貢割仕候節村

中夫錢小人用等与御年貢米金入交一同ニ不可致候差別立

可割合違無之様ニ随分入念可申候御年貫之義申渡日限之通り相納候様ニ村中可申合事

公用之義亦是村中之儀ニ付名主方江百姓寄合候節村入用掛之食物酒肴等一切給問敷候事

堤川除御普請用水渡申時人足等村入用掛り之酒肴給させ中間敷候事

前々申付候通り手代並妻子召仕等ニ至迄金銀米錢衣類諸道具酒肴其他輕キ物成共音信礼物一切仕問敷候右之者と

も若貸もの借もの或は押売押買不依何事不作法之義いたし候ハ、不隠置有林ニ其趣可申出隠置後日相問候ハ、名

主組頭可為越度事  
自分之家采并手代之召抱当村へ參口上ニ而申儀は不及申

自分并手代印形も無之書付持參ニ而何事ヲ申候共一切承引不可仕早速可註進事

手代村々江相廻候節何時ニ而飯米塩味噌為持相廻候一宿昼休之趣ニ而御定之木錢出上下共ニ少茂百姓之馳走ニ不

隠成村々費無之様ニ申付条酒肴等此方より差因無之ニ何ニ而茂調置問敷候若調置此方江不入ニ付宿合飯食入用割

掛候ハ、名主組頭可為越度無差因人馬集置百姓之障ヲ費問敷候事

村中中之夫錢掛物入等之儀随分名主組頭迷吟味入用多無之様リ入念右入用帳之義白紙綴印形を加渡置候条惣而

村中入用少茂不殘当座ニ有之趣委細可書付居合候者茂印

形可仕候此外別帳ニ作り置中間敷候右帳面之外名主組頭

より掛物割かけ候ハ、可為曲事毎年翌正月中前年之村入用帳写候而本帳相添可差出候迷一読写帳留置本帳は名主

方へ可相返候問年々帳紛失無之様ニ大切ニ可致置事  
御鷹之義前々相触候通り可相心得事

御鷹場ニ而鷹遺候者有之は何方迄茂付參宿問屆御鳥見衆江申達其品註進可申出候縦餌鳥候共御法度之鳥ヲ取候ハ

相札註進可申出事  
御料取開之百姓夫食種借等并願筋之儀ニ付強訴徒党違散

候義は堅停止ニ候所近來御料所の内右林之願筋ニ付御代官陣屋江相集致訴訟義も有之不届至極ニ付自今以後殿吟

味之上重キ罪科ニ可被行候衆百姓共江兼急度可申付候事

右之条々堅可相守此旨違背有は可為曲事此帳毎年正月五

月九月十一月卷ケ年ニ四度村中大小百姓寄合儀ニ為説聞常々此趣を合点仕罷有候様ニ名主組頭入念可申付者也右

御ケ条一奉拝見村中大小百姓承知仕急度相守可申候若相背申候ハ、如何様之曲事ニ茂可被 仰付候為其違判如斯

御座候以上

安永六四年三月

(六) 年貢の割付と皆済目録

村方の税の割付と納入受取書である。稲里諸星家所蔵の文書より。

(稲里 諸星二郎家文書)

申年割付之事

一 高三百四拾五石七升五合 込替戸村

此反別四拾四町老反式畝貳拾七步

内拾参町九段五畝貳拾八步 田方

三拾町老反六畝貳拾九步 畑方

此取

上田貳反三畝四步

此取米貳石五斗九合 反八斗九升

中田六反拾壹步

此取米四石六斗四升八合 反七斗七升

下田三町貳反九畝四步

此取米貳拾参石三升九合 反七斗

下々田九町老反式畝拾六步

此取

九町八畝貳拾六步

内老反四畝拾七步 年々砂入引

貳拾六步 子々川欠引

残八町九反三畝拾三步

内訳

八町八反六畝壹步

此取米四拾七石八斗四升六合

反五斗四升

三畝步 去ル午田起返リ

此取米 去ル午申迄三ヶ年下リ代

四升五合 反壹斗五升

四畝拾貳步 年々砂入引之内去ル丑起返

此取米 年繼ニ付年繼ニ付去ル午申迄五ヶ年下

リ代

六升六合 反壹斗五升

三畝貳拾步 砂入引之内去ル午田起返

此取米 去ル午申迄三ヶ年

四升四合 反壹斗貳升

下々下田七反貳拾三步

内老畝貳拾步 年々川欠砂入引

残六反九畝三步

内訳

六反七畝拾五歩

此取米老石六斗貳升 反貳斗四升

貳拾四歩 去ル茂萩畑林ニ起返

此取米老文 年糶ニ付去ル午ノ戌迄五ヶ年下り代

反八文

貳拾四歩 年々川欠砂入引之内去ル丑起返

此取米老升年糶ニ付去ル午ノ戌迄五ヶ年下り代

反老斗貳升

上畑九反四畝貳拾老歩

此取

貳畝拾歩

此取米三拾五文 反百五拾文

八反七畝拾貳歩

此取米九斗六升老合 反老斗老升

老畝貳拾九歩 外ノ屋敷ニ成

此取米四升五合 反貳斗三升

三畝歩 去ル未ノ屋敷ニ成

此取米六升九合 反貳斗三升

下畑七町貳反九畝貳拾九歩

此取米五石八斗四升 反八升

下々畑老反九畝八歩

内貳拾四歩 子ノ水河原引

残老反八畝拾四歩

此取米百三拾八文 反七拾五文

下々下畑拾九町貳畝拾老歩

此わけ

本代七拾文

貳畝歩 西ノ萩畑ニ成

此取米四文 反貳拾文

拾九町拾老歩

内貳畝貳拾歩 子ノ川欠水河原引

貳畝拾六歩 年々砂入引

殘拾八町九反五畝五歩

此取米拾三貫貳百六拾六文 反七拾文

悪地下々畑六反九畝七歩

此取米四百拾五文 反六拾文

屋舖貳町老畝拾三歩

此わけ

老町八反貳拾參歩

内貳畝拾八歩 蔵屋舖引

残老町七反八畝五分

此取米四石九升八合 反貳斗三升

貳反貳拾歩

此取米三百拾文 反百五拾文

米小計九拾石三斗九升

永小計拾四貫百六拾九文

外寅ノ戊迄新田

一 高百拾卷石七斗七升六合

此反別三拾九町武反七畝拾三步

此わけ

下畑三拾三町武反武畝武拾武步

内四反四畝步 卯ノ西大室村沼新堤

水袋土屋敷々引

残三拾武町七反八畝武拾武步

此取永三拾武貫七百八拾七文反百文

下々畑六町四畝武拾卷步

内武畝步 丑ノ堤砂揚場引

残六町武畝拾卷步

内訳

五町九反七畝武拾七步

此取永四貫百八拾五文 反七拾文

四畝武拾四步 丑ノ砂揚場引之内去ル丑起返

此取永四文 年雜ニ付去ル午ノ戊迄五ヶ年下り代

反八文

永小計三拾六貫九百七拾六文

米台九拾石三斗九升

永合五拾卷百四拾五文

右之通米永相極候間来ル三月十五日迄急度可皆濟者也

明治元甲申年十一月 行方市郎兵衛 印

樋口三郎左衛門印

込皆戸村 名主

百姓

申年御年貢米永皆濟目錄

込皆戸村

一 高武百五拾五石八斗四升六合

内高老石卷斗八升六合八勺 小物成高

一 米四拾四石四斗武升四合一勺五才 本途

内老石五斗四升三合七勺五才 起返地見取

一 此計立四拾六石九斗六升武合六勺八才

永武拾八貫拾六文四分三厘五毛 本途

見取

小物成

一 米老石武斗六升九合

口米石代 当冬御張紙直段

一 此計立老石三斗四升

三合五勺老才 三拾五石ニ付四拾參兩ニ

代永老ノ七百六拾三文三分 三兩増四拾六兩替

米六斗六升五合 夫米口代

一 此計立七斗三合 右同断

代永九百武拾四文武厘

一 永八百四拾文五分

口永

一 永六百三拾九文六分

夫永

一 永六拾文

水車算加永

米四拾六石九斗六升貳合六勺八才

合 永三拾貳貳百四拾三文八分五厘五毛

此訳ケ

米三拾石四斗六升貳合六勺八才

当申年遺引

米八石五斗

御廻米

米貳斗八升八合

運賃米

引残り米七石七斗貳升

御払米

兩三斗三升五合替

代永貳拾三貫四拾五文

此金貳拾三兩ト錢貳百六拾五文

納合金五拾五兩老分ト永三拾八文八分五厘五毛

納高金百三拾七兩ト

利元共納高

貳貫八百三拾貳文

去ル末年納過

内金九兩貳朱ト七百七拾貳文

此利金老兩老分貳朱ト永拾老文五分

差引

金八拾貳兩貳朱ト

申年違作ニ付

錢百文

納過

但申年納過當西年御物成ニテ利分差加引下ケ可致候

事

右者當申年御年貢米永畑方共納筋皆済ニ付小手形取上、

一紙目錄ニ引替遺候重而小手形出候共可為反古者也

天保七申年十二月

久保田新之丞内

藏町伊三郎 印

右村

名主

組頭 江

百姓代

總石高が三四五石から二五五石に変わったのは、この間の寛政年間に込皆戸村は二分されて、泉領と旗本久保田領とになったのである。これは久保田新之丞とあるから、他は泉領二〇二石、合計では此の頃は四五八石にもなっていた。加えて「小物成」が大分増えている。

(九) 渡世向取調

女瀨区有文書の中に諸職人の渡世取調帳がある。幕末の一つの生活面を表わす好資料であろう。

(表紙)

上野国勢多郡女瀨村

組合諸商渡世向取調書上帳

女瀨

(本文)

御取調ニ付奉申上候書付

此度殿敷御儀約被 仰出候而近來御府内町方又は左方にて菓子類料理等無益の手数に掛結構致候ものも有之由右之類其取差置候而ハ風俗奢侈ニ相成不可然可差留郡而食物類高直之品売買致間敷且往來にて無益の食物商ひ候もの増長向後右商人も相減候様是又被、仰出有之必竟在々に商人多し而自然其魁奢ニ長し候基不宜旨御改革之勸り被、仰渡候趣有之候得共尚又今般大小惣代之者重立其他役人も立合御案文之外商ひ渡世向迄も不洩様取調早々可書上旨被、仰渡承知奉段左ニ奉申上候

酒井石見守領分

上州勢多郡

女瀨村 江戸江廿五里

一 高千百廿貳石八斗四升八合

此家數 百軒 但五海道筋尤人足立場

毎月一六二七の市立

是ハ無御座候

人別 四百三拾七人

内 九拾貳軒 農業一統渡世之分

八軒 農間商ひ渡世の分

内

天明二寅年々当戊迄五十七年 百姓

居酒渡世 小兵庫

文化九申年々当戊迄廿七年

同 断 要治郎

文化十四丑年々当戊迄廿二年

同 断 清五郎

文化元寅年々当戊迄廿一年

同 断 要吉

文政三辰年々当戊迄拾九ヶ年

同 断 藤藏

文政三辰年、当戊迄拾九ヶ年

穀物水油商

八十八

天明三卯年、当戊迄五十六年

髮結渡世

喜代五郎

是ハ去ル亥年御改革御調以後新規相始候分

此度御調之分

天保四己年、当戊迄六ヶ年

百姓

居酒屋世

松次郎

天保六未年、当戊迄四ヶ年

煮売渡世

長左衛門

右之通相違無御座候万一押隠不書上候か調落後日相願候

ハ、何程の御役ニも可被仰付候此段お取調ニ付奉申上

候 以上

天保九戌年八月

右

女淵村百姓代 小兵衛

武左衛門

組頭 茂助

弥吉

長左衛門

佐治兵衛

名主 弥兵衛

関東御取締御出役

吉田左五郎様

三 江戸時代

太田 平助様

内藤賢一郎様

小池 三助様

須藤保次郎様

御札ニ付奉申上候書付

酒井石見守領分

上州勢多郡女淵村

名主ニて質屋

弥兵衛

式拾式ヶ年以前文化十四丑年より渡世仕候

中西式ヶ年平均卷ヶ年分

一金六拾三両也

錢八貫四百文

但金卷兩ニ付八拾文利

錢百文ニ付式文利

右者農間質屋渡世の者、私共の外

卷人茂無御座候 以上

天保九年戊ノ八月

改十一月廿六日

右村

名主質屋 弥兵衛

一六三

百姓代 武右衛門  
 小兵庫  
 組 頭 茂 助  
 弥 吉  
 長次郎  
 佐次兵衛

關東御取締御出役  
 吉田左五郎様  
 太田 平助様  
 内藤賢一郎様  
 小池 三助様  
 須藤保次郎様

(四) 柏川用水

差上申濟口証文之事

上州勢多郡新屋村外五ヶ村と同州同郡室沢村外九ヶ村江相掛り候出入去々西年十二月中熱談内濟仕候処猶及及再論ニ去成  
 年三月室沢村外九ヶ村と川西六ヶ村惣代女瀬村吉郎次外武人  
 相手取管沼下野守様江御訴訟奉申上同五月十一日御差目之御  
 尊判頂戴相付候処相手方と茂返答書を以御答奉申上御吟味中  
 管沼下野守様御役御免ニ付

石川左近將監様江御引渡ニ相成御吟味中御座候処御利解之上  
 猶亦御仰々場所熱談被、仰付内濟ニ相成濟口証文奉差上候処  
 文面不行届御開濟相成兼訴答及掛合再必御利解奉恐入候得共  
 小沼水馴合方之義御吟味中ニ御座候へ共苗ヶ島村馬場村大前  
 田村右三ヶ村江掛合奉御答度訴答奉願上候処御致悲を  
 以燻村被、仰付難有仕合奉存候依之右三ヶ村江掛合候処同州  
 同郡下山上村常広寺苗ヶ嶋村古名主善九郎同文右衛門西野村

治郎右衛門板橋村佐文治右名前之者立入享保年中旧証茂有之  
 候得共猶及此度相改取扱内濟熱談仕候趣意左ニ奉申上候

小沼水引方之事

一小沼水之義先規之通東西村々ニ而鑿番順番ニ致置候定ニ御  
 座候処弥以鑿番村を定置用水之節は何れ之村方ニ而茂右番村  
 江相届番村同道ニ而用水乞請可申候尤外村々江ハ鑿番村と通  
 達致事

附 馴合水引方之事種技弘候節苗ヶ島村大堰矢ノ下堰丹藏

皆戸堰室沢村大堰小麦堰右五ヶ堰之義ハ其年柄ニと時に  
 随ひ川東西相乘々何程ニ茂馴合相談を以可致分水定馬場  
 村北之皆戸堰前田堰右二堰之義茂上堰々同様馴合分水可  
 仕定月田村藏之木堰之儀馬場村堰々分水ニ随ひ馴合之上  
 分水可仕定

一石原堰之義ハ小沼水引下ヶ候節石原堰之田場と山伏川江落

水之場所有之候得共旧記茂留切ニ候得は猶又此度相改三月

上月陽多新秋成候年六月内月程  
宜候分ニ持上候哉止入合ニ用  
事立付申候内除仕上候事及  
再編云成事ニ存置候事及  
川向六付申候事及  
菅原下野原河川堤防上向水日  
二日居候日、申上別業裁制也  
和合云云申候事及  
菅原下野原河川堤防上向水日  
石川左邊河川堤防上向水日  
惣上、信月内候事及  
石川左邊河川堤防上向水日  
新首月候事及  
小湊水引候事及  
前河内馬場河川堤防上向水日  
石川左邊河川堤防上向水日

女 濶 区 有 文 書

水之場所有之候得共旧記茂留切ニ候得は猶又此度相改三月  
八月迄田方用水之内ハ留切ニ仕末水之義茂本川江落水致候上  
は石原耕地反別式町步余に掛候程馴合水分ケ揚跡水之儀は有  
丈堰ニ而引下可申候定

粕川用水引方之事

- 一 粕川水川西九ヶ村川東拾ヶ村都合拾九ヶ村ニ而用水仕候事
- 一 苗ヶ島村大堰ニ而水分之義ハ五分之割合候得共唯今迄引來候通無異論相對引ニ可仕事
- 一 室沢村大堰同村小麦堰苗ヶ島村矢之下堰同村丹藏皆戸堰石四ヶ所之堰五分々ニ相分可申候事
- 一 室沢村石原堰之儀ハ反別式町步余江相懸候程揚余水之義ハ堰ニ而落水仕田場江引阿け候余水末水之儀茂本川江落水可仕定石田場ヶ山休川江落水之場所有之候得共田方用水之内ハ留切ニ仕自然不宜仕方有之候ハ、扱人立合留切候書
- 一 馬場村北之皆戸堰前田堰石式ヶ所之堰茂自水石原堰ヶ落水仕候上は落水可仕定
- 一 月田村磯之木堰之義茂石原堰より段々落水有之候以上は石ニ随ひ落水可仕定勿論馬場村之田場川欠ニ相成候所致開免未分之義ハ磯之木堰下に落シ大福土手外ニ出水有之候分ハ磯之木堰上は月田村江引取可申候然上は先年之形ニ相成右堰之義當時揚口式ヶ所相見江候得共一ヶ所之義は本堰及大堰候節に飯堰仕候跡故老ヶ所之外決而水引揚申間數候定
- 一 込皆戸大光寺堰之義自水留切ニ仕候定

享和三癸亥年二月

一 濁水ニ而仕付水差支川東拾ヶ村植水之義ハ室沢村大塚小塚  
堰式ケ所之堰ヲ引下仕付可申候事

酒井大学頭領分

但堰自水引方之義は前文之通致置且濁水ニ而植水引候節は

同州同郡膳村

室沢村ノ苗ヶ嶋村江及対談ニ川西三ヶ村植付之様子隨ひ河  
村相談之上用水可仕定

名主  
宗兵衛 印

一 濁水ニ而仕付水差支川西馬場村大前田村仕付水之義は苗ヶ

同 領分

嶋村三ヶ所之堰々ヲ引下仕付可申候事

同州同郡中村

名主

一 濁水ニ而仕付水差支川西新屋村上込皆戸村下込戸村女淵村

同 領分  
仲右衛門 印

同村粕川組深津村時水之義は苗ヶ嶋村室沢村仕付仕舞候後明

同 領分

同州同郡西田面村

名主

六つ上刻ノ五つ下刻終迄式時引下可申候四つ之上刻ノ上堰々  
江揚可申候尤馬場村北之皆戸堰同村前田堰月田村磯之本堰右

本多越中守領分  
安兵衛 印

三ヶ堰時水引下候日数之内は四つ之上刻ノハ留切ニ仕水揚可

同州同郡小林村

名主

中定  
一 室沢村苗ヶ嶋村仕付仕舞申候後は外村々仕付水引申候間茂

同 領分  
小兵衛 印

時水之儀ハ相通可申候時水之外ハ右六ヶ村には植水引申間敷

同州同郡下田面村

名主

候事  
右之通相定無申分熟談内済仕備ニ御威光と難有仕合ニ奉存候

同州同郡上田面村

名主  
茂太夫 印

松平大和守領分  
上州勢田郡月田村

名主

政右衛門 印

松平右近将監領分

同州同郡上田面村

名主

十兵衛 印

同 領分

同州同郡磯村

名主

源兵衛 印

稲葉丹後守領分

同州同郡前皆戸村

名主

大右衛門 印

同 領分

同州同郡室沢村

名主

訴訟方惣代

孫兵衛 印

松平大和守領分

同州同郡月田村

古名主

同 儀左衛門 印

酒井大字頭領分

同州同郡中村

組頭

同 長兵衛 印

吉川栄左衛門当分御領所

同州同郡新屋村

名主

儀右衛門 印

久保田重左衛門知行所

同州同郡上込皆戸村

名主

治左衛門 印

本多越中守領分

同州同郡下込皆戸村

名主

要 助 印

松平右近將監領分

同州同郡深津村

名主

庄左衛門 印

酒井大字頭領分

同州同郡女淵村

名主

源兵衛 印

同 村

古名主

相手方惣代 吉郎治 印

同 領分

同州同郡女瀬村之内

粕川組

名主

同 要右衛門 印

本多越中守領分

同州同郡下込皆戸村

古名主

同 儀左衛門 印

吉川栄左衛門当分御領所

同州同郡苗ヶ嶋村

名主

与治兵衛 印

稲葉丹後守領分

同州同郡馬場村

名主

市郎右衛門 印

小笠原若狭守知行所

同州同郡大前田村

名主

武左衛門 印

吉川栄左衛門当分御領所

同州同郡苗ヶ嶋村

古名主

取扱人 善九郎 印

同御領所向村

古名主

同 文右衛門 印

加納遠江守領分

同州佐位郡西野村

同 治部右衛門 印

本多越中守領分

同州勢田郡板橋村

同 佐文治 印

酒井大学頭領分

同州同郡下山上村

同 常広寺 印

御評定所

前書之通訴答惣代を以

石川右近將監様江济口証文奉差上御聞濟ニ相成候ニ付川東西  
議定济口為取替置申候

然処右ヶ条之内込皆戸村大光寺堰之義ハ六ヶ村用水元堰ニ御  
座候間右堰ノ順水馴合方之義猶又議定仕候尤自水之義は是迄  
仕来り之通時水并小沼水引下候分には上村堰々馴合方ニ准シ  
大光寺堰ノ引込候水無甲乙馴合用水可仕候定

上込皆戸村名主

治左衛門

下込皆戸村名主

要 助

新屋村名主

儀右衛門

女淵村名主

源兵衛

同村之内和川組

名主

要右衛門

深津村 名主

庄右衛門

健番村覚

苗ヶ嶋村

磯 村

大衝田村

室沢村

月田村

小林村

女淵村

馬場村

込皆戸村

阿らや

差上申一札之事

一 小沼樋拔差仕候儀向後水下拾四ヶ村ニ而上村下村老ヶ村

宛組合相定年番諸事被仰付候上者樋拔差仕候節者十四ヶ

村申合依怙蟲眞不仕時分相伺中立候而拔差可仕事

一 小沼樋折々見廻申候而見分仕悪敷不相成様ニ可仕事

一 樋拔申候拵木枕木并錠鍵共ニ年番之在方ニ預置急度大切

ニ仕置次番のもの方へ段々相渡可申事

右之通急度相守可申候若樋拔差之儀依怙蟲眞仕候而脇より申

出候者御座候ハ御吟味之上何分之曲事ニ茂可被仰付為其仍

面如件

宝永八卯年

東西組合

四月十六日

拾四ヶ村

右之通旧証有之候得は向後小沼樋拔申度村方有之候ハ健番

村へ相届番村同道ニ而用水乞請可申候尤外村々へは番村通連

可致候若無其儀自由仕候村茂有之候ハ為過料永老貫文取之

候定右過料永外村々割合取可申候為其議定書仍如件

享保元酉年 苗ヶ嶋村 名主 平右衛門

十二月 磯 村 名主 定右衛門

室沢村 名主 磯右衛門

馬場村 名主 磯右衛門

中 村 名主 猶右衛門

仲右衛門

月田村 名主 彦右衛門

込皆戸村 名主 彦右衛門

込皆戸村

込皆戸村

込皆戸村



女淵区有文書

名主 儀老衛門

同 治右衛門

大前田村

名主 三太夫

田面村

名主 茂太夫

同 又右衛門

同 文右衛門

同 七右衛門

小林村

名主 小兵衛

新屋村

名主 甚兵衛

女淵村

名主 源兵衛

膳村

名主 嘉兵衛

議定書之事

一 小沼樋技方之儀近年裏ニ相成其旧証鍵番村へ届茂無之勝手ニ致登山候村方も有之哉ニ相聞水口を掘別候故用水保方不宜年々用水致不足村々及難儀候ニ付今般村々相談之

上先年之變形ニ堤を築立抜堀を新規ニ掘立樋を相立駘与  
錠前を打鍵は番村ニ而相預可申候

前書之通議定有之候間普請向行届用水保方至應相応仕候処去  
卯年洪水ニ付村々登山いたし候而樋抜可申と存候処樋口へ砂  
押込水引届敷候ニ付築堤を切開候処一時ニ大破ニ相成其假難  
拾遺組村一統相談之上猶又埋樋ニ致し堤を築立樋同様ニ堤形  
ニ箱笥にいたし樋を抜水引下候節は旧証之通取計可致候

一 種抜用水を乞請候年柄は二十日前之内鍵番村ニ而無手  
抜樋口を固め水保候様可致候且此來は前同様鍵番村ニ而  
諸事世話いたし衆之儀無之様可仕候右之外旧証ニ相洩候  
事決而取計中間敷候為後証議定一札仍而如件

慶応四辰年

四月

日

女瀬村古役 徳三郎  
名主 忠右衛門

柏川組古役 菅重郎

深津村名主 關右衛門

新屋村古役 利右衛門

名主 源左衛門

大前田村古役 伝兵衛

源左衛門

下込皆戸村名主 久右衛門

上込皆戸村名主 佳伝次

馬場村古役 弥市右衛門

名主 弥右衛門

苗ヶ嶋村名主 佐兵衛  
室沢村古役 孫兵衛  
名主 与平次

上月田村古役 松右衛門

名主 平八

下月田村古役 久次郎

名主 善右衛門

中村 名主 貞次郎

膳村 名主 千代吉

小林村古役 常松

名主 伊勢松

磯村 名主 由右衛門

下田面村名主 市兵衛

上田面村名主 金石衛門

前皆戸村名主 与次右衛門

西田面村名主 猪三郎

新加入

西野村名主 治右衛門

(2) 用水堤新築

女淵区有文書の中に、天保十年の「新溜井目論見帳」「新溜井御普請四分五厘出来形帳」の二冊がある。両方共三月としてあり、女淵村粕川組控とある所から見て、粕川組の方へ現在引いている沼が作られたのであろう。目論見書は、計画設計を「郡方役所」へ提出して、築造工費の下附を願ったもの、次のは、途中で約半分の工程に達したので、補助金の下附を請求したもので、内容は殆んど変っていない。ここでは前者をあげる。

(表紙)

天保十亥年	上州勢多郡
新溜井目論見帳	女淵村 粕川組控
三月	

(本文) 本文八枚計十枚綴。

御領分

上州勢多郡 女淵村  
粕川組

一 千百三拾四石七斗貳升五合

新溜井目論見

(朱) ろノ七番杭より一ノ一番杭迄

一 堤長五拾間

但敷 六間

馬踏四間

高平均六尺

此坪貳百九拾老坪六分六厘

此人足貳千四拾老人六分二厘 但老坪  
七人当り

(朱) 一ノ一番杭より一ノ四番杭迄

一 堤長拾四間半

但敷 六間

馬踏四間

高平均六尺

此坪七拾貳坪半 但老坪  
此人足五百七人半 右同断

(朱) ろノ七番杭より北へ

一 堤長伍貳間

但敷 六間

馬踏四間

高平均六尺

此坪六拾坪

此人足四百貳拾人

提長七拾六間半

此端口高三尺

右入用

一 藻貳百貳拾九束半

但

老間に  
貳束積り

此代銀百拾四匁七分五厘但

六尺繩貳間半に  
老束にて銀五分積り

一 蓋六拾老束老分

但六尺繩貳間半

此代銀拾九匁四分五厘貳毛

老束にて銀三分二厘

一 蛇腹竹六百八本

但目通貳三寸廻り

此代永四百六拾八文老分六厘 拾本ニ付永七文七分

一 埋樋長九間

但口六寸

一 立樋長九尺

但長三間宛

一 此入用

一 松三本

但長三間宛

一 此代金老両也

末口老尺貳寸三寸

一 同宍本

但長九尺末口

一 此代金三朱也

三尺八寸

一 木挽八人

但飯米共老人

一 此貨銀貳拾四匁

銀三匁づつ

一 大工拾五人

此貨銀四拾五匁

一 中給釘百拾五本

此代銀拾匁貳分五厘

一 藍附平坪千六百八拾九坪

深さ平均八尺

但此本坪貳千貳百五拾貳坪

此人足老万八千拾六人

但老坪  
八人当り

一 補瓦長四拾八間

但横八尺

深平均五尺

但老間四人

一 此人足貳百拾六人

水掘堀長六拾貳間

半当り

一 但横四尺

深平均貳尺

但貳間ニ付

一 此人足三拾老人

老人当り

一 右埋樋長老丈貳尺

但口老尺

一 此入用

石工三拾六人

但飯米共

一 此貨銀百八匁

老人三匁

一 木門栗柱四本

但長七尺

一 此代銀拾匁

五寸角

一 地丁老本

但六尺

但右間断

但百本銀九匁

此代銀三匁 六寸角

一 笠木老本

此代銀式匁式分

但長六尺

五寸角

一 控木式本

此代銀三匁六分

但長五尺

一 大工五人

但老本

此貨銀拾五匁

三匁

一 揚堀水除五間籠出三ヶ所

但敷四本

此籠敷式拾七本

留式本

此竹五拾四束

但老本ニ付式束積り

此代金三分式朱と

老本ニ付六拾束替

銀老匁五分

右龍作貫錢式ノ七百文

人足合式万七百式拾四人

此貨永三百五拾式貫三百拾八文五分四厘

惣合金式兩老朱

永三百五拾式貫七百八拾六文七分

銀三百五拾六匁七分五厘式毛

錢式貫七百文

此金三百六拾老兩三朱

錢式百拾九文

右者先達而再応御見分之上

御付の新編井此節御普請に取置申候ニ付自論見帳相認奉差上候間格別之以御慈悲書面之通御入用御下被成置度偏奉願上候以上

御領分

上州勢多郡女瀧村

百姓代 小兵衛

〃 武右衛門

組頭 長左衛門

〃 茂助

〃 弥吉

名主 弥兵衛

粕川組

百姓代 重三郎

組頭 忠太郎

名主 鈴木定三郎

御郡方

御役所

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候

亥三月

渋谷与兵衛 (山上村)

角田 常八 (中村)

後関治兵衛 (勝村)

(四) 幕末の村方

支配関係、村方三役などから村議定を示して当時を知る。

江戸時代後半の支配関係を一覽する。

室沢 稲葉丹波守

五三三石

月田

(大) 田沼安三郎 八六三  
(小) 小笠原豊後守 一九三

一〇五七石

中

酒井石見守

四一四石

田面

〃

六六三石

(上東)

秋元但馬守 二五四

東田面

六〇六石

(下東)

本多越中守 三五二

西田面

一四一石

(西)

酒井石見守

前皆戸

一〇二石

(前)

稲葉丹波守

一日市

一日市

(二)

下東田面村と合算と考えられる

込皆戸

本多越中守 二〇二  
久保田新之丞 二五五

西田面

四五八石

新屋

堀田撰津守

一日市

三五三石

女瀬

酒井石見守

一日市

一一二石

深津 秋元但馬守

九六四石

石高合計凡そ六四一二石

山城 淀領 室沢・前皆戸

館林領 深津・上東田面

出羽 松山領 女瀬・西田面・中

奥州 泉領 下東田面・一日市・込皆戸一部

下野 佐野領 新屋

他に旗本領 以上五藩

大月田、小月田、込皆戸一部

大月田、小月田、込皆戸一部

大月田、小月田、込皆戸一部

大月田、小月田、込皆戸一部

## (古) 村 三 役 (嘉永六年九月現在)

村	名 主	組 頭	百 姓 代
中	常 八	伴 吉	忠 兵 衛
膳	治 兵 衛	政 太 郎	房 吉
女 淵	德 太 郎	美 代 吉	佐 次 兵 衛
西 田 面	忠 兵 衛	伊 三 郎	嘉 十 郎
新 屋	五 郎 兵 衛	政 右 衛 門	利 右 衛 門
込 皆 戸	德 兵 衛	久 右 衛 門	佐 金 次
東 田 面	市 郎 右 衛 門	茂 太 夫	幸 八
同	又 右 衛 門	佐 右 衛 門	八 右 衛 門
深 津	由 右 衛 門	七 兵 衛	金 藏
込 皆 戸 (久保田分)	忠 右 衛 門	權 太 郎	幸 藏
前 皆 戸	与 次 右 衛 門	丈 八	孫 右 衛 門
室 沢	与 右 衛 門	孫 兵 衛	重 兵 衛

(表紙) 組合村々議定書 勢多郡

女淵村

(本文) 議定書之事

一 近年諸勸化物賣等多分入込村々及難洗候ニ付御免勸化并定例之外諸勸化之儀は一切不申請尚又諸寺諸山人之由中間兩掛其外荷物等取持相越候節は嚴重相断其上得と筋柄相札無余

儀筋ニ有之候ハ御定之賃錢請取之罷立可致或は虚無僧并諸浪人等之義は先前御触通皆相守取扱可申且請保日雇并諸職人手間代之義は今般相改取極候様右之通

- 一 大工職之義は金卷分ニ付八日
- 一 左官職之義は同断ニ付七日
- 一 黒鍛仕事師 同断ニ付九日
- 一 耕作日雇四月より九月迄同断ニ付拾人
- 但し麦蒔中同様十月より三月迄

老人ニ付 錢百文

- 一 麦稲扱女日雇同断ニ付十文
- 一 春田植 其所仕来より二割下ケ
- 一 麦田植 右同断
- 一 諸賃仕事右同断

前書之通組合村々一同集會之上取極候上は假令何様の事出来候とも諸入用之義審場は勿論組合村々惣高割ニ而出錢可致候然ル上は精ニ申合御取締筋行届候様可致候依て議定一札如件

嘉永六丑年九月

(以下各村毎に三役一名主・組頭・百姓代で計三名づつ署名)

している)

林辺美太左衛門御代官所

上州山田郡

天王宿村

下新田村

桐原村

無町村

高津戸村

小平村

二軒在家村

長尾根村

浅原村

塩原村

同村

天沼新田

奥沢村

高泉村

上山上村

下山上村

中村

鱒村

女酒村

西田面村

下武井村

堀田撰津守領分

新壁村

苗ヶ嶋村

横沢村

同村

板橋村

大久保村

小林村

武井村

野村

込皆戸村

東田面村

同村

深津村

磯村

荒子村

泉沢村

堀越村

込皆戸村

竊ヶ倉村

前皆戸村

室沢村

馬場村

本多越中守領分

久保田新之丞知行所

稲葉長門守領分

秋元俱馬守領分

河野主計知行所同郡

小笠原三之丞知行所同郡

野々山〇藏知行所同郡

林播磨守領分同郡

野勢菊之助知行所同郡

曲淵英斎知行所同郡

大久保佐渡守知行所同郡

酒井大学頭領分上州勢多郡

寄場大間々町 百姓代(三名)

組頭(三名)

年寄 武兵衛

名主 佐七

江木村

樋越村

柏倉村

荒口村

大前田村

鼻ヶ石村

神之郷村

武井村

新川村

同村

同村

小惣代

天沼新田名主 意仙

塩原村名主 庄兵衛

前皆戸村名主 与次右衛門

柏倉名主 平右衛門

神之郷村名主 富八

大惣代

東田面村名主 市郎右衛門

荒口村名主 喜兵衛

膳村名主 治兵衛

酒井大学頭領分

同州山田郡

わが粕川村

八木節 粕川音頭 (金子裕作)

ハア！

園は上州  
ここに名高き  
天下無双の  
語り伝える  
金流銀流の  
その名つけたる  
今も昔も

サ一サ 踊ろよ 八木節音頭  
あのかいこどころ

ハア！

春は花咲く  
さくらばやしで  
うちの嫁御も  
お産のことなら  
母子センターは  
日本一だよ  
妃殿下さまさえ

サ一サ 踊ろよ 八木節音頭  
赤城の裾野  
草木もいぶく  
おめでた近い  
おまかせなされ  
我等の誇り  
皇太子さま  
おこしになった

ハア！

緑いろこき  
今日もこだます  
意気と情は  
ブール グランド

御殿の山に  
山ほととぎす  
どこにもまけぬ  
体育館で

元氣一杯  
家の中では  
農民体操で

サ一サ 踊ろよ 八木節音頭

体をきたえ  
有線放送  
病氣は知らぬ

ハア！

赤城のお山を  
におう菊花は  
女酒かぐらに  
村の祭だ  
福祉センターじゃ  
鉦酒聖人  
酒のりまさは

サ一サ 踊ろよ 八木節音頭

もみじにそめて  
老人クラブ  
稲穂も揺れりゃ  
八木節音頭  
お祝つづき  
あの桂川  
天下にひびく

ハア！

厚いこうりが  
滝沢温泉  
たいこやねには  
養鶏 養豚  
自転車ケースは  
再生ゴムでは  
みんな働く

サ一サ 踊ろよ 八木節音頭

大滝かくしや  
湯の香にけむる  
野菜にきのこ  
また酪農に  
中村工場  
東洋防水  
ゆたかな村よ

# 一、粕川村のすがた

## (一) 土地面積

	面積	二五・七六平方キロ
耕地	一二・九六四	五〇・三%
国有林	一・七〇八	六・六%
山林	五・三〇〇	二〇・六%
宅地	一・四三〇	五・五%
道路	一・〇六九	四・一%
水面	一七六	〇・九%
その他	三・一一三	一二・〇%

(昭和四十年現在)

## (二) 人口統計

明治以後の本村の人口、戸数の推移を事務報告書、国勢調査、住民登録等の資料にもとずいて調べてみた。

## ① 事務報告書などから

事務報告書住民登録等により、常住人口と戸数を調査してみると、人口は昭和三十年の一万五百五拾四人が最高で、以後年々減少したが、昭和四十年より横道となった。戸数は依然として増えている。

年次	世帯数		人口		戸数	世帯数	人口	戸数	世帯数
	(男)	(女)	(計)	(計)					
明治三六年	八四	二八六	二、四〇	五、八一	三二	一、七五	五、〇九	五、三九	一〇、〇五七
〃 三九	八六	二、六七	三、〇〇	六、〇七	三三	一、七二	五、〇八	五、四七	一〇、〇九一
〃 四二	八五	三、〇五	三、三六	六、六七	三四	一、七三	五、〇〇	五、〇〇	一〇、〇〇〇
大正 一	八三	三、一七	三、三六	六、五九	三五	一、七六	五、〇四	五、三七	一〇、〇一一
〃 五	九七	三、三〇	三、四四	六、八〇	三六	一、七九	五、〇五	五、〇五	一〇、〇一〇
〃 九	一、〇四	三、六三	三、七三	七、四〇	三七	一、七五	四、〇四	五、三〇七	一〇、〇五三
〃 一四	一、〇五	三、五三	三、五二	七、〇五	三八	一、七五	四、〇六	五、二八	一〇、〇一〇
昭和 五	不明	三、七〇	三、六五	七、三〇	三九	一、八四	四、七二	五、二八	九、〇八九
〃 一〇	不明	不明	不明	七、五二	四〇	一、八四	四、七二	四、九六	九、〇八〇
昭和一五年	不明	不明	不明	七、六六	四一	一、八三	四、七四	四、九五	九、〇九九
〃 二二	〃	〃	〃	一、〇〇	四二	一、八四	四、六三	四、五三	九、〇五三
〃 二五	一、六五	三、〇三	三、三六	一、〇二	四三	一、八九	四、七四	四、六〇	九、〇六六
〃 二七	一、六七	三、〇三	三、三六	一、〇二	四四	一、八八	四、七六	四、九四	九、〇六二
〃 二九	一、七〇	三、一六	三、三六	一、〇二	昭四四五	一、八九	四、七六	四、九四	九、〇六二
〃 三〇	一、〇一	三、一六	三、三六	一、〇二	〃	一、八九	四、七六	四、九四	九、〇六二

## ② 国勢調査

大正九年に第一回国勢調査が実施されて以来、昭和四十五年の国勢調査は第十一回目となる。

この国勢調査は、五年目毎に実施されてきたのだが、昭和二十年は大東亜戦争により中断され、昭和二十二年に臨時国勢調査が実施されている。

国勢調査は、粕川村に於ては、三十九調査区に分けて統計調査員が調査した。  
 大正九年の第一回の国勢調査より、第十一回目まで年表と、昭和二十五年、昭和三十年、昭和三十五年、昭和四十年の人口、面積、人口密度、年令五歳階級男女別人口、産業別男女別年令十四歳以上就業者数を示せば次のとおりである。

国勢調査年表

施行年度	世帯数	人口総数	男	女
大正 九年	一、二九九	六、五九	三、四六	三、一三〇
大正一四年	一、二〇五	七、〇〇五	三、四四	三、五五
昭和 五年	一、三九九	七、三三〇	三、七〇	三、六三〇
昭和 十年	一、二〇〇	七、五五二	三、八〇一	三、七五〇
昭和十五年	一、二七	七、九八	三、九七	三、九七
昭和二十年	一、三九九	一〇、〇六一	四、〇六	五、九五
昭和二十五年	一、三九九	一〇、〇六一	五、〇〇	五、〇一
昭和三十年	一、七三	一〇、〇八	五、〇七	五、〇一
昭和三十五年	一、五三	九、五九	四、八〇	四、七九
昭和四十年	一、八四	九、五二	四、六六	四、八五
昭和四五年	一、九三	九、四六	四、五七	四、八八

昭和二十五年国勢調査結果

一 人口	一〇、〇六一	男	五、〇〇	女	五、〇一	(計)	一〇、〇一
二 面積	二五、七六平方町						
三 人口密度	四〇一・四人	(二平方あたり)					
四 年令五才階級男女別人口							
(年令)		(男)		(女)		(計)	
〇才		一五六		一三三		二八八	
一才～四		五六一		六〇一		一、一六二	
五		一二七		九九		二二六	
六才		一二三		一三三		二五五	
七～九		四一八		三九四		八一二	
一〇～一二		三八〇		三五二		七三二	
一三～一四		二四三		二六三		五〇六	
一五		一三二		一二八		二六〇	

一六〇一七	二三四	二一九	四五三
一八	一〇五	一〇四	二〇九
一九	一一八	一一六	二三四
二〇〇二一	一九八	二〇一	三九九
二二〇二四	二五〇	二五〇	五〇〇
二五〇二九	二九九	三九五	六七四
三〇〇三四	二八七	三三一	六〇八
三五〇三九	二六九	二八五	五五四
四〇〇四四	二三〇	二五二	四八二
四五〇四九	二一八	二三七	四五五
五〇〇五四	二〇六	一八六	三九二
五五〇五九	一六六	一七四	三四〇
六〇〇六四	一五一	一四一	二九二
六五〇六九	一一一	一一一	二二二
七〇〇七四	六四	九五	一五九
七五〇七九	三九	四八	八七
八九〇以上	一五	二五	四〇

産業別 男女別 年令十四才以上就業者数

総数 五、一三五人 男二、八〇一人 女二、三三四人

(区分) (男) (女) (計)

一 農 業 二、一〇四 二、〇三五 四、一三九

二 林業及狩猟業 三 〇 三

三 漁業水産業	〇	〇	〇
四 鉱 業	〇	〇	〇
五 建 築 業	一〇〇	〇	一〇〇
六 製 造 業	二〇二	九九	三〇一
七 卸売・小売業	二二八	八三	三一
八 金融保険業	七	六	一三
九 運輸通信業	八四	一一	九五
十 サービス業	一一一	八七	一九八
十一 公 務	六〇	九	六九
十二 分類不態	二	一	三

昭和三十年国勢調査結果

一 人口 一〇、四〇八人 男 女

二 面積 二五・七六平方杆

三 人口密度 四〇四・〇人(二平方杆あたり)

四 年令五才階級男女別人口

(年令) (男) (女) (計)

〇 四才 五九七人 六二五人 一、二二二人

五 九才 六七四 六九〇 一、三六四

一〇 一四 六五三 六一〇 一、二六三

一五 一九 五〇五 五二四 一、〇二九

二〇 二四 四四四 四七三 九一七

二五 二九 三八〇 三六九 七四九

三〇〇	三四	二八三	三五六	六三九
三五〇	三九	二六三	三〇八	五七一
四〇〇	四四	二四五	二六九	五一四
四五〇	四九	二二五	二三八	四六三
五〇〇	五四	二〇七	二三五	四四二
五五〇	五九	一八八	一七〇	三五八
六〇〇	六四	一五二	一五二	三〇四
六五〇	六九	一二四	一一七	二四一
七〇〇	七四	八〇	一〇〇	一八〇
七五〇	七九	三七	六一	九八
八〇〇	八四	一三	二九	四二
八五〇	八九	四	八	一二

産業別 男女別 年令十五才以上就業者数

總数 五、一五五人 男二、七一四人 女二、四四一人

一 農 業	(男) 一、八九一	(女) 三、〇四六	(計) 三、五五九
二 林 業、狩猟業	四	一	五
三 漁業、水産養殖業	四	二	六
四 鉱 業	二	〇	二
五 建 設 業	五	二	七
六 製 造 業	二四四	三三	二八五
七 卸売および小売業	二五	二九	五四

柏川村のすがた

八 金融保険不動産業	〇	〇	〇
九 運輸通信およびその他の公益事業	五	二	七
十 サービス業	三六	二九	六五
十一 公務	〇	〇	〇
十二 分類不能の産業	〇	〇	〇

昭和三十五年国勢調査結果

一 人口	九、九三九人	男 四、八〇三	女 五、一三六
二 面積	二五・七六平方町		
三 人口密度	三八五・八人	(二平方町あたり)	
四 年令五才階級男女別人口			

〇 四才	四〇六人	四一二人	八一八人
五 九才	五八三	六〇九	一一九二
一〇 一四才	六五七	六七三	一、三三〇
一五 一九才	四六九	四八〇	九四九
二〇 二四才	三三一	四一五	七四六
二五 二九才	三八六	三六二	七四八
三〇 三四才	三二八	三三九	六六七
三五 三九才	二七五	三四四	六一九
四〇 四四才	二六〇	二九一	五五一
四五 四九才	二三二	二五八	四九〇
五〇 五四才	二一六	二二五	四四一

五五〇	一九〇	二二〇	四〇〇
六〇〇	一六九	一六一	三三〇
六五〇	一二九	一三六	二六五
七〇〇	九九	一〇五	二〇四
七五〇	四九	六七	一一六
八〇〇	一八	三七	五五
八五〇	五	一〇	一五
九〇〇	一	二	三

産業別 男女別 年令十五才以上就業者数

總数 五、二〇二人 男 二、七〇〇人 女 二、五〇二人

一 農業	(男) 一、四二二	(女) 一、八六七	(計) 三、二八九
二 林業、狩猟業	七	一	八
三 漁業、水産養殖業	四	一	五
四 鉱業	〇	〇	〇
五 建設業	二八	三三	六一
六 製造業	四六	三〇	七六
七 卸売業、小売業	一五	一五	三〇
八 金融保険不動産業	三	三	六
九 運輸、通信業	六	四	一〇
十 電気ガス水道業	三	〇	三
十一 サービス業	一四	一五	二九

十二 公務 一  
 十三 分類不能の産業 〇  
 昭和四十年國勢調査結果  
 男 四、六一一  
 女 四、九〇一

一 人口 九五一一人  
 二 面積 二五・七六平方町  
 三 人口密度 三六九・二人(一平方町あたり)  
 四 年令男女別人口

〇才	(男) 七一人	(女) 五四人	(計) 一二五人
一	七六	六四	一四〇
二	六八	七九	一四七
三	八五	七〇	一五五
四	七六	八三	一五九
五	七二	五八	一三〇
六	九二	八一	一七三
七	八五	七八	一六三
八	六七	九三	一六〇
九	八六	九七	一八三
一〇	二二〇	一一二	三三二
一一	一一二	一〇一	二一三
一二	九七	一〇五	二〇二
一三	一一一	一二七	二三八

三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	(年令)
六六	八〇	五九	七八	六一	七四	五七	六九	五八	七八	七〇	七一	五七	六九	四九	七六	六四	一〇四	一一二	一一八	一三五	一一七	(男)
五八	七九	七五	五四	七一	五五	五八	六五	六八	五〇	七〇	七三	七九	七九	八七	七六	七四	一一一	一三〇	一二四	一〇九	一四〇	(女)
一二四	一五九	一三四	一三二	一三二	一二九	一一五	一三四	一二六	一〇八	一四〇	一四四	一三六	一四八	一三六	一五二	一三八	二一五	二四二	二四二	二四四	二五七	(計)
三七	四一	四三	三九	四四	四二	五二	四四	五四	三七	六〇	四四	五四	四四	四〇	六一	六五	六五	五八	六一	五九	七六	(年令)
四一	四五	三六	三八	五六	五三	四三	四七	四八	五四	五七	六四	五九	六六	七七	六二	七〇	六七	六七	六一	七二	七五	(女)
七八	八六	七九	七七	〇〇	九五	九五	九一	〇二	九一	一七	〇八	一三	〇六	一七	二三	三五	三二	二五	二二	三一	五一	(計)

八〇 七九 七八 七七 七六 七五 七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八  
 六 一一 一 九 一五 一四 一九 一八 一八 二〇 二四 二二 二一 三一 三三 三二 二六 三〇 三二 三二 四六 三五 三五

二九 二二 一六 一八 二二 一六 二二 二二 二七 三一 二六 一九 三三 三八 三七 三二 四九 三三 四〇 四三 三八

一八 二〇 二三 二八 三一 三二 四一 三四 四一 四二 五一 五三 四七 五〇 六六 七〇 六三 六二 八一 六五 八六 七八 七三

産業別男女別、年令十五才以上就業者数	總數	五、一四六人	男	二、七五二人	女	二、三九四人
一 農 業	八一	〇	一	〇	一	〇
二 林 業、狩猟業	八二	〇	〇	〇	〇	〇
三 漁業、水産養殖業	八三	〇	〇	〇	〇	〇
四 鉱 業	八四	〇	〇	〇	〇	〇
五 建設業	八五	〇	〇	〇	〇	〇
(区分)	八六	〇	〇	〇	〇	〇
(男)	八七	〇	〇	〇	〇	〇
(女)	八八	〇	〇	〇	〇	〇
(計)	八九	〇	〇	〇	〇	〇

六 製 造 業

(1) 金屬機械化学工業

(2) 織 維 工 業

(3) その他の諸工業

七 卸売業、小売業

八 金融保険不動産業

九 運 輸、通信業

十 電気ガス水道業

十一 サービス業

(1) 対個人サービス業娯楽業

(2) 対事業所サービス業修

(3) その他のサービス業

十二 公 務

十三 分類不能の産業

○明治四十四年末現在業別戸数調

一 農業 七七八戸

二 商業 一一二戸

三 工業 二二戸

因税営業者及県税営業者  
種種稅業者調

因税営業者

金錢貸付業  
製造業  
仲立業

四九

三〇

三〇

一六

二六

二

二〇

五

一三

六

六

〇

〇

四六

六

二七

六

二

二

〇

一

五

三

六

七

二

七

三〇

販 売 業

売 薬 品 業

自家用醬油稅

県営業種稅業者

營 業 稅

雜 種 稅

物品卸売業

物品小売業

穀物 搗碎業

精 白

宿 屋 業

機 織 業

周 旋 業

製 造 業

運 送 業

県税営業者

鉱清宿屋業

代 弁 業

牛馬売買業

大 工 職

石 工 職

荷 鞍 職  
木 挽 職

二六人

三人

二〇人

二五五人

一九五人

一三人

六八人

九人

三人

九二人

二人

二人

五人

一人

一人

一人

八人

一三人

六人

一人

一人

五人

龍職	七人	下駄職	一人
左官職	三人	彫刻職	一人
飲食業	九人	仕立職	一人
雜種稅業者		桶職	一人
水車業	三〇人	土方職	六人
貸金業	一六人	機卷職	一人
理髮業	五人	綿打職	一人
乗馬稅	三人	製糸器械職	一人
畜犬稅	四一人	ブリキ職	一人
荷車稅	五二人	摺白職	四人
荷馬車業	六人	乳牛業	一人
客馬車業	一人	漁業	四人
自転車稅	三一人	鉱泉湯槽業	一人
人力車業	五人	屋根職	四人
草履職	一人	炭燒職	一人

前記の国勢調査と比較するために明治末年の産業別人口を掲載した。

### (三) 粕川村の苗字

① 苗字調査 (昭和四十六年六月二十五日現在)

天笠	赤川	天野	阿部	阿久沢	安達	青柳	天田	新井	青木	荒井	阿久津	ア	苗字	中之沢	沢	室	月	桶	新	達	深	女	田	中	藤	計
									一	二	一															

粕川村のすがた

石橋	飯塚	石原	桶川	石田	磯田	石川	今泉	イ	青山	天川	水上	阿佐美	苗字	中之沢	沢	室	月	桶	新	達	深	女	田	中	藤	計

一九一



柏川村の寸がた

苗字	中之沢	室沢	月田	稲里	新屋	込皆戸	深津	女淵	田面	中膳	計
小田島							一				
小野											
太田											
大里											
大内											
小倉											
小椋											
大橋											
長壁											
大田											
奥野											
大野											
恩田											
鬼山											
力山											
河島											
河原											
河塚											
鎌塚											
榎野											
関野											
加藤											
加藤											
金子											
計											

苗字	中之沢	室沢	月田	稲里	新屋	込皆戸	深津	女淵	田面	中膳	計
片山											
金山											
唐沢											
鹿島											
神尾											
神田											
川田											
上岡											
笠木											
川崎											
金山											
金山											
亀井											
神山											
川村											
狩野											
笠原											
鹿沼											
貝之瀬											
影沢											
角谷											
計											



関根	関谷	関口	セ	杉上	須永	須田	鈴木	須藤	ス	塩沢	真藤	品川	淡沢	下田	島田	洪江	白石	正田	篠原	清水	苗字	
		三						二													中之沢	
								一													室沢	
		七	五					八												四	三	月田
																						稲里
																						新屋
																						込皆戸
																						深津
																						女瀬
																						田面
																						中膳
																						計
四	八	三		一	九	七	六	七	一	〇	一	〇	一	四	五	一	一	三	三	四	九	

立川	田沼	竹内	高柳	武井	高草	高岸	田島	鷹果	田村	高橋	田部	滝沢	田谷	田部	武田	夕田	瀬川	瀬下	関山	瀬戸	苗字
																					中之沢
																					室沢
																					月田
																					稲里
																					新屋
																					込皆戸
																					深津
																					女瀬
																					田面
																					中膳
																					計
一	九	五																			
〇	六	三	六	九	三	二	七	一	四	四	一	三	一	一	四		一	一	六	六	九



春川	萩原	藤沼	長谷川	橋本	林	服部	蜂須	八沢	野沢	ノ	根岸	本	沼尾	布日	又	錦	新山	西川	仁木	二	苗字	
							一															中之沢
																						室沢
																						月田
																						稲里
																						新屋
																						込皆戸
																						深津
																						女瀬
																						田面
																						中
																						騎
																						計

船川村のすがた

古見	福津	福島	藤野	藤口	船戸	藤田	深沢	藤生	藤巻	フ	樋口	平沢	平野	平山	ヒ	原	箱田	伴内	秦	原	苗字	
																						中之沢
																						室沢
																						月田
																						稲里
																						新屋
																						込皆戸
																						深津
																						女瀬
																						田面
																						中
																						騎
																						計

一九七

丸前	真町	町	島	前	前	松	丸	松	増	松	マ	他	本	細	細	細	星	細	木	別	へ
田原	下	田	田	橋	野	村	山	島	田	井	積	間	川	路	瀨	野	井	府			
									一	一							二				
																		三			
							八											四			
							五											一			
									一	二								一			一
						一			五												
						一												五			
一	二	登	二	一		完	一								二		四	一			
							四											二			
							二											一			
							二											一			
一	二	三	二	一	一	一	六	四	五	三	四							四	三		一

本	望	諸	茂	森	毛	村	村	室	棟	△	宮	皆	三	三	三	官	三	笑	ミ	松	益
橋	森	月	星	木	山	山	田	賀	渡		崎	川	好	森	井	田	輪	輪		原	永
一	二																				
一	二	四	一	六	二																



## 四 村 誌 (明治十年)

群馬県議会図書室所蔵の村誌のうち粕川村分を示す。国と県の二部提出した国の分は大正十二年の関東大震災に焼失してしまった。

現群馬県の初代県令であった樹取素彦は要項を示して各町村(現大字)から町村誌の提出を求め、明治九年から十一年の間に提出されたのが本文である。この年代のそろった資料として貴重であろう。

## 上野国勢多郡女淵村

本村古時深奥莊大胡郷ニ属ス上深津ト旧称ス元慶ノ比南淵朝臣秋郷上野権大塚タリシ時此地ニ居テ全国ヲ都督ス因テ美名淵ト云又其恩徳ヲ崇ヒテ御名淵ト称ス今女字ヲ用ルハ假借ノミ寛永元甲子年新屋村又込皆戸村ヲ分チ三村トナル村内巽位ニ粕川組ノ一郡アリ形勢別村ノ如シ其隔居不便ナルヲ以テ明和七年ヨリ貢租ヲ各納ス維新後命アリテ觀旧ス元和年間粕川西丘ノ荒野ヲ開墾セシハ参河ヨリ米レル鈴木大学義信其従属加藤六郎佐藤図書等ノ協力新拓居住セシニ始マル今廿戸アリヌ本村ト粕川トノ間ニ田用ノ小溝アリ是ヲ割分堀ト云木村ノ内ヲ割分ルト云フ意ナリ今割上堀ト称ス

領域東ハ同郡西田面村ト粕川中央ヲ以テ界トシ西ハ新屋村畑林ニ接シ南ハ深津村川道ヲ以テ隣シ北ハ込皆戸村対ス

幅員 東西拾六町拾間南北拾九町五拾間

管轄沿革 天正十八年ヨリ元和四年迄牧野右馬允康成之ヲ領シ同年ヨリ寛延二年迄酒井雅楽頭ノ領トナリ同年ヨリ松平大和守代領シ明和四年ヨリ徳川幕府ノ直管トナル因テ代官前沢藤重郎支配スルコト十二年次テ山中太郎右衛門支配タルコト二年安永八巳亥年酒井石見守領シ明治五壬申年群馬県ノ所管トナル

里程 群馬県庁ヨリ東位三里拾老町拾四間四尺東方田面村元

標迄拾町三十六間三尺西方込皆戸村兼地元標迄拾七町九間三尺北方込皆戸村元標迄拾三町五拾壹間三尺南方深津村元標迄拾町三拾六間三尺東方山田郡大間々町元標迄武里西方大胡町元標迄老里五町廿五間南方佐位郡伊勢崎町迄三里

地勢 北方赤城山麓ニシテ運輸不便然シテ薪炭ハ乏カラス

地味 土質赤黒色ニシテ稲麦皆黄壤ニ依テ熟スルヲ得水利善

カラス

税地 田六拾町四段九畝三歩 畑六拾町九段四畝貳歩 宅地

拾町六段九畝廿四歩 林四拾貳町四段四畝貳歩 總計 百七

拾四町五段七畝壹歩

貢租米租貳百九拾三石貳升七合 金租四拾四圓四拾三錢六

厘

飛地 本村ノ西北新屋村へ入字下経塚畑六段八畝拾四歩林九

段老畝四歩芝地七畝拾四歩墓地老畝廿七歩、西北込皆戸村へ

入字経塚東次田五畝廿八歩畑老町三段五畝拾八歩林六町六

段四畝廿八歩荒地三畝八歩芝地三畝拾九歩墓地老畝廿三歩、

西北込皆戸村新屋村へ入会字西矢吹同中矢次同北矢次畑三町

三段七畝五歩田老畝八歩林三町八段六畝八歩荒地老段拾八歩

芝地貳畝八歩、西方新屋村込皆戸村ニ入リ字間ノ谷田貳段八

畝廿九歩畑老町老段貳畝拾四歩林三町三段六畝廿四歩、西方

込皆戸村ニ入リ字北ノ原字地四段貳畝拾歩畑九段貳畝廿貳歩

林九段九畝廿八歩、西南方込皆戸村ニ入リ字大峰林老町老

畝拾三歩、同方込皆戸村深津村へ入会字長岡林五段七畝拾三

歩、西南方込皆戸村ノ南西大室村ノ北字大峰林場東西五拾間

南北老町四拾三間

戸數 農百九戸社八座寺三ヶ所堂三字

人員 男貳百六拾貳人、女貳百五拾六人出稼寄留男四人女七

人寄留男六人女三人

馬 牡馬四頭、牝馬四拾八頭

川 泉川最深急貳間淺急三尺幅広急三間狭急老間三尺粕川ノ

支流ニシテ北込皆戸村ヨリ来リ本村ヲ貫キ軒曲ニ流レ南深津

村ニ入ル其長三拾町九間四尺、粕川最深急老間三尺淺急五尺

幅広急廿七間狭急拾五間水源ヲ赤城山ニ発シ村ノ北東ノ隅ヨ

リ来リ東南ニ曲流スルヲ廿六町ニシテ深津村東端ニ至ル勢多

ヲ経テ佐位ニ至リ比利根川ニ合流ス此川夏秋大雨ノ時必暴漲

ス故ニ年々堤防ス

沼拾壹ヶ所、下八幡沼村ノ東ニアリ東西五拾壹間三尺南北六

拾五間周圍貳百七拾九間三尺天保十年領主羽州松山城主酒井

石見守ニ請願シ官民両費ヲ以テ新開シ以テ灌田ニ供ス驛海道

沿ハ村ノ東方東西廿老間南北四拾七間周圍百四拾五間三尺深

津村田水トナス、鵜沼ハ村ノ中央東西拾七間南北廿貳間三尺

周圍七拾六間三尺本村ノ田水トス

字殿原用水村西東廿四間三尺南北六十二間周圍百八十間三

尺元來古城ノ遺墟ナリ今ハ樋ヲ伏セテ本村及深津村ノ田水ヲ

引クナリ、西宿沼ハ村西東西三拾三間三尺南北拾壹間三尺周

圍百二間本村ノ田水ナリ、又村ノ西北ニ東西拾八間三尺南北

廿式間三尺周圓七拾六間三尺本村ノ田水ナリ、又村ノ西北西宿沼東西三拾三間三尺南北拾三間周圓八拾四間本村ノ田水ナリ、又村ノ西北ニ西宿沼東西四拾壹間三尺南北三拾八間周圓百四拾間本村ノ田水ナリ、又村西ノ西宿沼東西三拾間南北百廿八間周圓四百四間三尺本村又深津村ノ田水ニ供ス是亦古城ノ遺墟ナリ、又村西字唐塚沼東西四拾四間三尺南北七拾六間三尺周圓武三拾八間三尺深津村ノ田水ナリ

道路 大間々町ヨリ大胡町往遼東方田面村境ヨリ(南深津村境ニ至ル)西方込皆戸村境ニ至長拾五町三拾間三尺幅貳間、伊勢崎町ヨリ赤城山路北方込皆戸村界ニ至ル長廿町四拾四間三尺幅九尺、本村元標ヨリ西北ニ軒回シ新屋村界ニ至ル迄長八町廿五間三尺、揭示場本村中央ニアリ

堤塘 粕川ニ沿ヒ村ノ東北字上八幡ヨリ字中粕川ニ終ル長拾五町堤敷老丈高五尺馬踏六尺水害ヲ除クノ便ニ供ス從來官費タリ明治八年ヨリ修繕費用民力ニ属ス

淵 本村ノ西北位ノ古城ノ北ニアリ土俗ノ伝ニ云フ高野辺家成ト云者曾テ此ニ居住セシカ其女ヲ継母ノ憎ミテ家臣等ト謀リ魔住田ノ淵ニ沈致スト今ニ其遺蹟ニ存セリ

古墳 経塚ト云本村北方ノ山林中ニアリ里人ノ伝説ニ高野辺家成其女ノ非命ニ死セシヲ哀感シテ石堂坊ト云フ僧ヲシテ千部経ヲ誦マシム誦ミ竟テ斉器経文悉ク地ニ埋ミテ塚トス今ヤ過此所ヲ鑿テ往々古器古銭ヲ得ルアリ其ノ靈ノ祟リアランコトヲ恐レテ旧ノ如ク楳理セリ墳上ニ一基ノ古碑アリ石古クシテ

何レノ時何人ノ墓タルヲ識ラス

古碑 本村ノ西北赤城神社ノ背後女淵ノ北畔ニアリ面幅壹尺三寸横幅七寸長四尺余頭形銀杏殼ヲ被ラセシカ加ク三面ニ二線ヲ畫セリ表面ニ日輪ノ形アリ其徑五寸石古クシテ文字ノ有無ヲ知ラス古老ノ伝ニ云上野權大椽從七位上南瀨朝臣秋那ノ碑ナリト

社 御靈社村社東西三拾六間三尺南北廿九間面積貳段七畝老步本村中央ヨリ西方ニアリ旧時社地老段老步狹隘ナルヲ以テ安永五中年ヨリ宮城氏寄附地山林貳段七畝老步今ノ地ニ移セリ旧社地ハ明治十年六月上地ス祭神早良親王伊予親王。

文屋宮田磨朝臣。藤原夫人藤原広嗣橋邊勢朝臣吉備真備朝臣菅原道真朝臣合八柱神ナリ祭日四月十八日九月十八日タリ境内ニ杉林森然タリ、八幡社東西拾貳間南北三拾間面積八畝廿六步本村中央ヨリ東北ニ位ス祭神菅田別命祭日九月十五日境内ニ松杉雜植ス、愛宕社東西八間南北拾七間面積四畝老步本村中央ヨリ西北ニ位ス祭神火産靈神祭日九月廿四日境内雜樹森々タリ

赤城社東西拾八間南北廿間三尺面積六畝老步本村ノ西北ニ位ス社外ニ芥田トシテ田七畝四步芝地貳段五畝九步アリシヲ明治五年公命ヲ奉シ奉還ス又境内老段六畝三歩ノ北面老段貳步ヲ裂キテ上地シ今ハ六畝老步ヲ存セリ三夜沢赤城神社ノ分社ナリ祭日五月廿日境内松杉多シ

雷電社東西五間南北三拾間面積七畝拾八步本村ノ乾位ニア

リ大雷命ヲ祀ル祭日九月五日境内松杉アリ、天神社東西拾七間三尺南北拾四間面積三畝廿五步村ノ中央ニアリ祭神菅原道實公祭日九月廿五日境内梅杉林ヲナス、稲荷社東西七間三尺南北拾八間面積式畝廿七步本村ノ南方ナリ保食大神ヲ祀ル祭日九月廿九日境内松杉叢植ス、稲荷社東西拾八間三尺南北拾四間面積式畝拾四步本村ノ東南ナリ祭神宇賀御魂命祭日二月初午九月十九日境内松杉叢生ス

寺 龍光寺東西五拾六間南北廿五間面積式畝八畝三歩同郡茂木村曹洞宗長興時末派本村西方ニ在リ新井形部右衛門某年天室伊光ト云僧ヲ招キ開基セシム、千手院東西廿九間南北三拾式間面積式畝七畝四歩新義真言宗山城回字治部醍醐三寶院末派ニテ僧光堂創立本尊千手觀音仏建長五丑年開基、多福寺東西拾五間南北拾八間面積八畝廿四歩群馬郡公田村天台宗淨明院末派本村ノ西北ニ在リ性善開基創立年月伝ハラス、觀音堂本村ノ北方ニ在リ面積八畝四歩里伝ニ行基菩薩一木ヲ以テ觀音像三軀ヲ造ル其元木ニテ刻セシカ此ノ像ナリト云費日一月十八日八月十日之ヲ信スレハ除災ノ庇験アリトテ近郷ヨリモ群參ス、藥師堂本村ノ西方ナリ面積式畝廿步千手院境内ニ隣レリ此像眼病ヲ癒レハ応アリトテ近郷ヨリ群詣ス、觀音堂村ノ中央ニアリ面積廿步十一面觀音ノ石像ヲ安置ス此辺ノ島ヲ行基ノ原ト云深ク耕スノ際今ノ火酒壺ニ髣髴タル古陶器出フ之ヲ破レハ雲母ノ如キモノ飛散ス相伝フ往昔此所墓地ニシテ茶毘セシ骨ヲ埋メタル者ナリト

學校 女瀧學校本村ノ西南ニ位ス生徒男百廿九人女拾四人事務取扱所 戸長居宅ヲ仮用ス

古跡 古城跡村ノ西北ニ在リ南北三町東西二町回字形ヲナス十一所アリシカ六所ハ畠トナリ四所ハ村人ノ居宅トナリ一所ハ社地トナレリ遺塚ハ皆樋ヲ設ケ田水ニ供ス此城古昔何人ノ創築ナルヤヲ伝ヘス中古觀應年中足利直義上杉憲顯ト女瀧城ニ戰テ直義敗レ足利ニ走ルト(按ニ觀應ニハ直義帰順シ上杉靈顯等ト尊氏ニ抵抗セリ然レハ直義カ憲顯ト戰フト云ハ誤伝ナルベシ)天文年間沼田平八郎此城ヲ守ル謙信関東兵ヲ出シ女瀧城ヲ攻技キ長尾但馬守顯長ニ与フ顯長荒井國書允ニ命シ此ヲ守ラシムト云

物産 米麥大豆小豆粟稗麥蒭藪生糸等皆下等品ナリ此諸品自用ノ際ハ大間々町或ハ群馬郡前橋町佐位郡伊勢崎町へ輸売ス  
民業 男ハ農業ヲ業トスル者百九戸女ハ都テ養蚕製糸綿糸ヲ紡シ織縫ヲナス  
右之通ニ候以上

明治十一年三月

戸長 森 定右衛門

上野國勢多郡女瀧村字地取調

字地 新宿本村中心ナリ田畑又ハ屋敷ノ地アリ東西一丁五十間

南北二丁ニ余レリ則四隣ヘノ元標ヲ建ル

池ノ皆戸上池皆戸アリ下池皆戸アリ新宿ノ南ニ隣ス東

西一丁四十間南北五丁ニ余ル悉ク耕地ナリ

宿本村元標ノ西ニ連ル東西二丁南北三丁ニ不足ス人民  
居宅ノ地又耕地ナリ牲古ノ城跡ニ混ス

殿原本村標木ヨリ西北ニアリ東西一丁四十間南北二丁  
ニ余ル社地アリ寺地アリ瀧池山林又宅地アリ何レモ古  
城跡ナリ

中宿殿原ノ東ニ隣ス東西四十間南北二丁五反社地宅地  
又畑アリ古跡ニ混ス

西宿標木ヨリ西北ニアリ東西二丁南北二丁ニシテ余リ  
アリ地勢回字形ヲナスハケ旭社地宅地瀧池又畑等ナリ  
何レモ古城跡ナリ

赤城本村西北ニアリ南北二丁東西二丁ニ不足ス赤城神  
社ノ社地アリ畑アリ是又城跡ナリ百々貫赤城ノ北ニ  
連ル南北三丁ニ余ル東西五十間悉ク耕地ノミナリ

石田原本村ノ北百々貫ノ東ニ隣ス東西一丁五反南北二  
丁皆稲田ナリ

上八幡石田原ニ隣リス東西二丁五反南北六丁五反社地  
田畑僅ニ山林ヲ接ユ

下八幡上八幡ノ南ニ隣リス東西二丁五反南北二丁ニ余  
ル地勢瀧池ニケ所皆耕地ナリ

前裁場元標ヨリ北ナリ東西二丁南北二丁五反堂地耕地  
宅地等ナリ

上洪沢本村ノ東ニアリ東西ニアリ東西二丁五反南北三

丁ニ余ル地勢畑林ナリ

下洪沢上洪沢ノ南ニ連ル東西三丁ニ余リ南北一丁十五  
間悉ク畑ナリ

木ノ下本村元標ヨリ東ニアリ東西一丁十五間南北三丁  
四十五間稲田ニ些畑ヲ接ユ

天神木ノ下ノ西新宿ノ北ナリ天神ノ社地又宅地畑等ナ  
リ東西一丁十五間南北一丁四十間

新屋敷村ノ南ナリ東西二丁余リ南北三丁田畑ニ少ク宅  
地山林接ユ

一本松村ノ東南ニアリ東西三丁二十間南北一丁皆畑地  
ナリ

横手一本松ノ南ニ隣ス東西三丁南北二丁悉ク畑ナリ  
上堀又木ノ東南ニアリ東西二丁五反南北二丁不足ス稲  
田ナリ些畑ヲ接ユ

下堀又木上又堀又ノ南ニ隣ス東西二丁五反南北二丁ニ  
シテ余リアリ悉ク稲田ナリ

粕川西粕川アリ北粕川アリ中粕川アリ東粕川アリ又南  
粕川アリ合テ五粕川皆一ナリ是ヲ粕川組ト云本村ヲ東

南へ去ル十五丁東西五丁南北七丁八丁二十戸社地アリ  
山林田畑アリテ一村ノ形勢ヲナス

稲荷木粕川西南ニ隣ス東西三丁二十間南北一丁社地ア  
リ稲田多ク畑アレトモ計スルニ足ラス

根欄稲荷木ノ西ニ隣リス本村ヲ南へ去ル十丁ニ余ル南

ハ深津村ニ接対ス東西一丁四十間南北三丁五反人民ノ  
居室十戸ニ不足ス田畑ナリ

近江堂根橋ノ北ニ連ル東西二丁ニ余ル南北二十間耕地  
湖池又山林アリ膳棚元標ヨリ西南ニアリ東西十間南北  
三丁四十間悉皆植田ナリ

前書ノ通字地取調候免相違無御座候

第八大区二小区

上野国勢多郡室沢村

本村古時開拓年度其他分村等ノ伝説無之

東ハ勢多郡板橋村ト清水沢川ヲ以界トシ西ハ勢多郡苗  
ヶ嶋村馬場村ト粕川中央ヲ以界トシ南ハ勢多郡月田村  
ト道川ヲ以界トシ北ハ赤城山原野ニ接シ

幅員 東西十二町南北二十六町面積二百五十六町二十歩

管轄沿革 大胡城主常陸介領分同城主牧野駿河守領分天正十

八年ヨリ元和二丙辰年マテ右両主區別不明瞭ナリ次ニ  
元和三丁巳年ヨリ寛延二巳己年マテ百三十七年間厩橋  
城主酒井雅楽頭領分ナリ寛延三庚午年ヨリ明和五戊子  
年マテ二十六年間同城主松平大和守領分ナリ明和六巳

丑年ヨリ天明五乙巳マテ十六年間岩鼻殿在前沢藤重良  
御支配ナリ天明六丙午年ヨリ明治五壬申年三月マテハ  
十七年間山城國深城主稲葉丹後守領分ナリ同三月ヨリ

村誌(明治十年)

勢多郡女酒村

明治十一年三月

副戸長

松村忠次郎

同

森 小次郎

楢取郡馬県令殿

里程

明治六月マテ群馬縣管轄ナリ同六月ヨリ明治九年九月  
マテ鮎谷縣管轄ナリ同九月ヨリ群馬縣管轄ナリ

群馬縣庁前橋ヨリ東方本村元標へ四里九町三十九間四  
隣ハ東北方板橋元標へ十九町二十四間西方苗ヶ嶋村元  
標へ十老町三十二間西南方馬場村元標へ九町三十九間  
南方月田村元標へ二十町十七間北方赤城山原野へ十老  
町五十間東方大間々町へ二里南方伊勢崎町へ四里西南  
方大胡町へ老里三十町

地勢

東北ハ林ニテ西南ハ田畑ナリ運輸ハ不便ナリ薪炭等ハ  
礦余ナリ

地味

其色赤シ黒シ其質美ニテ補ニ宜シ水利ハ便リナリ

飛地

本村北方赤城山原野ノ内字滝沢林地五反八畝十四歩同  
北方赤城山原野ノ内大字大養林地老反三畝七歩

## 字地

字大林東方字中ノ沢ニ連リ南方字矢次ニ連リ西方粕川ニ屬シ北方赤城山原野ニ接ス東西二百間南北二百五十間字矢次東方字峯大平ニ連リ南方字神田沢ニ連リ西方粕川ニ屬ス北方字大林ニ連ル東西百六十五間南北二百六十二間字神田沢東方字拾二木ニ連リ南方字安通ニ隣シ西方粕川ニ屬シ北方字矢次ニ連ル東西二百四十間南北二百七十五間字安通東方日光往還ニ屬シ南方字洞ニ西方粕川ニ屬シ北方神田沢ニ連ル東西二百七十五間南北二百二十五間字洞東方日光往還ニ屬ス南方字石原ニ隣シ西方カス川ニ屬シ北方字安通ニ連ル東西二百三十五間南北二百四十五間字石原東方字茂呂木ニ連リ南方月田村ニ隣シ西方粕川ニ屬シ北方日光往還ニ屬ス東西百五十二間南北二百六十間字茂呂木東南方月田村ニ隣シ西方ハ字石原ニ連リ北方字下永田字洞ニ連ル東西百九十間南北三百六十間字下永田東方板橋村ニ隣シ南方字茂呂木ニ連リ西方日光往還ニ屬ス北方字下ノ久保ニ連ル東西二百四十間南北二百七十間字下ノ久保東方字上永田ニ連リ南方字下永田ニ連リ西方日光往還ニ屬ス北方字向山ニ連ル東西百九十二間南北百九十間字上永田東方板橋村ニ隣シ南方下永田ニ連リ西方字下ノ久保ニ連リ北方大平ニ連ル東西二百十五間南北二百五十五間字大平東方板橋村ニ隣シ南方字上永田ニ連リ西方字向山ニ連リ北方日光往還ニ屬ス東西百二十間南

北二百五十五間字向山東方字大平ニ連リ南方字下ノ久保ニ連リ西北方日光往還ニ屬ス東西百九十間南北二百二十五間二本松東方板橋村ニ隣シ南方日光往還ニ屬ス西方字拾二木ニ連リ北方清水沢ニ連ル東西二百二十間南北二百五十間字拾貳木東方二本松ニ連リ南方字安通ニ西方字神田沢ニ連リ北方字砂押ニ連ル東西二百三十五間南北二百七十間字峯大平東方砂押ニ連リ南方字十二木ニ連リ西方字矢次ニ連リ北方字中ノ沢ニ連ル東西百九十間南北二百十間字中ノ沢東方清水沢砂押ニ連リ南方字峯大平ニ連リ西方字大林ニ連リ北方赤城山原野ニ接ス東西二百四十五間南北二百十間字砂押東方字二本松清水沢ニ連リ南方字拾二木ニ連リ西方字峯大平ニ連リ北方字中ノ沢ニ連ル東西二百八十間字清水沢東方板橋村ニ隣シ南方字二本松ニ連リ西方字砂押ニ連リ北方赤城山原野ニ接ス東西二百間南北三百十間

牛馬 牡牛總計二頭、牝馬總計二十五頭

川 粕川源ハ赤城山小沼ト字大猿ト両谷ヨリ出南方ニ流レ赤城山往還ニ屬ス本村ヨリ八町十八間苗ヶ嶋ニ通ス飯橋アリ夫ヨリ南ヘ流レ日光往還ニ屬ス本村ヨリ七町二十六間馬場村ニ通ス飯橋アリ夫ヨリ南ヘ流レテ月田村ニ至ル夫ヨリ數村ヲ經テ利根川ニ入ル

森林 松並木官有ニ屬シ長サ廿里三十町畝間横巾十二間反別

十五町二反四畝十八歩本村ノ北方十卷町四十間ニアリ  
松木團凡七尺位ヨリ二尺位マデ枝下三間ヨリ卷間マ  
テ

大林官有ニ屬シ東西卷町二十間南北三町反別三町六反  
二畝二歩本村ノ北方ニアリ橋木多シ大樹ナシ

林民有ニ屬ス東西八町二十二間南北武十町三十間反別  
百三十五町卷反九畝八歩村ノ東北ニアリ橋木多シ大樹  
ナシ松木所々ニアリ

### 道路

日尤橋往還本村西南方馬場村界ヨリ東北方板橋村界ニ  
至ル長十八町四十八間道敷老間半赤城山往還本村ノ西  
方苗ヶ嶋村界ヨリ南方月田村界ニ至ル十六町四十八間  
掲示場本村ノ東北ヨリ十卷町二十二間ニアリ本村ノ  
西南ヨリ七町二十間ニアリ本村ノ西ヨリ八町十八  
間ニアリ本村ノ南ヨリ八町三十間ニアリ

### 流

赤城山不動ノ流高ヤ十六丈三尺由五間ナリ源ハ赤城山  
ノ内地蔵ヶ嶽ノ東方ニ小沼アリ是ヨリ出来リ本村ノ北  
方字滝沢ニ落フ下ニ流シテ和川トナル

### 社

八雲社村社々地東西十七間南北三十七間面積卷反六畝  
三歩本村ノ中央ニアリ祭神ハ速彥素鳴命祭日七月二十  
二日十月十九日社地老杉木アリ愛宕社無格社々地東  
西三間南北三十八間面積四畝七歩村ノ東北ニアリ祭神  
火産靈神祭日一月二十四日十月十九日社地ニ老杉木  
アリ

### 寺

全徳寺東西二十四間半南北十八間面積卷反五畝二十五  
歩曹洞宗永平寺末派ナリ本村ノ中央ニアリ天正六戊寅  
年秋山東益僧創建ナリ

不動堂東西四十五間南北六十卷間面積六反三畝二十七  
歩本村ノ北方卷里三十四町十八間ニアリ応永十三甲申  
年七月藤原朝臣沙弥道広創建ナリ

村事務取扱所 往古ヨリ戸長宅ニテ取扱来リ別ニ設立之ナク  
帳也

### 古跡

赤城山神社跡本村ノ北方字御殿ト云所ニアリ東西四十  
五間南北三十五間面積五反二畝十五歩本村ヨリ卷里十  
八町ニアリ但シ赤城山神社ノ三夜沢ハ御邊座ハ桓武天  
皇御代ノ頃ト言伝ヘアリ年号支干詳カラス

### 物産

米麦小麦大豆小豆種蕎麥等其質悪クシテ出来多カラス  
穀米穀ハ糲余ニテ大間々町ニ輸送ス植物桐桑松杉等ナ  
リ

飲食米麦小麦小豆種蕎麥粟等ナリ

製造物生糸蠶炭等類前橋町へ輸送ス

### 民業

男農ヲ業トスル者六十戸農間ニ薪炭ヲ業トナス女縫織  
業トスル者百三十九人猶養蚕ヲ業トス  
前書之通取調候処相違無御座候也

第八大区卷小区

勢多郡室沢村

明治十一年一月三十日 立會人 石 原 沢五郎

副戸長 河原 興平治  
戸長 小池 藤造

## 上野国勢多郡深津村

本村古時深栗ノ郷ト称ス和名抄ニ上野国勢多郡深栗ト見エタル是ナリ此地近村中ノ凹所ニシテ面カモ中央ニ溝渠アルヲ以テ深栗ト号スト後転シテ深栗ト呼ビ或ハ深橋ト記ス再転シテ深津ト云旧時ハ近地ノ大称ニシテ西ハ本部真壁村東ハ深沢ニ至ルノ間里程凡七八里内或ハ深栗ノ荘又深栗ノ郷トモ称セリ其中女瀧新屋込皆戸大前田鼻毛石柏倉ノ六村ハ皆本村ノ字地ナリシ由旧記ニ載ス就中柏倉ハ深津修理ノ祖先分籍シテ此ニ任シ後別レテ一村トナル又女瀧ハ旧上野権大権南淵秋郷ノ居地ナリシ故ニ南淵ト称セリシテ元慶年間滅亡ノ後何時カ今ノ称ニ転シタル也新屋ハ延喜式ニ載スル所ノ上野九牧ノ内ナル新屋ノ牧是ナリト云込塚氏ノ采地ナリシ所ヲ込皆戸ト称スト此込皆戸新屋ハ元女瀧ノ支村ナリ鼻ガ石大前田ハ地景ニ因レル名ナルヘシ又本村ノ西南ニ連接シテ大室村アリ是モ亦會テ一村ニテ中古下深津ト称セシ由村落ノ古記録今ニ存スト云此村數多ノ墳墓アリ高貴ノ人ノ陵墓ナリトコロ碑ニ伝フ因テ後述ニ大室ノ名ヲ負ヒ分村セシト云

領域 東ハ佐位郡西野村ニ糟川中央ヲ以テ界トシ南ハ同郡今

井村ト林ヲ以テ界トシ西ハ本郡西大室村ト田圃ヲ以テ

## 楢取群馬県令殿

界トシ北ハ同郡女瀧村ト川又ハ路ヲ以テ界トス

幅員 東西廿三町拾五間南北拾四町拾間

管轄沿革 古昔延暦中坂田朝臣弘仁ニ坂田朝臣改賜南淵朝臣

其姓ノ子元慶ニ上野権大権南淵秋郷其五世南淵二郎良

清原頼信ニ屬シ上總介忠常ヲ千葉ニ伐ツ其子清村深栗

兵衛太郎ト号ス歴世此ニ住シ坂田ノ城ニ居ル然シテ源

氏ニ屬ス保元ニ深栗七郎清國頼義朝ニ屬シ為朝ニ射殺

サル正治中大胡次郎友成此ニ居ル其子孫大胡孫太郎光

成新田義貞ノ鎌倉攻ニ從ヒ功アリ歴世大胡ニ居リ此地

ヲ管セシガ如シ然レ共詳伝ナシ天正中大胡常陸介領地

タルハ載籍アリ此辺ヲ大胡領ト云ヘリ徳川氏関東ヲ

領スルニ至リ同十八年ヨリ元和四年迄牧野駿河守ノ領

地同年ヨリ寛延二年迄酒井雅楽頭ノ領地ナリ同年松平

大和守代テ領シ明和四年ヨリ幕府代官前沢藤十郎支配

ス明治五年ヨリ館林城松平右近將監ノ領地トナリ天保

七年年ヨリ井上河内守之ヲ領シ弘化三年ヨリ秋元但馬

守之ヲ領シ明治三庚午年ヨリ岩鼻縣管下トナリ明治四

年ヨリ群馬県ニ屬シ同六年熊谷県ニ管シ同九年再ヒ群

馬場管轄トナル

里程

群馬縣庁ヨリ寅卯位本村元標迄三里、東西野村元標迄拾貳町廿五間、西西大室村元標迄廿三町三十三間、南今井村元標迄里程未詳、北女淵村元標迄拾貳町七間巷尺

地勢

北ハ赤城山ヲ負ヒ特ニ深キ溝梨村ノ中央ニ在リ運輸ハ不便ナリ林藪多キヲ以テ薪炭ノ欠乏ナシト雖水利善カラス或ハ旱魃ノ患アリ

地味

其色淡黒ニシテ其質硬薄ナリ稲ハ適品ト云ヒ糠シ麦菽蕨菜ニ宜シ

字地

本郷元標ノ北東西式町三拾六間宅地多シ、大日同坤方東西三町南北貳町、本郷前同南方東西三町四十五間南北老町四拾間本郷東同寅卯方東西四町五間南北貳町廿間藤田嶋同寅卯方東西三町南北四町廿間、稲荷山同卯辰位東西三町南北三町五拾間、小野丸同辰巳位東西三町拾間南北老町四拾間、前原同辰巳位東西三町貳拾間南北貳町貳拾間、天王同坤位東西老町貳拾間南北貳町貳拾間打越前同南位東西貳町五拾間南北貳町拾五間、丸山同南位東西老町四拾間南北五町五拾間、三騎堂同堂巳午位東西老町南北五町廿間、五段田同午未位東西三町卅間南北貳町五間、瀧引同未申位東西三町廿間南北貳町四拾間三ヶ尻郷同中西位東西三町廿間南北三町四拾間、三ヶ尻西同中西位東西老町南北五町三拾間、

村誌（明治十年）

三ヶ尻同中位東西三町南北貳町三拾間、馬場田同西位

東西貳町南北三町廿間、西邊同西位東西三町南北三

町三拾間、後田同西位東西老町五十間南北四町廿間、

友成同戌亥位東西貳町廿間南北三町五拾間、近戸同戌

亥位東西五町南北貳町廿五間、聖天同戌亥位東西三町

廿間南北三町四拾間、切通同戌亥位東西三町五拾五間

南北貳町五拾間、荒田同西位東西四町南北貳町拾

間、庚塚同戌亥位東西老町南北三町五拾間、松原田同

西位東西貳町三拾間南北三町拾間、後原同西位東西

四町四拾間南北老町卅間、西原同西位東西四町卅間南

北貳町、長岡同西位東西貳町廿間南北老町四拾間、鎌

桶沢同西位東西六町四拾間南北老町廿間、七ヶ石同西

位東西六町南北老町五拾間

田六拾六町六段老畝廿四歩、畑六拾貳町六段拾老歩、

宅地拾三町四段四畝拾四歩、山林百老町六段七畝廿三

歩、林地廿四町七段八畝九歩

米貳百七拾石貳斗三升六合、金百拾老門七拾六錢六厘

百貳拾五戸、社二座、寺老宇

人数 男三百廿五口、女三百拾三口

牛馬 牡馬廿貳頭、牝馬六拾頭

川 泉川最深處式丈淺處五尺広処拾間後久四間水清クシテ

流細ナリ赤城山ヨリ出テ同郡女淵村ヨリ本村ニ入り村

中央ニテ石田川ニ合ス此間拾貳町廿貳間此ヨリ末流ヲ

桂川ト稱ス南流シテ阿郡西大室村ニ入ル、石田川最深  
 処老丈浅処三尺広処六間狭処武間半水ハ清流ニシテ細  
 ナリ赤城山ヨリ出テ阿郡新屋村ヨリ本村ニ入り中央ニ  
 テ泉川ト合セリ此間拾五町五拾八間差ヨリ桂川ト云フ  
 桂石アリ此末流阿郡西大室村ニ入ル、大沢川最深処老  
 丈浅処八尺広処三間半狭処武間式尺水清ク流細シ赤城  
 山ヨリ発源シ同郡込皆戸村ヨリ入り末流阿郡西大室村  
 ニ入ル此間拾五町廿五間アリ

## 道路

南西大室村ヨリ北女瀬村界ニ至ル

## 池塘

用水瀬九所内三所本村ニアリ一ハ字本郷東西六拾間南  
 北四拾三間周圍式百三拾五間丑寅ニ位ス、一ハ字打越  
 東西七間南北四拾五間周圍百間村ノ中央ニ位ス、一ハ  
 字聖大東西六拾五間南北百三九間周圍四百八拾式間戌  
 亥ニ位ス、此他女瀬村ニ四所込皆戸村ニ二所皆本村ノ  
 田水ナリ今此ニ略ス

## 社

八坂社村社本村ノ中央社地東西七拾間三尺南北十五間  
 面積五百卅五坪祭神素戔雄命祭日八月十五日貞観中京  
 都八坂神社創始ノ時此ニモ創立セシ者ニシテ皆疫禍ノ  
 災アルニ因リ此神ヲ祭リシ也ト伝フ

近戸神社無格社村ノ丑寅ニ位ス東西三拾間南北三拾五  
 間面積千五坪祭神大己貴命村老ノ口碑ニ赤城大神田三  
 夜沢社ハ室沢村ノ北野ニ在リシヲ二ノ宮村ニ遷幸ノ時  
 本村其途次ナルガ故神輿休憩アリシ其地ニ後年建立セ

## 寺

シモノ是ナリト村中百廿余戸ノ産土神ト崇仰ス總テ赤  
 城山南麓ニ於テ本村及大胡町月田村ノ三所ニ同社アル  
 ヲ里俗稱シテ三近戸ト謂フ、稲荷社本村字本郷ニ在リ  
 東西拾式間三尺南北拾老間面積八拾老坪祭神倉稲魂命  
 祭日八月十五日勧請年月不詳

西福寺本村中央境内東西廿五間南北三十四間三尺面積  
 八百六拾四坪真言宗山城四字治部權願願恩院末永祿年  
 間焼失シ勧請年月及開山僧名トモニ伝ワビテ往古ハ長  
 福寺ト号ス応永元申戌十月今ノ寺号ニ改ム永祿年中ノ  
 住僧良伝法印ヲ中興開山ト唱ヘテ当住職迄廿五世蓋往  
 古ハ紀州根來寺ノ末派ナリシカ永祿ニ根來寺滅却ノ時  
 東國ノ末寺モ悉皆廃滅セラレシヲ以テ時ノ僧履願願恩  
 院ニ屬シ寺再興セシナルヘシ

## 古跡

本村丑寅ノ方字堀ノ内往古ハ坂田ノ城ト云中古ヨリ外  
 周圍ヲ崩シテ國トナシ内堀而已ヲ残シ堀ノ内ト遺稱ス  
 往時深業兵衛太郎清村居之ト康平五年奥州合戦ニ源頼  
 義ニ属シ功ヲ擢ツ深業五郎清綱弥太郎清弘七郎清國ハ  
 保元ノ乱ニ源義朝ニ從ヒ其命ニ代リテ死ス軍功有名ノ  
 士ナリ其息男深業小太郎清長建久中頼朝ニ仕ヘ富上野  
 ノ狩獵ニ隨從シ北口或ハ東口ノ警固タリ城墟ハ今村  
 民ノ宅地ニ混シ石垣礎等往々ニ現レ古時ヲ追懐スルニ  
 足レリ又遠深アリ最深処老丈浅処五六尺今ハ一帶ノ  
 藪叢トナリ漸崩頽シテ廢墟堆積シ僅ニ遺形ヲ残セルノ

ミ惜哉古記ノ櫻誠事実ヲ評伝セス唯略系譜ヲ伝來セリ  
此城ハ深奥清村ヨリ清長等カ居リシト云今城跡ノ見ル  
ヘキ面積ハ巷万八百九拾九坪斬深尚存スレドモ平地ハ  
宅地又高トナレリ弘長文永ノ頃大胡次郎友成深津ニ居  
リシト云フ蓋此城深奥氏ノ居ラザルニ至リ代テ掘リシ  
モノカ友成ノ居地村老ノ伝ル地一ナラス今詳ナラス  
海島本村ノ卯辰位松林中ニ石臼アリ号シテ毒石ト云白  
中常ニ水断ヘス其水毒氣アリトテ人恐レテ近付カス鳥  
獸若此水ヲ飲メハ即死スト此石ノ東ニ城跡アリ其他地  
勢四方山ニテ淵ミ其中広漠ナル凹地ニテ城跡ハ其凹地  
中ニ凸起セシ所設別凡七八段恰モ嶋嶼ノ如シ古來海島  
ト号ス毒ブスト説ムブスハ即毒ノ謂ニシテ附子ニ訓マ  
ルト云村老云フ往昔此城淵中ニ靈蛇アリテ城ヲ護リ堅  
固抜ク能ハス之ヲ攻ムル者迷ニ一策ヲ施シ石臼ニブス  
ヲ鳩キ沼ニ投ス是ニ於テ靈蛇死シ城陥ルト云城跡ノ南  
ニ蛇越ノ地名ヲ存ス旧説ニ因由スル者ト云城主詳ナラ  
ス其事頗往古ニ属スルニ以タリ

### 陵墓

古墳字近戸ニ在リ高大凡九尺往年之ヲ発掘シタリ石窟  
ハ白色石拾巻枚ヲ以テ築成シ左右ハ円石ヲ堆築シテ室  
ヲ為ス古鈴一頭三角形ニシテ每角ニ一鈴ヲ着ク刀一三  
尺五寸幅一寸九分鎌大小百餘馬具ノ如キ鉄器ノ破壊數  
事青管石青勾玉砥石一方等ヲ出ス何人ノ墓ナリヤ伝ハ  
ラス、古墳字西原ニアルモノ刀鎌大小ヲ出ス、古墳字

吉沢峯ニアルモノハ瓢狀ニシテ貴人ノ墓ナルガ如シ石  
室ヲ武段ニ造ル奥室ニ齒若干ヲ存シ金環拾七珊瑚珠武  
拾巻連大刀一小刀一アリ二室ニハ遺齒三処ニアリテ各  
刀金環ヲ残シ左右ニ発アリ或ハ此三齒骨ハ殉死三人ノ  
狀ノ如シ鉄製存狀ニシテ首ニ梅花弁ノ形ヲ為セルモノ  
二条又鉄環百餘枚ヲ出ス何人墳タルヲ伝ヘス蓋此地ノ  
旧神坂田南淵氏ノ上祖ナドニヤ友成塚字友成耕地ノ中  
央ニ在リ大胡小倉入道成家(園田ノ智明房ト稱ス秀郷  
十世ノ胤ニシテ上野ノ名家ナリ)ノ弟大胡次郎友成ノ  
墓ト稱ス武功アリテ若干ノ所領ヲ賜ハリ深津莊ニ居城  
アリシト云

體千塚字友成ニ在リ何年乱ニヤ戦死者ノ千屍ヲ埋メシ  
者ト云中古村民薬師石像ヲ立テ或ハ薬師塚ト云昔塚村  
北須賀屋敷ニアリ此地ハ武藏國人須賀氏ノ居址ト云フ  
中古須賀主殿ト云フ者野村ニ住シ子孫今尚存ス主殿ノ  
父某上杉謙信ニ隨ヒ信州川中島ニ戦死ス今佐位部赤堀  
ノ市場村禅宗大林寺ノ過去帳ニモ其姓名ヲ記載セリト  
云本村ニ其墳墓アリ居住セシヲアルニヤ

古墳字近戸林中ニ在リ面積尠少強ナリ昔年ヨリ風雨  
毎ニ塚頂土頽落シ夥多ノ白骨ヲ現出ス四五寸許ノ平円  
ナル青石ヲ出スヲ無數ナリ蓋当初之ヲ周築シテ骨ヲ葬  
リシナルヘシ

戦死者何ノ時代ナルカ伝説ナシ

## 冷泉

字友成ニ沿フ泉川ノ涯ニ発ス文化九中年五月川大ニ漲  
リシ時村民其礦泉ナルヲ知ルト雖功驗ヲ識ラスシテ放  
棄セリ明治十一年某月大雨ノ際此泉湧クヲ多ク村民試  
ニ入浴シテ粗其質ヲ驗ムルニ鉄硫黃石炭明礬ノ氣アリ  
テ細癩貧諸腫物湯火傷貧血症等ニ功アリ是ニ於テ浴室  
ヲ造リ他ノ入浴者ヲ待ツニ至レリ

## 名勝

七ツ石山村西字七ツ石ニ在リ此地赤城山中荒山ノ派脈  
ニ連リ村中ニ斗出スル一山ナリ山頂巨石多ク皆鉄氣ヲ  
含メリ故ニ半腹以上ハ磁石器類用ヲ為ス能ハス東麓大  
沢川辺字編籠沢ノ内鉄紋ノ凝塊頗多シ此編籠沢ハ古時  
鉄ヲ鍛製セシ地ト云伝フ川中ノ礫石兩岸ノ土砂黑色ニ  
シテ鉄氣アリ絶頂ヨリ南望スレハ利根川烏川帯ノ如ク

## 上野因勢多郡新屋村女淵村分郷

本村古時勢多郡深津在大胡郷ニ屬ス

本村元同郡女淵村ト一村タリ寛永元甲子年兩村トナ  
ル

## 畑城

東南ハ同郡女淵村ト泉川中央畑林ヲ以テ界シ西北ハ  
同郡大前田村ト大沢川中央畑林ヲ以テ界シ且ノ方同  
郡込替戸村ハ大間々町ヨリ大胡町通上往還ヲ以テ境ト  
ス

## 幅員

東西拾壹町五拾間南北拾四町五拾間周囲二里拾三町四

布ノ如ク以テ此国形勝ノ險峻ルヘク駿ノ富士嶽甲ノ八  
カ嶽雲ニ聳ヘ西顧スレバ浅間嶽燦咫尺ニシテ東北ニ日  
光山東南ニ筑波峰諸山連絡疊層波濤ノ如キモノ瞭望ヲ  
得ルナリ山麓四圍村居取次ニ圍繞シ風景ノ幽妍筆力ニ  
写シ出スヲ難シトス

学校 深津学校明治十二年中生徒現員男五拾八人女四拾五人  
産 滿百十四石五斗 生糸六拾八貫七百匁

物産 米六百九拾石、大麦貳百七拾石、新式百駄桑六百五拾  
駄

右之通村誌奉書上候也

明治十一年三月

戸長 猪熊善五郎

## 拾間五寸

管轄ノ沿革 性昔ヨリ元和九庚亥年迄同郡女淵村ト一村寛永

甲子年ヨリ酒井雅楽頭封土ナリ寛延二己巳年酒井氏封  
ヲ姫路ニ転シテ同年松平大和守之ニ代ル明和四丁亥年  
松平氏用越ニ転封ス同年徳川氏代官前沢藤十郎支配タ  
リ天明七丁未年同代官山中太郎右衛門支配トナリ寛政  
四壬子年同代官近藤和四郎吉川栄左衛門支配ナリ同九  
丁己年同吉川栄左衛門支配タリ文化三丙寅年十一月ヨ

リ縮田拱津守采邑トス明治四辛未十二月群馬縣ニ屬

ス

里程

前橋繁庁ヨリ寅ノ方三里拾七町二拾四間四尺八寸巽方  
同郡女瀧村元標へ拾四町四拾六間老尺六寸己方同郡深  
津村元標へ廿六町廿九間三尺四寸坤方同郡込皆戸村飛  
地元標迄拾四町四拾九間三尺八寸

乾方同郡大前田村元標へ三町四拾貳間貳尺六寸

良方同郡込皆戸村元標へ拾老町拾八間

東大間々町迄貳里拾町

南伊勢崎迄三里

西大胡町元標迄老里老町三拾五間八寸

地勢

北赤城山ヲ負ヒ其麓ニシテ高低運輸不便薪炭乏シカラ

地味

其色黒ク砂交ヒ其質瘦ナリ稲麦及ヒ桑黃培ヲ以テ熟ス

飛地

水利至テ不便時々旱ニ苦シムヲ五ヶ年ニ二年モ有

本村子女瀧村飛地ノ内字矢沢畑反別六反四畝廿歩林

反別六反三畝廿八歩芝地反別老畝貳歩

具方込皆戸村ノ内字田屋田反別貳反四畝貳歩

辰ノ方女瀧村ノ内字西宿林反別老反九畝歩未方女瀧村

込皆戸村兩村飛地ノ間字雲雀田田反別八反七畝七步畑

字地

反別貳反拾老歩林反別老町九步芝地反別老反五畝廿六  
步ノ内老反式畝廿三步官有地

京塚、大足、百々貫、本村東北ヨリ南西へ連ル

村誌(明治十年)

西宿、桶荷田、本村巽方ヨリ西へ連ル

下宿、本村南方ヨリ北へ連ル

前田、本村坤方ヨリ北へ連ル

板塚、西川、西原、大沢、本村西方ヨリ東へ連ル

浦町、本村西北ヨリ東へ連ル

山取、山街道、本村北方ヨリ南へ連ル

宿、八幡、本村中央西方へ連ル

更正田反別貳拾貳町貳反貳畝八歩

畑反別三拾三町七反三畝拾三歩

宅地反別六町三反五畝拾五歩

林反別三拾貳町七反六畝拾三歩

旧稅米九拾七石九升九合内米貳拾五石三斗六升老台畑

米金二十三内拾錢貳厘

戶數 平民五拾六戸、社三社、寺一字、堂一字

人數 男四拾四口、女四拾老口、總計貳百八拾五口

出寄留五人内男二人女三人

入寄留六人内男三人女三人

牛馬 牡馬貳頭牝馬廿六頭、總計廿八頭

泉用最深老丈淺老丈尺幅広勉八尺狭勉三尺五寸稻川

支流込皆戸村ヨリ来リ本村良方字百々貫東ハ女瀧村界

ヲ流レ同村へ出ル長四町四拾貳間

雲間用最深老丈淺老丈尺五寸幅広勉貳間三尺狭勉三

尺稻川支流込皆戸村ヨリ来ル本村丑方字京塚八幡山取

大足界ヲ流レ稲荷田耕地ニテ泉川ヘ女瀬村界ニ落合長  
拾三町五拾九間三尺

石田川最深处九尺浅处卷尺五寸申広処式間三尺狭処老  
間粕川支流大前田村ヨリ来リ本村西方字蒲町界ヲ流レ  
未方込皆戸村界地ヘ出ル長サ八町五拾五間三尺

大沢川最深处式間浅処式尺申広処式間四尺狭処老間老  
尺源ヲ赤城山ニ発シ本村乾ノ嶽大前田村ヨリ来リ字大  
沢西ハ同村界ヲ流レ坤ノ方込皆戸村界地ヘ出ル長五町  
式拾間

林

八幡社上地官林東西拾間老尺南北六拾五間反別式反老  
畝廿三步村中央ヨリ辰方ニアリ山上社上地官林東西四  
間南北七間反別廿八歩村中央ヨリ亥ノ方ニアリ

沼

村ニ式ツ、第一東西廿九間南北四拾老間四尺周圓式町  
廿老間村ノ子ノ方ニアリ村用水トス石田川ト通ス、第  
二東西三拾老間南北四拾間周圓式町六間村ノ西方ニア  
リ村用水トス石田川ト通ス

道路

東大間々町ヨリ西大胡町ヘ上街道本村北方女瀬村界地  
界ヨリ大前田村界迄長式町廿七間四尺二寸申九尺道敷  
式間

赤城山街道本村南方女瀬村界ヨリ北ヘ村徑大前田村界  
ニ至ル長拾式町三拾間式尺七寸申九尺道敷式間

掲示場村東口ヨリ六町式拾間四尺六寸同南口ヨリ六町  
九間三尺七寸村西口ヨリ九町廿九間老尺六寸同北口ヨ

社

リ六町廿間五尺  
八幡社社地東西拾式間南北三拾三間式尺反別老反  
三畝三步村中央ヨリ辰方ニアリ祭神菅田別命、祭日三  
月十五日八月十五日稲荷社無格社社地東西拾老間南北  
九間老尺反別三畝拾歩村中央ヨリ巳ノ方ニアリ

寺

祭神保食命、祭日二月十五日  
山神社無格社社地東西七間五尺四寸南北六間反別老畝  
拾七歩村ノ中央ヨリ亥方ニアリ祭神大山抵命、祭日十  
一月十月  
南藏院東西廿五間六寸南北廿四間反別式反老歩新義真  
言宗同部蘇ヶ石村赤城寺ノ末派ナリ

村ノ中央ヨリ北ニ至ル開基創建不詳天保九戊戌年十二  
月廿二日焼失元治元甲子年坂再建ス天保三壬辰年ヨリ  
無住本寺赤城寺兼菅葉師堂地東西四間五尺七寸南北九  
間二尺老寸反別老畝拾六歩創建年月不詳本村北ノ方ニ  
アリ

村事務取扱所

戸長自宅ヲ用ユ  
古跡 本村南方人家ヲ離ルル式町計ニシテ字板ノ馬場ト云ア  
リ姓古馬場ノ跡ト云何人ノ創造スル所ナルヲ詳カニセ

ス親応年中同郡女瀬ノ城主足利直義曾之ヲ用ユ今悉  
ク桑田ト成傍ニ墓所ノアリ土人云伝フ桜翁板橋ハ則古  
ノ馬場守夫婦ノ墓ナリ  
其以南式町余林ノ中ニ古塚アリ親応年中足利直義上杉

憲額ト戦ヘ軍敗レ持ニ走ラントス諸器具ヲ敵ニ渡サン  
コヲ嵩ミ地ニ埋メ塚トス云今猶大塚ト称ス土人ノヲ免  
ントス大ニ崇ヲナス故ニ恐レテ止ム

物産 米麦繭糸ヲ産ス

民業 男女共皆農桑ヲ業

右之通取調候宛相違無御座候以上

### 第八大区式小區

## 上野國勢多郡込皆戸村

上野國造豊城入彦尊

按スルニ國造ハ神武天皇都ヲ大倭國橿原ニ定メ天皇ノ  
位ニ即玉フ時葛城國ノ造ヲ定メ其餘功有ル者ニ國造ヲ  
賜ヒス皇主ヲ定メ玉フヨリ以降代々ニ任セラレタリ和  
銅ノ頃マテ總任ノ國造百四十員アリ皇朝上世ハ百四十  
四箇國ニテ國毎ニ國造一人ツ、在リテ神祇祭祀ヲ掌リ  
兼テハ民事ヲ治メタリト下嵯峨天皇ヨリ以後諸國ニ分  
割併省ナシ故ニ六十六國ニ老岐封馬ノ二島辺要シテ六  
十八國ナリ又仁德帝ノ御宇遠江國可又崇峻帝ノ御宇ニ  
河内ノ國司等トアレモ日本紀天武紀等諸書ニアレハ是  
ヲ略ス

本村古時本郡ニ勢多郡屬ス同郡女瀨村ノ分村込皆戸村

村誌（明治十年）

### 勢多郡新屋村

立会人	田嶋利七
副戸長	茂木新六
同	瀬戸伊八
戸長	白石五良平

群馬縣令領取案彙殿

ナリ分村ノ年間不可知村名込<sup>込</sup>込<sup>込</sup>ト呼ヒシ事ハ何レノ  
故ナルヤ其所以ヲ不可知恐クハ併ヶ谷戸村ナルベキヤ  
未タ考ヘス

郷城

東同國同郡月田村耕田並粕川ヲ以テ界トス西同國同郡  
女瀨村飛地山林ヲ以テ界トス南同國同郡馬場村山林ヲ  
以テ界トス

郷員 東西六町四十八間南北十一町四十一間

管轄 旧讀治<sup>讀</sup>年<sup>治</sup>等不詳

按スルニ元暦年間鎌倉所領ノ後ノ後延元年間新田家所  
領元中忠仁永正弘治水景天正ノ始頃マテ總テ上杉家所  
領ナリト后北条家所領也ト云伝ヘリ○鎮守府將軍武藏  
守秀郷後胤大胡太郎藤原重俊（上野國大胡ニ城ヲ築ト

アリ) 十代ノ孫宮内少輔藤原重行(天文十二年癸亥卒) 嫡男藤原勝行(東照神君ノ御幕下ニ属ス) 天正十八年庚寅ヨリ文禄二年癸巳マテ四ヶ年間大胡ノ城主タル山ナリ天正十九年ヨリ勝行ノ嫡男重泰ハ上野國ヨリ武藏國江府牛込ニ住ス大胡ヲ改メ其采邑ノ名ノ牛込ヲ以テ氏トス世俗牛込殿ト称シタリト云ヘリ以上江戸名所図会牛込(赤城明神並宗泰寺ノ) 条下ニ詳ニ見ヘタリ 文禄三年甲午ヨリ元和四年戊午マテ二十五ヶ年間旧藩牧野駿河守忠成大胡城主タリ同年ヨリ寛延二年己巳マテ百三十一ヶ年酒井雅業頭忠世以後代々) 領之(既橋城主) 寛延三年庚午ヨリ明和五年戊子マテ十九年間松平大和守朝矩領之明和六年己丑ヨリ天明八年戊申マテ二十ヶ年幕府代官所前沢藤十郎岩鼻支配之同年ヨリ明治元年戊辰マテ八十一ヶ年間久保田土佐守知行之寛政二年庚戌マテ三ヶ年間旧幕代官所山中太郎左衛門(岩鼻) 支配之同年ヨリ明治元年戊辰マテ七十九ヶ年間本多源正大領領之(奥州泉居城) 同年ヨリ同四年辛未マテ四ヶ年間慶藩岩鼻県庁ヲ被置久保田知行之分ハ知事松平從四位泉前橋居住泉領知ハ知事本多某岩城國泉住居領領之同五年壬申ヨリ翌六年癸酉マテ二ヶ年間群馬縣庁ノ(縣令河瀬秀治) 所管タリ同年六月ヨリ同九年丙子八月マテ四ヶ年間熊谷県庁(武陽熊谷駅) ノ所管タリ縣官(河瀬秀治楨取素彦) 更代(何月不知) 同九

年丙子九月ヨリ再ヒ群馬縣庁ヲ(前橋) 設ク楨取素彦庁ノ官令タリ方今連絡相統シテ万世管内ノ民事靜謐ニ治リ庶民安寧ノ基礎ニシテ猶本縣ノ所轄ナリト謂フ 里程 群馬縣庁ヨリ長ノ方三里十七町三十九間二尺大間々町ヘ二里四丁西大胡町ヘ一里一町四十九間四尺南伊勢崎町ヘ三里五丁北赤城山湯之沢ヘ二里十五丁 地勢 北ニ赤城山ヲ負ヒテ山麓ニ接シ運輸不便ナリ新炭村民 裝用ニ足ルノミ 地味 其色淡黒ニシテ農業全書ニハ麦作ニヨシトアレモ地質 巖帶土ナリ時々旱水ノ患多シ 郷莊 里謠ニ深津村之莊大胡之郷也ト云ヘモ実否其謠ヲ不知 眞疑未決ナレハ其地ル所判然ナラス鷹ト可者ナリ 戸數 平民九十三戸、社二座、堂一字 人數 男二百十三人女二百廿一人總計四百三十四人 出稼寄留男五人女七人寄留男四人女一人 牛馬 牡馬十頭牝馬廿頭總括三十頭ナリ 飛地 本村末ノ方、地名岡組ト称シ東西八町四十三間南北三丁十三間面積百廿四丁四反七畝九步ナリ○本村已ノ方(同郡女瀨村ニ属ス字石田原ト云フ) 林反別一反五畝六步ナリ○本村末中ノ方(同郡女瀨村ニ属ス西原ト云フ) 畑(一反廿九步、二反一畝三步ナリ) 川 泉川ト唱ヒ本村丑ノ方字大光寺堰ヨリ流入シ東ハ月田村西ハ馬場村両村境界ヲ通シ本村中央ヨリ同末ノ方女

瀧村新屋村兩村ノ界へ下流シ川間長サ八町四十九間也  
其深キ処七尺浅キ処三尺川巾広キ処二間狭キ処一間二  
尺同郡深津村女瀧村新屋村三ヶ村へ落水シ田圃養水ナ  
リト○赤城川ト唱ヒ本村子ノ方ヨリ流入シ深キ処二間  
三尺浅キ処二尺五寸川巾広キ処三間狭キ処五尺川間長  
サ八町三十七間泉川へ合流ス○張間川水源ハ同郡馬場  
ナリ本村乾ノ方ヨリ流入シ深キ処一間二尺浅キ処四尺  
五寸川巾広キ処一間二尺狭キ処一間川間長サ十丁四十  
二間本村中ノ方同郡新屋村界へ下流ス○粕川本村卯辰  
ノ方同郡月田村界ヨリ流入シ深キ処一間四尺浅キ処八  
尺川巾広キ処八間尺狭キ処五間川間長サ二町廿間同郡  
女瀧村界へ下流ス時々暴雨ノ患屢多シ○大沢川本村未  
ノ方飛地岡組良ノ方同郡新屋村ヨリ流入シ深キ処一丈  
三尺浅キ処七尺川巾広キ処六間三尺狭キ処三間三尺川  
間數長サ十一丁廿八間深津村界へ下流ス○架橋々間二  
間一尺横巾七尺同川ノ中流前橋ヨリ大間々町へ通ス木  
製ナリ○石田川本村未ノ方同郡新屋村ヨリ流入シ深キ  
処一間三尺浅キ処五尺川巾広キ処四間狭キ処三間川間  
數一丁三十間同郡深津村界へ下流ス○架橋々間二間一  
尺横巾七尺同川中流前橋ヨリ大間々町へ通ス木製ナリ  
大峯原ト稱ス本村未ノ方飛地岡組南ニアリ東西二百三  
十一間南北二百一間面積段別五丁五反二步西南ノ方同  
郡大室村界ヨリ東北本村ニ屬セリ一村ノ共有地ナリ○

原野

村誌(明治十年)

道路

七ツ石原同処南ニアリ東西百五十一間南北五十五間面  
積段別二丁一反二畝廿七步ナリ一村ノ共有地ナリ  
前橋町ヨリ大間々街道本村南ニアリ勢多郡女瀧村界ヨ  
リ東同郡月田村界ニ至ル町數六町六間道巾二間○伊勢  
崎町ヨリ赤城山街道本村中央ニアリ同郡女瀧村界ヨリ  
北同郡馬場村界ニ至ル町數十二丁五十六間五尺道巾二  
間○前橋ヨリ桐生町街道本村飛地中央ニアリ同郡越  
村界ヨリ東同郡女瀧村界ニ至ル町數十二丁五十八間道  
巾二間○伊勢崎町ヨリ赤城山街道飛地岡組中央ニアリ  
同郡深津村界ヨリ北同郡大前田村界ニ至ル丁數十六丁  
廿九間四尺道巾二間

揚示場

本村中央ニアリ同郡女瀧村界西ノ方人口ヨリ四丁三  
十一間ナリ

堤塘

西原瀧井本村戊ノ方ニアリ(字西原耕地) 村方用水ナ  
リ東西十八間南北四十八間周圍一町五十九間ナリ○取  
切瀧井本村戊ノ方ニアリ(字取切耕地) 村方用水ナリ  
東西八間南北十七間周圍四十間三尺○矢次瀧井本村亥  
ノ方ニアリ(字矢次耕地) 村方用水ナリ東西廿四間南  
北四十七間五尺周圍二丁廿三間○馬場前瀧井本村丑ノ  
方ニアリ(字赤城耕地) 村方(深津女瀧新屋) 用水ナ  
リ東西四十三間南北四十二間周圍二丁四十八間(三分  
通同郡月田村へ跨ル)○宅瀧井本村東方ニアリ(字  
宅瀧耕地) 同郡女瀧村用水ナリ東西廿八間三尺南北

五十四間周廻二丁廿七間（四分通同郡月田村へ跨ル）

○白山溜井本村末ノ方飛地辰ノ方ニアリ（字白山耕地）同郡深津村用水ナリ東西三十二間南北八十五間周廻三丁三十二間○入田溜井同効飛地寅ノ方ニアリ（字

入田耕地）村方（並深津村）用水ナリ東西三十五間南北四十二間三尺周廻二丁廿五間○上備之穴溜井飛地中

ノ方ニアリ（字備之穴耕地）同郡大家村用水ナリ東西五十五間三尺南北三十九間四尺周廻二丁五十六間三尺

○下備之穴溜井同効飛地申ノ方ニアリ（字備之穴耕地）同郡大室村用水ナリ東西五十一間三尺南北廿八間周廻二丁廿間

修繕ノ諸費總テ悉皆民用ニ屬ス水利不便ナルヲ以テ前々ヨリ是ヲ設置ス

稲荷社々格村社東西十間二尺四寸南北八間四尺面積反別二畝廿歩本村乾ノ方ニアリ祭神保食命ヲ祭ル鎮座勸

請ノ年月等不詳祭日毎歲九月二十九日ナリ当社ハ一村ノ産土神ナリト云フ○白山社無格社東西廿二間三尺南

上野國勢多郡月田村

上野國造豊城入彦命按スルニ國造ハ神武天皇都ヲ大倭國權原ニ定メ天皇ノ位ニ即玉フ時葛城國ノ造ヲ定メ其

余功有ル者ニ國造ヲ賜ヒ又兼主ヲ定メ玉フヨリ以後代

北十二間四尺八寸面積反別一反四畝歩ナリ飛地岡組中

央ニアリ祭神伊弉丹尊ヲ祭祀ス鎮座ノ年月等不詳

村事務取扱所 正戸長居邸ニ於テ勤務スルノ例規ナリ最村吏タルハ官私兩撰ヲ以テ撰ス

物産 米麦糞糞製糸同国山田郡大間々町へ輸送ス献祖或ハ耕耘ノ諸費食糧等ヲ除キ余残ヲ以テ売鬻シ又蚕ハ蚕種備

並糞糞糞方ノ用具其他ノ諸費ヲ除キ糞糞共ニ是ヲ販賣シテ年分ノ民用ヲ補達ス例年物産護薄ヲ官へ呈備ス

民業 男總テ農耕ヲ平常トス女養蠶製糸縫織ヲ産業トス業ニ正傍アレハ農耕ヲ以テ正業トス薪炭並猟銃ノ業アレハ

共ニ官許ノ鑑證ヲ所持ス是農隙ノ營ナレハ傍業トスルカ女ノ縫織ハ悉皆身賦ノ夏冬寒暑ヲ補助スノル并用ヲ達スルノミ以上州民ノ營業ナリトス

右村 戸長 阿久沢 惣平

群馬縣令相取素意殿

々ニ任セラレタリ和銅ノ頃マテ総任ノ國造百四十員アリ

皇朝上世ハ百四箇國ニテ國毎ニ國造一人ツ、在リ

テ神祇祭祀ヲ掌リ兼テハ民事ヲ治メタリシナリ又嵯峨

天皇ヨリ以後諸國ニ分割併省ナシ故ニ六十六國ニ老岐  
対馬ノ二島辺要シテ六十八國ナリ又仁徳帝ノ御宇ニ遠  
江ノ國司又崇峻帝ノ御宇ニ河内ノ國司等トアリ聖徳太  
子ノ憲法ニモ國司國造ノ事見ヘタリ日本紀天武紀等ニ  
アレハ是ヲ省キス

本村古時本部ニ(勢多郡) 風ス(大國ノ頃ト云フ) 或  
人曰其後遷ニ過テ(比永ノ頃) 築田村ト稱セリ築ノ文  
字最兼而多クシテ頌ハシキガ故ニ其便ナラサルヲ厭ヒ  
テ月ノ文字ニ改メタルナランカ(桑月同音ナレハ築田  
ト呼ヒシヲ月田ニ改メタル成ベシトゾ) 或ハ次哉田、  
貫田ニ作ル又一説ニ村字遠頭耕地ト唱タル内ニ田ノ畔  
ト細溝トノ合間ニ大ナル磐アリ石面自然ト群雲ヨリ満  
月ノ出タル形容ノ石アルヲ以テ里謠ニ月田ノ号アリナ  
ドト云伝ヘリ何レヲ説トスルニ足ラス最モ地名ノ文字  
改メ換ハル事其例所々ニ多シ考ルニ住古ハ此ノ辺リ一  
向噴瀆蒼茫タル赤城山麓根ノ原野ニテアシヲ新田家ノ  
臣家土肥某ノ後裔親戚ナル者此地ニ墾居シ更ニ耕田林  
園ヲ築墾シ終ニ民間農夫トナレリ故ニ築田村ト稱セリ  
トソ今村内ノ地名ニ字戸井ト唱ヘシハ此土肥ヲ云フ  
ナランカ可考最モ此土肥某千變万化ノ后家衰滅ビシ  
テ其旧址今尚不可知ト雖モ新田義典公ノ臣家土肥三部  
左衛門ト云ヘルハ延文元年丙申十月十日武藏國矢口村  
ニテ討死ス則同所二十騎ノ社トテ登龍顯明神ト(土肥

村誌(明治十年)

三部左衛門外九名) 祭祀アリ以上(太平記並江戸名所  
國會等矢口村ノ桑下ニ詳カニ見ヘタリ) 本村天保十四  
年癸卯マテ老村ナリシヲ同年(上ヲ小月田下ヲ大月田  
村) 分村シテ明治六年癸酉マテ三十一ヶ年間両村タル  
ヲ同年合シテ一村ノ月田村ト改稱ス(字ヲ十二耕地ニ  
分割ス別紙圖面ヲ書記ス)

#### 強城

東ハ同國同郡山上村山林ヲ以界トス西ハ同國同郡込皆  
戸村耕地ヲ以界トス南ハ同國同郡中村道路ヲ以界トス  
北ハ同國同郡室沢村道路ヲ以界トス

#### 幅員

東西十五町十五間南北廿七町  
田蹟沿革ノ年月等不委詳

#### 管轄

按スルニ元暦年間鎌倉所領ノ後延元年間新田家所領元  
中屹仁永正弘治永祿天正ノ始頃マテ穂テ上杉家ノ所領  
ナリト后北条家所領也ト謂伝ヘリ○鎮守府將軍武藏守  
秀頼後胤大胡太郎藤原重俊(上野國大胡ニ城ヲ築トア  
リ) 十代ノ孫宮内輔藤原重行(天文十二年癸亥卒) 嫡  
男藤原勝行(東照神君御幕下ニ居ス) 天正十八年庚寅  
ヨリ文祿二年癸巳マテ(四箇年間) 大胡ノ城主タル由  
ナリ天正十九年ヨリ勝行ノ嫡男重泰ハ上野國ヨリ武藏  
國江府牛込ニ住ス大胡ヲ改メ其築邑ノ名ノ牛込ヲ以テ  
氏トス世俗牛込殿ト稱シタリト云フ以上名所國會牛込  
赤城明ノ社並宗泰寺ノ条下ニ詳ニ見ヘタリ文祿三年  
甲午ヨリ元和四年戊午マテ(廿五年間) 田番牧野駿河

守忠成大胡城主同年ヨリ寛延二年己巳マテ百三十一ヶ年酒井雅楽頭忠世以後代々領之(既橋城主)寛延三年庚午ヨリ明和五年戊子マテ(十九ヶ年間)松平大和守朝矩領之(既橋城主)明和六年己丑ヨリ天明五年丁己マテ(十七ヶ年間)幕府代官所(岩鼻)前沢藤十郎支配之同年ヨリ天保十四年癸卯マテ(六十年間)松平大和守直温再領之(武州川越城主)同年旧幕府代官所(岩鼻)林部善太左衛門支配之同年ヨリ明治元年戊辰マテ(廿六年間)小笠原豊後守田沼安三郎両知行所ナリ同四年辛未南澤岩鼻県庁ヲ設置知事松平從四位某鎮撫之(前橋居住)同五年壬申ヨリ翌六年癸酉マテ群馬県庁ノ所管タリ同年六月ヨリ同九年八月マテ熊谷県庁ノ所管タリ県官河瀬秀治撰取素彦更代同九年丙子九月ヨリ再假ニ群馬県庁ヲ設ク(前橋)撰取素彦庁ノ官令タリ方今運綿襪統シテ万世管内ノ民事靜謐ニ治リ庶民安寧ノ基礎ニシテ猶本県ノ所轄ナリト謂フ

## 里程

群馬県庁ヨリ良ノ方三里廿八町五十二間二尺東大間々町へ一里三十町西大胡町へ一里十三丁二間四尺南伊勢崎へ三里十三丁北赤城山湯之沢へ二里十五町

## 地勢

北ニ赤城山ヲ負ヒテ山麓ニ接シ運輸不便ナリ薪炭村民使用ニ足ルノミ

## 地味

其色淡黒ニシテ(農業全書ニハ麦作ニ宜シト有レモ)土質最モ瘦地ナリ時々旱水ノ患屢多シ

## 郷莊

里譜曰深津之莊大胡之郷也ト云ヘモ其実否タル證ヲ不和真疑未決ナレハ其地所判然ナラス可考也

## 牛馬

群馬五頭牝馬六十頭總括六十五頭ナリ  
槽川ト唱ヒ(或ハ炊ス川ニ作ル)水脈最急流ニシテ清冷ナリ水丈深キ旭二尺余淺キ旭五寸余川巾広キ旭十五間余狭キ旭三間三尺舟筏等ノ流通無之川筋ニ村用ノ堤防旭々ニ設在セリ水源赤城山湖沼ヨリ(世俗ニ小野ト云)上流滝沢へ通シ末流勢多郡室沢村ヨリ村内字舟原ト唱ヘシ所ヨリ流入シ同村字下モ原耕地へ流出シ同郡女淵村同郡西田而村兩村ノ境界へ下流ス(水流ノ町一間)長サ廿二町四十六間ナリ最モ支流ハ村民田方用水ナリト雖モ時々暴雨ノ患多クシテ水利村用ノ便ナラス架橋々間長廿四間橋巾六尺本村米ノ方ニアリ木製ナリ同川ノ中流ニシテ水面深サ二尺余ナリ勢多郡込皆戸村ヨリ同国山田郡大間々町街道へ通行ナリ

## 道路

赤城山街道本村東ノ方ニアリ勢多郡室沢村界ヨリ南同郡中村界ニ至ル町数十七丁廿七間四尺二寸道巾一丈ナリ○大間々町街道本村中央ニアリ勢多郡馬場村界ヨリ巽ノ方向郡中村界ニ至ル町数十八丁四十七間二尺道巾一丈ナリ○前橋ヨリ大間々町街道本村南方ニアリ勢多郡込皆戸村界ヨリ東ノ方向郡中村界ニ至リ町数三町三十六間一尺道巾二間ナリ

## 掲示場

本村中央ニアリ(同郡込皆戸村界)本村申ノ方人口

堤崎

ヨリ十一町十三間ナリ

三分溜井本村北方ニアリ(字舟原耕地) 村方用水ナリ  
 東西十四間南北三十一間三尺周圍一町三十四間○陣子  
 原溜井本村南方ニアリ(字舟原耕地) 村方用水ナリ東  
 西四十五間南北四十間周圍一町三十二間○上大光寺溜  
 井本村西方ニアリ(字大光寺耕地) 込皆戸村用水ナリ  
 東西十七間南北四十二間周圍百七間○下大光寺溜井本  
 村中方ニアリ(字大光寺耕地) 女瀨村用水ナリ周圍  
 百廿七間東西十間南北五十四間○礪之木溜井本村西方  
 ニアリ(字遠頭耕地) 村方用水ナリ東西十二間南北四  
 十九間周圍一丁五十一間○芳野溜井本村東方ニアリ  
 (字近戸耕地) 村方用水ナリ東西九十間南北百四十間  
 周圍六町五十六間○滑り溜井本村丑ノ方ニアリ(字長  
 峯耕地) 村方用水ナリ東西四十三間南北七十間周圍三  
 町廿六間、修繕ノ諸費總テ悉皆民用ニ風ス(水利不便  
 ナルヲ以テ従前是ヲ設置ス)

社

近戸神社社格村社東西廿五間南北三十四間面積段別二  
 反二畝六歩本村中央ヨリ東南ノ間ニアリ道程六町祭神  
 大己貴命ヲ祭ル鎮座勸請ノ年月等不詳祭日毎歲八月九  
 日ナリ相伝フ当社ハ同國勢多郡三夜沢村(旧村ハ宮沢  
 ト称セリト云) 赤城神社ノ分社ナリト云フ社地中杉ノ  
 老樹アリ祭礼ノ式當日(午十二時) 神輿ヲ旧跡ハ渡ス  
 其日竹ら舞ノ式アリ(火狹流ト云ヘリ) 字近戸ト唱ヘ

村誌(明治十年)

シ耕地ノ民間ノ内ヨリ十才以上ノ兒童三四名ヲ撰ミ是  
 レニ獅子頭ヲ冠セ並花燈ナル物ヲ立テ里民七八名ハ  
 ハ花笠ヲ冠リ笛太鼓ニテ歌ナドヲ唄ヒ社前ニ是ヲ舞フ  
 ナリ其形裝飾ル古風ニ見ヘタリ(但祭日ノ前夕ハ村事  
 務取扱所ニ於テ是レヲ舞フコト旧例ナリト云) 當日近傍  
 隣里ノ男女意頗成弁ストテ諸人夥シク群集シ社中賑ヘ  
 リ最セ奇特多シト云フ

寺

近戸神社旧蹟本社ヨリ道程十五町三十間隔テ、西北ノ  
 方ニアリ僅ニ石ノ小祠叢林ノ中ニアリ(勸請年月不可  
 知) 当社ハ一村産土神ノ旧蹟ナリト云フ祭神大己貴命  
 社地面積反別一反七畝廿九歩ナリ赤城山ヨリ出流ス  
 糟川ノ(飲ス川ナリト) 下流ニ沿ヒ累年祭祀ノ時神輿  
 ヲ此旧跡ニ渡ス或人云三夜沢村赤城神社ハ往古ハ赤城  
 山宮沢ト唱ヘテ旧地ニアリシ時宮居之東沢ノ水ヲ以テ  
 御供饗並御神酒ヲ飲シテ獻備セシヲ以テ川ノ号ヲ飲ス  
 川ト称シタルナラン又里誌ニ粕川ト呼ベリト両説何レ  
 ヲ是トスルヤ其證ヲ不可知可考ナリ最モ神輿ノ帰還ハ  
 密カニ後道ヲ本殿へ帰輿スルノ旧規ナリト故ニ此地  
 (旧跡) ヲ旅所ト称ス祭日近戸神社ノ条トニ詳ニ記載  
 ス社地中松ノ老樹多シ  
 東寿寺本村中央ニ(里俗地名ヲ水口ト字ス) アリ天台  
 宗(山門派) 華洛比叡山ニ風ス開基草創年間時世等不  
 詳寺中面積反別一反三畝五歩ナリ東西三十二間南北十

七間相伝フ当寺ハ性古寂岳(伝教大師最澄ト号ス)弘仁年間ノ頃諸国遊化ノ時日本六ヶ所へ層輪建建立志願アリテ師下野ノ国へ通路ノ湖当寺ニ旅泊アリ則チ時ノ住務ニ業師仏一基ヲ賜リ国民安穩ノ為永世当寺ノ本尊トナスベシト即方今安置ノ本尊体中ニ寂ム依テ山号医王山若王院ト称セリ又当寺古昔勢多郡山上村ニ在シテ永祿年間城主落城セリト其后天正文祿ノ頃同郡東田面村へ移シ後今ノ月田村へ移シタリト然レモ大ニ衰廃ニ及ヒ檀越並田免等之シタ歴世ノ住侶困苦悲歎ニ絶ス既ニ寺坊等大ニ破壊セシトナリ然ルニ享保二十年乙卯天山智映ナル僧(当国徳川郷永徳寺徒弟ナリ)当寺ニ住務シ此衰頹セシヲ憂テ一層憤激シ巴レガ余鉢ヲ煩勸財ヲ借ラス専ヲ自力以テ心慮ヲ尽シ終ニ本堂庫裏等ヲ再営ス並ニ若干ノ田圃ヲ附セラル依テ東寂輪王法皇ノ蒙台智映へ興業院ノ室号ヲ賜リ(寛政二年庚戌七月五日寂ス時年九十一才在住四十三年ナリ)是当寺ノ再興ナリト俚俗云伝ヘリ

## 上野国勢多郡一日市村

## 細城

本村古時勢多郡山上ノ莊膳ノ郷ニ属ス  
東ハ本郡小林村ノ蔵沢川ヲ以界シ西ハ槽川ヲ以女瀬村ト界シ南ハ住位郡西野村ト接シ北ハ下東田面村百々目

村事務取扱所 正戸長啓邸ニ於テ勤務スルノ例規ナリ最モ村

吏タルハ官私ノ両撰ヲ以テ是ヲ投票ス

物産 米麦糞蚕製糸同国山田郡大間々町へ輸送ス畝祖或ハ耕

耘ノ諸費食糧等ヲ除キ余残ヲ以テ売賣シ蚕ハ蚕種養蚕

養方ノ用具等ノ諸費ヲ除キ繭糸共ニ販売シテ年分ノ民

用ヲ補ヒ達ス例年物産ノ簿簿ヲ官へ呈備ス

民業 男総テ農耕ヲ平常トス女糞蚕製糸縫織ヲ産業トス業ニ

正榜アレハ農耕ヲ以テ正業トス薪炭ノ業一戸佩銃ノ業

六戸共官許ノ鑑證ヲ所持ス是農隙ノ営ミナレハ榜業ト

スルカ女ノ縫織ハ悉皆身業ノ夏冬寒暑ヲ補助スルノ弁

用ヲ達スルノミ以上俚俗ノ營業ナリトス

戸數 平民百廿六戸社三座堂一字

人数 男三百一人女二百九十六人總計五百九十七人

出稼橋寄留男八人女七人

入稼橋寄留男十人女四人

右村戸長

星野利平

木川ヲ以テ隔ス

幅員 東西六町十五間南北三町三十一間面積二十三町三反四

畝十一歩

管轄沿革 天正十八年庚寅ヨリ元和四年戊午迄牧野駿河守領

分タリ同年ヨリ寛延二年辛未迄酒井雅榮領ノ領トナリ

同年ヨリ松平大和守之レニ代ル明治四年丁亥ニ至ツテ

御代官前沢藤十郎ノ支配タリ後山中太郎右衛門ノ支配

寛政二年己酉ヨリ本多彌正大弼所領ニ属スルヲ七十九

年明治元年戊辰ニ及テ岩鼻泉ノ管轄トナル

里程 群馬縣庁ヨリ卯ノ方四里東同郡小林村元標へ十一町四

十一間四尺西女瀨村元標へ六町南佐位郡西野村元標へ

四町卅間北本郡下東田面村元標へ五町十間

地勢 北赤城山ヲ負其山麓ニシテ運輸不便薪炭ニ乏シ

地味 其色赤ク稲麦ニ適ス然レモ養培ニ非レハ熟セス水利ニ

不便ナリ

税地 田二丁九反畝廿二歩畑八丁九反五畝七歩宅地二丁二反

一畝十歩林五丁八反五畝廿三歩總計十九町九反八畝二

歩

貢租 米廿一石六斗六升五合金六兩廿五錢七厘

戸数 平民十六戸社一座總計十七戸

人数 平民男三十三口女三十八口總計七十一口

牛馬 牡馬一頭牝馬十一頭總計十二頭

川 澗川最深处二尺浅キ処六七寸幅広キ処八間狭キ処五間

源ヲ赤城山ニ発シ成ノ方ヨリ未へ流レ其間二町五十四

間〇百々目木川(又八幡川)最深キ処一尺浅キ処六七

寸本村乾ヨリ東へ流ル長サ三町十九間

村誌(明治十年)

湖池 沼村ノ中央ニアリ東西廿七間南北八間三尺周圍十一間

〇又村ノ北ニアリ東西四間三尺南北一町二間周圍二町

十三間皆村ノ用水トナス

道路 伊勢崎町道村ノ北方下東田面村界ヨリ南佐位郡西横野

村界ニ至ル長サ四丁四十二間幅一間三尺

揭示場 西口ヨリ一町五十間ニアリ

社 稻荷社々地東西十三間南北七間三尺面積三畝四歩祭神

保食命村ノ中央ニアリ

物産 米麦ヲ生ス

民業 男女凡農業ヲ業トス

右之通相違無之候

第十七大区六小区

勢多郡一日市村

副戸長

明治十年九月

戸長

天田 佐助

群馬縣令領取素彦殿

上野国勢多郡前皆戸村

本村古時勢多郡山上ノ莊膳郷ニ屬ス

領域

東ハ本郡上東田面村ト千沢川ヲ以界シ西ハ西田面村ト接シ南ハ下東田面村ト界北ハ中村ト道ヲ以テ対ス

幅員

東西三町五十七間南北五町廿二間面積廿四町八反四畝六歩

管轄沿革

天正十八年庚寅ヨリ元和四年迄牧野駿河守忠成之ヲ領シ同年ヨリ寛延二年己巳迄酒井雅楽頭ノ領トナリ

同年ヨリ松平大和守之ニ代ル明和四年ニ至ツテ御代官前沢藤十郎ノ支配トナリ安永七年ヨリ翌八年己亥迄山

中太郎右衛門ノ支配タリ同年稲葉丹後守ノ所領ニ屬シ

明治五年壬申迄九十四年間同年群馬県ノ管轄トナル

里程

群馬県庁ヨリ卯ノ方四里五町東本郡上東田面村元標へ六町十五間西田面村元標へ四町十八間南下東田面村元

標へ六町廿二間北中村元標へ十町十四間

地勢

赤城山南麓ニシテ運輸不便且薪炭ニ乏シ

地味

其色黒ク稲麦ニ適ス水利ニ不便ナリ

田地

田八町二反七畝八歩畑九町三反八畝九步宅地三町二反四畝十六歩畑林成三反九畝廿一步竹林四畝一步總計廿一町三反三畝廿五歩

賃租

米三十四石五斗一升三合金十九六厘七毛

戸数 平民十七戸社一座

人数 男三十九口女四十八口總計八十七口

牛馬 牝馬六頭

川 千沢川(一名八幡川ト謂)極テ浅ク漸ク四五寸幅ノ広キ所二間狭キ所四尺赤城山ヨリ出テ村ノ乾ヨリ東南へ

流ル其間十町廿一間

道路

大間々町道村ノ西方西田面村界ヨリ膳村界ニ至ル長サ三町十九間道幅一間三尺

伊勢崎道村ノ北方中村界ヨリ下東田面村界ニ到ル長サ

七町四十四間

揭示場 本村西口ヨリ三町一間ニアリ

社 村主神社々地東西六間三尺南北三十七間面積一反七畝

廿三步村ノ西北ニアリ国勝事務長狹尾命ヲ祭ル

事務取扱所 戸長自宅ヲ用ユ

物産 米麦繭糸ヲ産ス

民業 男女共ニ農業ニ従事ス

右之通相違無之候

右 村

副戸長 深 沢 喜伝次

同 松 村 慶重郎

上野国勢多郡上東田面村

本村古時勢多郡山上ノ莊請ノ郷ニ風ス

本村元同郡下東田面ト一村タリ天明六丙午年分テ兩村トナス

但分村ノトキ土地ニヨラス民戸ヲ以テ分村ス譬ヘ甲者ノ所有地ハ上東田面トナン乙者ノ所有地ハ下東田面トナス

依テ兩村土地混淆シテ頗ル四畝ノ黒田ヲ交ユルカ如シ故ニ幅員道路川河ノ丈量等本村ノミ別ツ能ハス皆下東田面村ト混ス

幅員 東西六丁五十五間南北八丁四十九間面積三十八丁四反八畝六步

細城 東ハ本郡小林村ト用水ヲ以テ接シ西ハ前皆戸村ト八幡川ヲ以テ界シ南ハ一日市村ト隣シ北ハ膳村相對ス

管轄 天正十八年庚寅ヨリ元和四年迄牧野駿河守ノ領分タリ

元和四年ヨリ酒井雅業頭ノ領タルヲ百三十二年寛延二年辛未ヨリ松平大和守之ニ代リ明和四年丁亥ヨリ御代官前沢藤十郎ノ支配タリ後天明六年ヨリ天保七年丙申迄松平右近將監領地トナリ同年ヨリ井上河内守領タル

村誌(明治十年)

群馬県令領取素彙殿

十一年弘化三年丙午ヨリ秋元但馬守ノ所領ニ風シ明治三年ニ及テ岩鼻縣ノ管ニ帰ス

里程 群馬縣庁ヨリ卯方四里八丁東本郡小林村元標ヘ八町三十一間四尺西前皆戸村元標ヘ五町三十一間南一日市村元標ヘ八町十一間北膳村元標ヘ七町十二間

地勢 北赤城山ヲ負ヒ運輸不便薪炭欠乏ナリ  
地味 其色黒ク稲麥ニ適ス水利ニ不便ナリ

稅地 田十二町八反七畝十三步畑十四町八反六畝一步宅地二町九反二畝八步林九反八畝廿一步、總計三十一町六反四畝廿三步

飛地 本村西田面村ノ内ニアリ田六畝十一步畑一反六畝廿三步、總計二反三畝四步

貢租 米七十三石六斗三升二合金二円四十四錢二厘  
戸數 平民廿一戸 社二座  
人數 男五十四口、女五十三口、總計百七口

牛馬 牡馬二頭、牝馬五頭、總計七頭  
川 伊勢川極テ淺ク漸ク四五寸幅ノ広キ間一間狹キ所四尺水源赤城山ニシテ本村ノ北字伊勢森ヨリ出テ南ヘ流レ

八幡川ト合ス其間十二丁九間

八幡川（一名千沢川ト呼）深サ僅ニ四五寸幅ノ広キニ  
間狭キ四尺赤城山ヨリ出テ村乾ノ隅字八幡菅戸ヨリ興  
ヘ流ル其間六町二十二間

湖池

村ノ北方ニアリ東西十四間南北四十間周囲一町五十六  
間四尺村ノ用水トナス

道路

大間々町道村ノ西方西田面村界ヨリ東ノ方小林村境ニ  
到ル長サ十丁十三間○赤城山道村ノ南方一日市村界ヨ

リ北方膳村界ニ到ル長サ十一町七間三尺

揚示場 南口ヨリ五町十五間ニアリ

社

神明社々々地東西十二間南北二十三間面積九畝廿二歩村

### 上野國勢多部下東田面村

本村古時勢多郡山上莊膳ノ郷ニ屬ス

本村元同郡上東田面村ト一村タリ天明六丙午年分ツテ

兩村トナル但本村上東田面村ト分村ノ井民戸ヲ以テ分

村ス譬ハ甲者ノ所有地ハ上東田面トナシ乙者所持ノ地

ハ下東田面トナス依テ兩地混淆シテ頗ル團蕃ノ黑白ヲ

交ユルカ如シ故ニ幅員道路川河ノ丈量等本村ノミ別ツ

能ハス上東田面村ヲ混ス

幅員 東西六町五十五間南北八町四十九間面積四十七町七反

六畝廿一步

ノ北方ニアリ皇太神ヲ祭ル祭日九月十五日

菅原社々々地東西八間南北十間面積三畝十四歩村ノ中心  
ニアリ道真朝臣ヲ祭ル祭日九月九日

事務取扱所 戸長自宅ヲ用ユ

物産 米麦繭糸ヲ生ス

民業 男女共ニ農桑ヲ事トス

右之通相違無之候

右村

副戸長 松村 慶重郎

戸長 松村 勇之助

領取群馬縣令殿

領域 東ハ本郡小林ト用水ヲ以テ界シ西ハ前菅戸村ト八幡川  
ヲ以テ界トシ南一日市村ト對シ北ハ膳村ト耕地ヲ以テ

相接ス

管轄 天正年間大胡常陸介高繁ヲ領シ同十八年

沿革 庚寅ノ年ヨリ元和四年迄牧野右馬丞忠成（後駿河守ト

称ス）ノ領分タリ元和四年ヨリ寛延二年迄百三十二年

間酒井雅美頭ノ領トナリ同年酒井氏封ヲ姫路ニ換ユル

ニ及ンテ松平大和守之ニ代ル明和四年ニ至リテ御代官

前沢藤十郎ノ支配タリ後チ安永七年ヨリ山中太郎右衛

門ノ支配トナリ寛政元年己酉ヨリ本多強正大弐ノ所領ニ属スルヲ七十九年明治元戊辰ニ及テ岩鼻縣ノ所轄トナル

里程

群馬縣庁ヨリ卯ノ方四里東同郡小林村元標へ六町三十一間四尺西前皆戸村元標へ七町三十一間南一日市村元標へ五町十一間北歸村元標へ九町十二間

地勢

地味

北赤城ヲ負ヒ該山麓ニ位シ運輸不便薪炭欠乏ナリ其色黒ク米麦ニ適ス水利ニ不便ナリ

税地

田十三町五反五畝六歩畑十五町三反三畝二十少宅地二町四反一畝廿七少林二町四反六畝八歩、總計三十三町七反七畝一歩

飛地

畑耆反九畝十七少林三反八畝二十一歩、總計五反八畝八歩

貢租

地租米五十八石七斗七升六合金老門七十八錢四厘(但金租ハ宅地ノミ)

戸數

人數

本籍廿戸皆平族ナリ社二座、總計廿二戸  
男五十口、女六十二口、總計百十二口

牛馬

川

社馬一頭牝馬十三頭、總計十四頭  
伊勢川ト稱ス深サ漸ク四五寸細流ニシテ幅広キ旭一間狭キ旭四尺源ヲ赤城山ニ発シ村ノ北方中村ノ界ヨリ南流シ八幡川ト合ス其間十二町九間〇八幡川(或ハ千沢川ト呼)極テ浅ク深サ僅カニ四五寸幅ノ広キ旭二間狭キ旭四尺赤城山ヨリ出テ本村ノ乾ノ隅ヨリ賀へ流ル長

サ六町廿間

湖池

葦沼ト稱ス東西四十六間南北六間三尺周圍一町四十七間村ノ北方ニアリ用水トナス

道路

大間々道村ノ西方西田面村界ヨリ東方小林村界ニ至ル長サ十町十三間道幅一間三尺〇赤城山道村ノ南方一日市村境ヨリ北方驛村境ニ到ル長サ拾一町七間三尺幅一間三尺

揭示場

本村南口ヨリ四町十間ニアリ

社

八幡社々地東五間南北十二間面積一畝廿一歩村ノ北端ニアリ応神天皇ヲ祭ル祭日九月十五日〇熊野社々地東西六間南北五間面積一畝一歩村ノ中心ニアリ伊弉丹命ヲ祭ル

事務取扱所

戸長自宅ヲ用ユ

物産

米麥爾系ヲ産ス  
民業 男女皆ニ農桑ニ従事ス

右之通相違無之候

第十七大区六小区

勢多郡下東田面村

明治十年十一月

副戸長 牛房 団八

戸長 天田 佐助

群馬縣令根取素彦殿

## 上野国勢多郡西田面村

本村古時勢多郡山上ノ莊膳郷ニ属ス

鑛城 東ハ同郡前皆戸村ト道ヲ以テ接シ西ハ女瀧村ト粕川中  
央ヲ以テ界シ南ハ上下東田面兩村ト隣シ北ハ中村ト對

ス

幅員 東西四町三十四間南北九町十一間

面積 反別三十九町九反五畝九步

管轄沿革 天正十八年ヨリ元和四丙辰年マテ牧野駿河守忠成  
之ヲ領ス同年ヨリ寛延二辛未年迄酒井雅楽頭領トナル  
同年ヨリ松平大和守之ニ代ル明和四丁亥年ヨリ御代官  
前沢藤十郎支配トナル一十二年後ニ山中太郎左衛門ノ  
支配タル一二年安永八巳亥年ヨリ酒井石見守領トナリ  
明治五壬申年ニ至リ群馬縣所轄ニ帰ス

里程 群馬縣庁ヨリ卯ノ方四里高崎支庁ヨリ寅ノ方七里西ハ  
女瀧村元標イ三町十三間三尺

東ハ前皆戸村元標卷町廿間三尺南ハ上下東田面村元標

四町十間北ハ中村元標五町卷間

地勢 北ハ赤城山ヲ負ヒ山麓ニシテ運輸不便新炭ニ乏カラス

地味 其色赤ク稲麦等皆養培ヲ以テ熟ス水利ニ不便ナリ

税地 田(八町二反二畝十七步)畑(拾卷町二反二畝五步  
粟

地二町四畝廿七步)林(拾卷町五反三畝拾三歩)總計

三拾三町三畝二步

實租 米三拾八石三斗九升金拾門七拾八錢五厘

戸數 平民十八戸、社一座、總計十九戸

人數 男四十二口、女五十五口、總計九十七口

牛馬 牡馬老頭、牝馬四頭、總計五頭

川 (山伏川) ト嶋ノ般モ深キ所卷尺淺キ処四寸幅広キ処

七間狭キ処三間赤城山ヨリ出テ本村北ノ方字布伍皆戸  
ヨリ南ハ流レ粕川ニ入長サ十一町三十二間ナリ(粕  
川)平時ハ深キ所尺ニ満タス幅広キ所二十七間狭キ所  
二十間夏秋大雨ノ時ハ必暴漲ス故ニ年々提防ヲナス源  
ヲ赤城山ニ発ス村ノ乾ノ隅ヨリ西ノ端ヲ南ハ流レ其間  
十町三十四間三尺

溜池 本村北ノ方ニ三ヶ所アリ一ハ東西十八間三尺南北十九

間周四六十四間一ハ東西三十一間南北五十間周四六

十二間一ハ東西十五間南北四十一間周四百二間皆本村

ノ用水ニ供ス

道路 前橋道本村西同郡女瀧村界ヨリ東前皆戸村界ニ至ル四

町三十四間赤城道村北ノ方向郡中村界ヨリ南上下東田

面村ニ至ル長サ九町十一間、揚示場東口ヨリ卷町廿間

三尺アリ

堤地 柏川ニ沿ヒ村ノ乾ノ方ヨリ南ノ方下田面村境ニ至ル十町三十四間三尺堤敷一丈修繕費用民ニ属ス

菅原社東西卷間三尺南北三間面積四歩五厘村ノ北ノ方

ニアリ菅公ヲ祭ル祭日九月廿五日

事務取扱所 戸長自宅ヲ用ユ

物産 米麦論ヲ産ス

民業 男女共ニ農事ヲ業トス

### 上野国勢多郡膳村

本村古時勢多郡山上莊膳ノ郷ト云フ古ハ善ト云蓋三善

氏歴世ノ居地ニシテ村内龍泉寺ノ前ノ岡其ノ趾ナリ伝

フ天文中善弥四郎康道新田金山ノ旗成繁カ旗下ニ属

シ居住スト

領域 東北ハ本郡山上村ト山崎川ヲ以テ界シ西ハ山村ト佐賀

川ヲ以テ隣シ南ハ小林村ト接ス

幅員 東西七町五間南北拾壹町三拾間面積八十六町八段六畝

廿歩

管轄沿革 天正十八年庚寅ヨリ元和四戊午迄牧野駿河守忠成

ノ領地同年野橋城主酒井雅乘頭ノ所領タル久シ同氏封

ヲ姫路ニ移スニ及ヒ松平大和守代領ス明和四年ヨリ幕

府代官前沢藤十郎支配タリ安永七年ヨリ同山中太郎右

衛門支配ス同八年ヨリ酒井石見守領地トナリ明治五年

右之通相違無之候

右村

副戸長 松村 和藏

戸長 松村 猪三郎

明治十年十一月

群馬県令樹取素彦殿

壬申ニ及ヒ群馬県ノ管轄トナル

里程 群馬県庁ヨリ東方四里東北同郡山上村元標へ八町五間

西ハ中村元標へ六町卅二間南ハ小林村元標へ拾壹町

地勢 北ハ赤城山ノ南麓ニシテ南ハ平坦山寄川本村ヲ南流ス

運輸ニ使ナラズト雖薪炭ニ乏キヲ患ヘス

地味 其色赤黒沃肥ニシテ種麦ニ適ス水利ノ便リ悪カラス

税地 田拾七町四段廿七步畑三拾壹町貳段五畝九步宅地六町

貳段八畝拾五步林九町七段七畝拾貳步芝之地壹畝五步絶

計六拾四町七段三畝八步

貢租 米百拾三石四斗壹升四合金七円九拾七錢五厘

戸数 農五拾壹戸、社二座、寺壹宇

人数 男百三十七口、女百廿四口

牛馬 牡馬四頭、牝馬廿三頭

## 字地

白藤東西四町拾間南北貳町拾貳間村北、新宿東西老町四十一間南北三町四拾五間村北大門東西老町廿間南北三町四間村北、八幡東西老町四拾八間南北四町四拾五間、城内東西貳町拾貳間南北貳町貳間中央、深町東西町五拾五間南北老町貳拾貳間村東、橋場東西老町廿間南北貳町五拾貳間村東、大尺東西老町卅一間南北三町四拾老間村東、今泉東西老町五拾貳間南北三町卅七間村東南、石原東西老町八間南北三町五拾七間村南、杉下東西老町卅三間村南、前河東西老町卅四間南北貳町七間中央、町西東西老町五拾三間南北貳町廿老間村西、熊野東西老町九間南北四町九拾間村西、丹藏東西町八間南北老町卅二間村西南

## 道路

前橋道村東山上村界ヨリ西へ前皆戸村界ニ到ル長拾町三拾七間三尺幅貳間、伊勢崎、道村北山上村界ヨリ南方上東田面村界ニ至ル長ツ拾町四拾四間三尺幅示場村東入口ヨリ四町老間

## 川

山崎川最深老尺浅老四尺五寸幅二間狭キハ四尺赤城山ヨリ出テ村北字八幡林ヨリ南流シ佐賀川ト合ス其間七町四拾五間、佐賀川最深老三尺浅老老尺幅広老三間狭老老間三尺源ヲ赤城山ニ発シ村ノ乾位字僧力窪ヨリ流入リ中央ニシテ山崎川ト合シ幾位ニ流レ去ル長拾九町貳間三尺

## 社

八幡社村北ナリ社地東西四拾四間南北三拾六間三尺面

## 寺

續五段五畝廿六步村ノ良位ニアリ誓田別尊ヲ祭ル明治六年三月卅日村ニ列セラル祭日二月十五日九月十五日龍源寺東西五拾老間南北六拾六間面積八段老畝廿老步野州都賀郡山田村曹洞宗大中寺末派本村ノ北位明応元壬子年三月山上城主三善越前守僧正説ニ山上村へ創建セシメ三百石ヲ附与ス後永正六年十一月焼亡シ明年遂ニ本村ニ移ル

## 古城

藤古城趾東西百五拾間南北貳百七拾五間三尺村ノ中央ニ在リ今悉ク桑田トナル然レドモ遺蹟三重ノ周圍セル歴然トシテ回字形ヲ見ル往昔三善氏ノ事跡詳ナラス永禄年間善備中守宗次上杉謙信ノ為メニ本城ヲ守ル元龜三年六月小段ノ城主浜川義勝宗次ヲ討テ城ヲ拔キ之ニ拠ル天正八年十月武田勝頼兵ヲ當國ニ出シ攻メテ之ヲ拔ク時ニ甲ノ兵皆甲冑ヲ擬セメ故ニ素齋攻ト云フ此例近古寥寥タリ戦死者埋葬ノ地ト云伝フ

## 事務扱所 戸長自宅ヲ用フ

物産 籾八百三拾貳斤、生糸百六拾斤、米百拾八石九斗壹升 粳勺、麦七拾老石老斗八升八合九勺

民業 男女共ニ農業養蚕ニ従事ス他ノ生産營業アラズ 右之通相違無之候以上

明治十年十一月

戸長 船戸 鶴藏

上野國勢多郡中村

本村古時勢多郡山上在請ノ郷ニ風ス

領城 東ハ本部勝村ト佐賀川ヲ以テ界シ西北月田村ト山伏川

ヲ以テ隣シ南前皆戸村ト相接ス

幅員 東西七町三拾間南北七町五間

面積 六拾七町七反拾九步

管轄沿革 天正十八年ヨリ元和四年マテ牧野駿河守忠成之レ

ヲ領シ元和四年ヨリ寛延二年迄酒井雅乘頭ノ領トナリ

同年酒井氏封ヲ姫路ニ転シテ松平大和守之レニ代ル明

和四年ヨリ御代官前沢藤十郎ノ支配タルヲ拾貳年又山

中太郎右衛門ノ支配タル貳年安永八己亥ヨリ酒井石見

守ノ所領トナリ明治五壬申ノ年ニ及ンス群馬縣ノ管轄

ニ帰ス

里程 群馬縣庁ヨリ寅ノ方四里拾八町

東同郡勝村元標へ六町廿二間

西北月田村元標へ拾貳町四拾貳間

南前皆戸村元標へ拾町

地勢 赤城山ノ南麓ニシテ運輸不便新炭乏シカラス

地味 其色黒ク稲麦及ヒ桑ニ適ス

稅地 田反別廿九町八反九畝二步、畑拾八町貳反十四步、宅

村誌(明治十年)

地五町六反五畝六步、總計五十三町七反四畝廿二步

實租 米百九十三石五斗貳升三合金九十五錢三厘

戶數 平民四十五戶、社一座

人數 男百十四口、女百五口、總計二百拾九口

牛馬 牡馬二頭、牝馬廿二頭、總計廿四頭

川 山伏川最深キ所二尺淺所五寸幅ノ広キ所三間狭キ所一

間三尺源ヲ赤城山ニ発シ村ノ乾ノ隙ヨリ西界ヲ流レ南

へ出ル長サ八町廿七間佐賀川最深キ所二尺淺キ所五寸

広キ所三間狭キ所老間三尺源ヲ赤城山ニ発シ本村良ヨ

ル巽勝村界ヲ流レ六町四十七間ナリ

湖池

沼村ノ北方二六ヶ所アリ第一東西五十間三尺南北六間

三尺周圍老町拾貳間三尺第二東西貳拾八間三尺南北八

間周圍八十四間二尺第三東西三拾五間南北九間三尺周

圍老町四十六間三尺第四東西四十九間南北五間三尺周

圍老町四十六間五尺第五東西四町五尺南北拾老間三尺

周圍貳町三十三間第六東西貳町三間南北四間三尺周圍

貳町三十九間

道路 赤城山道村ノ東ノ方同郡勝村界ヨリ北月田村界ニ至ル

わが粕川村

一三三

前橋町往還村ノ東ノ方同郡膳村界ヨリ西月田村界ニ至ル九町三尺

物産 米麦籾糸ヲ産ス

民業 男女共皆農桑ヲ業トス

揭示場本村東口ヨリ三町五十九間三尺ニアリ

右之通相違無之候

古跡

古戦場村ノ隈ニアリ字宮田ト云天正年中武田勝頼ノ

明治十年十一月

城ヲ攻ムルモ、ニ陣ス今悉ク桑田トナル

右村

社

神明社地東西廿三間南北廿間面積老反三畝十六步村ノ

副戸長 須藤 貞治郎

中央ヨリ長ニアリ

戸長 松村 芳右衛門

皇太神ヲ祭ル祭日九月十五日

群馬県令楨取素彦殿

事務扱所 戸長自宅ヲ用ユ

## 二、地 質

—— 伴内酒造店二百メートル深井調査から ——

### 一 は し が き

粕川村の地形地質研究の一部として本稿をおこした。対象の井戸は粕川村大字田面伴内酒造店にあり酒造用水を得んがため掘ったものである。工事中に於いても数尺に如資料を整理し研究のため種々と便宜を計り説明して下さった店主に感謝の意を表する次第である。特に整理された資料を見たとき店主の学識の深さを感じた。云々迄もなく粕川村は火山赤城山の南麓にあり放射谷によって侵蝕は受けているが裾野の原形面が広く分布し畑桑畑に利用されてい

る。赤城の火山砕屑物に被覆されているわけでありその下部に第三紀層の存在することは想像出来た。

鹿田山天神山等に露頭コーティングが見られるように岩石としては最も新しい第三紀層が観察出来た。その第三紀層は貝化石を含み浅海堆積物と考えられる。

予想されただけでなく二〇〇メートルと云う本村未曾有の深さの井戸によって第三紀層が掘られ海底堆積物を見た時これで実際に証明出来たと感じた。

掘出された岩石を鑑別しそれによって考えられることを述べ、附近の八王子山系の地質地形更に赤城火山渡良瀬川などの関係も若干考えてみたいと思う。

## 二 井戸の概要

井戸の概要を述べると次の通りである。

所在地 勢多郡稲川村字田面伴内酒造店構内

起工年月日 昭和三十年五月十三日

工事中止 昭和三十年十月六日

自然水位 自噴

自噴水量 約百石（一昼夜）

揚水量 二八〇〇石（一昼夜）

水温 二十二度C

用途 酒造用

深さ 六六〇尺（二〇〇メートル）

以上であるが、ボーリングくつきのため掘り出された岩石も破碎されていた、それ以上に不都合だったと思われるのは、地層の研究に必要な *petrology* の観測が出来なかったこと。――不整合、地層の層理、様子の変化等が出来なかったことである。井戸を掘っただけであるからこれもやむを得ないと思う。結局二〇〇メートルで中止したが粘土岩火山質の灰質砂岩の処で中止したため酒造に適さない。そのため使用出来ない。

次に水温についてであるが二〇〇メートルで二十二度Cである。地下一〇メートルくらい迄は四季によって変化するがそれ以下(一五〜二〇メートル)では四季によって変化せず一定温度を示す。それ以下では常温がだんだん高くなるが一五〜二〇メートル辺を十五度Cとすると、一八〇メートルで七度C上昇したことになるから地下増温率は二・七一となる。

増温率は大体三〇〜三五であるからやや高いわけである。二六メートル深くなる度に一度Cづつ温度があがるわけである。であるからあと五二〇メートル掘ると温度四二度の温泉になる計算が出来る。

### 三 井戸の深さと岩石

岩石というとかたい守山岩などのかたいのを思い出すが土と区別が出来ない程の岩石もある。第三紀層は普通やわらかいが本井戸から掘りだされた第三紀層はきわめてやわらかい、粘土層とまちがいやすいくらいである。

またグラニット(花崗岩)等のくずれやすい岩塊はボーリングのため粉碎されたのではないかと思われる。石英質砂が多く、古生層のグラベルは多いがグラニットは見られなかった。

### 三 深度別岩石調査報告

次に井戸の深さと採集された岩石を考察してみることにする。

No.	岩石種類	深度 (尺)	観察事項
1	表土	—	普通の壤土である
2	茶褐色土	—	砂質であり酸化している
3	黄色細砂	—	前より粒がこまかい
4	細粒砂	—	
5	黒色土 (腐植質土)	—	腐植物片含有
6	青色粘土質土	—	砂粒を含んでいる
7	砂礫質粘土	—	砂礫は安山岩
8	安山岩火山礫	—	少しスレートを含むボーリングのため円礫か角礫か不明である
9	火山岩屑を含む 灰質粘土	—	火山岩屑は安山岩
10	砂礫質灰色粘土	—	
11	火山岩岩屑	—	
12	砂 層	—	
13	安山岩岩屑と砂層	—	
14	砂質灰色土	—	
15	礫質砂層	—	
16	礫層 (Gravel)	—	
17	砂 層	—	
18	砂 層	—	
19	砂質粘土	—	
20	砂質粘土	—	
21	安山岩岩層	—	

地 質

22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45

古生層岩石礫層  
古生層岩屑砂礫  
円礫を含む粘土層  
古生層岩石礫  
古生層砂礫層  
古生層礫層  
礫質粘土層  
礫質粘土層  
礫質粘土層  
スレートを含む  
石英質砂層  
スレート砂礫層  
石英質砂礫層  
礫を含む粘土層  
石英質砂層  
細礫を含む粘土層  
同前砂層  
細砂層  
細砂層  
スレート石英細砂  
砂礫層  
砂礫層  
スレート石英砂層  
同前  
砂礫層

一七二  
一七三  
一八〇  
一八八  
一九四  
二四二  
二四六  
二五二・五  
二五六  
二五九  
二六六  
二六九  
二七二  
二七七  
二八四  
二八六  
二九一  
三一八  
三三一  
三三六  
三八〇  
三九五  
四〇六  
四一〇

一七三  
一八〇  
一八八  
一九四  
二四二  
二四六  
二五二・五  
二五八  
二六六  
二六九  
二七二  
二七七  
二八四  
二八六  
二九一  
三一八  
三三一  
三三六  
三八〇  
三九五  
四〇六  
四一〇

一四一・五  
一四一・五

円礫はチャート、スレート

安山岩を含む  
火山灰起原粘土らしい

石英多きためきれいな白砂層である

スレートを含む細かい礫である  
礫はスレート

細礫はスレート石英

スレート石英礫を含む

硬砂岩スレート石英質砂



91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
灰質砂岩層	古生層礫を含む	灰質砂岩層	灰質砂岩層	灰質砂岩層	粘土岩層	砂礫層(硬質砂岩)	灰質砂岩層	粘土岩	古生層礫粘土岩層(片)を含む砂層	粘土岩層	古生層礫を含む粘土岩層	砂岩層(砂層)	砂岩層(砂層)	硬質粘土岩	古生層砂礫層	古生層礫を含む砂層	同前	細砂層	細砂層	細砂層	古生層礫を含む砂層

六三六	六三四	六三二	六一五	五九五	五八九	五八八	五七五	五七五	五七二	五六九	五六七	五六一	五五七	五五五	五五〇	五四六	五四四	五四五	五四〇	五三七	五三二
—六四四	—六三六	—六三二	—六三二	—六一五	—五九五	—五八九	—五八八	—五八五	—五七五	—五七二	—五六九	—五六七	—五六一	—五五七	—五五〇	—五四六	—五四四	—五四四	—五四〇	—五三七	—五三二

礫を含む  
 礫を含む  
 やわらかい粘土岩を含むことは意味がある  
 (不整合か)

第三紀層岩石があらわれた。(古生層礫を  
 非常にやわらかい岩石 (含む)

粘土岩を含む  
 硬砂岩礫を含む

層理が明らかでない貝化石(一枚貝)片含有

化石片含有

砂岩と呼ぶべきかも知れないが硬化していない

化石を含む

貝化石多く含む層理が発達しており片状を示す

貝化石多数

貝化石多し

96	95	94	93	92
塊状粘土岩	塊状粘土岩	同前	粘土岩層	灰質砂岩層
六五八	六五五	六四八	六四六	六四四
			—六四八	—六四六
			—六五五	
			—六五八	
			—六六〇	

層理はつきりしないで塊状をなす

以上九六個の資料を調査し得た。

#### 四 粕川村地下の第三紀層について

前項で述べたように粕川村では地下五六〇尺辺から第三紀層が堆積し浅海堆積物が分布している。このことは貝化石から証明される。第三紀層は一般に硬化していないが特にやわらかい。

この附近で第三紀層の見られるのは鹿田山、南西麓と天神山茶臼山等の八王子山系で天神山の第三紀層は附近の第三紀層の最上位であり馬見岡凝灰岩と呼ばれている更にその延長は勢多郡新里村武井に分布していると云われそれら凝灰岩層の上に重なっているのが本村地下の第三紀層であると考えられる。即ちこの附近ではまだ発見されなかった、最も新しい第三紀層であろう。

天神山の馬見丘第三紀層からは *Chamaea* が多く出ている。この層とは上に重さなつて深い関係があるわけでもう少し掘るとこの馬見丘第三紀層が出て来て凝灰岩となるのではないかと思われ粕川の第三紀層の厚さもわかるのではないかと考ふる。

この辺は次のような第三紀層になる

洪積—鮮新世 瀬戸礫層 厚さ約10m

流紋岩 (柏川灰質砂岩?)

中 馬見丘凝灰岩層 厚さ160m  
—— unconformity —— ?

新 新田凝灰岩層 { 大流紋岩層 130m  
新田凝灰岩層 厚さ150m~550m

薄ノ入凝灰岩層 凝灰角礫岩 150m

右のように柏川の第三紀層は馬見丘凝灰岩の上に重なると考えてよいと思う。

### 五 礫層の考察

三を見てもわかるように第三紀層の上部には砂層礫層が厚く堆積している。

特に石英スレート黒雲母の砂層が多いがこれらの砂層は四五〇尺以深の層は殆ど浅海か海岸近くに堆積したものと考えている。それは粒が割合に揃っていること。きれいにあらわれた砂粒であること砂層が厚いこと。

以上の事などから考えている。

砂層と第三紀層との間は第三紀層になるすぐ上の砂層に粘土岩のこんじていることもあるが基底礫岩とすることは出来ない。不整合としても大きなものでなく間けきは割合に短かかったと思う。

次に古生層(これは硬砂岩チャート、粘板岩等)の礫がかなり多く見られ、円礫もはっきり観察出来たから、秩父古生層の発達している足尾山地の方から河川が流れて来ていたと思われる、他に古生層の供給地はない。比較的浅い

ものは渡良瀬としても深い方の古生層は他の河川が運んだかも知れない古生層グラベルと安山岩岩層が混合したり互層となっているところが厚く堆積しているのは赤城山の活動と河川の堆積運動をあらわしたんだん赤城の火山活動が卓越し、また、隆起運動のため河川の堆積作用が減退し赤城の火山破砕物の被覆だけとなった。西野武井の線まで最近渡良瀬が流路をとって居りその前の地形を考えれば充分可能性があり地下にその証拠を残していたわけである。

## 六　む　す　び

以上述べて来たが赤城火山の南麓に位置し赤城から運ばれて来た火山灰岩層堆積物の上に生活しているわけである。が、しかしそのすぐ下には営々とした自然の土地の変化が秘められているわけである。深い井戸の資料から粕川村の地層をかんとんに報告し問題を提起した次第である。

# 交 通 ・ 通 信

- 一、昔の交通
- 二、今の交通
- 三、通信機関
- 四、粕川水電株式会社



## まえがき

赤城山南面のわが粕川村の交通と通信は時代に先行することなしに、自然に生れ育ってきた。産業と信仰の面から赤城山と赤城神社への交通路は古くから開けたものと考えられ、「赤城通り」「赤城街道」の名が残っている。徳川時代の交通は、諸藩、天領による支配が交錯していたので、これらの連絡と赤城信仰による往復が盛んであったに違いない。



室沢宿

日光への例幣使裏街道は、特に著名なもので宿場としての「室沢宿」に就いては、口碑伝説や記録なども残って居り、往時の盛況をうかがうことが出来る。

東西の交通路として「米野通り」は、近代になって新しく県道が通じ周辺地域の変動で面影も薄れたが、今なおおぼろげながらその跡をたどることが出来る。

文化の進展、産業の発達は当然その動脈としての道路の整備を促した。明治の末期村内には東西に通ずる道があるだけで、補助道に至っては車馬の通行は困難であった状況で、村内の道路網は先人の苦心の集積であり、近年著しく整備されたがその不断的努力は現在も続けられている。

徳川の末期、和宮様御下向、日光御社参及び戊辰戦争に関する助郷およびそれらの伝達記録文書が残っている。

飛脚等の記録はあまり見あたらないが、産業の発達、信仰による街道の往来が盛んになるにつれて飛脚の往来があった。明治初期新式郵便制度の実施により、官用の通信ばかりでなく一般民衆の書状の往復も便利となったが、馬車・自動車・鉄道と交通機関の発達するまでは、もっぱら通送人に依存していた。

近年交通、通信機関の発達により著しく生活文化が向上し、近郊都市との距離感は薄れ、社会情勢も居ながらして敏速に伝えられるようになって来たのである。このため赤城山麓の平和な農村も都市化が波及してきている。

## 一、昔の交通

あらまし

近世において、政治、経済の必要性から交通運輸は著しく発達した。徳川幕府の指示がよく全国諸藩に浸透し、交通・通信の発達とあいまって、中央集権的な傾向が強くなってきた。天領の支配、大名の参勤交替、幕府官僚の巡視、年貢米輸送に全国交通網を利用した。なお大名諸藩は、道路を通じて、支配力が領内によく行き渡り幹線路は次第に整備されていった。当時の道路は、自然現象に左右され河川に沿い、また山の尾根づたいに発達したが諸藩の防衛手段として放任されていた。これらに加えて、土木技術の幼稚な時代でもあり洪水などで荒らされやすかった。そのうえ天領、諸藩の領地が入り乱れ、道中奉行の組織があっても、取り締りに重点であったので旅人の苦心は大変なものであった。

商業の発達につれ、年貢米は江戸、大阪に送られ産物も中央へ集貨、取り引きされるようになり陸上、水運も次第

に開発され発達していった。粕川地方の年貢米輸送に利根川の水運を利用して、陸上交通として、前橋・大胡・大間々の集散地へ接続される道路と信仰による赤城道及び伊香保・草津への湯治道や中山道・三国街道へ結ばれる道路が開発されていた。そのなごりを各所にとどめている。

## (一) 道 路

村内の道路は村人の利用のほか、近隣からの旅人、本街道の煩わしさを避ける旅行者、信仰、湯治等で通行する旅人に利用されてきた。

道標、伝承、明治初期の記録によると、日光裏街道・膳街道・米野街道・山街道と呼ばれるこれらの道路が開かれていた。

### ○日光裏街道

日光の本街道は、例幣使街道とも呼ばれ京都から日光へ例幣使の通行する街道であった。中山道を倉賀野下町で左へ分岐し、玉村・境・木崎・太田・佐野を経由して日光へ至るのが本街道である。

室沢を通る道は、本街道に対する脇往還であり、裏街道である。中山道から分岐して前橋・上泉・足軽町・大胡・河原浜・鼻毛石・苗ヶ島・馬場・粕川河原から室沢へ出て、板橋・高泉・深沢・水沼から足尾街道を経て日光へ通じる山ぞいの道で粕川地内としては要路であった。

室沢の全徳寺前に庚申塔があり、この台石に「右日光道、左湯之沢、三夜沢」とあり、右側面に「寛政十二年寄進当村中」と刻まれている。これによっても日光への近道が通っていたことを物語る。

### ○米野街道

世良田方面から粕川をへて、米野・渋川へ出て三國街道と結ぶ道である。この道は、赤堀村をへて深津の本郷へ入り三カ尻・馬取橋・込皆戸・樋越・大胡・小坂子・嶺・小暮・米野を経て渋川で三國街道と結ばれていた。小暮の赤城大鳥居から渋川へ至るこの道は赤城山麓で展望のきく街道であり、前橋・沼田街道と結ばれて繁栄した街道である。

### ○膳街道

膳街道は女淵の地名に残っている。中世のころ前橋から膳城へ至る街道であろうか、いまにその名が伝えられている。

### ○山街道

山街道は、新屋の地名に残っている。大胡から八ガ峯・大前田・新屋の山街道を稲里・月田の曲田・中村の北端を膳へぬけ、竜源寺・八幡神社の北を通って山上へ出て大間々から桐生へ至る道が山街道である。

この大胡から粕川へ出て大間々へぬける道を稲里の笠かぶり地藏のところから北へ分れ、月田の戸井・高田から沼・永田を通って板橋のむかへ鳥居の道も地元では山街道と呼んでいた。

街道に関連する記録に、女淵区有文書の中に「赤城山論御見分諸事留帳」という一冊がある。これは文化十四年（一八一七）のもので、勢多、佐位両郡の三〇カ村が訴訟方となつて、赤城山湯之沢の土地境界について訴えた問題の記録である。このうち実地見分のため派遣された役人に関する部分を見ると次のとおり日程、先触れの模様がかかる。

○五月、論所地改の代官手附普請役格鈴木兵右衛門、同手代山岡兵藏が武藏・下総・上野・信濃・駿河・美濃・三河・越前の国々へ差越えるから道中往還並被地御用中共、馬二匹差出し糞送るべしとの先触れが出ている。

○十月、五日明六つ時、美濃惠那郡大川村を出立、上州膳村外二五カ村、苗ヶ島一カ村へ差越えるから、馬二匹人足四人を差出しおくよう各村へ先触れを継送りにせよと証文が出ている。この文書にも山岡・鈴木の両役人の名が示されている。

この証文に示された道程は次の通りである。

下手向

六日泊リ 須原

七日泊リ

奈良井

岩村

苗ヶ嶋村

阿木

外柵ヶ村

五日泊リ 中津川

右宿々村々の間屋年寄名主にあててある。

八日泊リ 下諏訪

九日泊リ 望月

十日泊リ 坂本

上州勢多郡

膳

村

十一日泊リ

玉村

赤堀

外廿七ヶ村

倉賀野

赤堀

村

(二) 宿場

粕川村の北部赤城山に接する地に室沢がある。この室沢に昔時の宿場としてのなごりが見られる。室沢は、日光裏街道の要衝の地として栄え、本家・桐屋・叶屋等の旅館があり休茶屋として熊野屋などがあつた。

熊野屋は下宿バス停留所右側の先き  
 がその跡で建物は今は無い。下宿バス  
 停の先きに分岐路があり馬場へ行く旧  
 道で角が桐屋の跡である。旧道を曲る  
 と桐屋跡の隣りが本家で建物は屋根が  
 改修されたが今も残っている。この附  
 近の石垣は立派で昔の面影をしのぶこ  
 とが充分出来る。室沢の宿をのぼると  
 右側に叶屋跡がある。杉林にかまれ  
 かやぶきの豪壮な構えで、土蔵に叶の  
 文字が見られ立派な建物が残されてい  
 る。

草津へ湯治に行く人、赤城・伊勢・善光寺へ信仰の旅を続ける人々および幕府の公用で役人が通行し宿場として、  
 にぎやかだったこともあろう。山吹日記の作者奈佐勝卓、徳川末期の儒者安積良斉、十返舎一九の二世の系井鳳助な  
 ど数多くの有名な人も通っている。高山彦九郎も赤城神社へ数回参けいのため室沢の宿を通過している。梅田村(桐生)  
 の住人が江戸時代北国へ旅をしているが粕川地内を通過している記録が残されている。(桐生市史)

室沢は赤城不動・湯の沢・赤城神社への通路であり、今もかやぶきの豪壮の構え、旧家の面影、立派な石垣が随所  
 に見られ、全徳寺前に右日光道と刻まれた寛文十二年の庚申塔があり、近くの馬場にある石灯ろうを見ても旅人の往



室沢宿 叶屋



室沢宿 本家

米の盛んであったことがうがわれる。

### (三) 並木道

赤城南面のなだらかな傾斜一面に松が枝を広げ、ところどころこんもりとした松林は、実にみごとであり、その美しさを昔から今に伝えている。村人は自然を愛し、美しい姿をながめながら生活をしてきたが、粕川を経て旅をした昔の人も、老松の根元での一服はどんなにか疲れをいやすことができ、旅の思い出を深めたに違いない。

遠い昔から室沢の北、赤城山に向って「滝沢並木」、「中並木」、「大猿並木」と三筋の並木が老松もたかだかと生い茂っていた。

粕川を離れて再び故郷の姿に接し、赤城山麓の並木の影が見えたとき、古里へ戻ったという安心感がわき感慨無量であると古老が語っている。この話を聞いたときこれらの並木道は、村人の生活に溶け込んでいるものが感ぜられる。

「滝沢並木」は、滝沢不動尊への参道であったところから、この名称が付けられた。老松の美しい並木は湯之口まで続いていた。その北が御殿で、赤城大明神をこの御殿から三夜沢へ移したと伝えられているところである。

「中並木」は三筋の並木の真中にあつたところからこう呼ばれ「滝沢並木」と結ばれていた。並木の沿道に清水沢があり、そこには雨の降るとき沼になるので、雨沼といわれる沼があり旅人のよい休み場となっていた。



並木の跡にはえた若い松林

「大猿並木」は新里村の村界をなして、赤城の名勝大猿谷への通路で、その昔赤城登山道と利用されていた。

これらの並木道は、官有地であったのを、大正期になりふもとの各村へ払下げられて村有となったので、次第に伐採されて姿を消している。昔の老松の姿を見ていた人は、時代の變遷が激しいとはいえ、淋しく心残りするものだと述べていた。近くに板橋の並木道があったがこれも今は残っていない。「滝沢並木」の跡には若い松林が生れ再び松並木の形を整え始めている。

赤城神社の参道三夜沢の並木道は、季節によりつつじに色どられ、今なお昔の面影を残し参詣の人々の心をやすらげ静寂な感じの松並木が保護されており、粕川の三筋の並木道をしのぶことができよう。

#### 四 助 郷

助郷制の影響がどの程度であったかの正確な資料は見当たらない。本街道を離れているため、江戸初期にはほとんど関係が無かった。

寛永十七（一六四〇）年、宿駅の常置で東海道人馬各一〇〇、中山道人馬各五〇、その他の本街道人馬各二五となり、これは参勤交代制の確立で、公用人馬の需要増大によるもので宿駅近傍の郷村に「助郷」と指定し恒常化したものであった。元禄に至ってこれを「助郷勤高」一〇〇石につき二人二疋と定められた。

定助郷—常時宿駅補助の人馬を出す。

大助郷—臨時の大通行に対して賦課する。

これが享保十（一七二五）年になるとその区別をやめて一律に定助郷なみに増加された。更に「四人馬」の制度による負担が増された。これは臨時の急用公用のため宿駅の定置人馬中一定数を控除して日常の雜立に供しないという

制度であり、その数も暫時増加され、宿駅の衰微による対策であるがすべて負担が助郷村々へ転嫁された。これが幕末まで及んだのであるが、課徴の強化、地域の拡大が時代と共に甚だしく、定助郷が宿助郷・増助郷・代助郷・当分助郷まで設定されて、宿駅から七八里ないし一〇里という遠隔地に及んだもので、江戸後期には、

○一段に數目を要する。

○人馬継立における宿側と助郷側の地位が逆転して所要の七八割が助郷人馬となる。

○助郷課役の金銭代納が一般化し租税化して農民の経済生活を圧迫した。

右の状況は当然この地方にも波及したことは明らかで、明和元（一七六四）年の東武一揆のとき（東照宮百五十年忌大法要の助郷重課と朝鮮使節東下のための賦課に対する中山道助郷農民による）は参加が二十万といわれたもので、この地方へも関係があったと思われる。

女瀨区有文書の中の三組の資料は前記の「当分助郷」が当地方まで大きく波及したことを示している。

文久二（一八六二）年、孝明天皇の皇妹和宮が將軍家茂に降嫁は、幕末史の大きい史実であるが、この地方から出た人足が、五料の渡りで、兩岸幾万の庶民が河原に平伏した壮観を語り伝えたのは今も残っているが、その裏面には、助郷の苦もんが内在していたのである。

次の二組の資料は、翌文久三年のもので、資料(一)は倉賀野宿助郷人足の諸入費と、奥沢寺十一カ村が村高に応じての負担制を示し、資料(二)は女瀨村名主が倉賀野人足役割と国役高を組々へ割当した内容を示しており、同年ではあるが前者は八月、後者は十二月で、別途のものらしく、前年の新町宿への問題と併せて「助郷」の重課が農村崩壊の一因であるという重大性を裏書している。

① 倉賀野宿助郷人足帳

(表紙)

文久三年亥八月廿五日	せん村ニ而
倉ヶ野宿助郷人足	割付
買入諸人用割帳	女瀬村

(本文)

覚

四月十七日〆五月五日迄

出府ニ付  
女瀬村  
名主 定右衛門

一、貳拾人  
五月五日〆十六日迄

〆 同断  
藤重郎

七月九日〆廿八日迄

倉ヶ野宿掛合  
同 人

一、九人  
八月二日〆五日迄

〆 同断  
同 人

〆四拾五人

代銀四百五拾匁

此金七兩貳分也

四月十七日〆十九迄

一、三人

〆 廿九日〆五月七日迄

倉ヶ野宿掛合  
名主 猪三郎

一、八人

七月廿四日〆廿八日迄

出府ニ付  
同 人

一、五人

八月二日〆五日迄

倉ヶ野宿掛合  
同 人

一、四人

〆貳拾人

〆 同断  
同 人

代銀貳百匁

此金老兩卷分ト

五百四拾八文

五月十九日〆六月四日迄

中村

出府ニ付  
名主 貞治郎

一、拾六人  
七月二十四日〆廿八日迄

倉ヶ野宿掛合  
同 人

一、五人

〆貳拾三人

代銀貳百拾匁

此金三兩貳分也

八月二日〆五日迄

一、四人

倉ヶ野宿掛合  
名主 清兵衛

武井村

銀四拾匁

此金貳分貳朱ト貳百七拾貳文

五月廿四日ヨ七月六日迄

一、四拾老入

出府ニ付

渋谷 与兵衛様

ノ四百拾匁

此金六兩三分一朱ト

百三拾六文

四月廿ヨ六月六日迄

一、四拾六人

出府ニ付

後関 千代吉

ノ四百六拾匁

此金七兩貳分貳朱ト

貳百六拾八文

一、金四兩老朱ト貳百四拾六文

渋谷 与兵衛  
御屋敷様御茶子料  
宿茶代諸色入用

ノ高

猪 三 郎

御屋敷様茶子料

倉ヶ野宿茶代

貞 治 郎

御屋敷様御茶料

定 右 衛 門

御屋敷様茶子料

一、金老分ト百七拾貳文

一、金三分三朱也

一、金老兩三分ト老ノ貳百拾六文

一、金老ノ四百文

一、金六拾兩也

一、金三兩也

一、金老貳朱ト五百九拾貳文

一、金百兩也

一、金三兩也

宿 茶 代 共

渋谷 与兵衛

定リ分代リ会ノ者

酒 飯 料

藤 重 郎

倉ヶ野宿弥兵衛

茶 子 料

後関 千代吉

御屋敷様茶子料

役所掛リ色々入用

ノ高

御 同 人

倉ヶ野宿飛脚もん

山 上 村

倉賀野宿人足

買 入 金

助郷惣代三人に世話

料として差出

諸 色 入 用

ノ高

御領分七ヶ村

右人足買入金

御留守様江

一、金貳兩也

一、金壹兩也

一、金壹兩也

ノ金貳百拾五兩ト四拾貳文

但し百石ニ付

水銭五ノ貳百九拾貳文当り

- 一、金拾五兩貳分三朱ト三百拾三文
- 一、金七兩壹分三朱ト百三拾壹文
- 一、金貳拾七兩三分三朱ト百三拾九文
- 一、金三拾八兩壹朱ト貳百拾九文
- 一、金貳拾壹兩三分貳朱ト四百七文
- 一、金貳拾九兩三分壹朱ト三拾九文
- 一、金七兩壹分三朱ト百八拾九文
- 一、金六兩壹分三朱ト三百九拾貳文
- 一、金六兩壹分ト百三拾壹文
- 一、金五拾三兩三分ト百九拾貳文
- ノ金貳百拾四兩貳分三朱ト

貳貫百五拾七文

御土産物積  
御代官四人様  
御土産物積リ  
洪谷与兵衛様  
礼  
後閑千代吉様  
茶代

奥 沢 村  
高 泉 村  
上 山 上 村  
下 山 上 村  
膳 村  
中 村  
西 田 面 村  
武 井 組  
粕 川 組  
女 淵 村

(表紙)

文久三年

倉ヶ野人足役割

御国役高割帳

亥十二月吉日

名主

定右衛門

(本文)

一、金五兩壹朱

十二文

一、金九兩三分壹朱

二十八文

一、壹ノ八百文

三口金拾四兩三分貳

壹ノ八百四十文

此總 百貫ト十文

此調九拾六貫拾六文

但し 老反ニ付

丁錢百拾壹文

三分五厘

壹ノ組

高八拾六町貳反三畝拾五分  
高貳拾壹町九畝五分

此銭貳拾四貫四百六拾八文

貳ノ組

高貳拾六町六反九畝廿卷歩

四ノ組

高拾三町五反八畝五歩

三拾貫九百七拾卷文

三ノ組

此銭拾五ノ七百五拾五文

三ノ組

高三畝八歩此銭三拾六文

四ノ組

高貳拾三町七反八畝三歩

高九反五畝廿分

四ノ組

貳拾七貫五百八拾七文

此銭壹ノ百九文

③ 笹原家日記にみる助郷

笹原家日記によると街道を離れた柏川における幕末のあわただしい気配を感じさせている。

一、文久元年皇妹和宮御降嫁のため中山道御通行のとき、この地方から松井田、新町の両宿へ助郷として人足を送った村々の苦しさが書き残されている。

一、会津戦争に、遠く奥州若松まで、人足として連れてゆかれ、使役の苦しさを訴えたが取り上げられず村に逃げ帰っている。これに対して代人を送ったり、逃げ帰った人の措置について敬願書を代官所へ差し出している。村人はもとより名主たちの苦しさをうかがうことができる。

女洲に残されている文書に、女洲村名主定右衛門の書いた「倉ヶ野人足役割御国役高割帳」によると、国役が五兩



一日市資料



田面資料

余、人足役割が九兩余など合計十四兩三分二朱余で、これを女瀬村各組に一反百十一文の割当をしている。

これらのほか女瀬村の「倉ヶ野宿助郷人足買入諸人用割帳」、田面村の「嘉永三年日光御法事ニ付人足納払帳」一日市村の「日光御法事ニ付人足納払帳」に人足の賃金及び諸雑費が記入されていて、当時の模様を知ることができ

### ○和宮様通過による助郷

文久元年九月十三日中山道の宿場役人が荒子村名主宅へ来て、「このたび和宮様御下向につき、勢多郡内に六カ村秋元領があるそうですが相談のうえ助郷を願いたい」と申し入れがあった。翌十四日名主が下大屋油屋辨助宅に集り相談の結果請書を提出した。

ところが同じ十四日、寄場大間々町役人から新町へ助郷願いたいと廻章で申し入れをして来た。驚いたのは名主たちで松井田に人足を出すだけでも大変であるのに新町宿と両方に人足を送るといふことで当惑してしまつた。

そこで大惣代に甚だ迷惑であるからと願ひしたが、これという手段もないし放置するわけにもならず六カ村の名主が相談し九月二十五日大惣代市郎右衛門宅へ参り、新町は松井田より後のことであるから請印を引き延し、翌二十六日善兵衛が新町宿へ行って請印を除いて貰つたので名主一同ほつとした。

十月十八日になって、新町宿から「お触込」文が送られて来た。

火急以廻状得御意候然へ今般和宮様御下向ニ付宿方へ当分助

もの也

郷被御付則御触書左ニ

西十月十日

隠岐御印

和宮様 御下向之節宿郷人馬多人間左之村々中仙道新町宿江

村々

当分助郷被申付候衆問屋方々相触次第人馬遅参不致無滞  
差出相勤可申候尤當時年季休役中之分茂今般御用限り可相勤

右之通り御触書御渡相成候間不取敢御達申上候三判御持参清  
水屋新右衛門宅江御参会拜見書請印可被成此状御承知之上登

夜ニ不限刻付ヲ以順達留村ノ御返却可被成候以上

西十月十八日

このお触れによると、今までの経緯などかまわずに、隠岐守の印を押した達し書きで、強制することになった。名主たちは東西奔走して助郷免除の運動をした。夜中松井田まで行ったが、最後は松井田宿と新町宿の両方へ出さざるを得なかった。

和宮様松井田御下向が十一月十日なので、四日前の六日村を出立しなければ間に合なかったので名主弥惣治が宰領となつて人足八名を連れて出発した。一方新町御通過は十一日なので三日前の八日、東田面村の金右衛門人足頭他八名を、大惣代深津村山右衛門が連れていったのである。

これらに要した経費は、東田面村だけで松井田、新町の両宿へ出たので、金三拾三兩貳分五朱で、石高一石当り六百六十二文であった。

文久元年九月十三日ニ中山道松井田宿ノ荒子村名主佐市右衛門殿方江右宿役人参り被申候は此度相宮様御下向ニ勢多郡六ヶ村秋元領有之由承り何卒御相談之上助郷願度申ニ付下大屋神屋神助方江十四日五ツ時之集會触廻し候候ニ付夫々掛合之上村高書出候処同日寄場大間々町役人ノ金茂新町宿々和宮様下向ニ付増加助郷願ニ参り候間請印可成与願章ニ面告来候ニ付駕入兩宿ニ相成候而ハ迷惑筋大惣代江願出候得共別ニ手段無之依而等閑之事中紛候得共難捨置六ヶ村相談之上九月廿五日大惣代市郎右衛門殿江参り荒口村善兵衛殿方江新町之儀ハ跡之事情廿六日新町受印之為引延ニ相

○ 文久元年九月十三日中山道松井田宿ノ荒子村名主佐市右衛門殿方江右宿役人参り被申候は此度相宮様御下向ニ勢多郡六ヶ村秋元領有之由承り何卒御相談之上助郷願度申ニ付下大屋神屋神助方江十四日五ツ時之集會触廻し候候ニ付夫々掛合之上村高書出候処同日寄場大間々町役人ノ金茂新町宿々和宮様下向ニ付増加助郷願ニ参り候間請印可成与願章ニ面告来候ニ付駕入兩宿ニ相成候而ハ迷惑筋大惣代江願出候得共別ニ手段無之依而等閑之事中紛候得共難捨置六ヶ村相談之上九月廿五日大惣代市郎右衛門殿江参り荒口村善兵衛殿方江新町之儀ハ跡之事情廿六日新町受印之為引延ニ相

笠原家日記（松井田 助郷）

和宮様  
 御下向之節宿難人馬多入間左之村々中山道新町宿江当分助郷  
 中付候条問屋方相触次第人馬遅参不致無滞差出相動可  
 申候尤當時年季休役中之分茂今般御用限り可相動もの也  
 西十月十日  
 隱岐御印 村々

笠原家日記(新町助郷)

成候様頼書貴翌廿六日新町宿へ漕出右善兵衛殿ヲ以申入同日  
 之儀ハ受印ハ除き候得共十月十八日ニ新町宿相触触込之文言  
 左之通り

火急以別状得御意候然ハ今般和宮様御下向ニ付宿方江当分  
 助郷被仰付則御触書左ニ

和宮様

御下向之節宿難人馬多入間左之村々中山道新町宿江当分助郷  
 中付候条問屋方相触次第人馬遅参不致無滞差出相動可  
 申候尤當時年季休役中之分茂今般御用限り可相動もの也

西十月十日

隱岐御印 村々

右之通り御触書御渡相成候間不取敢御達申上候三判御持参清

右衛宅江御参会拜見書受印可被成此状御承知之上是夜ニ不限  
 刻付ヲ以順達留村相御返御可被成候以上

西十月十八日

新町宿商屋

武太夫  
 八右衛門  
 重太夫  
 年寄  
 平左衛門  
 村々  
 名主中

一今般和宮様御通行ニ付明十九日新町宿集會可致趣意別状当  
 着仕候処急用之義ニ御座候間刻付ヲ以御難立申候依而者先達  
 而御談事置候通り明十九日大屋村方年屋江三判御持参ニ而御  
 出會被下候様奉願上候尤其御万々御断可申上候以上

大惣代 作兵衛

東田面村

市郎右衛門

前書御触ニ付荒口村甚藏殿ヲ善兵衛殿ノ頼ミ先書之派書斗荒

口村江着ニ付候得共十九日之早朝ニ松井田宿に掛合候得共

御印状ヲ尋候得共元々東組惣代ヲ返し不申候ニ付御印状之儀

駿与渡り候様ニ茂申兼而掛合少し計之趣書受取新町宿清水

屋新左衛宅江翌廿日之夜四ツ時右甚藏殿松井田宿より着仕候ニ付松井田宿掛合之村々一評之上荒口村善兵衛殿深津村園右衛門殿泉沢村善次郎殿右三人之衆相頼御印状写御持参ニ而夜中松井田宿江急立掛合兵候文編左之通り

一礼之事

一今般

和宮様御下向ニ付其御村々之処当宿江助郷可被成与去月中及掛合ニ御承知被成右之趣道中御奉行所様江御注進申上置候処此節新町宿江御印状被下置候ニ付右宿江御請印可被成与御掛合御尤之御儀乍然未夕当宿江御印状御下ケ無之間最早程近可被下置其節頼之通り御村々被下置候ハバ手操宜様御相談可申候仍而一札差出置申免如件

松井田宿

問屋役人惣代

年寄

九 兵 衛

西十月廿一日

当国勢多郡

荒口村

④ 戊辰戦争の助郷（管原家日記）

一、同年辰四月廿二日之夜田沼殿様将軍様附之歩兵組別ニ御城を乗とられ候ニ付館林並ニ官軍様方同夜之内田沼城御取

昔の交通

外拾四ヶ村

御役人中

右之通り兩宿江御印状ニ付無惣新町宿江相動候ニ付寄場役人御頼深津村磯村上東田面村前皆戸村露谷村種越村六ヶ村ニ而七百石斗滅志仕候処当村之儀ハ新町宿半方勤ニ而都合兩宿合ニ而金三十三兩式分五朱ト三百六拾七文相懸り申し高老石ニ付總丁八百六拾式文相掛り申候松枝御下向之日十一月十日ニ付村方六日立ニ而相詰申候新町宿同十一日之御通行ニ付御触込引刻ニ付村方八日出立ニ而相動申候松枝寄料弥惣治人足八人相連申候新町宿之儀ハ深津村由右衛門殿相頼村方金石衛門殿人足頭ニ而人数以上九人ニ而参り申候処右村々滅石一件其外種々組合村之内差違有之八州御取締様江宛起り当人荒口村善兵衛殿和助殿女瀬村藤重殿中村伴吉殿四人之者惣代ニ而西十二月中御窺ニ相成申候処大間々惣左衛門膳村善藏下田面村亭吉郎武井村六右衛門右四人之者共追々掛合詰ニ相成外而滅高之儀ハ荒口拾五ヶ村ハ割合ニ相成候節上田面前皆戸種越磯村深津村五ヶ村滅高之内半分右拾五ヶ村江被買候ニ付差出し割合仕候処跡之儀ハ善藏殿亭吉殿惣左衛門殿ニ而四拾両也木崎寄場江八州様御附之節御調之上差出候事ニ而落着仕候

戻し候程之場合現ニ館林御城江将軍様崩廿四日頃押掛候所もはら故御領分江百石ニ付人足老人宛廻状着次第人足差出

四九三

し可中曾廿五日出之懸状館林ニ而承り名主金右衛門殿自分一同館林表江罷出居り候ニ付心配仕り候処江荒子村ニ而ハ同廿七日晩零料人足共参り候故触込村ニ而東田面村磯村深津之儀ハ遅刻故深津村由右衛門殿相談ニ而宿長三郎殿相頼館林町方ニ而老日銀老分一朱宛ニ而廿九日ハ人足磯田面内村之分廿九日ハ罷入候ニ掃村之積リニ而廿九日ニ館林出立いたし中野たんはニ而磯村人足田面村人足深津村廻越村泉沢村人足ニ出合磯田面内人足ハ引戻し大田宿泊リニ而掃宅仕り当村方ニ而六拾式人斗リ館林詰の人足差出し動不足の分益前江差掛り賃銀ニ而式兩式分余り差出し候然ル所橋木辺官軍様方越後沼田辺江御通行の趣ニ付町方斗ニ而ハ何分多數之儀ニ候得者継立茂相成兼候趣ニ而何時御通行ニ相成候哉茂難斗候間老ケ付ニ付触込次第人足拾人宛茂差出し候様大間々町下役人由ニ而四月二日夕刻申来り候ニ付組村廿一ヶ村江廻し候廻文書左之通り

## 舌代

一輪申上候然ハ今夕刻私留主中江寄場大間々町役人衆之由申置候は此度官軍方六百人斗茂何時御通行ニ相成候哉茂難計候間差掛り老ケ村人足拾人伝馬式疋申申候様ニハ中候得共其御村々甲乙茂有之候間御村々ニ応シ人足御心用意之程奉願上候以上

張五四月二日夜

西中割出ス廻文候処

翌三日夕刻又々人足触込前申上候通り人足老ケ村拾人伝馬式疋積リニ而町方詰所江夜中ニ而茂御詰上下候様御書面ニ付四日之日村方ニ而人足五人名主□ニ茂リ共七人大間々町へ参り候所館林斎田源藏殿木呂子善兵衛殿並ニ諸々御人数御通行被遊九日迄ニ人足廿式人斗リ村方ニ而差出シ漸一切ニ相成夫々追々御通行之分ハ大間々町ニ而勤申候由其節水沼村星野七郎右衛門殿御不審蒙リ官軍之衆ニ親子供御召捕ニ相成西方へ御引立夫ハ館林江御引被遊御吟味之上御免ニ相成老月余り相立前橋御役所江御呼立ニ而旗台掛リ被仰付五月中御触廻リ六月三日新川村名主五右衛門殿方江出役致シ此辺稻川東廿四ヶ村斗リ村々名主呼寄申渡シ有之候五四月五日ニ女淵村藤十郎並ニ大助外ニ桐生在之内打毀一件ニ付桐生町表ニ而打首ニ相成六日ニ大間々町ニ而町内之内式人打首三日斗リ日追大間々町内字大光院助二部並ニ天沼者老人打首ニ而一切ニ相成申候得共罪之輕者片小髪片まゆ毛ニ而三日柄ニ相成申候由七月十六日ニ桐生入浅部村奥藏是ハ貸本□又ニ而大胡ニ而岩鼻之御手ニ而御召捕之上大間々町ニ而七月十六日ニ打首ニ相成申候由

一、同年八月二日館林表江高百石老人ツツ郷夫人足差出可申様御沙汰ニ付当村銀助佐治右衛門八月二日館林表ニ差出し置申候奥州路江御召連被遊候懸其節之郷夫人足凡百五十拾人斗之懸夫々追々官軍方奥州江詰合ニ相成又々百石老人位之割ニ而同月廿八日奈古助左衛門郷夫人足ニ奥州江召連られ

候趣追々風聞有之候所九月五日戦争之儀ハ既に官軍方あやうき様子ニ相成候ニ付郷夫人足余程逃去候趣又々同十四日ニ茂哉争有之旁以右人足共動兼候与申夫掛り且那方江交代願仕候得御聞入無之ニ付逃帰り申候与同十月差入迄ニ勢多郡深津村荒子堀越東山面四ヶ村ニ而拾三人逃帰り泉沢村春吉殿親父殿へ八月内ニ逃帰り候ニ付同八月廿八日ニ親之替春吉殿参り踏四ヶ村之儀ハ九月一日頃館林割元右拾参人之者其假差置申候而は村々此末御沙汰如何成行候哉茂難斗候間早速帰逃候者追返し御役人江御詫いたし動候方可然与申候ニ付右逃帰り候人足又ハ交り等夫々差出し置申候得吹余り不心成様ニ積り居り候内人足掛り御役人方江深津村猪熊由藏殿江御内沙汰有之候与申十月十四日ニ大切之御場所を逃し候所之塵不相済向敷願相頼申度与逃去り人足又ハ村々役人一同私方江参り候ニ付同十五日出立致館林江参り敷願書左之通り

乍恐以書付御敷願奉申上候

勢多郡郷夫人足之内

荒子村

九月六日ニ若松を逃去り  
 九月九日ニ大打を逃去り  
 九月十六日若松を逃去り

同

若松御引弘被遊候御

文右衛門

七藏

文吉

紋之丞

御荷物ニ恐逃去り十月十一日帰り

九月十六日ニ若松を逃去り

九月廿日白川を逃去り

前同断

九月廿日白川を逃去り

九月五日戦事場を逃去り

九月十四日若松を逃去り

九月五日ニ大打を逃去り

九月六日大打を逃去り

右敷願人

笠原弥惣治

一、此度上々様御出陣被遊候ニ付

右敷願人笠原弥惣治奉申上候前番名前之者共奥州表江郷夫人足として御召連れられ候処敷度上々様御戦争被遊候ヲ奉始見候ニ付前後無弁茂驚や逃帰り候ニ付村役人共夫々理解被申聞恐縮仕り当月四日逃去り候代人等差上候得共大切之御場所ヲ逃し前番之旗並ニ村役人一同当十四日私方参り右不行届キ之始末御掛様江御敷キ申上候様只願取纏り以来之儀は被仰付候御用向者不ニ申上ニ及ニ身命ニ懸急度相勤申度与申ニ付違茂有之間儲与存一同代兼恐多を不願御敷願奉

清兵衛

代新五郎

源太郎

八郎右衛門

金左衛門

東山面村

佐治衛門

堀越村

与兵衛

留吉

長藏

真右衛門

中上候何卒格別之以御懇悲ヲ御構察之御沙法幾重ニ茂奉願

明治元年戊辰十月十五日

上候右願之通り御聞濟被下置候ハハ当人共は不及中上ニ村

款願人

役人私共迄相助り無此上茂御仁恵与備ニ難有仕合ニ奉存以

笠原弥惣治

上

東田面村

御代官様

御役所

### (五) 道しるべ

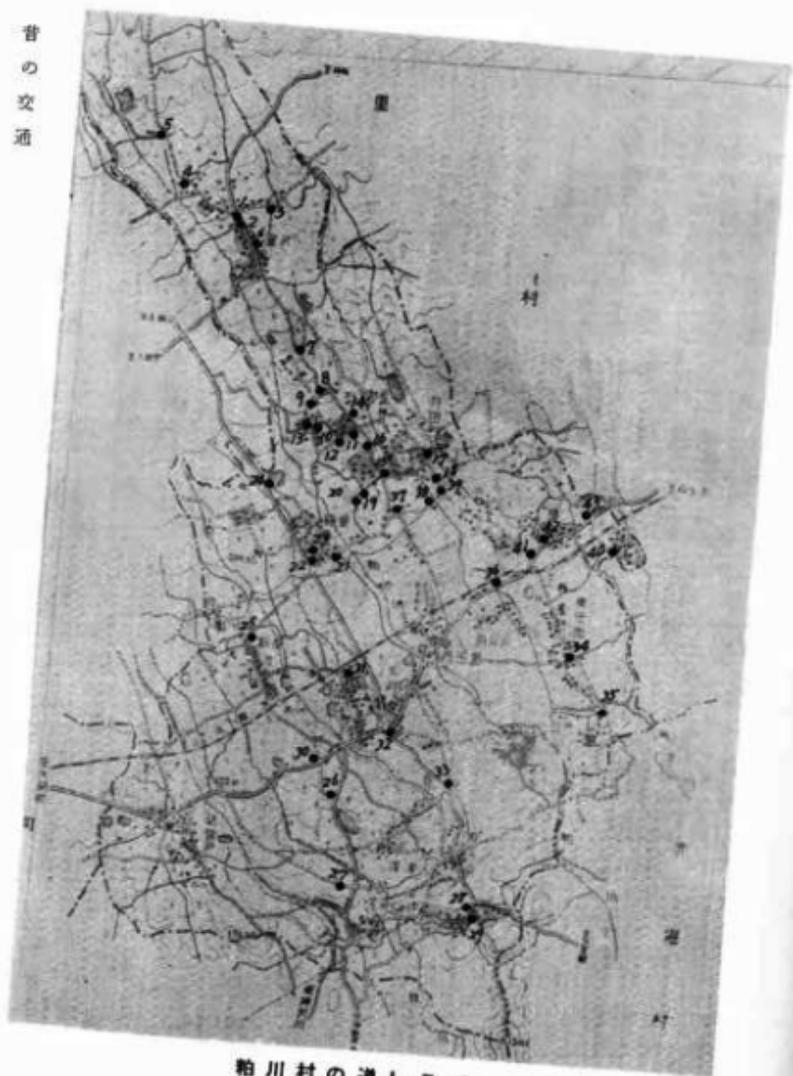
道しるべの建立は、幕府諸藩の指示によるものでなく、地元で旅人の交通安全を願ったものや、信仰のために建てられたものに違いない。

柏川の道しるべは、江戸時代に建立されたものもあるが、その多くは大正年間青年会の社会奉仕によって建立されている。明治の初め、県は道標の建設に力を注ぎ、明治八年四月七日「岐路道しるべ枕建設」の布達を始めとして、繰り返し指示している。これは明治新政府の勸業施策の推進により交通が次第にひんばんとなつて、道路改修整備が盛んに行なわれ始めた結果と考えられる。

県布達により各町村において、建設された道標が現在その面影さえ残っていない。これらは木柱であり、塗料の発達していない時代で腐朽し易く、建設しても長持ちせず続かなかつたものである。

当時地元の好意により、旅人の安全を願つて建立された道しるべも、交通戦争と呼ばれるカーブームの今、曲り角にある道しるべは、自動車の車輪により傾斜、埋没しかえって交通の支障となり、道路改修のつど撤去される傾向となつてきている。長い風雪に耐えてきたこの暖かい先人の好意を、後世に何らかの形で残して置きたいものである。

道しるべを探訪することによって、旧道の跡をしのび、昔の道路がいかに余曲折していたかは想像以上であった



粕川村の道しるべ



新里村との境界

りまとめてしるすことも意義があらう。

道路巷街標杭建設

第式十四号

明治十一年一月

道路巷街道シルベ標杭之儀ハ大ニ行旅之便ヲ得セシメ緊要ノ事タルヲ以一昨八年三月大区会ニ於テ決議一般施行ノ筈ニ候得共爾後新道開通モ不少且管地分合未建設又ハ遺漏之向モ有之趣ニ付更ニ道路之等級ヲ不問人家隔絶山野田圃等之巷街ニ最注意シ勉テ人民之便ヲ謀リ通衢毎ニ左之雛形ニ倣ヒ米二月廿八日迄ニ標杭建設可致尤在米之分タリモ腐朽成ハ文字磨滅

ことを知ることができる。

道しるべのゆき先は、交通の多かった大間々二二箇所、伊勢崎二二箇所、赤堀一二箇所、大胡一四箇所で案内されている。

信仰の対照として、三夜沢一二箇所、滝沢七箇所、産泰六箇所となっている。赤城方面は、赤城一六箇所、大洞五箇所、赤城山五箇所、赤城山道一箇所で赤城方面を案内しているところが最も多い。日光脇往還の跡として日光を案内しているのが二箇所、遠いところでは、太田・境の町名がしるされている。湯治のため往来の多かった梨木が一箇所ではあるが案内されているのは珍しい。

四三箇所の道しるべも時代の流れにより姿を次第に消してゆく運命にあるのでそれらの所在、ゆき先及び明治新政府の方針により道標建設の景布達等を取

不明瞭之者ハ此際無等開建換其他ハ迫テ建換ノ節ニ至リ雛形ニ相改可申此旨相達候事

標杭雛形



右者四面ノ雛形ナリ以下之ニ準シ三面成ハ二面ニ記スヘシ木  
材ハ有テ以テ狭隘ノ道路ニアリテハ三寸角迄ヲ用ユルモ可  
トス

#### 岐路道シルベ杭建設

明治八年四月七日

従前諸街道ノ別レ路ニ石杭成ハ庚申塔ナドヲ建テ是ヨリ東西  
何々道ト記シ有之候処尙今道筋変シ候テモ其餘元ノ所ニ存在

事

① 室沢の全徳寺前で道が三本に分かれている。その道路に桜が植えてあり、その下に庚申塔がある。

四角型の台石に「右、日光道、左、湯之沢、三夜沢」右側面に「寛  
政十二年寄進当村中」左側面には「願主」と刻まれている。願主とし  
て、関係者の氏名が刻まれている。四角型の台石は、九一センチで、  
台石の上に九一センチ、五四・五センチの塔身に庚申とある。庚申信  
仰で建立のさいに、旅人の交通安全を併せ願って建てたものである。  
「右日光道左湯之沢」とあり、この道が昔日光へゆく近道であった  
ものと思われる。柏川村の道しるべとしては、一番古いものである  
う。

② 庚申塔の前にまた道しるべがあり、土に埋つまり頭部だけ露出している。

「東、板橋」「西、滝沢・三夜沢」「南、月田・前橋」と刻まれているのが見える。幅一五センチ角で高さは不詳で  
ある。庚申塔に昔の道案内がしてあるので、近くを案内するために建立したのであろう。



① 全徳寺前庚申塔

③ 室沢の全徳寺前から板橋へゆく県道がある。道は下り坂で再びのぼり坂となりそれをのぼりきると平坦になり、十字路となっている。バス停大平十字路の脇に道しるべがある。

「向、赤城山」「向、苗ヶ島・柏倉」「向、馬場・大胡」「向、月田・赤堀」「向、板橋・大間々」「昭和元年粕川村青年会室沢支部建之」と刻まれている。

粕川地内に六角柱の道しるべが二箇所ありその一つは稲里の笠かぶり地藏のところである。六角形の一边は一〇・五センチ、高さ四〇センチ、頭部の対角線は二〇センチである。この附近は道路は整備され、道幅も広く昔の面影をしのぶものは見あたらない。左の赤城山道に、室沢第二稚蚕共同飼育所がある。

④ 室沢の全徳寺から左の道をのぼると、火の見のある十字路に出る。その左角に五角柱の道しるべがある。



④ 室沢 火の見のある  
十字路 (五角形)

「東、板橋・高泉・大間々」「西、苗ヶ島・三夜沢・湯之沢」「南、月田・伊勢崎」「北、滝沢・大洞」「粕川村青年会室沢支部建之」と刻まれている。

西、苗ヶ島・三夜沢・湯之沢とあるが、現在は道の跡がわずかに残っている程度である。

昭和の初めまでは秋になると馬を引いて稲里から板橋、高泉へ落葉をかきに往復したと昔の思い出を聞いているので、この道は往来がはげしかったに違いない。

五角柱の道しるべは中村と室沢の二箇所見つかっている。幅一四センチ、高さ四五センチで頭部の対角線は二二・五センチである。

⑤ また、室沢の全徳寺の脇を左にゆくと、山道にかかるところで道が分かれる。右が清水沢、左が湯之沢へゆく

道である。

その分岐道の桑畑に道しるべがある。「東、赤城山道」「西、滝沢・湯之沢・大洞」「南、月田・大間々・伊勢崎」裏面に「柏川青年会室沢支部建之」と刻まれている。幅一五センチ、一六センチ角で、高さ四五センチである。室沢で一番奥の道しるべで、この先では見あたらなかった。

⑥ 室沢の公会堂の手前に右折する道がある。右の角が近蔵権三郎氏宅で、そのへいぎわに道しるべがある。

「東、板橋・関・大間々」「南、月田・馬場・大胡・伊勢崎」「北、滝沢・三夜沢・神梅・日光」裏面は、へいでみることが出来ない。幅一七センチ、高さ四五センチである。この道しるべには日光、神梅の案内をしている。この附近に農協の倉庫がある。

⑦ 西田面から室沢道をゆくと、室沢地内に日の出屋前というバス停のある十字路へでる。この十字路の右を繁呂木坂と地元で呼んでいた。今見たところ村道が平坦となり坂という感じはないが昔は坂道であったに違いない。十字路の右に花樹が植えてあり春は美しい、そこに道しるべがある。

「東、関・大久保」「西、月田・稲里・大胡」「北、滝沢・三夜沢」「柏川村青年会室沢支部建之」と刻まれている。幅一五センチ角、高さ五〇センチの四角柱である。

⑧ 室沢通りの月田小学校を過ぎると、道幅を拡張された新道が左折し



⑦ 室沢地内（バス停日の出屋前）

ている。その分岐点から室沢より道しるべがある。

「西、馬場・三夜沢」「南、田面・伊勢崎」「北、滝沢・大洞」、一面には文字が磨滅しているが「大正四年十一月十日今上天皇陛下即位記念に道標……大正四年十二月粕川村青年会月田支部」と刻まれている。幅二〇センチ、高さ六五センチで村内では大形の道しるべである。

村内の道しるべで、御即位記念とするされているものは多いが、詳細に建立のいわれを刻んであるのはここだけである。残念なことに文字が読みにくくなっている。この道しるべは旧道のときは角に立っていたものと思うが今は場所が変わっている。

⑨ 室沢道をゆき月田小学校を過ぎると、左折する新道がある。その道をゆくと左への分岐がある、それが旧道で右側に道しるべがある。「西、馬場・苗ヶ島」「南、稲里・大胡」「北、室沢・赤城」「粕川村青年会月田支部」と刻まれている。この附近は昔の道で解りにくいのでここから東寿寺までに五基ある。幅一八センチ、一九センチ角で、高さ五〇センチである。

⑩ 室沢通りをゆくと月田小学校の先で左へ分岐する新道がある。その角を曲ると左へゆく旧道があり、そこを下ると右に道しるべが一基ある。その先が十字路になっている。その角に道しるべがある。「東、山上」「西、馬場」「南、稲里」「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。この辺は、旧道で昔は交通も多かったよう道しるべが多い。この十字路を東へゆくとたんぼとなり大塚煙草店の角へ出る。その角を左へゆくと東寿寺の前を通って道は再び室沢通りへ出る。幅一七センチ、一八センチ角で、高さ五四センチの四角柱である。

⑪ 室沢通りから左折して月田の東寿寺へゆくとその先に道しるべがある。和田伊佐男氏宅の角である。「東、関・板橋」「西、馬場・三夜沢」「南、大間々」裏面に「粕川村青年会月田支部」と刻まれている。そこから南、大間々

の指示どおりゆくと室沢通りへ出る。近戸神社の獅子頭が祭典のときこの旧道を通って粕川河原へゆくならわしがある。幅一七センチ、一八センチ角高さ五三センチである。

⑫ 西田面から室沢へゆく道を村道一号線と呼んでいる。この通りから左折して月田の東寿寺の前を過ぎると右角に大塚煙草店がある。

煙草店の前の橋畔に四角柱の道しるべがある。「東、山上・大間々」「西、稲里・大前田」「北、馬場・三夜沢」「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。幅一七センチ、一八センチ角、高さ四八センチである。この辺は昔人の通りも多かったと見え道しるべが五基建立されている。この附近の道しるべは石材の關係らしく風化されずに標面が新しい感じがする。建立年月が刻まれているが、大正年間に建てたものと思われる。

⑬ 月田の東寿寺の前を過ぎると、角に煙草屋がある。そこを右折すると地元の人々の勤勞奉仕によりつくられたと思われるコンクリート舗装の道へでる。その道をたんぼ伝いにゆくと人家のある十字路へ出る。その先の右角に道しるべがある。「東、赤城・大洞」「西、馬場・鼻毛石」「南、稲里・伊勢崎」裏面に「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。幅一五センチ、一七センチ角で、高さ五四センチである。

⑭ 室沢通りの月田地内に石橋牛乳店がある、その手前に十字路があり右角に、道しるべがある。「東、板橋・梨木」「南、粕川村役場道」「北、室沢・赤城」「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。幅一五センチ、一七センチ角、高さ五〇センチである。梨木温泉と粕川村役場を案内しているのは珍しい。

⑮ 西田面から村道一号線をのぼると月田に柳下というバス停のあ



⑮ 月田 柳下バス停前

る十字路へでる。その右角に道しるべがある。「東、膳・山上」「南、田面・伊勢崎」「北、室沢・赤城」「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。幅一六センチ角、高さ約四十八センチで、この道は道幅拡張と舗装化が進められている。

⑯ 室沢道の月田地内に公会堂がある。道路が左へ分岐する。その角に道しるべが、かきねの中にある。「東、大間々・桐生」「西、馬場・三夜沢」「北、室沢・赤城山」「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。幅一五センチ、一六センチ角、高さ四五センチである。

⑰ 膳から月田の近戸神社へゆく道の月田地内に道しるべがある。左側に煙草屋があり田村信男氏宅前の桑畑のところ。「東、大間々・桐生・太田」「西、馬場・三夜沢」「南、中村・赤堀・伊勢崎」「北、室沢・滝沢・大洞」と刻まれている。この角を右へゆくと山上への道である。幅一八センチ、一九センチ、高さ四九センチである。

⑱ 膳から月田の近戸神社への通りをゆき、中を過ぎると月田の十字路へ出る。この十字路に道しるべがあり、中島新栄氏宅の角である。左へ曲がると室沢通りのバス停柳下へ出る。「東、山上・大間々」「西、稲里・大胡」「南、中村・赤堀」「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。この道しるべは、この先の畑にあったものを掘り出し村人が、この位置へおいたものである。幅一七センチ角、高さ五二センチである。この先に近戸神社がある。

⑲ 室沢通りの月田地内に公会堂がある。月田公会堂の入口を左へゆくと旧道の十字路に出る。その角に道しるべがあり星野勇氏宅の脇である。「東、中村・山上」「南、稲里・女洲」「北は「室沢・板橋」「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。幅一五センチ角、高さ五〇センチである。

⑳ 月田公会堂の脇をゆくと十字路に出る。その角に道しるべが一基ある。さらにその先をゆくと丁字路がありその角に道しるべがある。北村政雄氏宅の角である。

「東、月田小学校」「南、女瀬・伊勢崎」、「西は桶里・馬場」「粕川村青年会月田支部建之」と刻まれている。幅一五センチ角、高さ五三センチである。この附近の道は、地元民によってコンクリート舗装されているところがある。

② 桶里から大光寺橋を渡り室沢の通りへ出る途中に月田の曲田がある。道路の右側に星野庄作氏宅がありその入口に道しるべがある。

「東、大間々・桐生」「西、大胡・前橋」「南、西田面方面・粕川村役場」「粕川青年会月田支部建之」と刻まれている。幅一五センチ角、高さ四八センチである。

③ 桶里に笠かぶり地蔵がある。地元ではこの辺の道を山街道と呼び道が複雑で旧三夜沢国定線のなごりが今も残っている。この地蔵様の下に六角柱の珍しい道しるべがある。「東、月田・山上・大間々道」「西、新屋・大前田大胡道」「南、女瀬・深津・伊勢崎道」「北、馬場・苗ヶ島・赤城山道」「大正四年一月」「粕川青年会桶里支部建之」と刻まれている。

この道しるべは近村と遠い方面を案内して、何々道とていねいである。幅一五センチ、高さ四四センチ、頭部の対角線は二九センチである。

④ 桶里の笠かぶり地蔵の先で道が分岐している。左が昔の村道で、右が大光寺沼のところへ出る旧県道である。この分岐点に道しるべがある。村内の道しるべの多くは青年会で建立したものであるが、この道しるべは個人の名が刻まれているので個人の奉仕であろう。

「西、赤城山道」「左当村を経て大前田」「御即位記念、大正四年十一月」「阿久沢幸作、吉田源太郎」と刻まれている。建立者名は磨滅して読みにくい。幅一五センチ角、高さ五〇センチである。

⑤ 三夜沢国定県道をまっすぐ赤城山へ向ってゆくと、右側に大光寺沼がある。この大光寺沼のところでは新道と、

稲里の笠かぶり地蔵から来る旧道と合流する。この合流点稲里地内に道しるべがある。笠かぶり地蔵から来る道は旧県道で昔の面影を立派に残し、いかにうよ曲折していたかを十分知ることが出来る。沼から赤城山の遠望はすばらしい。沼のほとりに地蔵様が祭られている。

「右、新屋・込皆戸・産泰道」「左、女淵・深津・伊勢崎道」「北、馬場・苗ヶ島・赤城山道」「大正四年十一月、粕川村青年会稲里支部建之」と刻まれている。幅一四・五センチ、高さ四二センチの四角柱である。字も美しく案内もていねいである。

⑤ 新屋の町並みを通りぬけると、道が右へカーブする。右へゆくと稲里へ出る直線の新道である。道がカーブする右側に道しるべがある。場所は新屋字宿で茂木賢氏宅の附近で小形のものである。

「西、大前田・鼻毛石道」「南、深津・大室・伊勢崎」「北、大前田・赤城山・苗ヶ島」と刻まれている。一面は垣根に接して見えない。幅一四センチ角、高さ四五センチで垣根に接しているので永く保存の出来る環境にある。この辺は分岐道が多いので同じ道しるべで大前田方面を重ねて案内をしている。稲里方面は新道で直線となったが道は多方面にわたり曲折している。

⑥ 深津の東洋防水布株式会社の裏に沼がある。その脇に深津伊勢崎県道が通っている。その道を前橋大間々桐生県道方面にゆくと右に分岐道がある。この道が旧県道で、その分岐に道しるべがある。

「右、女淵・大間々・前橋県道」「左、新屋・赤城」「南、大室・伊勢崎」とあり、「地元深津・粕川村静友会」と刻まれている。建立年月日はしるされていない。



⑥ 深津伊勢崎県道

深津地内の道しるべには、殆んど静支会の名が見える。幅一八センチ角、高さ七〇センチの四角柱で文字も達筆で立派な道しるべである。

② 深津の伊勢崎県道を南へゆくと桂橋がある。その先が十字路になっている。右が込皆戸左が三ヶ尻への道である。右の角が墓地でその脇に粕川では大形の道しるべがある。

「東、赤堀・国定」「西、込皆戸・大胡」「南、大室・産泰・伊勢崎」「北、新屋・女淵・赤城」「深津静友会」と刻まれている。幅二〇センチ角、高さ六三センチで文字も達筆である。

③ 女淵の十字路を南へ三夜沢国定県道をゆくと右側に品川雑貨店がある。そこを右へ入ると墓地があり再び分岐している。右側の墓地の脇に道しるべがある。根元が掘り出されているが自立している。これは元県道の分岐にあつたものを移転したものらしい。

「東、大室・伊勢崎」「南、赤堀・大原」「北、女淵・赤城」「深津静友会、大正七年一月一日建之」と刻まれている。場所は深津打越地内である。二一センチ角、高さ六〇センチで、村内では大形に属する。。

④ 三夜沢国定県沿いに品川雑貨店がある、右の角を曲ると墓地があり道は再び分岐している。その道をさらに進むと深津打越の猪熊速氏宅の十字路へ出る。左側の垣根に沿って道しるべがある。「右、伊勢崎・左、赤堀」「西、大室・産泰」「北、女淵・赤城」「南、野道」と刻まれている。この道しるべは、旅人が道に迷わないよう野道まで案内をしている。明治八年県布達で野道に至るまで明確にするよう指示があり、そのなごりが感じられるが親切な道しるべである。



◎ 深津地内

左へゆくと三夜沢国道県道へ、右へゆくと西福寺の前にでる。幅二〇センチ角、高さ六二センチで立派な道しるべである。

③ 前橋大間々桐生県道と深津伊勢崎県道の接続点に新屋へゆく旧道が残っている。県道の脇に、自動車の車輪に踏まれて土に押しこまれた感じのする道しるべがある。

「東、大間々・桐生」「西、大胡・前橋」「南、深津・伊勢崎」「北、新屋・赤城」県道に面したところに「柏川村青年会女淵支部」裏面に「御即位記念、大正四年十一月吉日」と刻まれている。全体の大きさは不詳である。

④ 女淵の観音様と多福寺の境界の道路ぎわに道しるべがある。これは大正四年十一月、大正天皇即位記念事業として青年会女淵支部が建立したものである。これらのはかに「東、大間々・赤城」「西、新屋・大前田」「南、深津・伊勢崎」の文字が刻まれている。右へゆくと、三夜沢国道県道へ、左へゆくこと新屋へぬけている。幅一五センチ、一八センチ角、高さ五〇センチである。

⑤ 女淵の十字路から三夜沢国道県道を深津方面へゆく途中右側に幼稚園がある。幼稚園の先に左へ曲る道があり、これは一日市へゆく道である。その左角が石垣で、その石垣に沿って道しるべがある。

「東、赤堀・国定」「南、深津・伊勢崎」「北、稲里・赤城」「御即位記念、柏川村青年会女淵支部建之」と刻まれている。幅一五センチ角、高さ四二センチである。

⑥ 三夜沢国道県道を女淵から南にゆくと、たんぼのなかに十字路がある。右は近戸神社へ、左は柏川学校へゆく道で、地元では学校通りと呼んでいる。学校通りへの分岐道の角の草むらに道しるべがある。夏は注意しないと見えない、半分以上土に埋もれている。「東、大間々」「南、深津」「御即位記念」と刻まれているのが見える。幅一六センチ角で高さは不詳である。

③ 上毛電鉄驛駅の脇を東田面へゆくと、下東田面天神に元ポンプ小屋の跡があり、火の見が立っている。そこに半分土に埋まった道しるべがある。

「東、小林・武井」「西、深津・石山・産泰」「南、赤堀・伊勢崎」「北、中村・月田・赤城道」と刻まれている。この道は村道二号線と呼んでいる。火の見のところを右にゆくと酒造店の前を通り前橋大間々桐生県道へ、出て室沢へゆく道と結ばれている。幅一五センチ角、高さ四〇センチである。場所は、下東田天神深沢寅重氏宅の角である。

④ 上毛電鉄驛駅の脇を南へゆくと上東田面でその先が下東田面である。下東田面と一日市の境に高橋がある。この橋を渡ると右へ分岐する道がありその角に道しるべがある。

「西、女淵・産泰・大胡」「南、赤堀・伊勢崎」「北、月田・三夜沢」「御即位記念粕川村青年会」と刻まれている。幅一四センチ、一五センチ角で、高さ五〇センチである。

⑤ 前橋大間々桐生県道を西田面から勝へ途中、現在はあぜ道となっているが中村への古い道がある。昔は二米幅で村人は多に利用したと聞いている。この道路ぎわに道しるべがある。「東、大間々・桐生」「北、月田・室沢・赤城山」「西、大胡・前橋」「粕川村青年会中村支部建之」と刻まれているが中村への案内はしるされていない。幅二〇センチ、二二センチ角で、高さ五三センチである。

⑥ 西田面から室沢道をゆくと中村で、右に南沢電気商会有り十字路となっている。その右角に道しるべがある。石材の関係と思われるが頭部が丸くなるほど風化している。判読すると「東、山上・大間々」「南、田面」「北、月田」裏側に「粕川村青年会中村支部建之」と刻まれている。幅一八センチ角、高さ四五センチで、右へゆくと近戸神社の通りへでる。

⑦ 中村地内に村内としては珍しい道しるべがある。室沢の庚申塔は寛政十二年の寄進で、その他は大正年間に建



◎ 内地中

立されたものが多いようである。

この道しるべは五角柱で、文字から見ると明治以前に建立されたと思われる。

「東、さきう・大まま道」西、おうこ、まえばし道」南のみち」「辰巳、大はら道」「北、あかぎ、みよざわ」と刻まれている。建立者、建立年月は刻まれている。村人の話では、毎年青年会で清掃のうえ、朱を入れて保存

していたという。五角柱の一边の幅は、一四センチ、一五センチで、高さは四一センチ頭部の対角線は約二〇センチである。地元では、この通りを日光街道と呼んでいる。

場所は室沢通りの南沢電気商会の十字路を右に曲りしばらくゆくと、十字路がありその左側にある。この道をゆくと近戸神社の通りへ出る。

③ 西田面から室沢へゆく通りに南沢電気商会がある。その角を右にゆくと膳から月田の近戸神社への通りに出る。その交差点に道しるべがある。この道しるべは、頭部だけ露出して土に埋まっている。これは、水害で埋まった感じがする。標面に刻まれている文字は見えないが、青年会で清掃して文字に赤いペンキを入れ整備をしたと地元の人から聞いている。

④ 前橋・大間々・桐生県道に沿った膳地内に床屋がある。そこは、八幡神社入口で十字路になっている。南が小林へゆく道である。上毛電鉄の線路を越えたと十字路に出る、左が桑畑となっていてその角に道しるべがある。東、大間々・桐生・地元膳」「西、田面・産泰」「南、赤堀・国定道」「北、月田・赤城」と刻まれている。幅一八センチ角

高さ四五センチである。東、大間々・桐生とあり左へゆくと新里境の道へでる。西、田面・産泰への道は、右へゆく道で今は畑となっている。昔は田面へぬけて産泰への近道であったのであろう。

④ 前橋・大間々・桐生県道沿いの膳地内に煙草屋がある。月田の近戸神社の入口である。この煙草屋の角が十字路となっている。煙草屋の軒下に道しるべがある。

「東、大間々・桐生」「西、大胡・前橋」「南、赤堀・伊勢崎」「北、板橋・月田・赤城」「地元膳」と刻まれている。幅一八センチ角、高さ六〇センチである。文字も達筆で美しい。

● 前橋・大間々・桐生県道に沿って膳地内に、道しるべが一基ある。役場からみて膳城趾入口の手前で、錦弥一郎氏宅の角である。県道が改修される前の旧道の跡があり、いまは直線となっているが昔、村から村へと続いていた道がいかに曲りくねっていたかその面影をしのぶことが出来る。

道しるべには、「東、大間々」「西、大胡」「北、月田」「粕川村青年会膳村支部」と刻まれている。この道しるべは幅二〇センチで、地上約二八センチ露出してその下は埋まっている。粕川村の下に旧村名として膳村と村が刻まれているのは珍しい。

⑤ みやま文庫の「道しるべ」によると「膳の会議所の橋を渡り県道をゆくと、床屋の角が十字路になっているが、その床屋の軒に、四角柱で高さ五四・五センチぐらい、二四・三センチ角の四面にそれぞれ方向と方面を刻んでいる。「東、大間々・桐生」「西、大胡・前橋・地元膳」「南、赤堀・伊勢崎」「北、月田・赤城」とある。地元膳というのは建立者地元の膳だという意味であろう。このあたりは道が入り組んでいるのでこうした近くの村々を指示する必要があったのである。」と記載されている。今から約十三年前の調査によるものと思われるが、この道しるべはこの場所にはない。床屋の左に側ある水路のコンクリート管のへり石となって「東、大間々・桐生」「南、赤堀・伊勢崎」

と刻まれている面が見えるだけある。

(六) 明治の里程道路

女淵村

里程 群馬県庁ヨリ東位三里拾老町拾四間四尺東方田面村  
元標迄拾町三十六間三尺西方込皆戸村兼地元標迄拾七町九間  
三尺北方込皆戸村元標迄拾三町五拾老間三尺南方深津村元標  
迄拾町三拾六間三尺東方山田郡大間々町元標迄貳貳里西方大胡  
町元標迄老里五町廿五間南方佐位郡伊勢崎町迄三里



戸長報告書  
(明治9年村誌より)

道路 大間々町ヨリ大胡町往還東方西田面村境ヨリ(南深  
津村境ニ至ル)西方込皆戸村境ニ至ル長拾五町三拾間三尺幅  
武間、伊勢崎町ヨリ赤城山路北方込皆戸村界ヨリ南深津村界  
ニ至ル長廿四町四拾四間三尺幅九尺、東村元標ヨリ西北ニ紆回



戸長報告書  
(明治9年村誌より)

シ新屋村界ニ至ル迄長八町廿五間三尺

掲示場 本村中央ニアリ

室沢村

里程 群馬県庁前橋ヨリ東方本村元標へ四里九町三十九間  
四間へ東北方板橋元標へ十九町二十四間西方苗ヶ嶋元標へ十  
老町三十二間西南方馬場元標へ九町三十九間南方月田村元標  
へ二十町十七間北方赤城山原野へ十老町五十間東方大間々町  
へ二里南方伊勢崎町へ四里西南方大胡町へ老里三十町  
道路 日光脇往還本村西南方馬場村界ヨリ東北方板橋村界

ニ至ル長十八町四十八間道敷巻間半赤城山往還本町ノ西方南ケ嶋村界ヨリ南方月田村界ニ至ル十六町四十八間揚示場本村ノ東北口ヨリ十老町二十二間ニアリ本村ノ西南口ヨリ七町二十間ニアリ本村ノ西口ヨリ八町十八間ニアリ本村ノ南口ヨリ八町三十間ニアリ

#### 深津村

里程 群馬県庁ヨリ寅卯位本村元標迄三里東西野村元標迄拾貳町廿五間、西大室村元標迄廿三町三十三間、南今井村元標迄里程未詳、北女瀬村元標迄拾貳町七間老尺

道路 南西大室村界ヨリ北女瀬村界ニ至ル

#### 新屋村女瀬分郷

里程 前橋県庁ヨリ寅ノ方三里拾七町二拾四間四尺八寸巽方同郡女瀬村元標へ拾四町四拾六間老尺六寸巳方同郡深津村元標へ廿六町廿九間三尺四寸坤方同郡込皆戸村飛地元標迄拾四町四拾九間三尺八寸、乾方同郡大前田村元標へ拾三町四拾貳間貳尺六寸、艮方同郡込皆戸村元標へ拾老町拾八間、東大間々町迄貳里拾町、南伊勢崎町迄三里、西大胡町元標迄老里老町三拾五間八寸

道路 東大間々町ヨリ西大胡町へ上街道本村北方女瀬村飛地界ヨリ大前田村界迄貳町廿七間四尺二寸巾九尺道敷貳間赤城山街道本村南方女瀬村界ヨリ北へ村種大前田村界ニ至ル長拾貳町貳尺七寸巾九尺道敷貳間

揚示場 村東口ヨリ六町貳拾間四尺六寸同南口ヨリ六町九

間三尺七寸村西口ヨリ九町廿九間老尺六寸同北口ヨリ六町廿間五尺

#### 込皆戸村

里程 群馬県庁ヨリ艮ノ方三里十七町三十九間二尺東大間々町へ二里四丁西大胡町へ一里一町四十九間四尺南伊勢崎町へ三里五丁北赤城山湯之沢へ二里十五丁

道路 前橋ヨリ大間々町街道本村南ニアリ勢多郡女瀬村界

ヨリ東同郡月田村界ニ至ル町數六町六間道巾二間、伊勢崎町ヨリ赤城山街道本村中央ニアリ同郡女瀬村界ヨリ北同郡馬場村界ニ至ル町數十二丁五十六間五尺道巾二間、前橋ヨリ桐生町街道本村飛地中央ニアリ同郡穂越村界ヨリ東同郡女瀬村界ニ至ル町數十二丁五十八間道巾二間、伊勢崎町ヨリ赤城山街道飛地團組中央ニアリ同郡深津村界ヨリ北同郡大前田村界ニ至ル丁數十六丁廿九間四尺道巾二間

揚示場 本村中央ニアリ同郡女瀬村界西ノ方入口ヨリ四丁三十一間ナリ

#### 月田村

里程 群馬県庁ヨリ艮ノ方三里廿八町五十二間二尺東大間々町へ一里三十町西大胡町へ一里十三丁二間四尺南伊勢崎町へ三里十三丁北赤城山湯之沢へ二里十五町

道路 赤城山街道本村東ノ方ニアリ勢多郡家沢村界ヨリ南同郡中村界ニ至ル町數十七丁廿七間四尺二寸道巾一丈ナリ、大間々町街道本村中央ニアリ勢多郡馬場村界ヨリ巽ノ方同郡

中村界ニ至ル町數十八丁四十七間二尺道巾一丈ナリ、前橋ヨリ大間々町街道本村南方ニアリ勢多郡込皆戸村界ヨリ東ノ方同郡中村界ニ至リ町數三町三十六間一尺道巾二間ナリ

揭示場 本村中央ニアリ同郡込皆戸村界本村申ノ方入口ヨリ十一町十三間ナリ

## 一日市村

里程 群馬県庁ヨリ卯ノ方四里東同郡小林村元標へ十一町四十一間四尺西女淵村元標へ六町南佐位郡西野村元標へ四町卅間北本郡下東田面村元標へ五町十間

道路 伊勢崎町道村ノ北方下東田面村界ヨリ南佐位郡西野村界ニ至ル長サ四丁四十二間幅一間三尺

揭示場 西口ヨリ一町五十間ニアリ

## 前皆戸村

里程 群馬県庁ヨリ卯ノ方四里五町東本郡上東田面村元標へ六町十五間西田面村元標へ四町十八間南下東田面村元標へ六町廿二間北中村元標へ十町十四間

道路 大間々町道ノ西方西田面村界ヨリ膳村界ニ至ル長サ三町十九間道幅一間三尺伊勢崎道村ノ北方中村界ヨリ下東田面村東ニ至ル長サ七町四十四間

揭示場 本村西口ヨリ三町一間ニアリ

## 上東田面村

里程 群馬県庁ヨリ卯方四里八丁東本郡小林村元標へ八町三十一間四尺西前皆戸村元標へ五町三十一間南一日市村元標

へ八町十一間北膳村元標へ七町十二間

道路 大間々町道村ノ西方西田面村界ヨリ東ノ方小林村境ニ至ル長サ十丁十三間、赤城山道村ノ南方一日市村界ヨリ北方膳村界ニ至ル長サ十一町七間三尺

揭示場 南口ヨリ五町十五間ニアリ

## 下東田面村

里程 群馬県庁ヨリ卯ノ方四里東同郡小林村元標へ六町三十一間四尺西前皆戸村元標へ七町三十一間南一日市村元標へ五町十一間北膳村元標へ九町十二間

道路 大間々町道村ノ西方西田面村界ヨリ東方小林村界ニ至ル長サ十町十三間道幅一間三尺、赤城山道村ノ南方一日市村境ヨリ北方膳村境ニ至ル長拾一町七間三尺幅一間三尺

## 西田面村

里程 群馬県庁ヨリ卯ノ方四里高崎支庁ヨリ寅ノ方七里西ハ女淵村元標イ三町十三間三尺東ハ前皆戸村元標卷町廿間三尺南ハ上下東田面村元標四町十間北ハ中村元標五町卷間

道路 前橋道本村西同郡女淵村界ヨリ東前皆戸村界ニ至ル四町三十四間赤城道村北ノ方同郡中村界ヨリ南上下東田面村ニ至ル長サ九町十一間、揭示場東口ヨリ卷町廿間三尺アリ

## 膳村

里程 群馬県庁ヨリ東方四里東北同郡山上村元標へ八町五間西ハ中村元標へ六町卅二間南ハ小林元標へ拾卷町

道路 前橋道村東山上村界ヨリ西ハ前皆戸村界ニ至ル長拾

町三拾七間三尺幅武間、伊勢崎道村北山上村界ヨリ南方上東  
田面村界ニ至ル長サ拾町四拾四間三尺

西北月田村元標へ拾貳町四拾貳間  
南前皆戸村元標へ拾町

揚示場 村東入口ヨリ四町老間

道路 赤城山道村ノ東ノ方同郡膳村界ヨリ北月田村界ニ至  
ル長サ六町十八間道巾老間三尺、前橋町往還村ノ東ノ方同郡

中 村

膳村界ヨリ西月田村界ニ至ル九町三尺

里程 群馬県庁ヨリ東ノ方四里拾八町

揚示場 本村東口ヨリ三町五十九間三尺ニアリ

東同郡膳村元標へ六町廿二間

## (七) ここに旅した人たち

赤城南麓のこの地方は、日光街道の脇往還として栄えていた。近くに信仰の地滝沢の不動尊、三夜沢の赤城神社、湯治場として滝沢、湯の沢温泉があり旅人の往来でにぎやかであった。遠く北国へ旅をする人も通過していた様で、昔から文学者等の有名人が訪れている。

### ① 高山彦九郎 (一)

「赤城行」

安永二年十一月十四日より十一月十九日まで六日間の日程で、細谷村の自宅を出発して、三夜沢の赤城神社へ参けいしている。武井から膳へ出て、月田を通り馬場へぬけている。これらの模様を「赤城行」にしるされている。

「武井村の人家へ出ツ、石宮司社左にみて小林村膳村右の 方に龍源寺といふ



月田 近戸神社

禪寺あり、門前松の大木なとありみ込よし、此所(町ノ邊)三四里南の方に昔の膳氏城址あるると也、今に瀛あとあるといふ、膳

の次に月田村ここに近戸大明神の石鳥居有、次に馬場村町並なす所なり」

② 高山彦九郎

「赤城従行」

安永六年十月三十日より十一月三日まで、叔父剣持長藏正業と赤城神社へ参けいしている。武井村から小林村を経て膳へぬけ龍源寺へ立ち寄っている。月田村へ出て、近戸神社の鳥居へ出て附近の古墳にたちより、柏川を渡り宮城

村へぬけている。赤城神社へ参拜して帰郷している経過を「赤城従行」に、柏川地内の描写を次のようにまとめている。

「小林村に至る、到れハ道の側に大岩ニツあり、松林に入猶乾にゆけハ膳村竜右石宮司の社は原寺南向也、門前の松数樹其中三株すくれて奇世、美なり、を過て左へ行き松較若台の碑石大也、竜燈板三かい斗古木にしていとよし、大林を乾に見其所に門閉ちたり、洞宗にて童酒山門に入を許さず、門々東小さき



月田 近戸神社鳥居



「赤城従行」高山彦九郎の撰写した  
般若台

石橋を過ぎ小高き所に小堂みゆ、大門の脇に鐘樓在、庭に白藤樹当寺の名木と、又いてうの大木三かい余有へし、叔父とともに見出て月田村に出ツ、右に近戸大明神の鳥居有、ここにたてる石に穴あり、又四角なる小穴をほりたるハ何の用かしらす、左畠中

に古慣何人の墓なるか大イ也、月田の人里をすき川あり槽川といふ」

龍源寺の模様を細かく書いてある。

③ 高山彦九郎 (三)

「北国日記」

寛政二年十一月二十日柏川地内を通過していることを「北行日記」に書いてある。この旅行は足尾街道から来ている。花輪、深沢を経て、板橋から室沢へ入り苗ヶ島を過ぎ三夜沢へ宿泊している。

④ 安積良斉

徳川末期の儒者、寛政三年三月二日岩代安積郡山田の旧家安藤筑前親重の三男として生る。幕末外交の多端のおり外国書簡の翻訳の仕事をしていた幕府の儒者である。

足尾へ旅行したとき、大胡を出発して室沢を経て深沢へぬけていることが「東省日録抄」に出ている。(閏三月)廿四日。発大胡。過室沢。山漸深。谷漸遠。青林翠越。宵然無人。屢迷蹊徑。至深沢。」

⑤ 奈佐勝卓

山吹日記の作者、奈佐勝卓(号隅東姓日下部勝卓通称久左衛門徳川幕府の士)が弟子多田子健と共に天明六年五月十八日湯の沢を通過して、三夜沢へ一泊翌十九日三夜沢、苗ヶ島を経て室沢の福寿院で休憩している。

「苗ヶ島を経て野辺にいつれは河あり。きのふゆの沢よりこ  
るしたてり。聖徳太子を安置すといへともまさしく古き墳な  
なたのかたにたひたひこえつる山河のすゑなり。道の左に塚  
るへし。室沢の福寿院にしはし休らふ」  
あり、ふたかいはかりの松とひひらきならひおいたる下にし

室沢を過ぎて、山上を経て足利で一泊している。

## ⑥ 糸井鳳助

江戸時代後期の戯作者。本名は武。

十字亭三九、のち二世十返舎一九といわれた。勢多郡黒保根村花輪に生まれ、江戸で初代一九に師事花輪堂、赤城子などと号した。室沢の本家与右衛門が支援者となり「奥州道中膝栗毛」を出版している。

## ⑦ 朽津伊兵衛

梅田村上久方の人で、天保九年七月越後出羽三山への旅をしている。その道中記によると、大間々・大胡を経て三國街道へ抜けているので粕川を通過したもようである。昔は、桐生方面から三國街道へ出る近道として利用していた。その道中記に宿場と里程がしるされている。桐生新町（二里）大間々（三里）大胡（三里）米野宿（二里）八崎宿（二里）白井村（二里）北牧宿（四里）中之条（九里）草津。

## ⑧ 幸田露伴

文豪幸田露伴が明治二十二年の正月室沢宿へ一泊し、滝沢不動尊、不動の滝へ冬の旅をした。明治二十一年十二月三十一日上野を出発して、足利を経て三日は前橋泊りを予定していたが、地蔵峠へのコースで道に迷いその晩は室沢へ泊った。当時の模様が「酔興記」に細かくしるされている。

正月のことで、餅を注文したが無く、塩ますと油あげで酒を飲み夕食なしで、その晩は寝ている。翌四日滝沢不動尊、忠治の岩屋、不動の滝へゆき、不動の滝の美しさに感激している。「四方の石壁には滴水凍りて氷柱をなしたる



不動の滝

が水晶の簾の如く懸りあり、其美しさ奇絶妙絶と褒めても足らぬ心地するまでなれば、一行大に快を呼びて嘆賞の声を絶えず」とこの辺の風景の美しさをたたえている。

⑨ 萩原朔太郎

前橋の生れで、著名な近代詩人で敷島公園の松林に囲まれて詩碑が建てられている。詩人朔太郎は、月田小学校の教師奈良字太治を訪ねている。大正四年六月十六日北原白秋宛にハガキをだしている。

「奈良君の村にきています。沼、林、麦、水車等の風景の間　ります可成深い僻村ですから、朔太郎」  
を背広姿でぶらぶら歩いておられます。限りなく寂しい心でお

奈良字太治はそのころ室沢の公会堂で自炊生活をして小学校に通っていた。「前橋和洋合流演奏会」の一行と粕川村を再び訪れている。当時半玉であった辰庵さんは「電車はおろか、バスさえないころですからガタ馬車で前橋から三里の道をゆられながら行ったのです」語っていた。(みやま文庫)朔太郎の一行が馬車を利用したことが分る。

⑩ 野口雨情

大正十四年八月十七日月田の東寿寺を訪れている。東寿寺の住職青柳典敬(童謡詩人青柳花明)が野口雨情と親交が厚く、月田子供会の講話に招へいされて粕川村を訪れたので



室沢の公会堂



野口雨情の歌碑

ある。

岩宿駅まで汽車できて、粕川まで人力車を利用したようである。翌十八日は前皆戸の人力車で、岩宿駅までゆき、関係者が自転車ですべて送っている。当時前橋へ乗合バスもあったが回数も少なく、時間の都合で人力車が便利であったのであろう。

#### Ⅳ 橋 供 養 塔

新幹線や東名高速道路を完成させた、土木技術の発達した時代に生れた人々は、小さい橋を掛けて供養塔を建てた時代のことを不思議に思うに違いない。それほど技術の進歩した今でさえ、くわ入れ式をして工事の無事完成を願っている。土木技術の幼稚な時代、架橋はいかに困難な作業であったか想像以上であった。苦勞して掛けた橋を水害から守り、渡る人々の安全を願って橋供養塔を建てたことは当時としては、自然の姿であった。



石橋供養塔（女淵観音境内）

女淵観音の境内に石橋供養塔が一基ある。碑の正面に石橋供養、左側面日本四国供養右側面願主清浄 裏面宝曆第八天寅十一月と刻られている。この碑文によると、四国八十八カ所の霊場の巡拝を無事に果し施主が感謝の気持ちで、石橋を掛け橋普請も終り、橋開きのとき建てたものであろう。女淵村の西端を流れる桂川を堰き止め、引き揚げた灌漑用水は多福寺の境内を貫流し観音堂の参道を横切り、鵜堤へと注ぐ堀に、今から二百年程前に石橋が掛けられた。この橋供養のために建てられた碑であるといわれる。

ちなみに月田の中島文四郎氏は自宅を県立図書館の移動図書館の停本所として開放。赤城南面農村図書館（中島美代子）と称して活躍し昭和三十九年十月の第一回群馬県図書館大会（於前橋市水道会館）において感謝状が贈呈された。昭和四十六年十月の移動図書館二十周年記念大会においても重ねて感謝状をうけている。

また、粕川村移動図書館関係として

昭和三十七年度 竹 沢 米 作氏

が群馬県移動図書館連絡協議会と県立図書館より表彰をうけた。

## 四、粕川村文化財目録

### 1 中之沢

番号	名称	所在	摘 要	備 考
1	滝沢不動明王像	滝沢不動院	岩窟内の堂宇、おこもり堂（山門）不動堂本尊（右軀、火炎、両脚鉄欠損）応永十三年、鋳工、寄進者、鋳造地伝承あり	室 沢 全徳寺所管
2	御殿跡	湯之口殿	三夜沢赤城神社 西の宮故地	

<p>3 大滝不動尊 (仮称)</p>	<p>大滝、滝臺の傍</p>	<p>小沼沢右岸 滝壺より二〇メートル下流の岩壁の凹所であり舟型光背半肉彫45×30五体具備</p>	
<p>4 薬師如來像</p>	<p>湯之口</p>	<p>滝沢飯泉宿南方の薬師堂内にあり舟型光背半肉彫石像約50×40</p>	
<p>5 滝沢不動参道 一里塚跡</p>	<p>中之沢 旧分校 東北</p>	<p>円墳の上に三十六丁の丁杵あり墳中に不動経を埋藏せしものとの伝承現在滅失、畑地となる</p>	
<p>6 百体 歌観世音</p>	<p>滝沢</p>	<p>滝沢不動堂境内より大滝に至る柏川左岸に散在舟型光背半肉彫石塔塔身50×35各塔に観音和讃を刻む</p>	<p>現在残存 五十余体</p>
<p>7 銚子の伽藍</p>	<p>柏川源流より大滝上まで</p>	<p>奇勝、外輪山内壁に始まる柏川の刻んだ大火口瀨</p>	
<p>8 不動大滝</p>	<p>滝沢 藤井谷横枕</p>	<p>柏川、小沼より流下、銚子の伽藍の勝を経て滝に至る直下十六丈三尺と言ひ伝う</p>	
<p>9 忠治の岩屋</p>	<p>滝沢</p>	<p>滝沢不動堂と大滝の中間、柏川左岸の中腹国定忠治、赤城山に立籠った際にかくれし処と伝う</p>	
<p>10 薬師岩</p>	<p>滝沢 滝沢館北方</p>	<p>柏川左岩、岩上に温泉神社・薬師等の碑あり此の岩の裾より鉄性泉湧出(滝沢館湯元)右岸より望むと麓の嶺する姿に見える(鶯岩とも云う)</p>	

番号	名称	所在	摘	要	備考
1	聖徳太子塔	神田沢 五四 木村喜平治氏宅地内	建立紀年なし(推定江戸中期) 境内に太子堂あり、江戸の学者奈佐勝、上野国、巡遊の際休息のことありと伝う(山吹日記) 古墳跡、骨甕、五輪石塔の残骸夥し		
16	字通住居跡群 (赤城神社旧地道跡)	赤城山字字通		八ヶ所の住居礎石群土器、布目瓦等発見された。 平安朝時代建立の住居や寺院の道跡群、また赤城神社の元宮の故地と推定された。 (五カ年計画で調査中)	
15	不動堂丁杖			一丁目の丁杖は上部に不動の種子(カンマインとナク)を刻む、天明八年建立、二里二十丁二十間の間に七十九本建てられる	粕川村内現存 十五本
14	元亨の板碑	湯之口 一九 大谷茂氏蔵		同地出土、元亨二年 梵字ヤリーク	
13	大猿川溪谷	湯の口 殿		大猿川旭の滝下より南方七〇〇メートル の地点、ポットホール等の岩石、溪底に露出	
12	旭の滝	大猿		大猿川に懸る丈余の滝 滝姿艶麗御殿裏等よりの遠望も佳	
11	石門	滝沢		粕川左岸、不動堂より三〇〇メートル北方 集塊石岩の風蝕大孔穴 不動尊の胎内落とも言う	赤城山随一の石門

2 室 沢

8	7	6	5	4	3	2
道 州 神	赤 城 塔	不動明王像	長崎大地蔵尊	庚 申 塔	赤 城 塔	千手観音塔
安通三四九 全徳寺薬師堂内	洞 北爪米男氏宅北 五四四	向山三五四 金子園松氏蔵	洞 北爪市郎氏宅東 五四四	全徳寺山門前 地藏堂跡	下久保七六〇 吉田賢雄氏宅地内	洞 小池峰太郎氏宅地内 七六六
安山岩製舟型光背石塔型 明和三丙年七月建立 肩抱握手型、損傷甚し	安山岩製相輪滅失、推定室町時代 屋蓋塔身	木彫、立像、製作年代不詳 修驗道赤城山福寿院本尊	台座に明和二乙年七月十三日奉修長崎大地蔵尊の 銘記あり50×40 安山岩厚さ60、自然石 切支丹縁故のものであろうか。	建立 寛政十二年 台座正面、左湯之沢、三夜沢、右日光通とあり 旧日光裏街道の道標 願主 北爪忠衛門、北爪磯右衛門、川原与右衛門 等	安山岩製、相輪の先端欠損 屋蓋、塔身、台座、基盤等無欠 推定 南北朝時代	擬灰岩製、半肉彫立像 塔身、舟型光背88×48、像丈60 風化甚し、推定鎌倉時代、合掌観音とも言う 日韓合邦記念碑 旧河原公園にありしものを昭和四一年復元
			上部の半肉彫舟 型は別個のもの			

17	板 碑	洞 四六二 須藤万治氏蔵	同宅地出土（整地作業中に） 種子キリク	
16	板 碑	茂呂木 四八二 北爪秀雄氏蔵	洞 観音山出土 種子キリク	
15	全 徳 寺	安通 三四九	本堂、釈迦涅槃図大掛軸（彩色未完） 庚申塔、薬師如来像、地石造物多数 （薬師如来像、庚申塔群は堂を設く）	曹 洞 宗
14	八雲神社 本地掛額	向山 三五四 金子岡松氏蔵	棟板装「牛頭天王」と記さる	
13	八雲神社 本地石殿	八雲神社本殿裏	新古二基、室町時代、江戸時代と推定 前者は八雲神社の本地を奉祀せるものと推定	
21	八雲神社	安通 三五二	本殿大社風正面破風造、拝殿住吉風 入母屋造、神殿の彫刻 境内末社石造物多し	
11	子授け観音	全徳寺境内	安山岩製、舟型光背石塔型 明和元年十月建立、施主孫兵衛、損傷甚し 汝是衛生発菩提心	
10	歓喜天	安通 三四九 全徳寺蔵	丈一五・二 像高八・一 光背丈八・二 軀五・二 顔男神二・八 女神二・七 製作年代不詳 像頭二体抱合	秘 仏
9	道祖神	石原 五九一 吉田鶴喜氏宅地	安山岩製 石塔型 二神並立合掌型、木彫風の羊肉彫	

18	赤城型民家	下久保 五四〇 北爪富太氏宅	天明年間の建造という。間口九間奥行六間 部屋割七間各切こたつ 同型中特に古くいと思われる。	
19	御蔵屋敷	洞 四六一 石川房司両氏宅地 須藤万治	代官、吉川栄左衛門支配 天保駕籠に御蔵、教館の伝えあり 石川氏宅を「くらや」と呼ぶ	
20	大平 縄文住居遺跡	大平 八六九 吉田敏一氏 持地内	昭和三五年四月 群大尾崎教授字術調査	群馬県 埋蔵文化財認定済
21	大林 縄文住居遺跡	大林 須藤万治氏持地内	昭和三七年四月 尾崎教授字術調査	群馬県 埋蔵文化財認定済
22	石 (二皿 一点)	石原 五九一 吉田鶴喜氏藏	大 三二×二六一砂押出土 二五×一七一安通出土 (昭和三六年四月県認定)	群馬県 埋蔵文化財認定済
13	石 (十三点) 器	吉田鶴喜氏藏	叩石、石斧、凹石、丸石等	
24	祭祀用土器 (二点)	吉田鶴喜氏藏	平安時代初期と推定 (昭和三六年十月県認定)	群馬県 埋蔵文化財認定済
25	弥生式文化期 漆鉢	吉田鶴喜氏藏	大林出土	
26	弥生式文化期 大石皿	吉田鶴喜氏管理	洞 四六二 須藤万治氏宅地出土	
27	板 碑	茂呂木 四八二 北爪秀雄氏藏	観音山出土 種子キリーク	

36	35	34	33	32	31	30	29	28
一本松	北爪家文書	挾箱様 栗籠	須田家文書	宿場跡	茂呂木仏教遺物群	蜂屋敷館跡	木 硯	板 碑
洞 北爪家墓地 五四九	北爪市郎氏藏	洞 北爪市郎氏藏 五四四	石原 五九一 吉田鶴喜氏管理 (須田富太氏宅藏)	旧日光街道 沿道	茂呂木 六〇一 石川房司氏持地内	十二木	吉田鶴喜氏藏	吉田鶴喜氏管理
樹令推定三〇〇年 日通凡二、四メートル 樹型美しく樹勢旺盛	名主北爪市郎平等数代の公文書多数 主要文書は村文化財保護委で目録作成	漢法医北爪自柳翁使用のもの	金銀吹直御集目(正徳四年)金銀通用御集目(享保二年)御集目(天明六年)柏川水議定書(享和二年)兼徳証文帳(明和元年)掟書(天保の改革)(天伊十三年)文久二年見次証文、他村方文書数通	旧日光街道の宿場。 叶屋、熊野屋、木家、柳屋、とまり屋等の旅館の 屋号 医家、寺小屋、短術道場等	石塔、茄子石、宝塔台座(仏舍利を海祀せるもの 等)田畔の石垣の積石に利用しあり	金子与重郎氏墓地辺を中心として 数条の環濠跡がみとめられる。 中世の城壘である。	江戸時代後期の数作者二世十返舎一九、 米井風助が「奥州藤栗毛」上梓に使用 河原与右衛門の家に伝わりしもの	須藤万治氏宅出土 種子ヤリーク

37	叶屋の櫻の木	下久保 四二四 倉本正美氏宅裏	樹勢旺盛、 根廻り四、七五メートル 目通三、一五メートル	
38	寛永の石碑	石原 五六四 北爪市郎氏方墓地		
39	石鏡、石器	下久保 渡辺談氏蔵		

3 月 田

番号	名称	所在	摘	要	備考
1	六地藏石殿	近戸神社 境内	「暦応五年二月十五日由阿弥陀仏」の銘 面各二体浮彫	六地藏石殿と並び立つ、完形。 関谷風作氏宅地裏より移転 傍に 〇層塔々身四個(暦応三年) 兼師像二体 〇板橋百足鳥居施主名碑石	旧文部省指定 重要美術品
2	赤城塔	近戸神社 境内	社殿、舞殿、末社石宮群、大石燈籠、高札一面 〇獅子舞、天下一日狭流 〇獅子頭三頭二組連綿七〇〇年 〇野口雨晴詩碑、社地西北隅 〇郷土、関口信教翁碑、社前石段下付近に 〇社家二(光善寺、宝学院) 〇みたらし池跡 〇近戸神社旅所(御川降所) 粕川河原		
3	近戸神社	近戸			

10	9	8	7	6	5	4
湯の窪出土 観音像	湯の窪の湯跡	百番巡礼供養塔	鍛冶屋 薬師堂	赤城塔 部分	懸仏	鞍掛石
湯の窪 登山佐吉氏蔵	湯の窪 中里国太郎氏宅東方	湯の窪 兔川堤傍	鍛冶屋	近戸 関谷風作氏宅地表	近戸 登山宝司氏蔵	近戸 旧鳥居跡傍
木彫組木 胎内経を納める筒形	登山佐吉氏持烟 井戸 薬師尊石像舟型无背牛肉彫60 御宝前敷基(天明、享保等) 石灯籠 湯樋石(部分)	塔身一メートル 同行四人	方形屋根、棟に宝珠形を載す 薬師石碑一对(立、座)凝灰岩風化甚し 厨子入木造物三体(薬師一、不動二) ○板碑□二年正月 城内所在石造物 庚申塔宝曆等多数 大栗妙典経供養塔(嘉永三年) 馬頭観世音石塔(塔身、台石に彫刻)	胴部径64 高51 頸部径40 高63 付近に石造物残片多し (近戸神社境内のものもこの地より移転)	青銅製観世音像12×28 背面平面 厨子入、推定室町時代 宅地前畑地出土	登山宝司氏宅入口、赤堀伝説 現在は廻り込まれて僅かに露出

17	16	15	14	13	12	11
月田の月石	寺院跡	長田骨壺群	日向石	丸山	月田の鬮の木	子持曲玉
富士の宮 月田小学校前	長峰	長峰	長峰 小竹松太郎氏宅の西 方、鬼川上流	長峰南端 向沼北方台地	近戸 登山奥大氏宅地	近戸 登山武夫氏蔵
田の畦畔、川の岸にある巨石 表面の月、雲の模様、巨石信仰の対象雨乞伝説	骨壺群東方の開墾畑地 田面村に移る以前の東寿寺の故地と伝う	東向傾斜畑地の土止め石垣に利用 有穴を外側に向けたものだけでも十数個	鬼川より上流、長沢精一氏宅裏手河畔巨石群中の 一	近戸神社故地 建仁三年宝治二年まで（古文書）	樹勢旺盛 大型壺 容量約一斗、伝不詳 ○同家蔵	同氏宅地より出土 他に同氏蔵 ○香具師お触れ書 ○直刀二振4862（加藤忠作氏宅古墳出土）
					群馬県指定 天然記念物	

塚原古墳群（塚原所在）

東南部（月田小学校東方）

番号	名称	所在	摘	要	備考
18	車塚	塚原東南部 縦貫道路東		二墳丘並立のため車塚の稱 東墳丘前方部に五輪塔群残存す	
19	地藏塚	右に同じ		前方部 開鑿畑とされ平坦となる 中腹部に地藏尊石像（東寿寺住職春榮建立） 頭上部に 薬師石像残欠 ○五輪塔 ○石灯籠（石臼基壇）	

中北部

20	鏡手塚	縦貫道路西 石橋増次氏所有地		典型的な前方後円墳（後円部より前方部への側縁美しく鏡手形）（群大尾崎教授字術調査）	群馬県指定 史蹟
21	壇塚	塚原北部		墳丘に壇を設けた特異な形式 字術調査同前	群馬県指定 史蹟
22	薬師塚	塚原北部 塚原東方		平坦な畑地となり、玄室の巨石露出 ○切石の敷石。群大、粕川中で字術調査。	
23	その他古墳所在地	塚原西北部 増塚西方		石橋増次氏所有畑、岡氏宅墓地南端部 字術調査申請中	

<p>24</p> <p>板 碑</p>	<p>25</p> <p>高札場跡</p>	<p>26</p> <p>道祖神</p>	<p>27</p> <p>鎮守の 道祖神</p>	<p>28</p> <p>東寿寺</p>	<p>29</p> <p>東寿寺石造物</p>
<p>1 高田 田村友次郎氏藏 2 富士の宮 高橋さだ氏藏</p>	<p>戸井 星野要次郎氏宅西南角</p>	<p>戸井 金井揭次郎氏宅東方</p>	<p>鎮守 尾上三氏宅裏</p>	<p>水口</p>	<p>・</p>
<p>1 歴応三年十一月 2 延文三年</p>	<p>高札三面は現在鎌塚俊一郎氏保管 山街道(下村より赤城山へ)の曲り角 お川降り道に接す ○赤城塔其の他石造物残片同域内にあり</p>	<p>用水堀の分岐、川洲に所在。二神並立、半肉彫、 文化五年 真下よし女建、城内に石造物多し ○多賀神社石宮 右同所北寄り。明治十五年</p>	<p>路傍の竹藪の一隅にあり。二神並立、半肉彫、石 塔 男神の冠及び上部御幣共に異形</p>	<p>伝、長峰より田面へ、田面より現在地へ 前住青柳興啓師は童謡詩人青柳花明</p>	<p>○庚申塔(大門)五重塔型庚申供養塔 一対、延宝八年高3メートル近戸神社より移す ○地藏尊石像(大門)寛保二年十二月 ○青面金剛石像(大門)像と台石不 肉半彫一面六臂 天文三年、水口組 ○歴住墓地(西方) ○中興春榮(地蔵塚地蔵建立者) ○法印賢俊(簾子建立) ○西南隅石造物群 ○庚申地蔵、慈母観音、小型ながら特に精巧 ○東寿寺字寮記念句碑、本堂前 ○大東面中疎開字童関係者建立</p>
<p>天 台 宗</p>					

37 光善寺 石造物群	36 木像 (二体)	35 蛭影神社	34 鍛冶屋館跡	33 月田小学校 郷土資料室	32 鎌塚金次郎氏所蔵	31 鎌塚俊一郎氏所蔵	30 松村家文書
登山武夫氏 宅地東南隅	登山武夫氏蔵	近戸 登山武夫氏宅地内	鍛冶屋 鈴木幸次郎氏宅地	高田	戸井	新導寺 松村竜顯氏蔵	
畑地の東南隅の一区画 虚空像、庚申その他石造物多数	○不動尊 台共60 彩色木彫立像 ○薬師如来 台共60 金箔木彫座像	祠堂内に神体の鏡一面。伝、常陸国より勧請	長岡文藩館跡と伝う 環壕跡残存(付近地名長岡と称する所あり) 道祖神、館跡内諏訪社域内	主として地域出土品。鏡手塚実測図	石器、土器数百点 月田及周边出土品	石器、土器、数百点 月田及周边出土品 特に武人墳輪 ○高札三面 ○神一 ○灰笠一 ○法螺貝 ○粟 研一 ○鍔部品(鎌塚喜太郎氏) ○錆織り機 ○藤末三州等名士の筆蹟多数 ○月田養蚕組合関 係表彰額等	群大、史学研究室調査による目録完成 ○他に同家所蔵品 ○あぶみ、よろいびつ、かろうと ○芋植松二、(早咲き) 同家宅地一、同家墓地(旧学校東方) 一伝、 同家出身の江戸城御殿女中拝領のもの

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
陣笠	共話会会堂	亀甲文字石	福神画家 福保翁墓	福田屋栄次郎墓	三味線 鶏鶴岡一平墓	謡曲師匠 鎌塚治郎吉翁墓	柏川村役場旧跡	旧月田小学校	宝刀	唐櫃
高田 石橋喜久寿氏藏	近戸 福田屋前	柏川河原 御川降り地内	大光寺 共同墓地	右同	芝坂 近戸組共同墓地	富士宮一六八の二 鎌塚家墓地	曲田 星野恒太郎氏宅地	柳下	戸井 鎌塚栄太郎氏藏	
	明治、大正期青年修養団会員奉仕建立 現在住宅となる	巨石造物。神代文字を刻す	金井家墓地 大正十一年亡 本名金井安次郎（金井清氏祖父）	関口平十郎氏宅墓地。上角辺欠刻す	登山良雄氏宅墓地内	門人等建立	柏川村連合成立当初の戸長役場	小学校移転後月田幼稚園学校となる 青年成実社夜学等にも使われる。現在月田公民館	備前長船作	鎌塚俊一郎氏藏 関口茂男氏藏 一 二 松村重顕氏藏 一

4 稲 里

番号	名 称	所 在	摘 要	備 考
1	稲荷神社	宅 廻	本殿、拝殿、宝物、境内石造物	社殿改築、昭和九年四月十一日
2	青面金剛塔	稲荷神社境内	天明年間建立浮彫文字石塔	
3	笠かぶり地藏尊	鎌 田	石像、出世比丘形、享保四年六月二十四日総丈三メートル余 台座敷茄子、蓮瓣等完備	
4	馬頭観世音石像	宅廻 地藏尊東	三面六臂延享四年十二月七日石工、高遠の人、修理痕著し	
5	稲荷神社敷地	鎌 田	明治四十四年二月迄鎮座、現集会所敷地 樹令數百年の大杉ありしと	
6	ひいらぎ薬師	宅 廻	明治四十三年、現稲荷神社境内より移すひいらぎの樹あり(敷地のものは目通り五尺余と) 巖区岩様の風化甚しき薬師石塔	
7	三十六童子塔	ひいらぎ薬師境内	屋型石塔内に九体四段浮彫の石を納む	
8	子育観音堂	ひいらぎ薬師境内	明治四十三年、現稲荷神社境内より移す 堂奥壇上に木像仏子育観音安置	
9	寒企仏供養塔	同	宝曆四年施主村中	

10	稲里区長文書	目録によ　継ぐ、類別ナンバ―付　箱詰	
11	阿久沢家文書 龜寿氏藏	戸長、阿久沢惣平關係 区長文書中のものと同文多し、保管行届く	
12	御藏屋跡	種荷神社境内の西、本多侯藏屋敷ありし処	
13	高札場跡	煙東北隅 東南隅、赤城県道路敷となる	
14	諸星家文書	明和元年賞割付書 他二通	
15	寺院跡	水道水源地北方、参道南。大正末期開墾。 墓石多数、骨甕、骨瓶等出土	
16	阿弥陀如来石塔	赤城	半内彫石像、年代不明。風化甚し

5 新 屋

番号	名 種	所 在	摘 要	備 考
1	上の薬師	山街道（上の墓場）	<p>堂内に納む、瀬灰岩（47×70×25） 如来像（47×36×9） 浮彫 南北朝時代か。風化甚し ○薬師如来像（右隣）安山岩元禄二年二月 ○同（左隣）文字不明 他に薬師如来石塔数基、伝説により源氏薬師とも云う ○地藏尊石塔（県道沿） 享保二年九月</p>	
2	首切薬師	大 沢	<p>上の薬師の東方五〇〇メートル、それと対抗の伝説女淵城刑場跡に建立と伝う、風化甚し 舟型光背薬師如来像、瀬灰岩。平家薬師とも云う 城内に ○赤城塔一基 他石造物</p>	
3	八幡宮	八幡	<p>本殿、拜殿、明治九年炎上、二十二年再建 集会所（社務所） 城内に ○天満宮石殿、宝歴四年の奉札を納む</p>	
4	南 藏 院	宿	<p>阿弥陀如来坐像、同 立像 十一面観世音立像 天保九年炎上、元治元年再建 現在無住 境内石造物多し</p>	直義真言宗

13	12	11	10	9	8	7	6	5
大塚	日限地藏尊	御蔵屋敷跡	瀬戸東陽翁葬	曲橋の馬頭観世音石塔	捨馬の馬頭観世音石像	市郎左衛門塚	ぼえん堀	桜の馬場
下宿	下宿	裏町	宿、東陽翁生家	八幡（曲橋軒）	大沢	西松谷	桜塚	下宿より裏町まで
観応年間、女淵城主足利直義軍と上杉憲顕との戦いにちなむとの伝説。	かごめ式墓塔、桐生市の日限地藏の故地と伝う、傍に地藏尊石像あり	堀田領御蔵屋敷跡	彫刻家、瀬戸喜太六氏の事蹟を刻す	田島丑太郎氏宅前、寛延元年曲橋にて、ぎせいの落馬の供養と伝う	上杉謙信、関東転戦の際愛馬の死をいたみ葬地に村人供養をつづくと伝う（毎年三月） 明和七年七月 岡村常清建立	江戸時代 清水市郎左衛門が西松谷開田の爲作った塚	文右衛門堀の並。江戸末期、鎌塚文右衛門、前田開田の爲、桜の馬場沿に用水路を作る	女淵城の馬場と伝う 馬場管理人桜氏墓、瀬戸氏祖先の墓にあり

## 6 込 皆 戸

番号	名 称	所 在	摘 要	備 考
1	白山神社	白山	本殿、拝殿。拝殿は舞殿のかたち、正面軒下に揚幕用滑車を残す	
2	白山神社石宮	白山神社境内	本殿、裏北寄り、奥宮と見るべきか 雄大な石殿、隠居様と崇められる	
3	白山神社の大杉	同	大杉数株、正面入口左右鳥居、両側の二本特に大きく高さ四〇メートル余、当社の山緒の古さを示すものか	
4	鶴 姫 墓	白山 西川品太郎氏宅 墓地内	内容弘に慶安三年の紀年あり、大胡城主牧野氏の娘鶴姫の墓碑と伝う、もと鶴姫御殿山にあり、開墾の際に現在の地に移建したもの	
5	三番叟かしら	白山神社 神社総代所管	能三番叟一式 頭七点(新旧型共) 衣装二(鍔及更紗)、五鈴 一對、つづみ(胴部)等 実演(拝殿の様式連想)は数十年前に中絶、村中 年一回拝する例伝わる 徳川初期と推定(祭種の中、格別の古式) 鶴姫と関連の伝承と時代相応す	

6	能三番叟古文書	三番叟付属の古文書 謡曲歌詞、振付、四神位置等を示す、神事能た りし証となる ○出土品、土器及短 かしら、文書等と併せ保管さる。	7	二十一夜供養塔	明和五戊子年十一月建 社前。鳥居東の辻の路傍。屋蓋。台座等も入念に 彫刻。塔身に如意輪観音（二臂）座像浮彫	8	高地堀	高地を通ずる用水堀。城南村、乾谷地沿への引水 時代不詳、掘水技術の高度発達を物語る。 豊城入彦命が赤城登山道に作りしと伝説あり。	9	杉野翁 禁酒禁煙山の碑	梅沢浦造氏宅地裏、県道傍。浄財を以て山林六反 歩を購ひ寄附した杉野寅吉氏の徳を頌するもの 昭和六年込替戸青年会建立（杉野氏は大和高取、 業屋）	10	鶴姫御殿山	村の東方丘陵地、現在畑地となる。此処に長き療 養生活を過した鶴姫の住居ありしと伝う。	11	秀五郎稲荷	金子潤吉氏宅地つづき。桐あり、例祭八十八夜
6	同		7	白山 神社鳥居東方		8	村内縦貫		9	白山 四六七		10	東白山		11	西屋敷	

7 深 津

番号	名称	所在	摘 要	備 考
1	近戸神社	近戸 乙一四三七	赤城南三近戸の一。社殿、末社、大拍犬一對、灯笼一對、社務所、旧棟札、元文四年神号額、拜殿正面、菱刈大将揮毫、鳥居神号額、新田朝臣清純書、大祭典中塔、八月二八日	
2	近戸神社宝物	西道 真藤文平氏所蔵 (元神主文治郎家)	神主家に承継された神宝一揃の品々 深津両社(近戸神社八坂神社)金幣写真(金幣は元内社別当寺たりし西福寺に蔵す) 勾玉、地域出土品(矢の根等)多数、刀一振 深津村誌 一部	
3	蛭影神社	近戸神社 境内	社殿の西方、小社殿 参道、石鳥居(破損) 例祭八十八夜 豊葦祈願	
4	八坂神社	天王 甲五六〇	社殿、末社、金幣写真、天文四年の棟札、牛頭天王殿、深奥氏累代祈願所	

<p>10 友成墓</p>	<p>9 深津城跡</p>	<p>8 西福寺石造物</p>	<p>7 神社号金幣一对</p>	<p>6 西福寺</p>	<p>5 神代文字神号碑</p>
<p>友成一、三九六</p>	<p>友成一、三五七</p>	<p>同境内</p>	<p>西福寺藏</p>	<p>天王</p>	<p>八坂神社内</p>
<p>深津友成の墓と伝う。付近に「からだ千」等古戦場を連想する地名あり</p>	<p>俗称堀之内を中心とする深津跡あり、吉沢氏他家の宅地となる。深津氏の居城跡と伝えている。</p>	<p>多数、特に庚申塔群は数量の多きこと村内その比を見ぬ程</p>	<p>金幣一对を本堂、下段の間に祀る 軸に「近戸大明神」と両社神号を記す 午頭天王」と両社神号を記す 両社棟札の記載と併せて、別当寺なりし証</p>	<p>元、醍醐寺 三宝院末寺、現、初瀬長谷寺末寺 ○本尊阿弥如来像、同胎内仏 ○仏舎利、その他仏像多し、まんだら 四軸 ○西福寺土蔵―勸願醍醐寺のゆかりにより十六弁菊花紋章を用う(明治期はばかって部分を黒く塗る)</p>	<p>社頭、南側天照皇大神他四座の神号を神代文字にて刻む石碑、井上正吉氏揮毫 その他、境内石造物、社殿裏及社頭に多し</p>

16	15	14	13	12	11
勘平墓	道祖神	三ヶ尻赤城塔	鐵 <sup>レ</sup> 鑪 <sup>ニ</sup> 沢 <sup>ニ</sup>	雷電社	七ッ石
三ヶ尻郷九六六	三ヶ尻郷九六六	三ヶ尻郷九九四	たたら沢	七ッ石	七ッ石
道祖神北、立川家墓地 義太夫人鶴沢一光斎（立川勘平）の墓碑、弟子 縁故者等の建立。幼時失明、上京して三味線、義 太夫修業後年郷にあり芸名高く弟子多し。生家、 立川忠次氏方。妻帯して一家を立つ。現立川喜代 寿氏方	天保年間造立、高遠産馬場住井上原治 塔形地大、円形彫込の中に二神並立の厚味ある浮 彫、裏の方にある大石は当初の台石か？	青龍寺故地（立川喜代寿氏宅東）、塔形巨大、基 壇は地中に埋まる。周辺に石造物残片多し 鎌倉時代と推定される。	七ッ石、たたら沢一帯の岩石、磁気を含む 此の磁鉄鉱を往古製鉄せしとの伝えありたたら跡 あり鉄屑も認められしと たたら沢一、九三三より七ッ石に向って抗道あり と伝えるも、今埋って判然せず	巨石群傍にあり、例祭四月十五日 村中にて祀る	巨石十余個、高台上に一群をなす、産泰、石山と 同系か、磁気を含む

23	22	21	20	19	18	17
山王の隧道	さいかちの木	御蔵屋敷跡	湯小屋跡	聖天祠	道慈坊	板碑
天王	裏西迎 真藤富吉氏宅地	西迎、通称はんの木	友成一、四一三	聖天	長岡	岡田昭作氏藏 (通称山下)
立川保八(芳雄氏曾祖父) 諸熊浅八(克氏曾祖父) 兩人設計、村民を脅して南北より堀り進む	徳川末期の堀さく、洪水の為、用水路欠壊の後、水路隧道を作る。高さ二メートル、長さ約四〇メートル	元、御蔵屋敷あり、防災警護の為、通路各方面より集る。○古墳跡 ○伝、深津小野八墓碑	泉川畔。西岸、梁師下より湧出の鉱泉、天明の洪水に鉱泉湧出、明治末期まで湯治宿営まれる。明治四二年の洪水で河岸欠壊し井戸を失い、昭和二二年の洪水後、元湯宿たりし山田豊氏宅も西高台に移る	東洋防水布工場正門北にあり、石宮一基	三ヶ尻共同墓地内所在の石塔、元、青竜寺の僧、黒岩家と確執の伝説	元享三年八月、丈五五。先々代一郎氏所藏 ○岡田家所藏品(一郎氏旧藏) 古文書 什器等を伝う
	根まわり三メートル余、樹勢旺					

30	29	28	27	26	25	24
三騎堂の濁池	西福寺故地墓	寮の六地藏塔	力 錦島三太夫墓	念流道場	祐清法印墓	毒石
三騎堂七七四	本郷甲二一	打越	打越四九一 猪熊家墓	打越五四〇 猪熊敏司 氏宅	前原 四二一	前原 四二三
毒島伝説ゆかりの小池、池水常に白濁、阿部八郎氏所有の湿田の一隅にあり、近年著しく狭小となる	西福寺故地と伝うる、通称寺畑と称する地域の西南隅にある墓地西福寺歴住の墓碑並ぶその北に隣る小部落(女瀬分)を、道北と称するは堂北の転という	東念仏供養塔、天明三年建立、天明大飢饉との関連ありとの伝承、総丈三メートル余、結構壯大精緻優麗もと道北にありし尼院の城内に高さ積み上げ基礎の上にあるしもの	明治三十年十月建立の大石塔、辞世歌を刻す、天塚にありし生家庭前にありしもの生家移転後、現墓地に移す 現在も、日本相撲協会に部屋名残る	本間家直系の馬庭念流惣道、現在その建物残る一遺場中絶	毒石近くにあり 深津と赤堀村今井との境界争いについての伝説	径約七五センチメートル 高さ六〇センチメートル 中四の丸石 毒島伝説

38	37	36	35	34	33	32	31
大 楠	酒桶など	土器、石器	稲荷社	しだれ松	深津公会堂 旧深津小学校校舎	五輪塔	旧馬場
三ヶ尻郷一、〇〇四 渡辺操六氏宅地内	三ヶ尻郷一、一四六	打越五二二	本郷一	天王乙五五九	天王乙五五九	天王五四八	天王乙五五四
根まわり六、五五メートル 樹高二十余メートル 明治初年中島市部次氏 より渡辺幸六氏(操六氏父) がもらい受けて定 植した二本の一角が残ったもの 樹令約八十五年	先代一郎氏より伝う、酒桶酒筒 飯ごう(四ツ重 ね)鉄びん、その他書画 数点 岡田昭作氏所蔵	深津及周辺より出土の土器、 石器等百余点 望月次平氏所蔵	中島良太郎氏持地内の小祠、 京都、伏見稲荷勧 請、明治末年八坂神社 台祠後も祠を建て毎年本 郷組中にて初午祭を執行	公会堂文関傍 周一、七メートル 樹令約百年余と推定	深津小学校として明治十二 年建設 ○名工猪熊与平治(猪熊喜一 氏祖父)の設計施工 ○公会堂附上の神棚もその 作(近戸、八坂神社はじめ 同人作の住宅多く残る。 ○公会堂文関赤堀本間家 陣屋文関の移築と伝う)	大型五輪塔、二基	直線一八〇間、現在も道路 のまま通称かけのり道

44 書画など	43 俵千葉師	42 首千葉師	41 土器、石器	40 赤松の大木	39 具足一組
本郷 猪熊六郎氏所蔵	友成、山田豊氏持地	友成一三七三ノ一 吉沢幸三氏畑地内	近戸 栗岡哲氏所蔵	型天 東洋防水布工場 事務所	三ヶ尻部一〇〇五 渡辺精一氏蔵
公札一面 館林藩主より拝領の什器（行器）金時絵猪熊家系 狩野探幽筆「富士山」	前項の際戦死者の胴部のみを集葬した処に建てた 石宮、眼病治療の俗信あり	元深津友成の居城の地、激戦あり、戦死者の首を 多く葬りし所に建てし供養塔と伝う	東洋防水布工場建設中の出土品 ○ボイラー位置より土器、石器、十数点 ○第二貯水池掘削中、井戸桁 地下二メートル位 より亜炭化 群大尾崎教授鑑定、樹種 奈良時代のもの	前根まわり三、四メートル 樹高二三メートル余 戦前、持主吉沢愛太郎氏（幸三氏父）赤城神社へ 奉獻し改築ならず、終戦後持主に帰属、後東洋 防水布轉に所屬權移る	製作年代不詳、甲冑一そろい、祖父仁三六氏 秘蔵 ○鎧 甲冑に付屬

<p>45 赤幣 天狗 白幣 天狗</p>	<p>46 業師 如来</p>	<p>47 資頭 虚尊</p>	<p>48 書 画</p>	<p>49 松村 伝兵衛墓</p>
<p>通引 甲八七一 第編 喜一氏宅地内</p>	<p>西迎、吉沢政秀氏宅地 西隣</p>	<p>西迎、真藤寅吉氏持田 の北側</p>	<p>三ヶ尻 立川定男氏所 蔵</p>	<p>打 越</p>
<p>石宮三社、本宮からの紙札と伝うるものを同家に 伝う。(本宮というものの所在不詳)、例祭三月 十八日往時は参拝者多かりし由</p>	<p>もと小祠中にあつたが網破損して如来像のみ残る 眼病治療の祈願者多し</p>	<p>石宮一 資頭虚尊者、万病を治す法力ありとの伝えにちな み「おびんづる様」と称し信仰さる 礼詣りに竹筒に酒を入れて供える</p>	<p>立川家系図書、書画軸物数点</p>	<p>路傍の墓地にある石塔の一、(松村家墓地) 天保 十五年没の医家 子孫現住せず、宅地は岡部一雄氏宅墓地内 (岡部氏祖父芳次郎及其の先代引継ぎ、名医の名 ありし医家岡部氏に伝わりしものか) 伝兵衛様と称し、でき物の霊驗ありとして遠方よ りの参詣多し</p>

8 女 淵

番号	名称	所在地	摘要	備考
1	聖観世音像	前栽場 観音堂本尊	伝 天平九年行基作、木像 丈五尺八寸（檜の大木による一木彫） 往古より六十年毎開帳の秘仏	
2	お前立観音像	観音堂内	天明三年作、丈 三尺五寸 木彫	
3	大船若經	同	全六百巻、毎年春秋二回衆僧転読	
4	子育観音像	同 境内	境内の一室に安置し子安観音と云う、木彫坐像 丈四尺八寸、文化四年祐賢の作	
5	観音堂城内石造物	同	〇〇〇石島居 文政六年十月 〇〇石橋供養塔 宝暦八年 〇〇庚申塔群 珍らしい例 その他（仏院関係の鳥居は村内に	
6	女淵城跡	西 宿	城主所伝—高野辺家成郷、上野権大條從七位南四 朝臣秋郷、足利直義、沼田平八郎、長尾顯長、荒 井國書尤等数ヶ所の城跡相接し（曲輪五ヶ所推定） 壕跡多く用水池と化す（丁字 十字 への字）	

11	10	9	8	7
<p>図書尤墓碑</p>	<p>竜光寺板碑</p>	<p>竜光寺</p>	<p>太々御神楽</p>	<p>御霊神社</p>
<p>竜光寺墓地</p>	<p>殿原(竜光寺蔵)</p>	<p>殿原</p>		<p>殿原</p>
<p>新(荒)井図書尤、長尾頭長の臣、女淵城を守る          ○(女淵新井一族の祖と云う)          平野さきの墓          女淵に生れ妻糸菜を学び、シヤム國に渡って          糸菜を指導し帰朝して当地にて逝く</p>	<p>三面の中          A 弘安六年 B 永和五年の紀年あり</p>	<p>開基 天室伊弉。本尊 薬師如来像          境内に接して          ○豊川天(豊川税荷)を祀る、当時開基、伊弉が          三州豊川妙嚴寺十世たりし様によるもの          境内基地に注目すべき墓石多し</p>	<p>村内に少なき神事芸能関係の無形文化財          明治十年創始連続して現在に至る          四月十九日、十月十九日毎年春秋二季の例祭に奉          奏</p>	<p>貞観五年の御霊会に擬して崇祀し安永五年現在地          に鎮座。本殿、幣殿、拜殿、神庫、神楽殿          石造七鳥居。村内各社台祀の象徴。女淵城及城主          との関係          御神木大杉、本殿南方、傍に石宮等本殿故地と伝          う</p>
		<p>曹洞宗          赤城山竜光寺</p>		

18	17	16	15	14	13	12
行基ヶ原 観音石像	多宝塔	往生変化相 大絵額	大数珠	薬師堂	千手院 本堂の彫刻	千手院
同	同境内	同	千手院蔵	同境内	千手院	宿
行基原観音堂（大正初年焼失）に在りしを此処に移したるもの。厨子型くりぬき石殿に納まる石像	本堂前庭西より高さ約一丈五尺相輪先端まで完形享保十七年建立	一〇×二六〇のもの二面、各面五場面、それぞれ細字経文と変相図、一無常観一〇、古墳相、当院住職たりし西僧春田の作	元薬師堂に集って勤行した百万遍念仏供養に用いた仏具 総長 二丈一尺	大門に入り参道を進む左側の堂宇荒廃したるも、ひずみ無く名工の作と推定さる。本尊薬師如来木像（現在本堂に移す）眼病治療の信仰。周囲に石造物多し	本堂の格座間全面の彫刻 作者 公儀御彫物師、高松亦八邦教の末流 上田沢湧丸住、並木源治謀訓 享和三亥年七月	開基、光室 建長五年、本尊 千手観音像、弘法大師、興行大師、薬師如来木像等、本堂 寛延元年再建 〇〇庫裡に鬼城の句額あり 庭園、庫裡前庭名園たりし面影を残す
						真義真言宗 大悲山千手院 興隆寺

26	25	24	23	22	21	20	19
行基ヶ原	木の下	柏川稲荷神社跡	経塚古墳	多福寺	蚕種子石	女淵小学校跡	秋葉社
行基ヶ原	木の下	上柏川	上経塚	前栽場	宿	千手院本堂	同
元、観音堂あり、焼失後畑地となる 伝、天平九年、行基巡錫の際聖観音像を刻した処	寺間と呼ぶ地内に(野沢医院南方)一対の古石塔 (地藏菩薩と伝う)伝、南湖秋郷の供養塔、往古 此処に橋の大木あり、行基これを以て聖観世音を 刻むと伝え、地名に残る	台祀後(石宮を残す 域内に石造物数基(糟川と記すものあり)	家型石塔一基、小丘上に立つ 伝、高野辺家成の姫の追善慰霊の為に経文を埋め た塚	観音堂の別当寺 元、宇赤城に在り現在地に移ると伝う	泉堰(熱道泉橋南方)近く西岸の巨石 春蚕催青期に蚕種催青状態と似た色を石の表面に 現わす 豊蚕祈願の俗信	○ 明治五年学制による本村最初の学校は明治六年に 創められ女淵小学校と称し仮校舎を比処に開く ○ 学制前 千手院寺小屋、本院第四十九世空光上人 ○ 昭和十九年八月より二〇年九町まで 北区王子第一小学校の疎開学校寮	本堂南方にある祠。火伏せの神として信仰さる
	伝 竜光寺故地			天台宗			

33	32	31	30	29	28	27
旧粕川小学校跡	忠 靈 塔	庚 塚	大庚中塔	石 供 養 塔	板 碑	近 江 堂
東 木島芳雄氏宅	粕川小学校東 粕川河畔	庚 塚	石 田 原	石 田 原	松村四万吉氏蔵	近江堂（沼の東方）
○ 同氏居宅は明治四十二年まで粕川小学校舎現忠靈塔辺は当時の校庭 ○ 聖徳太子塔等同宅地南東隅にあり	○ 松林中に建つ、花崗岩材、ブロック製をめぐらして校地と区切る村出身戦病死三〇二柱の英霊を祀る城内に ○ 日清戦役記念碑、旧学校より移す ○ 日露戦役記念碑、旧役場より移す	○ 地名「庚塚」の由来となりし庚中塔は倒されて所在不名、畑中に小丘を残す、丘上に ○ 聖徳太子塔 ○ 富士見村一徳斎書 ○ 県道南に近く（深津分） ○ 馬頭観世音の塔群	石供養塔と旧道をへだてて西に建つ山の上の庚中塚と云う 女淵北端桶里境の田際の小丘上に建立	赤城通り桶里境 享保十三年（申年大水）建立 筆者 竜光石梯は竜光寺住職	同氏祖父松村浪吉氏の保存せるもの、近江堂出土品を主とす	昭和十年開墾の畑地、板碑十数枚等 出土品多数 板碑には康安元年八月のものあり
						伝千手院故地

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
諏訪神社跡	天神宮跡	八幡神社跡	雷電神社跡	愛宕神社跡	赤城神社跡	摩任多ヶ淵	正宝院跡	郷倉跡	御高札屋敷	高札三面	性信仰石塔
宿	新宿	上八幡	西宿	中宿	赤城	赤城	同	殿原御霊神社南	宿一、一二四御霊神社南	新宿亀井一雄氏蔵	前棚
同 松村熊氏宅地北裏に当る	明治四十一年御霊神社へ台祀、現女淵公会堂東	同 現在畑地	同 旧城趾の一端にあり、雷電池の一部残存 現在雑木林	同 現在宅地	明治四十一年御霊神社へ会祀 現在畑地	上電線路北、泉川分渡西宿沼上の深い沢 高野辺家成郷の姫の伝説地	往時尼寺正宝院ありし処、明治初年女淵戸長役場 を置く、現在古井戸のみ残る	年貢米積込みの倉庫ありし処、お倉屋敷と云う	代官前沢藤十郎頃よりの高札場	慶応四年三月太政官布吉等	新井家墓地の南方桜樹の下にあり舟型光背羊肉彫 の小石塔

46	遠北福荷神社跡	福荷木	同 現在残存の石宮前に小祠を祀る 豊妻信仰等に陶製白狐を供うる者多し
47	天王祠	宿	道路西傍に石宮あり、例祭七月廿四日 子供達お 獅子を奉じて廻る悪魔払行事とす
48	女瀬区長文書	区長保管	区長引継保管、所謂帳箱に保管中の主なもの 一、原田竜雄氏抽出文書 二、小沼用水関係文書 三、その他公文書 別に雑文書籍詰として神社倉庫に蔵む
49	女瀬城由緒記	竜光寺蔵	写本一冊、新井長蔵、秘蔵書を前任白幡宗順節筆 写し置きたるもの、原本所在不明となる
50	松村浪吉筆録帳	松村四万吉氏蔵	同氏祖父浪吉氏の筆録したるもの 記録及古文書、板碑の由来、女瀬関係の伝承等 を含む
51	川中島実記	鯛瀬綱五郎氏蔵書	他 川中島実記五冊、毛谷村六助一代記一冊、その

9 田 面 大字 西田面・前管戸・上東田面・下東田面・一日市

番号	名称	所在	摘 要	備 考
1	系 園 塚	西田面、西原	現村役場東の小匠桜塚ともいう 匠上に石宮、庚申石塔、百番供養石塔 此の石宮の台座に松村家系図を刻しありという 東隣(郵便局舎裏) 古石塔(部分)	
2	東寿寺故地	西田 面	松村豊寿氏宅東方、通称大墓場の西北五〇メートル 月田東寿寺の故地と伝う	
3	滝本晋先生墓	西田面、西原	村役場庁舎北の墓地にあり門人等建立 修験道松木院に生る松村平八郎氏曾祖父を業とし 寺子屋を営み、田面小学校創設時の教員たり	
4	旧村役場跡	西田 面	明治三十年、月田曲田より移す。 上電、室沢通り踏切東南、畑地となる	
5	柏川水電本社跡	西田面、西原	現柏川村役場庁舎(東の部分)	
6	観 音 堂	西田面、前田	慈母観音木像安置	
7	村 主 神 社	前管戸、道西	本殿 拜殿 社務所、木造鳥居二基(内一部鳥居) 殿島風、明治四一年区内の神社を合祀す、皇太子 殿下御渡御折願碑等の石物、神木大杉をはじめ 杉の大樹多し	

15	14	13	12	11	10	9	8
薬師堂	笠原弥惣次日記	神明宮	自音寺跡	赤城塔	旧田面小学校跡	万人供養塔	さかさ梅
下東田面、楳現	上東田面、笠原弥惣次氏蔵	上東田面、伊勢森一三	上東田面、伊勢森に及ぶ	上東田面、八幡皆戸	前皆戸、前久保	前皆戸、後畑	村主神社、南方三〇ノイトル
薬師堂 域内に石造物多し 特に上野十二社、基壇上に石宮十二座列立	同家先々代の手記 維新前後の地方行政及社会事情を明らかにする資料 念流道場、同家に建物現存	本殿、幣殿、拜殿、社務所 明治四十三年、上下東四面、一日市、三大字の各社を合祀す、本社石造多し	騎浮留所と神明宮の間、寺、大門、鐘楼の位置等推定さる	松村源氏宅南方路傍の畦畔にあり 傍に庚申塔、元文五年建立	明治九年旧来の舞台を利用して開校 同三十二年廃校、青年夜学、裁縫指導所等に使用、現在、田面集会所	県道北側、庚申塔等数基の石造物並ぶ	武田勝頼ゆかりのものと伝う、梅の木戸という

10 中

18	17	16
一日市東薬師堂	一日市西薬師堂	一日市城跡
一日市	一日市	一日市、稲荷山
樋口四郎氏宅地南西隅の堂寺、木彫観音像一体を納む	域内に石造物多く列立、特に古びた風化甚だしい凝灰岩製の二体は当初の本尊ではないか？	稲荷山境内に本丸跡、大規模な城跡十五番地に二の丸、十六番地に三の丸、畑中に石宮を残す半屋敷跡、周囲一帯に注目すべき屋敷跡

3	2	1	番号
おしやれこ薬師	境内 石尊神社、八坂神社	神明宮	名称
伊恩田	同	中町一三〇	所在
石宮二基、それぞれに薬師像 神明宮西青山山門旁氏宅裏眼病治療の信仰 (礼参りに仏面におしろいを塗るための称)	共に境内にある石宮、旧七月十五日例祭	本殿・幣殿・拜殿・末社十五社、石宮は古来のもの の一時八幡宮に合祀し昭和四年分社し昭和三十三年認可となる	摘要
享保十二年古文書所載		享保十二年の古文書所載	備考

12	11	10	9	8	7	6	5	4
金作り聖天	切支丹娘の墓	瑞雲寺跡	大日堂	刺技 仏	剣士の墓	芋植板	中村城跡	庚申の辻
芋植板傍	寺後、中寺跡の東	寺 後	伊 恩 田	寺後、天神山	芋植板の傍	旧中寺、大門跡	浄法寺	浄法寺
桜樹下に建つ 約六〇センチメートル 半肉彫男女併立 利殖の信仰	芋植板東の墓地にあり 馬天連秘法の術を用いし娘と伝う（紀年等明記）	膳竜源寺尼寺通称中寺併地、三反余 現在の桑畑	慶安三年建立、石宮 三基	角田四郎左衛門修仁墓 宝暦十二年六月 里人、刺技の仏様として信仰厚し、靈驗あり願果 しに煙草を供える	一伝流剣士、角田栄左衛門貞純、堤藤八 側達 右の伝書、角田頼彦氏宅に伝わる。	旧 瑞雲寺（通称中寺）大門にありし板根まわり 約六メートル、早咲きの大樹 暴風の為、中途より折損、樹勢尚旺 往時、花期には熊谷土手より望見したと伝う。	松島友治氏他家の宅地、中村右馬允の城趾と伝 う。塚跡、土壘を存す。	旧赤城道と日光街道の出合地、三本辻現 山上武 士氏宅庭先旧市場 跡庚申塔十基有り
			享保十二年の古 文書所載					

21	20	19	18	17	16	15	14	13
祭祀跡	宮田八幡宮	角田家文書	秋葉神社	火伏せ庚申塔	山神社	天神社	宮田	姫塚
中町	中町一三〇	角田頼彦氏蔵	前廻二八八	前廻二八七	中町	寺後、天神山	仙沢	浄法寺、(現在月田分)
山上市太郎氏桑畑より発掘 古代祭祀の跡地、土器数百個出土(群大史学研究室蔵)	武田勝頼戦勝祈願の八幡宮 宮田にありしものを現在地に遷宮	同家伝来浅山一伝流系図、享保三年粕川水騒動關係書類、其の他村方書類等の古文書	角田頼彦氏地内 文化の大火の後、復興祈願のため 同氏の祖父勧請 中村下組一同にて祀る	角田富嗣氏宅傍石塔 文化中、中村の大火の際難を免れしことに起因 して火難防除の信仰	中村より赤城山への街東側、日光街道分岐点 石宮二基、山仕事安全の守護神	中寺沼東方、天神社所在のこと享保十二年の文り書にあ	武田勝頼勝城攻めの際の本陣跡、長沢清満氏持田前替戸、さかさ梅より東北二〇〇メートル	旧中村領中村右馬之允備の娘討死の処

27	26	25	24	23	22
御蔵屋敷	間の屋敷	剣士の墓	電神祠	庚申像	地藏尊像
中 町	月田分浄法寺	寺後天神山	中 町	中 町	中 町
往時の中村郷倉趾 明治まで倉庫在り	酒井繁菜頭と松平大和守が吉沼構築の為領地交換の際、中村の民家二戸飛地となりて残る	一伝流剣道「達人」角田常八豊秀墓（大前田栄五郎の剣道の師）	中村城濠端西北隅電神を祀る	右に同じ所、庚申石像一基 高な凡三メートル	角田肇氏持地の傍に建つ地藏尊石塔 高さ凡三メートル
	月田地内に 中村領有る由緒				

11 膳

番号	名称	所在	摘要	備考
1	八幡神社	八幡二二〇	<p>建久年間 三善康信勧請、天正十二年大胡高繁造                      寛保元年 酒井忠知の命により辻殿 改築                      膳城鬼門除                      本殿、幣殿、拝殿、宝蔵庫、稲荷社、白山社々殿、                      他末社石宮群                      寛保の棟札、神号、誤、神社由緒碑                      (奉仕神職、箱田家十数代)</p>	
2	竜源寺	白藤六	<p>本堂、庫裡、山門、鐘楼                      本碑、本堂彫刻、竜源寺の七不思議                      宝篋印塔、本堂前庭</p>	曹洞宗
3	竜源寺開山塔	竜源寺境内	<p>本堂西方の基地にあり                      大五輪塔二基</p>	
4	鐘楼由緒碑	同	<p>大梵鐘応召、鐘楼は損傷無く現存</p>	
5	竜燈板	同	<p>大門よりの参道東側、竜燈伝説</p>	

14	13	12	11	10	9	8	7	6
鱒 口	古 銭	聖天祠跡	上毛歌人赤城山歌 献 額	須藤泰一郎歌碑	勝柱之助氏記念植樹	一里塚	船戸翁頌徳碑	般若台
宮崎貴光氏蔵	須藤静太郎 発 掘	八幡 一四 二四	八幡神社拝殿	八幡一四 参道西側	八幡神社 境内	白藤 一三	同	同
聖天祠址出土、青銅製、無銘 径二〇、五センチメートル 室町時代と推定	聖天祠址より出土、古銭二〇六五点 現在県へ提出中	通称 聖天山、八幡神社参道西側、戦後開かれて畑地となる。妻沼聖天の故地と伝う、祠跡より出土品あり	昭和八年須藤唯二郎氏奉獻 土屋文明等上毛歌人三〇名の詠みし赤城山の歌を 述記筆者 大沢雅休	真蹟大彫刻の大石碑「白百合の歌」友人一同建立	勝城主後裔として参拝の記念樹種「榎」	村の西北、近時崩された畑地となる。 前橋大胡方面より山上宿への旧街道傍	元粕川村長、粕川水電初代社長船戸忠治郎氏的事績を刻す	高山彦九郎日記「赤城徒行」所載 巨石、表に「般若台」の三大字を深く彫る
	県 の 預 り 書							

<p>15 騎城跡</p>	<p>大門・城内</p>	<p>三善康信、建久年間築城。足利時代、徳川時代に變、土塁等、増改築の跡あり。本丸跡、内濠、外曲輪、大手口、崩打口物見櫓等、本丸跡を主とする指定地の一部を騎桂之助氏買収の上騎村に寄付城跡保存を要望。本丸跡に建碑、園地を作りあづまやを建つ。城跡碑 本丸跡中央北寄り、騎桂之助氏未亡人の子女史揮毫、昭和二十九年建碑。          ○ 騎城遺蹟保存会 二十余年の念願達成          (地域文化財保護の模範例)</p>	<p>昭和二十四年 群馬県指定史蹟</p>
<p>16 大日如來石塔 (女人観音)</p>	<p>新宿七九</p>	<p>騎城大手口・・・西方          騎備中守妹姫、元龜三年討死の処に建つ供養碑</p>	
<p>17 古塔</p>	<p>大門八一</p>	<p>一 船戸茂治氏所有山林内(県指定地域内)          一 自然石上に五輪塔二基並立由緒不詳</p>	
<p>18 白山神社故地</p>	<p>大沢二九六</p>	<p>宮崎ヒサ氏宅地 西南隅の一地域旧白山社は八幡神社へ會祀          跡地へ、御神体(十一面觀音とも推定される木彫)を祀る。トタン葺小堂宇、例祭日、騎城落城のと目する慣わし、城内に石造物敷基          ○ 馬頭觀音石塔、五神(天照皇大神他四座)号石碑</p>	

26	25	24	23	22	21	20	19
歌 須藤兄弟生家跡	馬 鬣石	愛 宕注	御 藏屋敷跡	合 力石	仙 沢の飛樋	熊 野注	道 祖神
石原甲四二四	石原四二二	城内二〇七	城内一八七	町西五三四	(中村) 仙沢より	熊五五七	大尺二九〇の一
「瑞垣」「宮霊」の著者須藤泰一郎氏及弟須藤唯二郎氏両氏誕生地	須藤作次郎氏宅庭内、高さ四七センチメートル つづみ状の石、上部径五〇、くびれ目径四五 〇石垣、宅地東南隅にあり、つづみ状の張出し、 石祖、精巧同家紋兵衛時代繁栄を語るもの	石宮一基、現在常見氏神として祀る、春秋彼岸の 中日を例祭とし村中、精進料理にて祀る慣わし	徳川時代備荒の穀倉此の位置により膳城との関連 も考えられる	後閑喜代吉氏宅前庭の巨石 困窮の年、合力遠方より運搬との伝承あり (お助け石ともいう)	箱田裕氏発掘所蔵、長さ 八八	膳城裏鬼門除、高い基壇上に石宮一基	宮崎半次郎氏宅 弘化二甲巳年十二月一〇〇×五〇×四四

<p>33 土器など</p>	<p>32 騎の馬場</p>	<p>31 石器</p>	<p>30 弁財天</p>	<p>29 山崎の大石</p>	<p>28 騎七葉師</p>	<p>27 快速法印誕生地</p>
<p>竹内文藏氏所藏</p>		<p>須藤義雄氏所藏</p>	<p>八幡二二九</p>	<p>八幡一六〇</p>	<p>字内七ヶ所</p>	<p>石原四二九</p>
<p>〇〇〇銘刀、刃渡二尺四寸五分 銘久光（備前長船） 〇〇勾玉 びすい（伝家） 〇〇壺、弥生式？ 宅地より出土</p>	<p>八幡宮西方、竜源寺との間、岡回形式、走路の一部は竜源寺参道、大正中頃廃止</p>	<p>石器（石皿、石斧）等多数 近郷各地出土、探集したもの</p>	<p>箱田雅夫氏宅地西端、弁天池中島の石宮、箱田家尊崇、池は現在防火用水地となる</p>	<p>船戸正二氏所有水田、中央の巨石加工中、出血を見て石作業を中止したとの伝説</p>	<p>〇7531 それそれぞれに家伝業の伝承と関連あるもの如し</p>	<p>現、須藤義雄氏宅、天台学僧 著書數十巻、墓碑、新里村相応寺墓地</p>

## 『群馬県遺跡調査報告、群馬県の遺跡』

(群馬県遺跡台帳作成委員会) 一九六三年より

## 調査遺跡の所在と概観(柏川村分)

番号	名称	種別	現状	立地	所在地	摘要
四八二		縄文	畑	台地	深津三ヶ尻	標高一五〇メートル城南村西大堂より北原駅への道路わき、 寸ぐ東方に神沢川 遺物 縄文土器(加曾利E・堀之内)、樽式土器
四八三		縄文	畑	台地	膳 新宿	標高一九〇メートル、膳駅北六〇〇メートル、部落の北側膳 城趾の北から東へかけての台地上 諸磯・加曾利期の遺跡
四八四		縄文	畑	台地	中 長岡	標高二一〇メートル、膳城趾の北西二〇〇メートル 寸ぐ南を小川、南面緩傾斜地、加曾利E期か
四八五		縄文	畑	台地	月田 塚原	標高二五〇メートル、鏡手塚などの古墳群の北東 東面する台地加曾利E・堀之内期の広範な遺跡
四八六		縄文	畑	傾斜地	月田 丸山	標高二二〇メートル、わらび沢川の西岸台地 学校の東側 付近に古墳群、茅山、黒浜、諸磯期
四八七		縄文	畑	傾斜地	月田 近戸	標高二一〇メートル、近戸神社の北から学校の周辺的一段高 い台地相当広範な加曾利E堀之内期の遺跡

四九四	四九三	四九二	四九一	四九〇	四八九	四八八
室沢大 林遺跡	室沢大 平遺跡					
縄文	縄文	縄文	縄文	縄文	縄文	縄文
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
台地	台地	傾斜 台地	傾斜 地	傾斜 台地	傾斜 地	傾斜 台地
室沢 大林 二七	大室 八平 六九	長室 峯沢	清室 水 沢沢	茂室 呂 木沢	場中 之 口沢	室沢 峯屋敷
赤城山南麓野、室沢より湯之口への道の東側、芋穴を掘る際 発見 四三七、群大史学研究室調査、前期堅穴住居跡発掘 ○ 縄文土器石器(前期) 群大史学研究室保管	赤城山南麓にある舌状台地の一、室沢より新里村板橋への道 路の北側、芋穴を掘る際発見、昭三五、群大史学研究室調査 前期堅穴住居跡発掘 ○ 縄文土器石器、群大史学研究室保管	標高二七〇メートル、わらび沢川と粕川にはさまれた台地 室沢部落の南、桑畑中、諸磯加曾利E期のものが多い	標高四六〇メートル、粕川東岸、宮城村界 西面傾斜の台地上 石鏃、織維土器加曾利E期の遺跡	標高二七〇メートル、わらび沢川の西岸台地上及斜面 付近に古墳 加曾利E、堀之内期の遺物発見	標高五四〇メートル、湯之口部落の南桑畑中 加曾利E期の単純遺跡か 尚ここは元三夜沢ともいい、昔の赤城神社の鎮座地といわれ 土師器も出土する	標高三四〇メートル、粕川の東岸、八雲神社の北西台地傾斜 地すぐ北に沼 前期黒浜、諸磯期の遺跡

四九五	弥生	畑	台地	深津近戸	標高一七〇メートル、神沢川と桂川にはさまれた台地の先端傾斜面樽式土器の簾、波状文を有するもの付近に古墳も多い
四九六	弥生	畑	台地	深津三ヶ尻	標高一五〇メートル、城南村西大室より北原駅への道路わきすぐ東に神沢川、赤城塔もある、遺物 樽式土器破片及縄文
四九七	土師	畑	台地	講新屋	標高一九〇メートル 祭祀遺跡か 勾玉、剣の模造品が出土したと伝えられる。 ○角田頼彦氏所蔵
四九八	中祭祀遺跡	畑	台地	中	中部落の東端畑中より土師器、杯、甕、埴、高杯等、数十個出土併せて、石器模造品の有孔円板、剣等出土、祭祀遺跡 ○日本考古学年報十一
四九九	土師	畑	台地	湯中之之口沢	標高五四〇メートル、元三夜沢ともいう台地盤皿出土と伝う、付近に土師器破片多し
五〇〇	深津古墳群	山林	台地	深津	上毛古墳群には十四基、平夷されて数基残る殆んど円墳、規模も径一〇メートル位のもの、田面分も僅かある
五〇一	丸塚古墳	畑	傾斜地	月田富士宮	綜覧粕川村四六号墳 鏡手塚西北 高さ三・五メートル 葺石があり頂上に形象埴輪 西南に横穴式石室開口、石室内部別墳 ○昭二五 群大調査 すざく会誌

五〇二	富士宮古墳	古墳	畑	傾斜地	月田富士宮	<p>綜覽柏川村四三号墳、墳丘は削りとられている、鏡手塚東南約一五〇メートル</p> <p>石室一長さ五・八メートル 片袖型幅一・三五メートル</p> <p>鉄七、飾金具</p>
五〇三	鏡手塚古墳	古墳	畑	傾斜地	月田富士宮甲二二三	<p>綜覽柏川村四四号墳 横穴式石室</p> <p>墳丘袖長二八メートル 後内径一七・五メートル</p> <p>石室規模長さ三メートル 幅一・三六メートル</p> <p>高さ一七五メートル 形象 墳輪のみ</p> <p>○昭二三 群大調査</p> <p>直刀五、刀子五、鎌 六〇、耳環六</p> <p>日本考古学年報一</p>
五〇四	古壇墳塚	古墳	山林	傾斜地	月田富士宮二〇七	<p>綜覽柏川村三六号墳、内墳 片袖型石室、墳型二五メートル</p> <p>石室規模全長七・四 幅二・五 高さ一・九メートル</p> <p>直刀三 小刀二 刀子三 馬具環玉 出土</p> <p>○昭二五 群大調査 群大紀要人文科学部門一、他</p>
五〇五	西塚古墳	古墳	畑	傾斜地	月田富士宮	<p>内墳 横穴式石室両袖型、鏡手塚の西に隣接</p> <p>径二〇メートル、石室規模長さ二・四 幅一・二 高一・五</p> <p>出土遺物 耳環</p> <p>綜覽柏川村四五号墳</p> <p>○昭二三 群大調査</p>

五〇六	古墳 葉郎塚	古墳	畑	傾斜地	月田 富士宮	綜覧柏川村三五号墳、円墳、横穴式両袖型石室、外形荒れ、石室規模 長三・七、幅一・九、須恵器、長頸壺出土
五〇七	古墳群 月田	古墳	山林 畑	台地 傾斜地	月田 室沢	上毛古墳綜覧によると室沢茂呂木付近に一二、月田に三七基上っている 現在殆んど平夷されて一〇基余り数えるのみ円墳が多い
五〇八	深津 城跡	(歴史) 城跡	畑 原野	台地	深津 天王	城跡と伝えるが現状不明
五〇九	女淵 城跡	(歴史) 城跡	畑 原野	台地	女淵 殿原	堀あとらしきものがわずかに残るのみ詳細は不明
五一〇	藤城跡	(歴史) 城跡	山林	台地	藤	元龜三年小俣氏により落されたと伝えられる善氏の持城現在もよくその遺構をとどめている ○群馬県指定史跡

○柏川村文化財専門委員

膳 須藤 義雄 (世話係)  
 室 沢 吉田 鶴喜  
 月 田 関口 茂男  
 新 屋 田 島 丑太郎  
 深 津 望 月 次平

○柏川村文化財保護委員会

会 長 村 長 金子 裕  
 副 会 長 教 育 長 吉田 哲英  
 議 長 木 島 美佐雄  
 常 任 委 員 長 真 下 卓 可  
 副 常 任 委 員 長 須 藤 義 雄・斎 藤 良 太 郎  
 常 任 委 員 室 沢 河 原 晋 次・吉 田 鶴 喜  
 月 田 関 口 茂 男・登 山 武 夫  
 鎌 塚 俊 一 郎・鎌 塚 金 次 郎  
 福 里 斎 藤 一  
 新 屋 田 島 丑 太 郎・潮 戸 徳 三  
 込 皆 戸 西 川 品 太 郎・石 橋 七 郎 次  
 岡 田 常 七  
 深 津 望 月 次 平・立 川 芳 雄

委 員

女 淵 竹 沢 米 作  
 中 角 田 頼 彦・深 沢 二 郎  
 中 之 沢 今 泉 長 治  
 室 沢 須 田 富 太  
 福 里 諸 星 二 郎・阿 久 沢 豊 吉  
 新 屋 田 島 謙 太 郎・石 井 親 次 郎  
 遠 藤 向 太 郎  
 込 皆 戸 梅 沢 浅 五 郎  
 深 津 福 津 憲 栄・真 藤 文 平  
 中 島 良 太 郎・立 川 義 作  
 女 淵 金 子 敏 一  
 田 面 天 田 富 造・松 村 潔  
 笠 原 一 恵・松 村 智 光  
 青 木 健 寿  
 膳 箱 田 雅 夫・宮 崎 憲 治  
 中 宮 崎 福 太 郎  
 柏 川 中 学 笠 原 宣 章・西 川 事 子

(昭和四十一年三月現在)

信

仰

一、神

二、寺

社 院



# 一、神社

社格	社名	祭神	鎮座地	例祭日	指帶供定料	兼神務職別本
村社	御霊神社	早良親王他五柱 菅田別尊	女淵	10月19日	指	兼
"	八幡宮	菅田別尊	新屋	10月15日	"	"
"	稻荷神社	木花開耶姫命	里	10月24日	"	"
"	白山神社	菊理姫命	宅懸	10月15日	"	"
"	八坂神社	素盞鳴命	白山	8月28日	"	"
"	近戸神社	大己貴命 豊城入彦命	深津	"	"	"
"	村主神社	大日靈命 長狭之命	前皆戸	10月19日	"	"
"	神明宮	大日靈命	上東田	2月15日	"	"
"	八幡宮	菅田別命	膳	10月15日	"	"
"	八雲神社	須佐之男命	室沢	10月19日	"	"
"	近戸神社	大己貴命 豊城入彦命	田	9月1日	"	"
			近戸			
			安通			
			伊勢森			
			道西			
			近戸			
			天王			
			白山			
			宅懸			
			八幡			
			殿原			

昭和十五年、群馬県神社協覧、学務部社寺兵事課

## (一) 神社の歴史

神社の歴史は縁起類によると、中世の城の鬼門除に祀られた。(膳八幡宮) 上野國神名帳に載る古社なり。(月田近

戸神社」というようにその由緒をあげている。また、「本村ノ西隅ニアリテ粕川ノ涯ニ石祠アリ是ヲ近戸ノ本社ニテ尚今ノ村社ハ何年度ニカ川辺ヨリ遷セルニヤ毎年例祭ノ日神輿ヲ川辺ニ渡シ奉リ赤城山ニ向ヒテ祭式アリ其ノ際古雅ナル獅子舞ヲ奏ス此ヲ号ケテ御川降神事トイフ祭神ハ赤城神社ト同ジ」(月田近戸神社)のように、赤城神社との関係から古社と推測できる神社もある。

江戸時代の神社等に関する資料は村明細帳などによって理解することができる。また、個々の神社の縁起等によってその由緒など知ることができ。

銘細書上帳(寛政三年) 深津村

文久二年亥七月改書置之中候(抄出)

一 御除地御座候

一 三反四畝貳拾五歩

一 五反六畝拾歩

一 六畝歩

一 三反三畝廿三歩

一 三反三畝廿式歩

一 是ハ御除ケ地ニ御座候

一 寺式ヶ寺

真言宗 西福寺

同宗同寺門徒 青竜寺

西福寺地内御除ケ之内

一 種荷宮

一 粟師堂

西福寺 同寺持

惣村持

一 午頭天王惣鎮守

一 近戸明神惣鎮守

一 御除地老反四畝歩

一 右寺社修復之義ハ村中ニ而仕候

一 種荷明神

一 社地御除ケ地廿四歩

一 總野権現

一 社地御除ケ地貳畝老歩

一 阿弥陀石仏

一 当地地内御除ケ地八畝歩

一 大神宮

一 社地山畑貳畝歩御年貢地ニ御座候

一 善左衛門持

市郎左衛門持

別当 西福寺

別当 西福寺

市郎左衛門持

總兵衛持

正法院持

善左衛門持

善左衛門持

善左衛門持

善左衛門持

善左衛門持

善左衛門持

善左衛門持

善左衛門持

善左衛門持

一 稲荷宮

真左衛門持

社地山畑式畝拾步御年貢地ニ御座候

堂地下畑三畝拾五步御年貢地に御座候

九左衛門持

一 山王権現

伝吉持

社地下々畑五步御年貢地ニ御座候

一 白日石仏  
堂地下々畑拾步御年貢地ニ御座候

一 稲荷石宮

伝兵衛持

社地山畑式畝步御年貢地ニ御座候

一 白山権現石宮  
社地拾步御年貢地に御座候

一 羽黒権現

太右衛門持

社地下々畑五步御年貢地之内に御座候

一 びんずる  
下田淵御年貢地に御座候

一 聖天宮

西迎

源左衛門持

一 若宮  
社地下々畑三歩御年貢地に御座候

一 粟師堂

権吉持

社地下々畑七畝步御座候御年貢地

一 阿弥陀念仏寮  
廟所之内に御座候

一 粟師石仏

市郎右衛門持

堂地下々畑三歩御年貢地ニ御座候

一 廿二夜観音念仏堂  
近戸

一 地蔵石仏

仁左衛門持

近戸

一 右式ヶ所村相統寮西福寺持ニ御座候

これによると、村持の惣鎮守が、午頭天王（八坂神社のこと）と近戸明神（近戸神社のこと）である。その他は、稲荷明神、市郎左衛門持というように個人の氏神と記されている。

### 月田村古記録

登山武夫氏宅の文書は、江戸時代末のものであるが、神仏混淆、境内末社のようす、祭事のようす、修験道の光善寺が別当をしていたようすなど、ひとつの神社のようすがわかる。

上野國勢多郡月田村当村惣鎮守

正一位 近戸大明神

本地 虚空蔵大菩薩

社地 三反歩御除地

御末社

午頭天王宮、天満宮、弁才天、稻荷大明神、山神宮

社地 老畝拾九歩御除地

毎年七月朔日午之刻柏川迄御旅御神事勤行仕候御本社より道法拾八丁程戸井組ニ而御休所石宮御座候神酒米武儀半程但四斗老升人惣氏子中より受納仕候あま酒にこり酒を造献上仕候

開基より拙僧迄凡八世往古室文之比寺内火ニ燒御座候由伝へ承り候年代分け相知不申候三世慶安二年十二月廿一日より年号月日御座候先年々の御令旨元禄十年八月十日より是迄拾三通頂戴仕候

所持之畑

社地後

一、下々畑 老反六畝八歩 御年貢地

同

一、下々畑 五畝廿六歩

同 同断

一、下々畑 七畝武歩 同断

同 同断

一、屋敷 三畝六歩 同断

三反武畝拾武歩 右之通拙僧所持ニ相違無御座候以上

月田村

天明八年

六月

光善寺

組頭 庄右衛門

与 七

勇 助

兵 七

伊兵衛

名主 浅 七

内藤兵部法橋

小嶋治部法眼様

御役所

石橋家文書だったといわれる、次の資料をみると、石橋いつけの氏神としての信仰のようすがわかる。

一、菩提所苗ヶ嶋村靈山歡喜院金剛寺、先祖石橋平左衛門

身政、年武拾老藏慶長八年癸卯七月十七日始テ

一、駿河国富士郡木花間耶姫命

富士浅間大神七度登山大願成就有テ身代大井ニ盛ニシテ慶

長十四年迄御山江年齋仕、駿河国ヨリ奉遷宮、石橋ノ氏神

ト唱ス板宮ヲ奉建立、是ヨリ字名富士宮ト改ル御除地武畝

六歩。

一、富士浅間大神宮ヲ信心仕大願成就有テ分家四軒仕其後ハ

富士浅間大神 石橋氏鎮守奉崇、其後ハ元禄十年丁丑九月

十九日氏子相談之上浅間宮ヲ石宮ト建立仕 依而石橋氏由

緒如件

上野国勢多郡月田村戸井組

元禄十年丁丑九月十九日

一、屋敷三畝廿五歩

石橋 藤兵衛

一、屋敷三畝拾歩

一、屋敷四畝拾歩

一、屋敷三畝廿四歩

石橋本家

前書之通り相改相違無御座候ニ付依テ奥印仕候 以上

月田村組頭 金井 太兵衛

名主 松村 宗右衛門

石橋 庄左衛門

石橋 利右衛門

石橋 平兵衛

石橋 平左衛門

祈願したことが成就し、いっけの神として板宮を作り祀っていたものを、石宮に建て替えて祀っている。  
このようにいっけ、あるいは個人的に信仰した神々を、時代が下がるが、明治十年の「社寺移転跡地取調簿」明治十二年の「神社明細帳」(月田村)で作製したのが次の表である。

字名	神社名	社地跡地	末社名
船原	大山祇神社	一畝 八歩	石燈光社、大山祇社、当
〃	天神社	一畝 一四歩	國十二社、赤城社、秋
富士宮	浅間社	一畝 一〇歩	善社、妙義社、妙見社、
〃	神明宮		社、浅間社、香原社、琴平
〃	神明宮		社、百三十一戸
遠頭	稲荷社	四歩	
〃	神明宮	一五歩	八幡社、八坂社、日枝
〃	源訪社	五歩	社、香原社、大同主社
常法寺	大山祇社	四畝 四歩	香原社、大山祇社、愛
近戸	近戸社	三反歩	社、春日社、筑波社、
近戸	近戸社	三反歩	栗島社、保食社、八坂
近戸	大山祇社	一畝 八歩	石燈光社、大山祇社、当
芝坂	〃	二畝二十一歩	國十二社、赤城社、秋
〃	〃	四反二畝四歩	善社、妙義社、妙見社、
柳下	〃		社、浅間社、香原社、琴平
下原	稲荷社		社、百三十一戸
下原	稲荷社		八幡社、八坂社、日枝
下原	稲荷社		社、香原社、大同主社
下原	稲荷社		香原社、大山祇社、愛

大光寺 近戸社

琴平社、神明社、大山  
紙社、粟島社、地神社  
信徒 百三十二戸

明治時代

江戸幕府を倒した明治政府は王政復古を唱え、政治を祭政一致にするということであった。そのため、神社を国家の重要な機関として保護する政策をとった。

明治の神社政策

明治元年	3月	神仏混淆の禁止	神仏混淆の禁止
	4月	神祇官の再興	神祇官の再興
	5月	仏教の府藩の管轄	仏教の府藩の管轄
4年	1月	神國社寺の領地	神國社寺の領地
	5月	官社、諸社の制定	官社、諸社の制定
	7月	村社の地籍	村社の地籍
7年	11月	社寺領地の処分	社寺領地の処分
	12月	神社の器調	神社の器調
9年		社寺の取調	社寺の取調
41年		神社の併合	神社の併合

室沢村資料で、明治政府の神社政策のようすを抄録してみよう。

○神仏号ノ区別ニ関スル件 明治元年三月二十八日 太政官達

一中古以来、某権現或ハ牛頭天皇之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事(……略……)

一仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事。

附本地杯ト唱へ仏像ヲ社前ニ掛或ハ鰐口梵鐘仏具等之類差置候分ハ早々取除キ可申事

神祇官へ可伺出候事。

○神官ノ世襲廃止ニ関スル件

明治四年五月十四日 太政官布告

神社ノ儀ハ國家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候也中古以来大道ノ陵夷ニ随ヒ神官社家ノ輩

○(太政官達) 明治元年一月十八日

法華宗諸本寺

王政復古、更始維新之折柄、神仏混淆之儀、御廃止被、仰出候。……略……

但、是迄祭來候神像等、於其宗派設候分ハ速ニ可致焼却候。若又、由緒有之、往古ヨリ在來之分ヲ相祭候類ハ夫々取調、

中ニハ神世相伝由緒ノ向モ有之候ヘ共多クハ一時補任ノ社職  
其假治襲致シ或ハ領家地頭世変ニ因リ終ニ一社ノ執務致シ居  
リ其余村邑小祠ノ社家等ニ至ル迄絶テ世襲ト相成社入ヲ以テ  
家祿ト為シ己ノ私有ト相心得候儀天下一般ノ積習ニテ神官

これらの大政官達により、神仏を明らかに分離し、神社名を改める。仏教排斥を取った。これが廃仏毀釈となつて必  
要以上の暴挙となつてしまつた。神宮の世襲にみられるよう国の重要な機関としての神社の姿がうかび上がってきた。

○明治五申六月 当村寺社銘細帳 室沢村

一、八雲大神 老反歩除地 内三畝歩宮敷引  
残る七畝歩

右四年御上納反ニ永十二文宛

(はし書きで「明治四年より御上地ニ相成税金御上納之儀者  
明治四年より上納仕候」とあり、江戸時代「除地」「御除  
地」と称し、藩領主から租税免除の特権をもらっていたのは  
消えてしまつた。)

○八雲神社什物帳 第八大区一小区勢多郡室沢村

一、旗 式木

一、大鼓 老ツ

右者今般立会之上相改候所相違無之ニ付此段御届申上候也

明治七年十二月 右村氏子惣代河原多平治  
戸兵 小池藤造

○八雲神社反別調帳

明治七年十二月

○八雲神社歳入調帳

明治七年十二月

ハ自然士民ノ別種ト相成祭政一致ノ御政体ニ相悖リ其弊害不  
勘候ニ付今般御改正被為在伊勢岡宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大  
小ノ神官社家ニ至ル迄精撰補任可致旨 被仰出候事

○明治八年三月卅日

社寺現在境内書上帳

八雲神社 現在境内

字安通 反別老反歩

立木 杉 拾三本但シ四尺廻りより式尺廻り迄、枝下式

間分老間迄

松 八本但シ九尺より四尺廻り迄枝下四間より

老間迄

東、道、西ハ山畑。南 山畑。北山畑

(畑税金上納書である。差出し先が熊谷県支庁となつてお  
りまだ現群馬県になっていない。)

○「明治八年五月 社寺現在境内取調帳」

○明治九年十一月

社寺取調帳 第八区一十区

勢多郡室沢村

地名	勢名郡室沢村字安通
旧管領	淀藩支配
名号	八雲神社
社格	村社
地種	見捨地
地稅	無之
反別	旧米反別三畝歩実測反別老反六畝三步
証跡	無之

明治十年になると一月に県庁より「山野路傍ニ散在スル神祠ノ類移転合併」せよの通達が出される。残し置くものについては明細表調製して報告せよとのことで報告書が出る。

○「明治十年西五月 社寺堂地取調帳

社寺堂地檢図面

社寺反別取調帳」

そして、神祠類の移転届が出されている。

「神祠移転御届

第八大区一小区 勢多郡室沢村

字安通

字安通建立

一十二神 三社 石宮 竪一尺二寸 横一尺

字大嶺

字大嶺建立

一十二神 三社 石宮 竪一尺 横八寸

第八大区一小区勢多郡三夜沢村

赤城神社祠掌 真隅田 健雄

同区同郡室沢村

氏子総代 河原 与平治

横取群馬県令殿

前書之通り相違無之ニ付奥印仕候 以上

戸長 小池 藤造

字洞

字洞建立

一天神社 三社 石宮 竪一尺 横八寸

字下ノ久保 字下久保建立

一大神社 石宮 竪一尺七寸 横一尺二寸

右三月十五日当村社八雲神社境内江移転右之段御届候也

右村

明治十年八月四日 戸長 小池 藤造

また、愛宕神社については据置願が出ています。

第八大区老小区勢多郡室沢村字二本松建立

一愛宕神社 祭神 火産靈神

勧請年月 元禄八乙亥年九月日

本社石宮 間口老尺 奥行老尺三寸 社地百二十七坪

右神社村方字前記之処ニ建立有之候処人民信仰之神社ニ付  
据置仕度奉願候右御間濟相成候上者村社割享ヲ以受持相定造

村社の八坂神社は八雲神社と改称するそれも届をしなければならなかつた。

第八大区一小区勢多郡室沢村

村方村社之概者旧届迄八坂神社ト記載進連仕置候処其後八  
雲神社ト改名仕候ニ付此段御届奉申上候以上

諏訪神社は据置か合併かまよつたのか、合併がおくられて十月になつてしまつた。

第八大区一小区勢多郡室沢村字洞差立

一諏訪神社 石宮 竪一尺二寸 横一尺

祭神 武御名方命 勧請建立 不詳

右十月十五日当村社八雲神社境内江移転右之段御届仕  
候也

右村

戸長 小池 藤造

明治十年十一月十七日

そして明細帳が作成された。

神社明細帳

第十七大区六小区

勢多郡上東田面村

嘗之儀者村中ニ而仕、年々之祭典之儀も無怠情可仕候間右御  
間濟相成候様仕度此段奉願候以上

明治十年八月 日 右村戸長 小池藤造

右村

戸長 小池 藤造

明治十年 八月四日

地名	勢多郡上東田面村鎮座	縣序	迄距離	四里八丁
社号	菅原神社	社格	村持	
祭神	道真朝臣命	神位	無位	
本社	上屋 間口九尺 屋根葺葺 奥行武間 間口武尺 屋根葺葺 奥行武尺 屋根葺葺	拝殿	無之	
諸建物	鳥居 木一基 鹽煮石 一基	造宮	村持	
社地	三畝拾四步除地	境内末社	琴平社	
祭日	一月廿五日	神宝	無之	

		九月 九日	
神官員教		阿部郡守 阿部郡守 同掌兼教導職試補 佐位郡西久保村平民	
由 緒		不詳	
社 木		松 老本 梅拾三本	
		氏子戸數 十五戸	
		祭 器 無之	

田園資金	無之	社 入	無之
社入分配	無之		

右之通相違無之候也

明治十年七月

阿部郡守

群馬縣令 榎取素彦殿

戸 長 笠原弥惣治

移転された神社等の跡地は地所変換願が出され、私有地として地主の希望するものに変えていった。また、私下げを希望して私有化していった。

○御上地御私下願

第八大区一小区勢多郡室沢村

農 石原 甚 平

右奉申上候村方全徳寺御上地燻改正反別五畝廿九步之処嘉永五壬子年ヨリ当明治十一年迄貳拾七ヶ年間私方ニ而小作仕り租税御上納仕来候間御調之上相当代備ヲ以私方江御私下被成度寺世話人戸長連印ヲ以此段奉願上候以上

右村

明治十一年

願人 石原 甚 平

寺世話人

石川 岩 吉

戸 長

小池 藤 造

榎取群馬縣令殿

○地所変換願書

上野國勢多郡室沢村

持主 石原 保太郎

上野國勢多郡室沢村乙四百二十三番字下久保

一、社地 反別壹畝六步

但今般竹林ニ變換願ノ分

右神社之儀者先般本縣第貳拾号御布達ニ基キ当村村社江移転仕候ニ付右地所之儀者近隣其他故障筋一切無之地主将来ノ

便宜ヲ計リ今般書面之通竹林ニ変換仕度実地御検査之上竹林  
成御聞届ケ被成下度別紙略図相添通印之上奉願候也

戸長

小池 藤造

右地主

南勢多部長

明治十一年十二月廿四日

石原 保太郎

山形和平殿

## (二) 明治時代後期の変遷

明治二十年代以後になると

「右社々名之儀ハ往昔ヨリ神明社ト記載有之候爲今般神社取調ニ際シ明細帳取調候爲、明治六年神社取調之際村主神社ト上中候儀  
ハ全ク誤謬ニ候間右社名之儀ハ神明社ニ相違無之ニ付先ニ進達致候明細帳之儀何卒特別之御詮儀ヲ以前朱書之通御訂正成下度……」

(明治二十八年 前皆戸村村主神社)

といった社名の変更の問題が出ている。また、社格昇進願の運動なども神社によって出た。

「社格昇進願

群馬県上野国南勢多郡柏川村大字深津村鎮座無格社近戸神社

当社ハ上毛古社ノ一ニシテ往古ヨリ公社ノ崇敬厚ク以テ今日

ニ至リ候御社ニ御座候今ヤ尊崇田ニ倍シテ境内広闊閑雅維持

ニ至リテハ唯然又勳スヘカラス依テ今般氏子信徒一同協議ノ  
上社格昇進ノ儀出願仕候間村社ニ列シ被下度即チ該社社伝其  
他必要ノ取調書及特別理由書相添へ通書ヲ以テ此段奉懇願候  
也」

氏子五十七名の連記、担当祠掌、ほかに三夜沢の赤城神社の祠官以下近在の神社祠掌五人の名が出ている。村社昇格を願う理由としては、取調書の中の社伝で、古い社の伝承をしるしたあとで

「元深津ノ惣鎮守ト崇敬ス尚本村ニ一社アリ八坂神社ト云フ此ノ社ハ村ノ中央ヲ流レル川下ノ東端ニアリ近戸神社ハ川上ミノ西端ニ有リ古ハ兩社共ニ村中ノ産土ト敬フ…略…」

御推新以來明治六年度神社御調ノ節ハ近戸神社ヲ以テ村社ニ御定トナレリ。明治七年度神器宝物御調時…略…同七年度歳入御調ノ社格ハ村社、明治九年度境内反別御調…略…社格ハ村社、明治十年度境内反別御調、社格村社明治十二年度神社

この運動の明治三十二年三月にも同様なものが出され、明治三十四年八月によろやく村社に昇格することができた。

境内編入願も各字の神社が出されている、理由は多くが次のようなものである。

「右上地ノ個所タル往古ヨリ当神社之境内ニ風シ氏子之者苗木植付ヲ為シ専ラ風致之森嚴ヲ添エ来リ候処明治九年地租改正之際分裂上地之処分相成候得共ナホ神社ノ風致上必要ト御認メ相成タルニヤ更ニ風致林ニ編入相成居其後又、風致林解

といった理由をあげて願ひ出ている。

明治三十二年十二月二日

前皆戸村 村社 村主神社  
室沢村 八雲神社

明治三十二年十二月十八日

月田村 村社 近戸神社

御取調ノ時八坂神社ノミ村社ニ書上ケ近戸神社ノ方ハ今無格社トナリテ有リ…略…受持神官誤リテ社格ヲ定メタル為メ双方氏子等ニ於テモ年々祭典執行スル際ハ葛藤ノ原トナリ互ニ勝敗ヲ論スル状往々アルヲ以テ今回其平和ヲ計リ局ヲ結バンタノ氏子信徒一同協議ノ上旧ノ近戸神社ヲ村社ニ敬フ真意有之也…略… (明治廿七年四月十三日)

除通常官有林ト相成居候処現今之境内甚シク狭隘ナルヲ以テ背後ニ右上地林ヲ添加シ相俊ツテ林相ヲ保ツニアラザレバ到底境内ノ風致ヲ保ツ能ハザル次第ニ有之

(明治三十二年 前皆戸村村社村主神社)

明治三十二年十二月

女淵村 赤城神社  
膳 村 村社 八幡神社  
新屋村 大山祇神社  
八幡神社

明治三十年代後期になると、国の政策して神社合併が進められる。

「明治三十五年十一月 神社整理に関する訓令」

「明治三十七年 神社廃合祠ニ関スル訓令」これは社殿荒廃し体面を備えざるもの、跡地は日露大戦の戦時経営、国家経済上から植林等をし活用をすすめている。

「明治四十年、合併整理をうながす訓令」等により合併が進められた。

神社合併願(写)

勢多郡粕川村大字月田村字大光寺

無格社 近戸神社境内末社五社

同郡同村大字同村字橋下

無格社 大山祇神社 境内末社六社

同郡同村大字同村字富士宮

無格社 神明宮 境内末社四社

同郡同村大字同村字下原

無格社 稲荷神社 境内末社三社

一、右ハ從來ヨリ所有財産更ニ無之維持困難ニ付、粕川村大字月田村字近戸村社近戸神社へ合併ノ上維持方法ヲ確立シ永遠ニ祭祀崇敬ノ実ヲ享ケ度候矣、御許可被成度別紙神社明細帳写並合併後ノ予定明細帳相添へ此段奉願候也

明治四十年四月廿五日

村社 近戸神社

社掌 天田 憲栄

無格社稲荷神社

無格社近戸神社 社掌

右信徒総代人 田村森太郎

同 鎌塚伊三郎

同 田村与三郎

無格社大山祇神社

右信徒総代人 松村竹治郎

同 星野 稻吉

同 星野 庄吉

無格社 神明宮

右信徒総代人 鎌塚 代吉

同 鎌塚 俊藏

同 鎌塚 繁藏

右信徒総代人 新井 政吉

新井 政吉

宮崎喜伊太郎

社掌 真藤 文次 郎

右氏子惣代人

猪熊 喜三 郎

北爪 勘一 郎

荻野 滝 松 郎

猪熊 源 藏 郎

中 烏 津伊 藏 郎

中 烏 市郎 次 郎

群馬県知事

有田義賢殿

神社合併願

勢多郡粕川村大字深津村字本郷

無格社 稻荷神社

境内末社巻社

無格社稲荷神社

社掌 目下欠員

右信徒惣代人

猪熊 文 内 郎

猪熊 猪 吉 郎

中 烏 仙五 郎 郎

明治四拾参年八月廿四日

村社八坂神社

群馬県知事  
神山閣次殿

このように国の政策の一環として神社の合併が進められ、各大字村に明治十二年のとき無格社として据置かれた神社がそれぞれ、各大字村の村社に合併吸収整理され、ほぼ今日の神社の形に近いものとなってきた。

(三) 神 社 誌

大正五年刊の「御大礼記念 群馬県勢多郡神社誌」がほぼその姿を伝えてくれている。

村社 八坂神社

柏川村大字深津村字天王鎮座

祭神 素戔鳴命、倉稻魂命  
由緒 不詳、古老日和名抄上野国郷名深栗（布加無曾）と見ゆるは此地にして後に深栗、深栖に作り終に深津とな



八坂神社（深津）

れり、保元平治の際深栗（又は深栖）氏此地に住し崇敬頗る深かりきと、明治四十四年一月十二日許可字本郷東無格社福荷神社を合併せり。

社殿 本殿、拝殿

境内 八百九拾七坪

財産 畑老町八畝貳拾参歩、原野参反八畝拾参歩、荒無地貳

畝貳拾老歩、雑種地貳反九歩、預金貳百拾円六拾四銭

五厘

氏子 百貳拾参戸

境内神社 七社

火産靈社、大山祇神社、皇宮社、雨降社、熊野社

菅原社、稲荷社

神饌幣帛料供進指定 明治三十九年十二月二十八日

例祭 八月十五日

奉仕神職 社掌 田所石居

村社 近戸神社

柏川村大字深津村字近戸鎮座

祭神 大己貴命、豊城入彦命

由緒 不詳、口碑に往古坂田大跨の勧請せし古社なりと云ふ、明治三十四年八月村社に列せらる

社殿 本殿、本殿上屋、拝殿

境内 六百四拾五坪

財産 田四反老畝九歩、畑四反老畝六歩、預金貳百貳拾円貳

拾參錢貳厘

氏子 百貳拾參戸

境内神社 拾九社

琴平社、菅原社、八幡社、神明社、琴平神社、日

枝社、雷電社、羽黒社、秋葉社、大山祇社、秋葉

社、稲荷社、愛宕社、菅原社、疱瘡神社、琴平

宮、菅原社、稲荷社、大山祇社

神輿幣帛料供進指定 明治三十九年十二月二十八日

例祭 八月十五日

奉仕神職 兼務社掌 奈良原喜久太

### 村社 八幡神社

柏川村大字藤村字八幡眞座

祭神 菅田別命、大日靈命、火産靈命

豊受姫命、大國主命、大物主命

経津主命、須佐之男命、国常立命

大山祇命、阿夫利命、菅原道真公

保食命、別雷命

由緒 不詳、古老曰「往古石祠なりしを建久年間鎌倉の執事

三善康信社殿を新築し鶴ヶ岡八幡宮従分靈を勧請十三

善氏祓後大胡高繁崇敬厚く天正十二甲申年中社殿を造営

し其後大破に付寛保元年辛酉年前橋型主酒井忠気の命に



八幡神社(藤)

依り再建に着手し延享元年十月落成す現今の社殿是

也」と、明治四十四年二月十四日許可本社境内末社六

社(琴平宮、菅原社、大國社、大山祇社、八幡社、神

明社) 同村大字中村字中町社神明社(同境内末社十

三社(稲荷社、愛宕社、大國社、鹿島社、御敷社、八

幡社、雷電社、八坂社、大山祇社、琴平社、阿夫利社、赤城社、天神社)を合併せり

社殿 本殿、幣殿、拝殿

境内 千六百七拾六坪

財産 田六反七步、畑四反八畝貳拾老步、宅地五拾七坪、山林老町老畝貳拾九步、原野六畝四步、社地老反參畝拾六步、預金百六拾八円拾錢九厘

氏子 九拾九戸

境内神社 六社

稲荷社、白山社、鷲宮社、三峰社、織姫社、春日社

神饌幣帛料供進指定 明治三十九年十二月二十八日

例祭 陰曆八月十五日

奉仕神職 社掌 箱田伊助

### 村社 神明宮

柏川村大字上東田面村字伊勢森鎮座

祭神 大日靈尊、菅原道真公、菅田別命、素戔鳴尊、少名毘古那神、櫛御氣之命、大物主命、別當命、大己貴命、

字淵之御魂神、大山祇、不詳一座

由緒 不詳、明治四十三年三月一日許可本社境内末社八坂神社

社字天神村社菅原神社同境内末社琴平宮同所無格社栗社同村大字下東田面村八幡管戸村社八幡神社字權現

神社

無格社能野神社同境内末社六社(菅原神社、八坂神社、赤城神社、琴平宮、大雷神社、栗島神社)

同村大字一日市村字稲荷山村社稲荷神社同境内末三社

(山神社、琴平宮、大雷神社)

字天神無格社菅原神社字稲荷山無格社八坂神社を合併

し同時に村社(元無格社)神明宮と改称せり

社殿 本殿、幣殿、拝殿

境内 貳百九拾貳坪

財産 田四反四畝老步、荒蕪地老反九畝拾老步、有価証券千

百円、預金貳拾七円拾七錢

氏子 六拾五戸

神饌幣帛料供進指定 大正三年四月十五日

例祭 陰曆九月九日

奉仕神職 兼務社掌 天田憲榮

### 村社 御靈神社

柏川村大字女瀬村字殿原鎮座

祭神 早良親王、伊予親王、吉備真備公、藤原夫人吉子、藤

原広嗣、橘 逸勢、文室宮田磨、菅原道真公、火産靈

命、大己貴命、菅田別尊、大山祇命、大物主命、火雷

命、保食命、倉稲魂命、豊城入産命、経津主命、少彦

名命、天羽稻雄命、埴山姫命、速秋津姫命、速佐須良

姫命、素戔鳴尊、大國主命、磐長姫命、別當命、大雷



御 靈 神 社

由緒 不詳、口碑に曰「陽成天皇御宇元慶年中上野大椋南湖朝臣秋郷此の地の大領主たるとき崇祀し後菅公の神靈を追祀す天文年中長尾顕長の臣荒井國書允女澁城を守るに方りて再興せしも社地狭小なるを以て安政五年六

月今の地に社殿を移せり」と、明治四十一年二月十三日許可本社境内末社四社（稲荷神社、八幡宮、菅原神社、河内神社）字赤城無格社赤城神社同境内末社大山祇神社字西宿無格社雷神社字中宿無格社愛宕神社同境内末社琴平宮字天神無格社菅原神社字上八幡無格社八幡宮字稲荷木無格社稲荷神社同境内末社稲荷神社を合併し同四十四年五月十六日許可本社境内末社三社（少彦名神社、大國主神社、八坂神社）字北粕川無格社稲荷神社、同境内末社十社（大山祇神社、當國式内十二社、八坂神社、大國主神社、琴平宮、愛宕神社、八幡宮、菅原神社、稲荷神社、長寿神社）を合併せり

社殿 本殿、本殿上屋、幣殿、拜殿、神楽殿

境内 老千百四拾貳坪

財産 田參反卷畝拾七步、畑貳反七畝貳拾六步、宅地八百拾壹坪、山林老町貳反參畝貳拾老步、原野老畝拾步、荒蕪地老反拾四步、有価証券六百円、預金貳拾四円五拾五銭

氏子 百拾貳戸

境内神社 四社

日枝神社、殿島神社、機神社、諏訪神社

神饌幣帛料供進指定 大正四年十月八日

例祭 九月十九日

奉仕神職 兼務社掌 箱田伊助

村社 近戸神社

柏川村大字月田村字近戸鎮座

祭神 大己貴命、豊城入彦命、大物主命、菅田別命、伊弉諾命、伊弉册命、少彦名命、大山咋命、大山祇命、素戔嗚命、大日靈命、火産靈命、宇迦魂命、菅原道真公、



近戸神社(月田)

神社

保食命

由緒 不詳、明治四十年十一月五日許可本社境内末社十四社

(粟島神社、保食社、八坂神社、菅原神社、琴平神社、稲荷神社、大山祇神社、筑波神社、大山咋社、稻童社、大國主神社、赤城神社、秋葉社、神明社) 字大光寺無格社近戸神社同境内末社五社(琴平宮、神明宮、粟島社、大山祇社、地神社) 字柳下無格社大山祇神社同境内末社六社(八幡神社、八坂神社、日枝神社、菅原神社、大國主神社、粟島神社) 字富士之宮無格社神明宮同境内末社四社(綱笠社、琴平神社、大山祇神社、稲荷神社) 字下原無格社稲荷神社同境内末社三社(菅原神社、愛宕神社、大山祇神社) を合併せり

社殿 本殿、拝殿

境内 六百六拾六坪

財産 田貳町六反八畝拾五步、山林參反四畝貳拾八步、有価証券百五拾円、預金貳拾五円

氏子 百參拾貳戸

境内神社 八社

春日神社、諏訪神社、厳島社、石蔵刀禿神社、浅間神社、妙義神社、妙義社、妙見社、当国十二社

神額幣帛料供進指定 大正五年三月十日

例祭 陰曆七月一日

奉仕神職 社掌 天田憲栄

村社 八満宮

粕川村大字新原村字八幡鎮座

祭神 菅田別命、大山祇命、保食神、火産靈神

由緒 不詳、明治四十四年四月二十六日許可本社境内末社三

社（火産靈社、稲荷神社、大山祇神社）字山街道無格

社大山祇神社同境内末社愛宕神社字稲荷田無格社稲荷

神社同境内末社稲荷神社を合併せり

社殿 本殿、本殿上屋、幣殿、拝殿

境内 老千四拾六坪

財産 畑九反五畝拾六步、山林六畝拾貳步、原野貳拾壹步、

荒蕪地四畝貳拾七步、預金六拾円八拾叁錢

氏子 五拾參戸

境内神社 四社

菅原神社、八坂神社、琴平神社、日枝神社

例祭 陰曆八月十五日

奉仕神職 兼務社掌 真藤又次郎（教人となる）

村社 稲荷神社

粕川村大字桶里村字宅廻り鎮座

祭神 木花開耶姫命、保食命、大己貴命、武甕槌神、倉稲魂

命、天照大神、素戔鳴命、大山祇命、菅原道真公、火

産靈神、大物主命、武内宿禰

由緒 不詳、明治四十四年二月二十二日許可字兼田村社稲荷

神社同境内末社十社（稲荷神社、伊勢神社、八坂神社、

赤城神社、鹿島神社、白髭神社、愛宕神社、大山祇神

社、菅原神社、琴平神社）を本社（元子守神社）に合

併し村社稲荷神社と改称せり

社殿 本殿、拝殿

境内 貳百四拾七坪

財産 荒蕪地貳畝貳拾步、預金五百五拾円

氏子 參拾七戸

例祭 陰曆九月二十四日

奉仕神職 兼務社掌 天田憲栄

村社 村主神社

粕川村大字前皆戸村字道西鎮座

祭神 大日靈命、長狭之命、菅原道真公、保食命、火産靈命

由緒 不詳、明治四十一年一月二十九日許可本社境内末社神

明社同村大字西田而村字荒神東村社、菅原神社、同境

内末社二社（荒神社、稲荷神社）を合併せり

社殿 本殿、幣殿、拝殿

境内 八百七拾四坪

財産 田四反壹畝貳步

氏子 參拾六戸

境内神社 五社

稲荷社、大山祇社、出雲社、琴平社、八坂社

例祭 陰曆九月十九日

奉仕神職 兼務社掌 天田憲栄

村社 八雲神社

柏川村大字室沢村字安通鎮座

祭神 須佐之男命



八雲神社(室沢)

神 社

由緒 不詳

社殿 本殿拜殿兼用殿

境内 六百七拾壹坪

財產 畑貳町九反六畝拾參步、山林貳町壹反貳步

氏子 六拾四戸

境内神社 拾四社

大山祇神社、秋葉神社、神明神社、慶島神社、稻荷神

社、琴平神社、諏訪神社

菅原神社、妙見神社、八幡神社、伊勢神社、八坂神

社、龜嶺神社、愛宕神社

例祭 十月十九日

奉仕神職 兼務社掌 天田憲栄

無格社 白山神社

柏川村大字込替戸村字白山鎮座

祭神 菊理姫命

由緒 不詳

社殿 本殿、本殿上屋、拜殿

境内 參百四坪

財產 田四畝貳拾壹步、畑四畝六步、山林老町參反九畝貳步

原野五畝貳拾七步

崇敬者 六拾貳人

境内神社 九社

伊勢神社、福荷神社、菅原神社、八坂神社、琴平神社、八幡神社、大山祇社、阿夫利神社、秋葉神社

例祭 十月十七日  
奉仕神職 兼務社掌 真藤文次郎（故人となる）

#### 四 現在の神社

神社と神社関係者にとって、昭和二十年の第二次世界大戦の敗戦は大きなショックだった。国の政策にのり、保護されて、日本の宗教界に君臨していたのが、一朝にして保護者を失ってしまったのである。

神社は政府の行政取扱いから離れ、宗教法人として独立した歩みを始めなければならなかった。

月田の近戸神社を例とする。

「宗教法人設立登記

一名称 近戸神社

一事務所 群馬県勢多郡柏川村大字月田一、二六一

一基本財産 一、一九五円

一目的

本神社は大己貴命、豊城入彦命を奉斎公衆礼拝の施設を備え神社神道に従って祭祀を行ない祭神の神徳をひろめ本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し社会福祉に寄与し、その他本神社の目的を達成する為の財産管理その他の業務を行なう。

一責任役員氏名、住所（※六名）

一代表役員氏名（※宮司がこれに）

一境内建物、境内地、宝物名分等に関する規則の定

役員会の議決を経て役員が連署の上神社本庁統理の承認を受ける。

一公示の方法

神社の掲示場に十日間掲示して行なう。

一由緒

明治四十年十一月五日許可

大正五年三月十日 神饌幣帛料供進指定

明治三十九年第九十六号に依り神饌幣帛料供進神社として指定

一、宗教法人 近戸神社規則

第一章 総則

第二章 機関（名譽職）

責任役人七人（代表一 宮司）

總代 一六人（任期三年）

第三章 職員

宮司 一、祢宜 一、権祢宜若干名

第四章 財務

現在も大字（氏子）の経営面の援助が大きいが宗教法人として歩み続けている。人々の神に対する意識の変化、社会状勢の動き等から神社の考え方は大きく変わってきている。

中の神明宮の場合は、終戦を機に村民待望の村の神社再建ができた喜びの事例である。中の神社は明治十二年の明細帳では

「群馬県上野国南勢多郡中村字中町

村社無格社

神明社

一、社殿 間口 二間

行 二間三尺

一、祭神 大日靈命、由緒 不詳

一、境内坪数 四百六坪 官有地」

と中の地にあったのだが、明治四十二年の神社統合に依って、膳の八幡宮に合祀されてしまった。神社所有財産が維持に必要な程度持っていなかったというのが理由であった。中の人たちは事あるごとに村に神社のないさびしさを味わい、大正初年から再建運動が起きていた。

昭和四年十二月、膳八幡宮遙拝所として遷宮、再び村の鎮守として祀ってきたが表面は膳の八幡宮との関係を変えることができなかつた。しかし、村人たちは、本殿を整備し、社地を繋ぎ、拝殿を作るなど努力を重ねた。

昭和三十年、神社法の改正、宗教の自由という時代の中で名実ともに独立した神社への運動が村民、氏子一同の総意ですすめられた。

昭和三十三年三月、三十余年の念願がかなって、神社設立承認書が中の人たちに下りた。

第五章 補則

昭和二十七年七月十日付で申請のあった宗教法人「近戸神社」の規則を宗教法人法第十四条の規定によって認証する。

群馬県知事 北野 重雄

「承認書

庶叙第四七〇号

神社設立代表者 角田 頼彦

昭和参拾老年式月拾日付で申請のあった神社を設立すること及び被包括關係を設定することを承認します

昭和参拾老年参月式拾七日

神社本庁統理 鷹司 信輔

「規則承認書

このようにして新しい神社が生まれたのである。神というものへの考え方は変わってはいないが、日本人の心の中に神というものが今も産土神として、鎮守の神として生きている一つの事例であろう。

規永第一二号

群馬県勢多郡柏川村大字中字中町

百参拾番地

神社設立代表者 角田 頼彦

昭和参拾老年式月拾日付で申請のあった宗教法人「神明宮」規則を承認します。

昭和参拾老年参月式拾七日

神社本庁 鷹司 信輔

## 一、寺院

所在地	宗派名	寺院名	代表役員名	備考
女淵	天台宗	多福寺	平野 祐貫	
女淵宿	真言宗	千手院	平沢 隆応	
同	曹洞宗	竜光寺	白幡 定順	
新屋	真言宗	南蔵院	中沢 良賢	兼
同	豊山派	西福寺	福津 憲栄	
深津	同			

購置	曹洞宗	竜源寺	吉田 哲英
室沢	同	全徳寺	後関 良夫
月田	天台宗	東寿寺	青柳 興順

寺院要覧 昭和四十年四月、勢多郡中部仏教各宗協会

## (一) 寺院の歴史

現在の寺院の中で、所有する仏像、寺の名称等から古くからの存在を考えられているのが女淵の多福寺である。こ  
こには破損がひどいが、平安時代の作と推定されている等身大の観音像がある。名称の「赤城山密藏院多福寺」も、  
天台密教が盛時をほこった時代の寺の名称のようである。

このほか、粕川の地のあたりに古くから仏教思想がはいつてきていたことは、新里村山上の「山上石製層塔」、  
(延暦二十年、八〇一年)や月田の近戸神社の「六地藏石殿」(暦応五年、一三四二年)などからも、平安時代初期  
から室町時代初期にかけての信仰のようすをさぐることができる。

○六地藏石殿

月田 近戸神社

暦応五年壬午年

寸、同厚五寸、平面形棟を除いて皆正方形。三方に二体宛仏  
像を配し裏側に銘あり。仏像は地藏と推定。

南阿弥陀佛

暦応五年壬午年は一三四二年。

二月十八日

○宝篋印塔 田面字一日市 薬師堂

安山岩製、総高四尺一寸。台高六寸。同幅二尺、塔身高二

保徳元年己巳十一月六日

尺、同幅一尺六寸。屋蓋高一尺四寸、棟幅一尺、軒幅二尺三

安山岩、台石のみ、関東 銘を二間に書割る。保徳は宝徳で  
一四四九年。

現在の寺の縁起や寺伝から、創立をみると

1 上代の行基、最澄という高僧の伝承を持つ寺……女淵の多福寺、月田の東寿寺

2 鎌倉時代(建長五年、一二五三年)という女淵の千手院

3 戦国末(明応元年、一四九二年)天正六年、一五七八年)で城との関係がみられる寺。

膳 城—贖、竜源寺

山上城—月田、東寿寺

女淵城—女淵、竜光寺

4 戦国末の開基、全徳寺

というように考えられるが、これらの寺々がほとんど火災にあっている。なかには三回から四回という寺もある。このため、仏像等はもちろん、寺宝、古文書等も焼失してしまい由緒不詳という寺が全部である。寺の伝承とそのまま受けとることはできないのであるが残された仏像、寺の地理的位置、墓地内の墓石等の関係からある程度、寺伝に近い創立年代を考えてよさそうな寺院もある。

江戸時代の寺のようすは、断片的ではあるが、銘細帳などから何うことができる。

「一御朱印無御座候

除地

一、境内式反八畝歩 天台宗 東寿寺

一、明神社地三反歩 山伏別当 光善寺

一、社地堂地者反六畝拾六歩 十三ヶ所

是ハ水帳外ニ御座候

一、寺社ハ神人無御座候

一、寺自分修覆、明神宮ハ村中修覆仕候」

(寛延二年 月田村書上帳)

この書上帳（明細帳）で寺院と神社を比較してみると、どちらも、村の神社、村の寺ということで、朱印等の土地を持っていない。

領主幕府等の特別の保護はない。しかし除地としての扱いはうけていた。

しかし、神社は村持で維持しているが、寺の方は寺持で維持しなくてはならなかった。

特別の信仰を受けるような本尊を持つ場合は別として、寺田等も多くないため、幕末には無住となってしまう寺

も出ている。

そのため一層荒廃していった寺もあった。

「差上申御請書之事」

深津村西福寺無住ニ相成殊更殿堂祇而大破及候ニ付米ル午年

迄五ヶ年無住ニ面組合女洞村千手院ニ寺役兼帯相頼年々寺取

納物取調相連印帳ニ仕立十二月廿日限相納候旨申立候処御聞

濟被成下置難有仕合奉存候依之千手院義寺役大切ニ可相勤旨

并大破之場所修復目論見ハ仕様帳ニ仕旨可差出旨被仰渡候趣

両様トモ場村之上千手院々御清并伏□るも差上候様可仕候依

明治維新では、神仏分離ということで寺方はいろいろな被害を受けた。しかし、粕川村の寺院の場合は神社との関

係が比較的薄く、別当職なども修験道関係のものの場合もあって、それがため寺の荒廃があったということはないよ

うである。

路傍にあった仏碑は、社や祠が鎮守に統合されたように、村の寺院に統合整理された。資料は室沢の例であるが、

他もこの場合と同じように統合されたであろうことは、現在各寺院にある石碑類をみても考えることができる。

仏碑転地御届

第八大区一小区勢多郡室沢村

字神田沢建立

一庚申塔石碑 五

字洞建立

一庚申塔石碑 四

寺 院

之御請書差上申所如件

上州勢田郡深津村

西福寺檀家惣代

文政十三年八月廿五日

組頭 忠兵衛 吉 藏

根生院様

御役者中

一庚申塔石碑 三

一馬頭観音石碑 三

一薬師尊像 老体

字下ノ久保建立

字安通建立

字洞建立

九七九

右三月十五日当村曹洞宗全徳寺境内江移転右之段御届仕候也

曹洞宗全徳寺住職

右村

赤城 良寿

明治十年八月四日

戸長 小池 藤造

群馬県令 楳取素彦

## (二) 寺院誌

各寺院誌は、明治十二年の寺院明細帳、明治二十七年寺院調査局、昭和四十年、寺院要覧を中心にその他各寺院ごとの関連資料をもとにしてまとめた。

### ○全 徳 寺 室沢字安通

赤城山 全徳寺

曹洞宗 新里村山上 常広寺末

一、本尊 釈迦如来

一、本堂 建坪三十五坪

一、由緒 天正六年戊寅年、秋山東澄僧都が開山となり創建。明治二八年炎上。

一、境内 東西二〇間 面積 一反二畝  
南北一八間

一、什物類

左右文珠、普現、歡喜天尊像、涅槃像一幅、十三仏一幅、木魚一ヶ、鉄鉢一ヶ、袂箱一ヶ、鑿子一ヶ、打金一ヶ。

※明治七年 什物調査

明治十一年 村誌

昭和四〇年 寺院要覧

### ○東 寿 寺 月田 四六四

医王山薬王院東寿寺

天台宗 比叡山延暦寺末

一、本尊 薬師

一、本堂

一、由緒 開基、開山、創建年代等不詳。

寺伝では、伝教大師(最澄)が弘仁年間(九世紀初頭)に諸国遊化の時、日本に六ヶ所層輪堂の建立を志願する。大師、上野(群馬)をまわり下野(栃木)へ行く途中当寺に泊る。その折、寺の住職に持参していた薬師仏一体を賜る。国民安穩のために、永世当寺の本尊としてまつれという。

今、本尊の体中に収めてある。これにちなんで名称を医王山薬王院東寿寺という。

また、当寺は当初新里村山上の芝にあったが、永禄年間（一六世紀中頃）山上城落城後天文文禄年間（一六世紀後半）に東田面へ移り次いで現在地に移す。

しかし、寺運衰え、檀徒、寺田等乏しく歴代の苦慮するところであったが、寺坊等大いに破壊してしまつた。

享保二〇年（一七三五）、天山智映なる僧、住持となる。智映は新田郡徳川郷の永徳寺の徒弟である。寺の荒廃をなげき、本堂、庫裏等の再営に努力し中興の祖となる。

一、境内 東西三二間 面積 一反三畝五歩  
南北一七間

※明治一一年 村誌

昭和四〇年 寺院要覧

○南 藏 院 新屋 三四六

八幡山神宮寺南藏院

新義真言宗豊山派 宮城村赤城寺末

一、本尊 薬師如来

一、本堂 間口 八間半  
奥行 四間半

一、由緒 開基創建等不詳、天保九戊戌年十二月廿二日（一八三八）焼失、元治元甲子年（一八六四）仮再建する。

天保三年より無住、本寺赤城寺の兼務。

一、境内 東西 二五間 面積 二反一歩  
南北 二四間

一、檀信徒戸数 一三戸

寺 院

※明治一一年村誌

明治一二年寺院明細帳

昭和四〇年寺院要覧

○西 福 寺 深津 天王甲五六二

阿弥陀山遍照院西福寺

真言宗豊山派 京都醍醐山報恩院末

一、本尊 阿弥陀如来

一、本堂 間口 八間  
奥行 六間

一、由緒 往古、長福寺と号し遍照院天王坊という。享保六年（一七二二）寺号を西福寺と改称する。（応永元年（一三九四年）とも伝う）永禄年間（一六世紀中頃）創立。元和元年（一六一五）焼失、そのため寺の記録を失す。創立、開基、開山不詳。

天正六年（一五七八）十月報恩院より法印良伝流法脈を授与されて中興の開山となる。宝曆八年（一七五八）一二代澄慶法印再び報恩院より法流を相続し本堂と庫裡を大改築をする。昭和一六年二二代憲照法印再改築を致して現堂となる。

一、境内 東西 二五間 面積 八百六十四坪  
南北 三四間三尺

一、檀信徒 一四〇戸

一、当寺管理の寺所有地に鎌倉時代の多宝印塔あり。

※明治一二年 寺院明細帳  
昭和四〇年 寺院要覧

○多 福 寺 女淵

赤城山密藏院多福寺

天台宗 前橋市亀泉沢円明寺末

一、本尊 阿弥陀如来(寺院明細帳) 聖観世音(寺院調査御届)

一、本堂 間口 八間  
奥行 三間三尺

一、由緒 天平九年(七七七) 行基菩薩関東巡教の際、当地に留まり、丈五尺二寸の聖観世音像を自ら刻み、堂を建立してまつり、赤城山大工徳林多福寺と命名する。

い。 現今の本尊、行基の作と伝う。靈験あり、遠近の信仰厚

一、境内 東西 一五間 面積 八畝二四歩  
南北 一八間

一、什宝類 聖観音(伝行基作、観音堂本尊)

大磐若経 六百卷(観音堂)

一、境内仏堂

子安堂 間口二間 奥行一間半 子安観音像安置、仏像は木形坐像丈四尺八寸拵貫作、文化四年(一八〇七)。

観音堂 間口 三間半 奥行 三間半 聖観音安置

一、檀信徒 三戸

※明治一二年寺院明細帳  
明治二七年寺院調査届  
昭和四〇年 寺院要覧

国宝資格認定額

群馬県柏川村大字女淵

天台宗赤城山密藏院 多福寺

一、聖観世音菩薩 卷体

当寺ハ屢々火災ニ罹リ旧記古文書等焼失シ文献ノ微スベキモノ存セサレトモ古来ノ口碑ニ依レバ行基菩薩ノ開基ニシテ往昔行基菩薩此地ニ留錫シ橋一本ヲ以テ自刻シ結フ尊像ナリト云今現存セル経本中元禄十一年ト記入セルモノアルガ故ニ最後ノ火災ハ元禄ノ頃ナリ前記仏像ハ幸此ノ危ヲ免レ千有餘年ノ今日存スルモノナレバ国宝ノ資格アルモノト思考候ニ付御調査ノ上国宝ノ資格アルモノ御認定被下度左ニ要項具シ写真相添へ此段奉願上候共

群馬県勢多郡柏川村大字女淵

天台宗 多福寺

昭和五年 月 日 檀徒惣代 住職 平野 祐貫印  
木鳥 和三郎  
渡辺 丑之助  
渡辺 熊吉

渡辺 熊吉

文部大臣 田中隆三殿

記

一、名稱 聖觀世音菩薩

二、所有者及所在地

群馬勢多郡粕川村大字女淵

天台宗赤城山密藏院多福寺

三、員數 老体

四、品質 木像

五、形状 立像

六、寸尺 總御丈五尺八寸三分

肩幅 一尺五寸

脚部より肩幅 四尺四寸一分

御頸ノ丈 三寸五分

頭ヨリ頂天迄 八寸四分

冠 六寸五分

七、作者及伝來 作者 行基菩薩

口襲云天平十三年行基菩薩桃木ヲ以テ彫刻セリト伝フ同大字内六七町隔テシ所ニ行ノ原ト云地アリ元其地ニ御堂アリテ行基菩薩ノ親シク足跡ヲ印シ此ノ御像ヲ彫刻セラレシト云行基原御堂跡ハ今ハ田トナレリトモ十一面觀世音ノ石像ヲ安置セリ此ノ附近ノ土地ヲ深ク耕ストヤ古土器ノ破片ヲ発見スルコトアリ御像ハ秘仏ニシテ六十年三度開扉ノ定メナリ

寺 院

○聖觀音尊像背後打付板文字

十一面觀世音菩薩 行基菩薩御作也享

保廿卯未天十二月令開扉者也

願主 上州勢多郡女淵村赤城山多福寺

台嶺沙門義順

慈眼視衆生福聚海無量是故比頂礼

仏師 江戸ノ号丁

法橋野建左近

富崎 平右衛門

施主 女淵村中

込皆戸村 深津村 松原村 武井村

苗ヶ嶋村 新屋村 磯村 野村

小林村 田面村 中村 膳村

大前田村 上山上村 下山上村 馬場村

大間々町 大胡町 大室村

○千手院 女淵 宿

大悲山千手院興隆寺

真言宗豊山派 京都醍醐三寶院末

一、本尊 千手觀世音

一、本堂 間口九間 庫裏 間口八間  
奥行六間 奥行七間

一、由緒 建長五年(一一五三)八月一四日光室僧正の開基

という。

大本山、京都宇治醍醐三宝院の末葉、法流法脈三宝院より受けてきたが万治元年（一六五八）焼失し書類等失う。

宝百六年（一七〇八）十二月再興、三四代尊祐の代である。

一、境内 八百四三坪

一、境内堂宇

薬師堂 間口三間  
奥行三間

一、什物類 弘法大師、興行大師、薬師如来木像等一二体、

軸物一五。

一、僧侶徒 八十五戸

※明治十二年 寺院明細帳

〃 二十七年 寺院調査届

〃 二十八年 寺院調査届

昭和四〇年 寺院要覧

○電 光 寺 女淵 殿原

赤城山大殿原竜光寺

曹洞宗 大胡町茂木 長興寺末

一、本尊 薬師如来

一、本堂 間口八間三尺 庫裏  
奥行六間

一、由緒 天正十年（一五八二）頃、女淵城主荒井刑部右衛門の開基という。文禄三年（一五九四）三河国豊川妙藏寺

九世天室伊弉禪師を招いて開山とする。禪師は豊大開に仕え朝鮮征伐の際には、その惇懐に参画している。また、家康にも優遇される。現に長興寺（同じ開山）には家康の贈与の輿と伝えられるものがあるという。

本尊、薬師如来、木像であるが作者不詳、胎像であることがめづらしい。

建立の年月日に就て記疑の微すべき者なくただ漫然たり、社撰の者のみ今之を抄出して其全文を左に掲ぐ

覚

一、赤城山竜光寺ハ昔日当国赤城山麓ノ辺ニ草創有之候処旭和川満水ノタメ被押出依テ境地ヲ当地所ニ移シ建立致シ来候得共其頃ハ無本寺ニテ何レモ不相定然ル処、当所城主新井刑部右衛門殿開基大檀那ニ被為成寺門繁榮雖有之其節モ無本寺ニテ罷在其以後牧野駿河守殿山本帯刀殿御兩人ノ帰依僧ニ天空和尚ト申ス人大胡長興寺第一世トシテ住持ノ勸当山寺開山ニ願之夫ヨリ法嗣相統シ来リ曹洞宗一派ト相定申候。

一、女淵落城之以後只今境内之寺来右ノ大檀那故新井刑部右衛門法名久安全良ト申シ天正年中之位牌当寺ニ立来申候也

一、古来ヨリ証文等モ無之候ヘバ委細書上不申候寺ノ開基モ年代遠速ニシテ難計候得共開山開基相定候以来百四ヶ年余ニ可相成存候境内老老欝拾歩御水帳ニ載先年ヨリ御除地

ニ御座候先規ノ通り此度ノ御換地ニモ御除地ニ御換地奉願  
候正徳三己年五月四日換地役人堀井竹右衛門殿右之通り書  
上仕候爲其節開山開基御尋ニ付先規ノ通り御書上仕候

寛政十一年十月

上州勢多郡女瀧

曹洞宗 竜光寺住職

明治五壬申年

千明 宏禪

六月

檀徒総代

真下徳三郎

一、境内 東西五六間 面積 二反八畝三步  
南北二五間

一、檀信徒 一八〇余戸

一、境内 豊川天(豊川稲荷)を祀る。

一、什宝 開基の墓碑

板碑三弘安六年(一一八三) 永和五年(一一三七  
九)の紀年銘あり。

※明治一二年 寺院明細帳

明治六年 寺院調査御届

昭和四〇年 寺院要覧

○電 源 寺 語 白藤

泰雲山慈眼院竜源寺

曹洞宗

一、本尊 観音脇立 不動尊、毘沙門

寺 院

一、本堂 間口八間半 宝暦四年(一七五四)

庫裡 間口五間 明治元年(一八六八)

鐘楼 一間四尺四方 明和四年(一七六七)

山門 間口一間二尺 享保二年(一七七一)

奥行三間

一、由緒 明応元年(一四九二)三善越前守開基、開山は関

東三利下野大中寺二代培芝正悦禪師である。開創は新里村

山上郷之内芝五万堂といふところであつたといふ。

寺蹟三百石、門前科五六石を額有していた。永正六年

(一一五〇九)赤城山よりの野火のため堂塔悉く焼失する。

永正七年、現在地へ堂塔を再建。譜城主蕃備中守、再興

の開基なり。盛時末山二五ヶ寺といふ、現在は九ヶ寺、小

本寺別格である。永正一七年(一一五二〇)四世住持、伝葉

善迦和尚の在住二十六年、中江湖会親行七解中一會千人と

称さる。この時大衆、禪師の徳に感じ、大般若経六百巻を

淨写し、禪師の法体建園の祈願をこめ三夜尺赤城神社に奉

納する。

元龜三年(一一七二)隣城落城の縣兵火で炎上、諸堂子、

宝物類悉く灰燼となる。

天正二年(一一五七四)八世の伝文東和尚の時、本堂及諸堂

再建する。

宝永四丁亥年(一七〇七)正月一六日隨意会小本寺とな

る。

享保十年（一七二五）一二世住職まで、末寺二五ヶ寺あり。

寛延三年冬（一七五〇）またまた炎焼し講堂及書類等焼失し由緒不詳のこと多し。

歴代住職名僧多く、電燈伝説等あり電燈桜門前にあり、村人ひでりが続くと大尊して血脈を幸持して赤城山に登り、小沼に血脈を放流し慈雨を求めた。大正末期まで、この行事がみられた。

- 一、境内 東西五一間 面積 八反一畝二歩  
南北六六間

（三）堂 字 誌

堂字の方も、明治十二年の寺院明細帳を主に、柏川村文化財（六集、一〇集）等から補ってまとめた。

○不動堂 室沢 赤城山滝沢

- 一、本尊 不動尊

- 一、堂 間口五間半 奥行三間半 籠堂

- 一、由緒 本尊は銅製の立像である。応永十三年（一四〇

六）七月一日造立といわれている。当国（上野国）邑楽郡

佐貫庄司又太郎藤原沙弥道広の寄進という。

江戸後期、修験の一明院別当職をつとめる。

- 一、宝物 本末行契牒 一冊折本

随意会御免牒 一通

室永四丁亥正月十六日

大般若経 六百巻箱付

正徳五乙未年十二月

施主 前皆戸村 松村与次右衛門

置渡像掛物

- 一、檀信徒 二百七十五戸

※明治二八年 寺院取調書

昭和四〇年 寺院要覧

天明年間（一七八一〜一七八八）新里村関竜興寺別当となる。明治十年から室沢、全徳寺持となる。

堂子柏川の右岸、石段を登ると一大岩窟あり、本尊、籠堂がある。

- 一、境内 一、九一七坪

なお本尊は右腕、両脚、火炎欠損、手許不動、火炎不動と称して他にまつられているといわれている。

○薬師堂 月田 常法寺

一、本尊 薬師如来 (石仏)

一、堂 東西七尺  
南北六尺

一、由緒 不詳 東寿寺持

一、境内 二二坪

城内に庚申、供養塔などの石造物多し。

○薬師堂 新屋

一、本尊 薬師如来 (石仏、元禄二年銘)

一、堂 間口一間半  
奥行一間半

一、由緒 不詳

一、境内 東西四間五尺 面積 一畝一六歩  
南北九間二尺

※境内地に凝灰岩の古仏あり

○阿弥陀堂 深津 小野丸

一、本尊 阿弥陀如来

一、堂 間口六間  
奥行二間半

一、由緒 不詳

一、境内 八三坪

○観音堂 女淵 前藏場

一、本尊 聖観世音 (木像五尺八寸伝行基作)

一、本堂 間口三間  
奥行四間

一、由緒 不詳

一、境内 二四四坪

一、什宝類 御前観音像 (木彫、天明三年作) 大般若經 六百卷、子育観音像 (木彫、文化四年銘)、堂城内石造物多

い。

○薬師堂 女淵 宿手院境内

一、本尊 薬師如来 (木像)

一、堂 間口二間半 現在荒廃す。  
奥行二間

一、由緒 不詳 眼病治療の信仰

一、境内 八〇坪  
百万遍念仏供養の大数珠 (二丈一尺) あり。

○観音堂 女淵 新宿

一、本尊 十一面観世音 (石仏)

一、堂 間口三間 現在焼失  
奥行二間

一、由緒 堂の一带の畑を行基の原という、深く耕すと今の

火酒壺に似たる古陶器 (骨壺) 出る。昔墓地と伝う。また、行基が多福寺の聖観音を刻んだ地ともいう。

一、境内 二〇坪

## 滝沢不動について

浴 革

赤城山の南麓、小沼沢の辺に鎮座し給ふ滝沢不動尊は人皇第九十九代後小松天皇の御宇応永十三年七月一日、上野国邑栗郡佐貫庄庄司藤原又太郎沙弥道広と云ふ豪族が上野国南勢多郡苗ヶ島村弥源司の西を流れる沖沢川の辺りで下

野国佐野の鑄造師に鑄造させ、滝沢の洞窟の内へ奉斎したものである。奉斎された当時は、周開略三尺あり、厚さ五楕円型で淡黄色の軟質石で作られた大磐石と称する台座の上に右足を半歩位右前に踏んで立ち給ひ、また背には火焰を負ひ給ひ、右手には降魔の御剣を持ち給ふた身の丈二尺八寸、重量二十五貫ありと伝えられている銅製の尊像である。

いつの頃かその火焰は何者かに依って上野国の富岡の里に持ち去られ、また右の御手も弘治二丙辰年十月に上杉謙信の上州討陣の折に武蔵国下手許の里へ持ち去られたと伝えられ、兩脚もまた明治の初めに勢多郡関村竜興寺の仕儀に依って折り取られ、大磐石も共に掠め取られて同寺に今も尚遺留されているのである。

降って天明二戊年十二月には由緒ある不動堂は失火のために全焼したのである。敬虔なる信徒は挙って堂宇の再建のために浄財を喜捨し、勞力を奉仕し、六歳余の歳月を閲して天明八年戊申三月には以前に優る壯嚴な不動堂が出来し、御本尊は信徒達の歡喜の裡に入仏したのであつ



滝 沢 不 動

た。

此頃は既に室沢村の一明院は退転し関村竜興寺方に依って守護別当職を奉仕されていたのであった。滝沢の堂宇より竜興寺と峯の不動堂に至る参道は整へられ、「道しるべ」の丁杖の打たれたのもこの頃のことであった。

災厄は重り来つても、天明八年の十月には再び不慮の大災で不動堂は灰燼に帰し、信徒の落胆は察し余りあったことが窺はれる。斯様な折り重なる災害にも神威は消滅することなく、目を追うて愈々顕現され、世人の不動尊への信仰は愈々昂まり、文化の頃にはその最高潮であったとも考へられる。文化五年十月には小沼沢から左岸の尾根へ登り詰たところに不動尊の石像が奉獻され、前不動の名で知られ、また境内の各所に石像の観世音菩薩に和歌を刻んだ百体もこの頃の建立と謂われている。

その頃には、既に七十有余年の間、竜興寺に依って滝沢の不動堂は別当の奉仕が行なわれて来たので、不動尊や堂地山林等の財産を竜興寺の所有物と見なすやうになり、これら財産の処分は専横の振舞も歳を経るにつれて募り、住職尊純などは殊に甚しく、議定書の取極を蹂躪って、境内の松杉等を、無断伐採しては竜興寺へと運び去つたと云う不跨極まる仕儀も再四ではなく、これを見兼ねた室沢村は名主の石原孫兵衛を訴訟惣代として尊純を相手として出入をし、二ヶ月を閲して天保十四年十月に竜興寺方の敗訴となった。竜興寺の住職尊純は関村の名主清太夫を差添人として加判を乞い、石原孫兵衛宛に詫の一札を差出して別当職の取放ちに免れたのであった。不動堂の管理をめぐって双方の感情の縫はれは更に解ける術もなく、利欲は長じて盲執となり、煩惱の虜となった竜興寺の住職は明治二己年、滝沢不動尊当地山林等の管理に室沢方の言分は当を得ないものとして訴訟を起して吟味中、時世の転変は明治の維新となり、尊神毀積の御題目に基づいて本地垂迹の両部を主張し教義とする修験道が御廃止となり、そのため室沢村の修験道一明院の再興は不可能となったので室沢村方一同は議定書の取極めに依って不動尊の返還遷座のその当時は本

尊が龍興寺にあった希望を申出たところ頑迷な住職の秀尊の容れるところとならず、明治六年に室沢村方は止むを得ず遂に、訴訟を起すに立ち至ったのであった。この訴訟こそ滝沢不動尊を信仰する信徒に対し、光明と信念とを与えた意義の裁判であった。世の人はこれを編谷裁判と呼んでいる。その訴状は次のようなものであった。

## 本 文

御管下北第八大区一ノ小区勢多郡室沢村戸長河原五兵治、石川岩三奉中上候、村方地内小字滝沢不動尊別当職之義ニ付書面ヲ以以(下虫喰欠のため不明)

当村字滝沢不動尊之義ハ村方修驗道一明院別当職相勤未候所右一明院近古不如意致レ終ニ及退転ニ其隣隣村龍興寺別当致シ度中ニ付キ幸ニ一願ニ置守義為致置候、然ル迄年ヲ経龍興寺ニテ不法押領致シ候ニ付キ天保十四卯〇一月中御出訴申上候迄龍興寺尊純ヲ御呼出ニ相成御理解被仰問仍之同十一月中扱人共立入熟議内済ニ相成候、別紙写之通り一明院再興ノ節ハ可相返ハ右議定相破リ候如不法等有之再興ニ不控別当職取戻シ候茂一言之義中間敷ト証書取置、内済仕候所龍興寺住職秀尊私……虫喰……ニテ

御一新之御趣旨茂奉殿不仕候右不動尊ニ托シテ近里遠郷之無別義摩講ヲ勤メ衆民ヲ誰カシ全般ヲ掠取候ニ飲酒ニ長ジ其ノ以不法預備ニテ近來ノ堂宇等上普請等茂一切不仕候、此假捨置候テハ自然堂宇モ潰レ終ニハ跡形モナク可相成テハ唐候得共近ク一明院再興可致心組ニテ夫迄不帰依ナガラモ預ケ置

熊谷裁判は室沢方の勝訴となり明治八年に滝沢の不動堂へ入仏したのであったが、龍興寺方の頑迷のために御剣は

## 候所

今般御改正ニ付候修驗道御座シ之御告布仍而ハ弥再興不相成候へ□一明院親類始メ村方一同中合村方全徳寺へ合併仕候仍而滝沢不動之義茂一明院□□内候得共此度□□龍興寺ノ取戻全徳寺ニ守護可致度段村方一同談事之上龍興寺ニ及掛合候旭仲々不法中旁不相返面己ナラズ当区长調所迄龍興寺ノ出訴申出候ニ付私共茂調所ニ被呼出仍テハ古書類差出候所区长ニ於テモ室沢村ニ可相返趣龍興寺ニ御説諭有之候得共中々以テ聞不申其假ニ相成唐候然ル所尚又今般御得ニ預リ幸ニ書面ヲ以テ奉申候何卒右次第ニ御座候得共村方ニ取戻ニ相成候様被仰付度奉願上候龍興寺ニ預ケ置候而ハ御一新之御主意ニ不昌候段何分ニ茂恐入候得共吳々茂取戻方奉懇願候

右之通相違無御座候以上

室沢役人中

明治六年八月三日

区 長

副 区 長

熊谷県令河瀬秀治殿

掠められ、足は拗ぎ折れ、大盤石も横領され、銅木尊は不具となった。

その後は室沢村の曹洞宗全徳寺の守護奉仕するところとなり、堂宇の修復もなり、明治十七年には現存する御願堂も造営され、境内も、その模様は面目を改め、真摯な行者達の奉仕に依って不動尊の靈験愈々顕現し、衆生済度の靈山として赫々たるものあり。

### 本尊

滝沢不動尊の本尊は、背に火焰を負い、右手に降摩の御剣を持ち、左手には索を握り、大盤石の上に立ち給ふた銅鑄製の立像であった。その

身長 貳尺八寸 重量 貳拾五貫

不動明王の本尊は応永十三年七月一日に上野国邑楽郡佐貫庄の庄司、又太郎藤原沙弥広道という豪族が鑄造せしめて奉斎したものである。尚銅像の鑄造の場所は明らかではないが、勢多郡三夜沢前社司桜井氏宅に伝わる古文書及び、赤城南麓に伝わる古文書及び赤城南麓に伝わる口碑に依ると、上野国勢多郡鼻毛石の弥源司の上野で鑄造されたとも言い伝えられ、その附近から銅の鑄解に用いられた火山石で造られた畑や金葉などもしばしば発見されたものであると。

本尊の右腕 本尊の右手は肘の関節部からもぎ取られ、現在では、武蔵国大里郡八基村大字下手許の鹿島神社の社務所に安置されていて手許不動明王の本尊の胎内に入魂されていると。

本尊の火焰 不動明王が背に負うていた火焰は、恐らく修



滝沢不動尊

願道の行者が靈験の赫灼たる滝沢不動尊を宣伝する目的のためにもぎ離して、上野国群馬郡の室田の町へと持ち去りこれを本尊として火焰不動尊を鎮座したものと伝えられている。尚室田の町へ勧請した時機は何頃であったか不明ではあるが、天明以降であったように推察できるのである。

本尊の脚 本尊の両脚は、勢多郡関村の新義真言宗の竜興寺の本堂に安置されている。無惨にも両脚は香の上の端より三分位の処から挫折されている。足の幅は一寸五分位でまたその長さ三寸位であって、一見、三、四歳の幼児の脚の大きさに似ている。その定の裏には、幅一寸二分位、長さ二寸位でその高さは一寸五分位の角の筋があるのでこの脚の目方は、約五百匁位である。

大 盤 石

大盤石は周囲概ね三尺位あり、またその厚さは約五寸位の淡黄石で出来ており、上部と底部はのみで平らに仕上げられており、全体の形体はやや楕円形の厚板のような感じのするものであって、不動明王の足の裏にある角筋を嵌め込むために二つの角の穴が穿つてある。

註 この脚と大盤石とは、鎌谷裁判の後に、不法にも抑留し、室沢方の奪還を恐れて、勢多郡関村字峯の小池仲五郎氏宅の倉に隠蔽されており、関村と室沢村との確執の余燼のさめるのを待って、竜興寺へ遷したものであった。竜興寺では、抑留品に対する室沢村の関心呼び起こすことを恐れてか、この厨子を開帳すると眼が潰れると言い伝えて開帳をしなかった。懐徒総代ですらその存在を知らない有様であった。この存在を確認した筆者は、昭和二十六年一月十一日、竜興寺の懐徒総代をつとめている六本木義治を帯道して、五寸余の雪を冒して訪ずれ、当代の住職頼下師の先導にて本堂に赴き通経裡に厨子を開帳し、その存在を確認した喜びに浸りながら、脚を手にして不動明王の本体と同質の金属であり、不動明王の肢体の一部であることを更に確認した。

この不動尊の本尊のように肢体が支離滅裂になっているものの例を聞いたことがない。このような所為は不動明王への狂信的な行者達の「御分体」とか「御分身」とか言う美辞に隠れた忌わしい破壊行為である。かように由緒のある仏像の肢体の散逸したことは洵に悲しむべきことである。

参 道（丁杭）

滝沢不動の丁杭は不動堂から、関村の峯の不動堂と同村竜興寺への参道の道しるべとして、峯の不動堂まで七十四本、関村川端の追分から竜興寺まで四本、合せて七十八本打たれてある。

建立の発願者は勢多郡関村竜興寺の中興の祖と云われる住職尊盛である。最初の石杭は不動堂より一丁足らずの苗ヶ島村大通竜神社の神殿の東南方三十間の位置にあり大岩を背に負い、半ば土石に埋れ苔むしている。背面に天明八戊申年六月建之の銘が刻まれている。百六十三年前にあたる。

故に天明八年三月、不動堂が落成し不動明王の入仏の記念事業であったとも考えられるのである。

丁杭は、幅八寸二分、厚七寸八分、地上の露出部は概ね二尺四寸で正面の上部に梵字を配し、その下に丁程が刻まれている。

不動堂を振り出しに、朱塗の神橋を渡って小沼沢の右岸に出て大通竜神社の拝殿の前を経て再び小沼沢を渡り踏岸を辿ること六丁余で小径は次第に爪先登りとなり、更に一丁余にして前不動に辿りつく、長峯の頂上に出ると八丁を伝える丁杭がある。これより螺沢へと降り小沢の辺りを辿ること数町にして再び長峯の東麓にて、しばらくして大猿川の畔りに至る。右岸を辿ること数町余小筋を涉って

一丁目の丁杭



中之沢地先の坂をのぼり、二町余にして一里塚に至る。これより十三町余りで板橋村地内に入り、赤坂、中郷なかごう、前原西原などを経て関橋を渉ると程なく参道は二筋となり、一筋は東南に向い、二町にして峯の不動堂に至り、一筋は東北に転じ、関村の川端、中通などを迂回し竜興寺へと至る。この間に丁杭はいづれも同質の石材が用いられ、同一の規格に造られている。

想うに、不動参道に打たれている丁杭は僧尊盛の発願により土を起したのであったがその峻川を見ずに住職をやめたか或は死亡したかはずれにしても工を半ばにして身を引いたことは、一丁目と七十六丁目の丁杭に刻まれてある前住尊盛建之の銘に依って、明らかである。要するに天明八年三月に工を起し、三ヶ月にして竜興寺へ、四ヶ月にして峯の不動へと完工したものである。

従って滝沢不動よりの参道の、竜興寺への重要性が窺われ、峯の不動の参道は第二義的に考えられていたことも明白であり、後世問題になった竜興寺の滝沢不動横領の意図は、既に丁杭の建設の際は芽生えていたことが窺われるのである。即ち意図の端的表現として考証の価値あるものと云わねばならない。

このような由緒ある丁杭も現在では道路の改修、変更または心なき者の悪戯などに依って欠ける処の多いのは遺憾と云わねばならない。

一里塚は勢多郡室沢村の中之沢地内にあつて高さ概ね三尺、底辺の周囲は二十四尺あり、半円型の塚である。その上には三十六丁目の石杭があり、雑草は半を没し、野茨は鈍なり、蒼然たる苔は文字を覆う。

口碑に依れば塚には経文が埋められてあると云い、天明の頃にはこの附近に茶屋などあり、参詣人は小憩をとり長途の疲れを医した処があるとも云う。

〔いつたえ〕

人の云い伝えるところによれば、不動明王の本尊は、越後国頸城郡須賀谷の不動明王にして、当国の城主上杉謙信影虎入道の守本尊であつて、謙信が戰場を往来する時は常に自から背い合戦し、勝利を博したものであると。

謙信が小田原の北条攻めを志すや、弘治二年の十月に須賀谷不動尊を奉持して上野国の赤城明神に戦勝を祈念せんとして大洞に登り、大通竜神社にも参詣し、小田原に攻め下ろうと滝沢を発進しようとする。不動明神は滝沢の聖地を捨て給うを能わず、謙信が背に負わんとするやそれ背じ給わず。全身に玉の雫を浮べ拒み給うたので、謙信は明王を捨て去るを忍ぶべからず。護刀を以つて右腕を断切り、小田原路へ向えしと。その時より本尊は滝沢の谷に鎮座し給うたのであると。世の人、これを片手不動とも謂えり。

また古老は云う。明王を相撲不動と。邪心を捨て、取り組むならば三歳の童子たりとも投げけることを得せ給う。もしも心に慢することあらば強力の壮者たりとも寸分も揚ぐるを得させ給わずと、明王の神意を逆らいて、神体を弄ばんと欲すれば、全身に玉の汗を浮かべて拒み給えりと。『在瀑布南槽河之傍、安銅像之不動、此像甚神靈、人称角力則小兒之拳、若又欲量轻重、則雖有力者、不能拳之』と云われ、角力不動、又片手不動と云われしと。須賀谷不動尊が滝沢に鎮り給うや、越後の信徒は本尊を失い、やむをえず木像を刻みて信奉せりと。

〔手許不動尊の由来〕

そもそも手許不動尊の由来は、上杉謙信が小田原へと軍勢を進めんとて武蔵国大里郡手許の郷を過ぎんとするや、眠気しきりと催し馬上に居るを能はず、近くにありし鹿島神社の境内に立寄りて休息するや、忽ちに熟睡に落ち、不動明王夢枕に立ち給うて宜うに

我が腕を切りたるばかりか あまつさえ 何処の地まで持ち去る所存にや

憎むに足る心情にや、若しも汝が邪心を改むること知らざれば武運拙なるかし

謙信はふと眠りより覚め、自己の非を悔い、不動明王の腕をその地、鹿島神社の神官に托し、神前に頼づきて戦捷を祈念して軍を進めしと。

かかる縁起に由り、鹿島神社の社内に鎮座せりと。世の人伝えて手許不動尊と謂う。

〔手許不動尊奇談〕

昔、武蔵国大里郡手許の郷に二人の博徒あり、手許不動尊の御利役に疑念をいだきて、或夜その二人は村の居酒屋にも酒をくらいて争い、その果に、その真疑をためさんものとして不動堂に押入りて、その胎内に明王の腕を奉安せると言伝えられる張子の不動尊を背後より長刀を浴せて、ためし切りにせるや、不思議にも大刀跡より、血潮が噴きたり

これを見た二人は偉駄天走りに流れの畔に至り、長刀の血しおを洗いたりと。これよりこの地を血洗島と名づけたりと。

境 内

滝沢不動堂の境内は一九四四年の頃までは至る処に樹令六百年を数える老杉うっ蒼として天を摩し、千古の幽邃の気を湛え清涼身に迫り、一度、此の地を踏むや、鬼氣迫りて肌に粟し、神人一如、自から神氣は清浄となり、邪念六根の解説の霊場の感を深くする。地積は千積は千九百十七坪を数え、奇岩奇石が現没し、昭和二十二歳の秋のカスリン台風に依る洪水は巨岩を移流し、巨杉を倒し、御龍堂をも危険にさらすに至り、その五分の一を崩壊した。昭和二十六年の五月一日より復興砂防工事が始められた。この工事に対し、室沢の信徒四百五十有余人の勤勞奉仕があり、延人夫二千五百余を費して、九十二段―百五十メートルの石段をも併せ完成するに至った。

#### 四 その他の信仰

修験道という神仏習合の信仰は江戸時代だけで、明治期に入って廃止された。本山派に

勢多郡住心院直同行 月田 宝学院、室沢 福寿院、月田 光善寺、三ヶ寺があり、当山派としては西田面に松本院（滝本普）があった。

その他に俗信的な形のもので人々の中にはいつたものがある。今、道の片隅に立っていたり、寺院、堂宇の境内や城内の片隅にひっそりと立っているものの中には過去に人々の信仰を集めていたものもある。

人々の病苦を救済する仏としての薬師信仰が多い。特に眼病に対する治療を願う薬師が目につくが、戦前の不衛生な生活から多かった、トラコーマ等の目の病気を考えると、これを治してと願う信仰の対象の多いのも理解できる。地蔵は大慈悲を持って苦しみを抜いてくれる、弱者を救済する仏さまとしての信仰が広くひろまっていた。特に子どもを守る子安地蔵、子育て地蔵などが多い。地名などから考えると観音の信仰も多かったと思われるが、観音もまた、

救世護身の仏さまであった。



仏石の傍路

名 称	所 在	備 考
薬師如來	宅沢湯之口	石仏 鉾泉南薬師堂
長崎大地蔵尊	〃 洞	石仏 明和二年七月
笠被地蔵	稲里鎌田	石像 享保四年六月
ひいらぎ薬師	〃 宅廻	石塔 癡 灰 岩
寒念仏供養塔	〃 〃	宝曆四年 村中
六地藏塔	深津打越	天明三年
首千薬師	〃 友成	寒念仏供養塔
びんづる 寶頭虚尊	〃 西遊	石宮 眼病治療の俗信
薬師堂	田面下 東面	万病を治す法力
薬師堂	田面一日市	薬師堂
おしやれこ	中、中町	東西の薬師堂 東木彫、西石仏
大日堂	〃 寺後	石宮 眼病治療の信仰 慶安三年

(粕川村文化財一〇集より)

昭和四十七年十二月一日 印刷  
昭和四十七年十二月十日 発行  
（非売品）

編集者 柏川村誌編纂委員会

委員長 金子裕

発行者 勢多郡柏川村

村長 眞下文雄

発行所 群馬県勢多郡柏川村役場

印刷所 朝日印刷工業株式会社

前橋市元総社町六七

製本 東京・福島製本工場